

傷害総合保険ご契約のしおり・約款集

★ 傷害総合保険普通保険約款および特約 ★

(13)

ご契約者の皆様へ

- この「ご契約のしおり・約款集」は傷害総合保険契約についての大切なことがらを記載したもので、必ずご一読いただき内容をよくご確認願います。また、ご契約いただいた後は、保険証券（または保険継続証）とともにご契約満了まで大切に保管くださいますようお願いいたします。
- 保険のご契約者以外に被保険者（保険の対象となる方）がいらっしゃる場合は、その方にもここに記載した内容をお伝えください。また、ご契約の際はご家族の方にもご契約内容をお知らせください。
- ご契約後、1か月以上経過しても保険証券（または保険継続証）が届かない場合は、お手数ですが損保ジャパンまでご照会くださいますようお願いいたします。ご照会に際しましては、領収証番号、保険の種類、保険期間（ご契約期間）および取扱代理店名をご連絡願います。
- ご契約後にご通知いただきたい事項については、11ページの「ご契約締結後にご注意いただきたいこと」に記載していますので、必ずご確認ください。
- 損保ジャパンでは皆様の「安心」を常に考え、サービスの向上に努めてまいりますので、今後ともお引き立てのほど、よろしくお願い申し上げます。
- おわかりにくい点、お気付きの点がございましたら、ご遠慮なく取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

[ご注意] 口座振替制度（初回保険料の口座振替制度を含みます。）をお申込みのお客さまへ
保険料はお客様ご指定の金融機関口座から所定の振替期日に振り替えさせていただきます。振替開始月を
同封の保険証券（または保険継続証）で必ずご確認ください。



株式会社 損害保険ジャパン

代理店の役割

ご契約内容についてのご照会等は取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。

取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ（<http://www.sompo-japan.co.jp>）に掲載の個人情報保護宣言をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。

● 目 次 ●

1 傷害総合保険の補償内容（基本契約および主な特約）	2
1. 保険金をお支払いする主な場合	2
2. 保険金をお支払いできない主な場合	7
3. その他の主な特約	9
2 ご契約締結時にご注意いただきたいこと	10
1. 申込書のご記入にあたっての注意点（告知義務等）	10
2. 死亡保険金受取人の変更について	10
3. 保険料は、ご契約と同時に支払いください	10
4. ご契約内容、事故報告内容の登録および確認について	11
3 ご契約締結後にご注意いただきたいこと	11
1. ご通知いただく事項について（通知義務等）	11
2. 重大事由による解除等	11
3. 被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について	11
4. 保険料の払込方法を分割払とする場合の第2回以降の分割保険料のお支払いについて	11
5. 解約と解約返れい金	12
4 事故が起った場合	12
5 保険金ご請求の手続き	12
6 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合	13
7 保険会社破綻時の取扱い	13
8 ご契約が満期になったら	13
9 適用される保険約款	13
10 用語のご説明	14
11 傷害総合保険普通保険約款および特約	15

1 傷害総合保険の補償内容（基本契約および主な特約）

1. 保険金をお支払いする主な場合

被保険者（保険の対象となる方）が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします（「病気」は保険金お支払いの対象となりません。）。

(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

「急激」とは、突然に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることがあります。

(注) 靴ずれ、車酔い、日射病、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

(注) 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額
死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に発生した事故によるケガに対して、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。
後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険年度ごとに、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。
入院保険金 (入院1日目から補償)	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合	入院日数に対し、1,000日 ^(※) を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 (※) 入院保険金支払限度日数変更特約（180日）をセットされた場合は、180日となります。
手術保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額を手術保険金としてお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。
通院保険金 (通院1日目から補償)	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院 ^(※) された場合 (※) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。	事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 (注) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複しては通院保険金をお支払いしません。
介護保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じ、所定の要介護状態となった場合	181日目以降の重度後遺障害による要介護状態である期間に対し、1年間にわたり、介護保険金年額をお支払いします。重度後遺障害による要介護状態である期間に1年未満の端日数がある場合は、1年を365日とした日割計算により介護保険金の額を決定します。
被害事故補償保険金	被保険者が被害事故により、死亡された場合または所定の重度後遺障害が生じた場合	所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。 ① 自賠責保険等からの給付 ② 対人賠償保険等からの給付 ③ 加害者等からの賠償金 ④ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律からの給付など

特約の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額
個人賠償責任補償特約 (国内外補償)	<p>住宅（※1）の所有・使用・管理または被保険者（※2）の日常生活（住宅（※1）以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <p>（※1）「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時に居住の用に供される住宅を含みます。</p> <p>また、この住宅敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>（※2）この特約における被保険者は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本人 ② 本人の配偶者 ③ 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族 ④ 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子 ⑤ 本人の親権者またはその他の法定の監督義務者（ただし、本人が未成年であって、本人に関する事故にかぎります。） <p>なお、被保険者の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p>	<p>損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（免責金額はありません）。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、個人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p>
借家人賠償責任補償特約 (国内のみ補償)	<p>日本国内において被保険者（※）が借用・使用する借用戸室を火災・破裂・爆発により損壊したことにより、被保険者（※）が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <p>（※）被保険者には以下の①または②のいずれかに該当する者を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 借用戸室の賃借名義人が被保険者と異なる場合はその賃借名義人 ② ①に該当しない被保険者の親権者またはその他の法定の監督義務者。ただし、被保険者が未成年であって、被保険者に関する事故にかぎります。 	<p>損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（免責金額はありません）。ただし、1回の事故につき損害賠償金は借家人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p>
受託品賠償責任補償特約 (国内での受託品について国内外補償)	<p>被保険者（※1）が日本国内において受託した財物（※2）について住宅内で保管中または一時に住宅外で管理中に損壊・紛失・盗難が生じ、法律上の賠償責任を負った場合</p> <p>（※1）この特約における被保険者は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本人 ② 本人の配偶者 ③ 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族 ④ 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子 ⑤ 本人の親権者またはその他の法定の監督義務者（ただし、本人が未成年であって、本人に関する事故にかぎります。） <p>なお、被保険者の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p> <p>（※2）次のものは保険の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ■ 貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ■ 自動車、原動機付自転車、船舶（ヨット、モーターボート等を含みます。）、航空機 ■ 銃砲、刀剣 ■ 山岳登はん、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ■ 動物、植物 ■ 建物（付属設備を含みます。） ■ 公序良俗に反する物 <p>など</p>	<p>損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします。ただし、損害賠償金については、受託品の時価（※1）を基準に算出した損害額から免責金額（1回の事故につき5,000円）を差し引いた額とし、お支払いする損害賠償金の額は、保険期間を通じて受託品賠償責任の保険金額を限度（※2）とします。なお、賠償金額の決定については、事前に損保ジャパンの承認が必要です。</p> <p>（※1）「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。</p> <p>修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。</p> <p>（※2）保険期間が1年を超える契約においては、保険年度ごとに受託品賠償責任補償の保険金額を限度とします。</p>

特約の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額
携行品損害補償特約 (国内外補償)	<p>偶然な事故により携行品^(※)に損害が生じた場合 (※) 「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される保険証券(または保険継続証)記載の住宅(物置、車庫その他の付属施設を含み、敷地は含みません。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。</p> <p>(注) 次のものは保険の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■コンタクトレンズ、眼鏡 ■義歯、義肢その他これらに準ずる物 ■動物、植物 ■自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ■手形その他の有価証券(小切手を除きます。) ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物など 	<p>被害物の再調達価額^(※1)を基準に算出した損害額^(※2)から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度^(※3)とします。</p> <p>(※1) 「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、再調達価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。</p> <p>(※2) 貢金属等については時価(同等などを新たに購入するのに必要な金額から、使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。)を基準に損害額を算出します。</p> <p>(※3) 保険期間が1年を超えるご契約の場合は、保険年度ごとに携行品損害補償の保険金額を限度とします。</p> <p>(注) 乗車券等、通貨、小切手、預貯金証書、印紙または切手については合計して5万元を損害額の限度とします。</p>
住宅内生活用動産補償特約 (国内のみ補償)	<p>① 損害保険金 住宅^(※1)内に所在する生活用動産^(※2)で、被保険者または被保険者と生計を共にする親族が所有する物について、日本国内における偶然な事故によって損害が生じた場合 (※1) 「住宅」とは、保険証券(または保険継続証)記載の住宅をいい、物置、車庫その他の付属建物を含み、敷地は含みません。</p> <p>(※2) 「生活用動産」とは、生活の用に供する家具、じゅう器、衣服、その他の生活に通常必要な動産をいいます。</p> <p>② 臨時費用保険金 ①の損害保険金をお支払いする場合において、事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に費用が生じたとき</p> <p>③ 残存物取片づけ費用保険金 ①の損害保険金をお支払いする場合において、損害を受けた生活用動産の残存物の取片づけのための費用が生じたとき</p> <p>④ 失火見舞費用保険金 保険の対象または保険の対象を収容する建物^(※3)から発生した火災、破裂または爆発によって、第三者の所有物の滅失、損傷または汚損が生じた場合 (※3) 日本国内にかぎります。</p> <p>(注) 次のものは保険の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■コンタクトレンズ、眼鏡 ■義歯、義肢その他これらに準ずる物 ■動物、植物 ■自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ■手形その他の有価証券(小切手を除きます。) ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物など 	<p>① 損害保険金 再調達価額^(※1)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、住宅内生活用動産の保険金額を限度^(※2)とします。</p> <p>(※1) 「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。</p> <p>(※2) 保険期間が1年を超えるご契約の場合は、保険年度ごとに住宅内生活用動産の保険金額を限度とします。</p> <p>(注) 保険の対象が貴金属、宝玉または宝石もしくは書画、骨どう、彫刻物その他の美術品である場合は、1個、1組または1対のものについては各30万円を、乗車券等、通貨、小切手、預貯金証書、印紙または切手については合計して5万元を損害額の限度とします。</p> <p>② 臨時費用保険金 損害保険金の30%に相当する額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。</p> <p>③ 残存物取片づけ費用保険金 損害保険金の10%に相当する額を限度に残存物取片づけ費用の額をお支払いします。</p> <p>④ 失火見舞費用保険金 被災世帯^(※1)の数に1被災世帯^(※1)あたりの支払額(20万円)を乗じて得た額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、生活用動産の保険金額または損害額の再調達価額^(※2)のいずれか低い額の20%に相当する額を限度とします。</p> <p>(※1) 「被災世帯」とは、失火見舞費用保険金のお支払い対象となる損害が生じた世帯または法人をいいます。</p> <p>(※2) 「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。</p>

特約の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額
救援者費用等補償特約 (国内外補償)	<p>保険期間中に次の①から③までのいずれかに該当した場合</p> <p>① 被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合</p> <p>② 急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なことが公的機関により確認された場合</p> <p>③ 住宅^(※)外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガを原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合 (※) 「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される保険証券(または保険継続証)記載の住宅をいい、その敷地を含みます。</p>	<p>ご契約者、被保険者またはその親族の方が負担した次の①から⑤までの費用に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救援者費用等の保険金額を限度^(※1)とします。</p> <p>① 捜索救助費用 遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用</p> <p>② 交通費 救援者^(※2)の現地^(※3)までの航空機等の1往復分の運賃(救援者^(※2)2名分を限度とします。)</p> <p>③ 宿泊料 現地^(※3)および現地^(※3)までの行程における救援者^(※2)のホテル等の宿泊料(救援者^(※2)2名分を限度とし、かつ、救援者^(※2)1名につき14日分を限度とします。)</p> <p>④ 移送費用 被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用または現地から病院等への移転費。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から差し引きます。</p> <p>⑤ 諸雑費 救援者の渡航手数料および救援者^(※2)または被保険者が現地^(※3)において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費用等(国外20万円、国内3万円を限度とします。) (※1) 保険期間が1年を超えるご契約の場合は、保険年度ごとに救援者費用の保険金額を限度とします。</p> <p>(※2) 「救援者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。</p> <p>(※3) 「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。</p>
キャンセル費用補償特約 (国内外補償)	<p>被保険者、被保険者の配偶者または1親等内の親族の方の死亡、ケガまたは病気による入院(以下「キャンセル事由」といいます。)により、被保険者が予約していた特定のサービス(旅行等)の提供を受けられなくなった場合 (注) 被保険者の続柄は、キャンセル事由が生じた時におけるものをおられます。ただし、キャンセル事由が生じた日からその日を含めて30日以内に被保険者が婚姻の届出をした場合は、その配偶者をキャンセル事由が生じた時において被保険者の配偶者であったものとみなします。</p>	<p>被保険者または被保険者の法定相続人が負担したキャンセル費用から免責金額(キャンセル事由の発生1回につき1,000円またはそのキャンセル費用の20%のいずれか高い額)を差し引いた額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、キャンセル費用の保険金額を限度^(※)とします。 (※) 保険期間が1年を超えるご契約の場合は、保険年度ごとにキャンセル費用の保険金額を限度とします。</p>

特約の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額
ホールインワン・ アルバトロス費用 補償特約 (国内のみ補償)	<p>日本国内にあるゴルフ場(※1)において、ゴルフ競技(※2)中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合</p> <p>★ご注意ください！</p> <p>キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下の①から④までのいずれかを満たすときにかぎり、お支払いの対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① そのゴルフ場(※1)の使用者が目撃(※3)しており、署名または記名捺印された証明書が得られる場合 ② 会員となっているゴルフ場(※1)が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃(※3)しており、署名または記名捺印された証明書が得られる場合 ③ ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時・ゴルファーの個別確認等が可能なもので、第1打からホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎります。)が提出できる場合 ④ 同伴競技者以外の第三者(※4)が目撃(※3)しており、署名または記名捺印された証明書が得られる場合 <p>(※1) 「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。</p> <p>(※2) 「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。)し、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・パードゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。</p> <p>(※3) 「目撃」とは、ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入るのを、その場で確認することをいいます。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数(パー)より3つ少ない打数で打った最終打球がホール(球孔)に入るのを、その場で確認することをいいます。</p> <p>(※4) 「第三者」とは、例えば、前または後の組のプレイヤー、そのゴルフ場の従業員ではないショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。</p>	<p>被保険者が慣習として下記の費用を負担することによって被る損害に対し、ホールインワン・アルバトロス費用の保険金額を限度に保険金をお支払いします。保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。</p> <p>①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。) ②祝賀会費用(※) ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。)</p> <p>(※) 「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。</p> <p>(注1) ホールインワン・アルバトロス費用補償特約は、アメリカの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行なう方はお引受けの対象外となります)。</p> <p>(注2) ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払い限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。</p>
育英費用補償特約 (国内外補償)	<p>扶養者(※1)が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、扶養不能状態(※2)となった場合</p> <p>(※1) 「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で保険証券(または保険継続証)記載の方をいいます。</p> <p>(※2) 「扶養不能状態」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ② ①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じた場合 	<p>育英費用の保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>(注1) 育英費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払い限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。</p> <p>(注2) 育英費用保険金をお支払いした場合、被保険者が独立して生計を営むようになった場合、または、被保険者を扶養する特定の個人がいなくなった場合は、効力を失います。</p>

特約の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額
学業費用補償特約 (国内外補償)	<p>扶養者^(※1)が、保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、扶養不能状態^(※2)となった場合</p> <p>(※1) 「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で保険証券（または保険継続証）記載の方をいいます。</p> <p>(※2) 「扶養不能状態」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ② ①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じた場合 	<p>支払対象期間^(※)中に、被保険者が負担した次の費用に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>① 学資費用 被保険者が在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間に毎年必要となる費用（授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等）をいいます。お支払いする保険金の額は、支払対象期間^(※)中の各支払年度について、学資費用の保険金額を限度とします。</p> <p>② 進学費用 被保険者が進学する際に、進学する学校に納付する費用のうち、上記①の学資費用以外の費用（入学金、納付が義務付けられている寄付金等）をいいます。お支払いする保険金の額は、支払対象期間^(※)を通じ、進学費用の保険金額を限度とします。</p> <p>(※) 「支払対象期間」とは、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から保険証券記載の学業費用補償特約の終期までの期間をいいます。</p> <p>(注) 学業費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払い限度額は、学資費用保険金および進学費用保険金ごとに、それぞれのご契約のうち最も高い保険金額となります。</p>

(注1) 複数のご契約に上記特約等をセットされた場合は、補償に重複が生じることがあります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額を確認し、セットの要否をご検討ください。

(注2) 保険期間が1年を超えるご契約の場合、お支払いする保険金の額が上記と異なることがあります。

2. 保険金をお支払いできない主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金 後遺障害保険金 入院保険金 手術保険金 通院保険金 介護保険金	<p>① 故意または重大な過失</p> <p>② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故</p> <p>④ 脳疾患、疾病または心神喪失</p> <p>⑤ 妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥ 外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦ 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑨ 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</p> <p>⑩ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登攀はん、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>⑪ 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故など</p>
被害事故補償保険金	<p>① 故意または重大な過失</p> <p>② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③ 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの</p> <p>④ 地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑤ 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</p> <p>⑥ 被害事故を発生させた方が、次のいずれかに該当する場合</p> <p>被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者の3親等内の親族、被保険者の同居の親族など</p>

特約の種類	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任補償特約	<p>① 故意</p> <p>② 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害</p> <p>③ 地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>④ 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任</p> <p>⑤ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任</p> <p>⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任</p> <p>⑦ 心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任</p> <p>⑨ 航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両^(※)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>⑩ 環境汚染に起因する損害賠償責任</p> <p>(※) 次の①から③までのいずれかに該当するものを除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 主たる原動力が人力であるもの ② ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート（ただし、ゴルフカート自体の損壊により発生する貸主への賠償責任に対しては保険金をお支払いしません。） ③ 身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの <p>など</p>

特約の種類	保険金をお支払いできない主な場合
借家人賠償責任補償特約	<p>① 故意 ② 心神喪失による損害 ③ 借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事による損害 ④ 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 ⑤ 地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥ 借用戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償責任 ⑦ 借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任</p> <p>など</p>
受託品賠償責任補償特約	<p>① 故意 ② 被保険者に引き渡される以前から受託品に存在した欠陥 ③ 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 ④ 地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤ 自然発火または自然爆発 ⑥ 偶然な外來の事故に直接起因しない電気的・機械的事故 ⑦ 自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧ 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、雪または雹（ひょう）による受託品の損壊 ⑨ 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑩ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑪ 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任 ⑫ 受託品を使用不能にしたことによる起因する損害賠償責任（直接・間接を問いません。） ⑬ 受託品について通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に使用したことによる起因する損害賠償責任</p> <p>など</p>
携行品損害補償特約	<p>① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④ 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑤ 地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥ 欠陥 ⑦ 自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧ 機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨ 偶然な外來の事故に直接起因しない電気的・機械的事故 ⑩ 置き忘れまたは紛失 ⑪ 楽器の弦（ピアノ線を含みます。）の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫ 楽器の音色または音質の変化</p> <p>など</p>
住宅内生活用動産補償特約	<p>① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④ 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑤ 地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥ 欠陥 ⑦ 自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧ 機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨ 偶然な外來の事故に直接起因しない電気的・機械的事故 ⑩ 置き忘れまたは紛失 ⑪ 楽器の弦（ピアノ線を含みます。）の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫ 楽器の音色または音質の変化</p> <p>など</p>
救援者費用等補償特約	<p>① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④ 脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤ 妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 外科的手術その他の医療処置 ⑦ 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、ハンググライダー搭乗等危険な運動を行っている間の事故 ⑩ 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</p> <p>など</p>

特約の種類	保険金をお支払いできない主な場合
キャンセル費用補償特約	① 提供されるサービスが被保険者の職務遂行に関係するものである場合 ② 故意または重大な過失 ③ 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑤ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ⑥ 妊娠、出産、早産または流産による入院 ⑦ 戰争、外國の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨ 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	① ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルバトロス ② ゴルフ場の経営者または従業員がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス ③ 日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス など
育英費用補償特約	① 故意または重大な過失 ② 扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 扶養者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④ 扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤ 扶養者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 扶養者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦ 戰争、外國の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨ 扶養者（※1）が扶養不能状態（※2）となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合 （※1）「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で保険証券（または保険継続証）記載の方をいいます。 （※2）「扶養不能状態」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ② ①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じた場合 など
学業費用補償特約	① 故意または重大な過失 ② 扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 扶養者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④ 扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤ 扶養者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 扶養者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦ 戰争、外國の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨ 扶養者（※1）が扶養不能状態（※2）となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合 （※1）「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で保険証券（または保険継続証）記載の方をいいます。 （※2）「扶養不能状態」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ② ①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じた場合 など

3. その他の主な特約

〈1〉 家族特約

保険証券の本人欄に記載の方のほか、次に掲げる方も被保険者に含める特約です。

- ① 本人の配偶者
- ② 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
- ③ 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

なお、家族特約（夫婦用）の場合は、①本人の配偶者のみを本人以外の被保険者に含めます。

また、家族特約（配偶者対象外用）には、以下の方を本人以外の被保険者に含めます。

- ① 本人と生計を共にする同居の親族
- ② 本人と生計を共にする別居の未婚の子

（注）被保険者の続柄は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

〈2〉 交通傷害危険のみ補償特約

死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金、介護保険金について、お支払いの対象となるケガを特約に定める「交通事故等によるケガ」に限定する特約です。

〈3〉 就業中のみの危険補償特約

死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金、介護保険金について、お支払いの対象となるケガを「職業また

は職務に従事している間（通勤途上を含みます。）に被ったケガ」に限定する特約です。

〈4〉 天災危険補償特約

死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金、介護保険金について、「地震、噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ」をお支払いの対象に含める特約です。

〈5〉 特定感染症危険補償特約

特定感染症^(※)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金（180日限度）、通院保険金（180日以内の90日限度）をお支払いします。

また、葬祭費用保険金を補償する特定感染症危険補償特約については、発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、被保険者の親族等が負担された葬祭費用（実費）に対し、300万円を限度としてお支払いします。

初年度契約の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症^(※)に対しては、保険金をお支払いできません。

(※) 特定感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。平成25年4月現在、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであって、その血清亜型がH5N1であるものにかぎります。）、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）、腸チフス、パラチフスをいいます。

2 ご契約締結時にご注意いただきたいこと

1. 申込書のご記入にあたっての注意点（告知義務等）

〈1〉 申込書をご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

〈2〉 ご契約者または被保険者（保険の対象となる方）には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。

(※) 「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、申込書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものを行い、他の保険契約等に関する事項を含みます。

〈告知事項〉 この保険における告知事項は、次のとおりです。

- ★被保険者ご本人の職業または職務
- ★被保険者の人数
- ★他の保険契約等の加入状況

（注） 交通傷害危険のみ補償特約等をセットされたご契約における「被保険者ご本人の職業または職務」や、記名式契約における「被保険者の人数」等、お引受けの条件によりご回答が不要となる告知事項があります。

また、セットされる特約やお引受けの条件により告知事項を定めている場合があります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

〈3〉 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

〈4〉 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

〈5〉 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がないときは、保険金をお支払いします。

2. 死亡保険金受取人の変更について

死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。また、企業等を死亡保険金受取人とする場合は、被保険者となる方に、この保険の加入についてご家族等に対し説明していただくようお伝えください。

3. 保険料はご契約と同時に支払いください

保険契約では、保険会社（代理店）が保険料を領収してはじめて保険金支払の責任を負うことになっておりますので、保険料（分割払の場合

は第1回分割保険料)は、初回保険料の口座振替に関する特約等の保険料払込みに関する特約をセットされた場合を除いて、必ずご契約と同時に支払いください。保険料(第1回分割保険料)のお支払いがない場合は、保険金をお支払いしません。

4. ご契約内容、事故報告内容の登録および確認について

損保ジャパンは、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正なお支払いを確保するため、保険契約や保険金請求に関する事項を一般社団法人日本損害保険協会へ登録します。

損害保険会社等の間では、登録情報により、保険契約や保険金請求の状況について確認を行い、保険契約の存続または保険金のお支払いの参考とします。

3 ご契約締結後にご注意いただきたいこと

1. ご通知いただく事項について(通知義務等)

申込書にご記入(告知)いただいた内容、または保険証券(または保険継続証)等の記載事項に変更が発生した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

なお、次の場合に、ご通知がないとき、または必要な追加保険料のお支払いがないときは、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、ご通知いただいた内容により、この保険のお引受けの対象外となる場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。

■ 被保険者ご本人の職業または職務を変更された場合

(注1) ご契約締結時に申込書に「職業または職務」をご記入(告知)いただいた場合にかぎります。

(注2) 新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。

■ 被保険者の人数が増加または減少となる場合

(注1) 団体契約(準記名式契約等を含みます。)の場合にかぎります。

(注2) 準記名式契約で職名等別に保険金額を設定されたご契約については、職名等別に被保険者の人数が増加または減少となる場合を含みます。

また、次の場合も、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

■ 扶養者が変更となった場合(育英費用補償特約または学業費用補償特約をセットされたご契約)

扶養する方が変更となった場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

■ ご住所やお名前等を変更された場合

転居や改姓等により、ご住所やお名前等を変更された場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないことになります。

■ ご契約内容の変更を希望される場合

ご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。変更前と変更後の内容により、ご契約をそのまま継続して内容を変更できる場合と、ご契約をいったん解約し、変更後の内容で再度ご契約いただく場合があります。また、ご契約内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

2. 重大事由による解除等

保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について

被保険者がご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。解除の条件やお手続方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

4. 保険料の払込方法を分割払とする場合の第2回以降の分割保険料のお支払いについて

第2回以降の分割保険料は、申込書記載の払込期日(※)までにお支払いください。なお、分割保険料が払込期日の属する月の翌月末日を経過してもお支払いがない場合は、払込期日の翌日以降に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、分割保険料のお支払いがなかったことにご契約者の故意または重大な過失がなかったと損保ジャパンが認めた場合は、払込猶予期間を払込期日の属する月の翌々月の25日まで延長します。また、所定の払込猶予期間中に分割保険料のお支払いがない場合、または2か月連続して払込

期日に分割保険料のお支払いがない場合は、ご契約を解除することができます。

(※) 口座振替の場合、金融機関所定の振替日が払込期日となります。

5. 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうちいまだ過ぎていない期間の保険料を解約返れい金として返還することができます。また、返還される保険料があつても多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご注意ください。ご契約内容によっては解約返れい金がないこともあります。

(注) ご契約後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その被保険者に係る部分について保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その被保険者に係る部分について未払分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

4 事故が起こった場合

〈1〉 事故が発生した場合は、下記の事項についてただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

- ① 証券番号、保険金額
- ② 事故にあわれた方のお名前、ご住所、職業
- ③ 事故が起きた日時、場所
- ④ 事故の原因、状況
- ⑤ 傷害の程度
- ⑥ 他の保険契約等の有無

〈2〉 個人賠償責任補償特約等をセットされたご契約において、被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

(注) 個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した個人賠償責任補償特約のお支払い対象となる事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」をご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- など

※受託品賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約の対象となる事故については示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。

■ 事故が起こった場合の連絡先 ■

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートデスクまでご連絡ください。

【事故サポートデスク】 ◆おかげ間違いにご注意ください。

0120-727-110 (24時間365日対応)

5 保険金ご請求の手続き

保険金の支払事由に該当するご通知をいただいた場合は、損保ジャパンから保険金請求手続きのご案内をいたします。

保険金のご請求内容により必要な書類が異なりますので、損保ジャパンからご案内する書類を提出してください。

(注1) 被保険者（保険の対象となる方）に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(注2) ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払い対象となる場合もあります。当社・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券（または保険継続証）の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。

7 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されことがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

- (1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。
 - (2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割^(※)までが補償されます。
- (※) 保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなることがあります。

8 ご契約が満期になつたら

ご契約の満期日までに、ご継続のご案内をいたしますが、万一ご案内がない場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

(注) 告知の内容や事故の発生等によりご契約のお引受けをお断りすることや、お引受けの条件を制限することがあります。

9 適用される保険約款

傷害総合保険普通保険約款のほか保険証券（または保険継続証）の特約欄に記載された特約が適用されます。普通保険約款および各特約の内容については15ページ以降をご覧ください。また、以下の自動でセットされる特約（自動セット特約）についてもご確認ください。

〈すべてのご契約〉

【条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約】

傷害総合保険には、テロ行為全般を補償の対象とする特約（条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約）が自動セットされます。

本特約によって、テロ行為全般について保険金をお支払いいたします。

なお、本特約はあくまでテロ行為に限定して保険金をお支払いする内容となっておりますので、テロ行為ではない軍事力による戦争、外国の武力行使や内乱等は保険金のお支払いの対象なりません。

〈携行品損害補償特約をセットされたご契約〉

【新価払特約（携行品損害補償特約用）】

「携行品損害補償特約」をセットされたご契約には、「新価払特約（携行品損害補償特約用）」が自動セットされます。

〈住宅内生活用動産補償特約をセットされたご契約〉

【新価払特約（住宅内生活用動産補償特約用）】

「住宅内生活用動産補償特約」をセットされたご契約には、「新価払特約（住宅内生活用動産補償特約用）」が自動セットされます。

10 用語のご説明

このご契約のしおりにおいて、主な用語の定義は以下のとおりです。

用語	用語の定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)
他の保険契約等	傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
テロ行為	政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関する暴力的行為をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
被害事故	第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

11 傷害総合保険普通保険約款および特約

傷害総合保険普通保険約款	ページ 17
--------------	-----------

特 約

〈ケガの補償に関する特約〉

番号	特 約 名 称	ページ
1	往復途上傷害危険補償特約（管理下中の傷害危険補償特約用）	28
2	介護保険金対象外特約	28
3	管理下中の傷害危険補償特約	28
4	後遺障害等級限定補償特約（第1級～第3級）	28
5	後遺障害保険金対象外特約	28
6	交通傷害危険のみ補償特約	28
7	ゴルフ中のみの傷害危険補償特約	29
8	細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約	29
9	細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約（就業中のみの危険補償特約、管理下中の傷害危険補償特約用）	29
10	死亡保険金対象外特約	29
11	就業中の危険対象外特約	29
12	就業中のみの危険補償特約	29
13	重大手術保険金倍率変更特約	29
14	手術保険金倍率変更特約	30
15	条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約	30
16	通院保険金対象外特約	30
17	天災危険補償特約	30
18	入院保険金および手術保険金対象外特約	30
19	入院保険金および通院保険金の14日間2倍支払特約	30
20	入院保険金および通院保険金の7日間2倍支払特約	30
21	入院保険金支払限度日数変更特約	30
22	入院保険金の14日間2倍支払特約	31
23	入院保険金の7日間2倍支払特約	31
24	被害事故対象外特約	31

〈その他の補償に関する特約〉

番号	特 約 名 称	ページ
25	育英費用補償特約	31
26	学業費用補償特約	33
27	学資費用対象外特約	35
28	学生生活用動産補償特約（B）	35

番号	特 約 名 称	ページ
29	学生生活用動産補償特約の新価払に関する特約	37
30	家族ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	37
31	家族ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（配偶者対象外用）	37
32	家族ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（夫婦用）	37
33	キャンセル費用補償特約	37
34	救援者費用等補償特約	40
35	休業保険金支払特約	42
36	緊急費用補償特約	44
37	携行品損害補償特約	46
38	携行品損害補償特約の保険の対象の追加に関する特約	48
39	個人賠償責任補償特約	48
40	ゴルフ中の用品補償特約	51
41	ゴルフ賠償責任補償特約	53
42	事業主費用補償特約	56
43	借家人賠償責任補償特約	57
44	修理費用補償特約	59
45	住宅内生活用動産残存物取片づけ費用保険金対象外特約	61
46	住宅内生活用動産失火見舞費用保険金対象外特約	61
47	住宅内生活用動産補償特約	61
48	住宅内生活用動産臨時費用保険金対象外特約	64
49	受託品賠償責任補償特約	64
50	傷害医療費用保険金支払特約	66
51	進学費用対象外特約	68
52	新価払特約（携行品損害補償特約用）	68
53	新価払特約（住宅内生活用動産補償特約用）	69
54	天災危険補償特約（育英費用補償特約用）	69
55	天災危険補償特約（学業費用補償特約用）	69
56	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約	69
57	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	72
58	熱中症危険補償特約	74
59	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	74
60	本人のみ補償特約（個人賠償責任補償特約用）	76

〈契約方式に関する特約〉

番号	特 約 名 称	ページ
61	家族特約	76
62	家族特約（配偶者対象外用）	77
63	家族特約（夫婦用）	78
64	建設業者団体傷害総合保険特約	79
65	準記名式契約特約（一部付保）（職名等別保険金額用）	80
66	準記名式契約特約（一部付保）（同一保険金額用）	80
67	準記名式契約特約（全員付保）（職名等別保険金額用）	80
68	準記名式契約特約（全員付保）（同一保険金額用）	81
69	長期保険特約	81
70	通算短期率適用契約に関する特約（前年活動実績方式または平均活動日数方式用）	82
71	通算短期率適用契約に関する特約（団体活動日特定方式または個人活動日特定方式用）	82
72	被保険者人数の通知に関する特約	82
73	包括契約に関する特約（一括報告・一括精算用）	83
74	包括契約に関する特約（毎月報告・一括精算用）	83
75	包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）	83
76	保険契約の継続に関する特約	84
77	保険契約の継続に関する特約（年払契約用）	84
78	保険料確定特約（建設業者団体傷害総合保険特約用）	85
79	保険料確定特約（被保険者人数の通知に関する特約用）	85
80	保険料確定特約（包括契約に関する特約用）	85
81	保険料確定特約（役職員包括団体傷害保険特約用）	85
82	役職員包括団体傷害保険特約	85

〈その他の特約〉

番号	特 約 名 称	ページ
88	1割以内異動不精算特約	88
89	企業等の災害補償規定等特約	88
90	共同保険に関する特約	89
91	死亡保険金支払に関する特約	89
92	訴訟の提起に関する特約	89
93	通信販売に関する特約	89
94	法人契約特約	90

〈保険料の払込方法に関する特約〉

番号	特 約 名 称	ページ
83	クレジットカードによる保険料支払に関する特約	86
84	初回保険料の口座振替に関する特約	86
85	保険料支払に関する特約	86
86	保険料分割払特約（一般団体用）	86
87	保険料分割払特約（一般用）	87

傷害総合保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この普通保険約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
運行中	自動車等が通常の目的にしたがって使用されている間をいいます。
危険	傷害または損害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1） 競技、競争、興行 いずれもそのための練習を含みます。 （注2） 試運転 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
公的医療保険制度	次の①から⑦までのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
重度後遺障害による要介護状態	別表4に掲げる介護が必要な状態をいいます。
手術	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（注1）。ただし、次のア、カラオ、までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術 ② 先進医療（注2）に該当する診療行為（注3） （注1） 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 （注2） 先進医療 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものにかぎります。 （注3） 診療行為 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 （注） モーターボート 水上オートバイを含みます。

対人賠償保険等	自動車等の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注） 医師 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
配偶者	婚姻の相手をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
賠償義務者	被害事故により、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	第2章傷害条項においては、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金または介護保険金をいい、第3章被害事故補償条項においては、同条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
保険金請求権者	第3章被害事故補償条項第1条に規定する被害事故によって損害を被った次の①または②のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険者（注） ② 被保険者の父母、配偶者または子 （注） 被保険者 被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
要介護期間	事故の発生の日からその日を含めて181日目以降の重度後遺障害による要介護状態である期間をいいます。
労働者災害補償制度	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等法令によって定められた業務上の災害を補償する災害補償制度をいいます。

第2章 傷害条項

第1条 (保険金を支払う場合)

- 当会社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外來の事故（注1）によってその身体に被った傷害に対して、本章および第4章基本条項の規定に従い保険金を支払います。
- （1）の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注2）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

（注1） 急激かつ偶然な外來の事故

　　以下本章において「事故」といいます。

（注2） 中毒症状

　　継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第2条 (保険金を支払わない場合—その1)

- 当会社は、次の①から⑩までのいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のア、カラオ、までのいずれかに該当する間に生じた事故
ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
⑤ 被保険者の心臓疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

- ⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性
その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ ⑨から⑪までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当会社は、被保険者が頸部症候群（注7）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときであっても、保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注4) 節動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注6) 核燃料物質（注5）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注7) 頸部症候群

いわゆる「むちうち症」をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険契約者があらかじめこれらの方行為に対応する当会社所定の保険料を支払っていない場合は、保険金を支払いません。

① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間

② 被保険者が次のア、カラウ、までのいずれかに該当する間

ア、乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウ、に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間。ただし、下記ウ、に該当する場合を除き、自動車等を用いて競技等をしている間については、保険金を支払います。

イ、乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウ、に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。

ウ、法令による許可を受けて、一般的の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第4条（死亡保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額（注）を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

(2) 第4章基本条項第25条（死亡保険金受取人の変更）(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(3) 第4章基本条項第25条（死亡保険金受取人の変更）(8)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(注) 保険金額の全額

既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

第5条（後遺障害保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

保険金額 × 別表2に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合 = 後遺障害保険金の額

(2) 別表2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したもののみになります。

(3) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合は、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

① 別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合

② ①以外の場合で、別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合

③ ①および②以外の場合で、別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級の後遺障害に対する保険金支払割合

(4) 既に後遺障害のある被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の算式によって算出した割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

別表2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合 = 適用する割合

(5) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払

います。

(6) (1)から(5)までの規定に基づいて、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第6条（入院保険金および手術保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

入院保険金日額 × 入院した日数（注1）= 入院保険金の額

(2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が司法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注2）であるときには、その処置日数を含みます。

(3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

(4) 当会社は、被保険者が病院または診療所において、第1条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術（注3）にかぎります。

① 入院中（注4）に受けた手術の場合

入院保険金日額 × 10 = 手術保険金の額

② ①以外の手術の場合

入院保険金日額 × 5 = 手術保険金の額

(注1) 入院した日数

1,000日を限度とします。

(注2) 処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(注3) 1事故に基づく傷害について、1回の手術

1事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

(注4) 入院中

第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第7条（通院保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

通院保険金日額 × 通院した日数（注1）= 通院保険金の額

(2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、筋肉損傷等の傷害を被った別表3の1、から3、までに掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等（注2）を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。

(3) 当会社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

(注1) 通院した日数

90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて1,000日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(注2) ギブス等

ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

第8条（介護保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表2の第1級から第3級までに掲げる後遺障害（注1）が生じた場合（注2）で、かつ、被保険者以外の医師の診断により重度後遺障害による要介護状態と認められるときは、要介護期間に対して、1年間に限り、保険証券記載の介護保険金年額を、介護保険金として被保険者に支払います。要介護期間に1年未満の端日数があるときは、1年を365日とした日割計算により介護保険金の額を決定します。

(2) 当会社は、いかなる場合においても、重度後遺障害による要介護状態でなくなった日以降の期間に対しては、介護保険金を支払いません。

(3) 被保険者が介護保険金の支払を受けられる期間中にさらに介護保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては介護保険金を支払いません。

(注1) 別表2の第1級から第3級までに掲げる後遺障害

第5条（後遺障害保険金の支払）(2)の規定に基づき、これらの後遺障害に該当するとみなされるものを含みます。

(注2) 後遺障害（注1）が生じた場合

第5条（後遺障害保険金の支払）(3)の①から④までの規定を適用する場合の保険金支払割合または同条(4)の規定を適用する場合の割合が別表2の第2級に対する保険金支払割合以上であるときを含みます。

第9条（死（死亡の推定））

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が見つからないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第10条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1) 被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病的影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしく

は疾病的影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより第1条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第3章 被害事故補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、次の①または②のいずれかに該当する事故（注1）が保険期間中に発生し、その直接の結果として、被保険者が死する事または被保険者に別表2の第1級から第4級に掲げる後遺障害が生じることによって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害（注2）に対して、本章および第4章基本条項の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 人の生命または身体を害する意図をもって行われた行為により、被保険者の生命または身体を害された事故
- ② 運行中の自動車等に搭乘していない被保険者が、運行中の自動車等との衝突、接触等の交通事故または運行中の自動車等の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故により、その生命または身体を害される事故。ただし、その事故を生じさせた自動車等の運転者およびその他の搭乗者の全員が、被保険者の救護、警察への報告等の必要な措置を行わずにその事故の現場を去った場合にかぎります。

（注1）次の①または②のいずれかに該当する事故

以下「被害事故」といいます。

（注2）被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害

第5条（損害額の決定）

（1）（損害額の決定）に定める損害の額をいいます。以下本章において同様とします。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他他の有害な特性の作用またはこれらとの特性に起因する事故
- ④ ①から③までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑤ ③以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注2）核燃料物質

核燃料物質（注2）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注3）核燃料物質（注2）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

（1）当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
- ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害
- ③ 被保険者に対する刑の執行

（2）当会社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときであっても、保険金を支払いません。

（3）当会社は、被保険者が次の①から④までのいずれかに該当する行為を行った場合は、保険金を支払いません。

- ① 当該被害事故を教唆または助長する行為
- ② 当該被害事故を容認する行為
- ③ 過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等当該被害事故を誘発する行為
- ④ 当該被害事故に関連する著しく不正な行為

（4）損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社はその者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

（5）当会社は、保険金を受け取るべき者が次の①から④までのいずれかに該当する行為を行った場合は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

- ① 当該被害事故を教唆または助長する行為
- ② 当該被害事故を容認する行為
- ③ 過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等当該被害事故を誘発する行為
- ④ 当該被害事故に関連する著しく不正な行為

（注）頸部症候群

いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その3）

当会社は、被害事故の発生時において、その被害事故を発生させた者が、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の配偶者
- ② 被保険者の直系血族
- ③ 被保険者の3親等内の親族
- ④ 被保険者の同居の親族

第5条（損害額の決定）

（1）当会社が保険金を支払うべき損害の額は、被保険者が別表2の第1級から第4級に掲げる後遺障害または死亡のいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、それぞれ別表5に定める算定基準に従い算出した金額の合計額とします。ただし、賠償義務者がある場合において、上記の額が自賠責保険等によって支払われる金額（注）を下回るときは、自賠責保険等によって支払われる金額とします。

（2）賠償義務者がある場合は、保険金請求権者は、(1)の規定にかかわらず、当会社の同意を得て、(1)の区分ごとに別表5に定める算定基準に従い算出した金額のうち、その賠償義務者に損害賠償請求すべき額

書に係る部分を除いた金額のみを、当会社が保険金を支払うべき損害の額として、当会社に請求することができます。

（3）(2)の場合は、第4章基本条項第24条（代位）(2)の規定にかかわらず、当会社は、被保険者がその賠償義務者に対して有する権利については、これを取得しません。

（注）自賠責保険等によって支払われる金額

自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。

第6条（費用）

保険契約または被保険者が支出した次の①および②の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

- ① 第4章基本条項第17条（事故の通知）(3)の①に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ② 同条第17条(3)の②に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用（注）費用

収入の喪失を含みません。

第7条（支払保険金の計算）

（1）1回の被害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の①の額から、②から⑥までの合計額を差し引いた額とします。ただし、保険金額を限度とします。

- ① 第5条（損害額の決定）(1)の規定により決定される損害の額および前条の費用
- ② 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定または支払われた金額
- ③ 対人賠償保険等によって賠償義務者が第1条（保険金を支払う場合）の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定または支払われた保険金もしくは共済金の額
- ④ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
- ⑤ 労働者災害補償制度によって給付が受けられる場合は、その給付される額（注1）
- ⑥ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）によって給付が受けられる場合は、その給付される額

（7）第5条（損害額の決定）(1)の規定により決定される損害の額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額

⑧ ②から⑥までのほか、第1条（保険金を支払う場合）の損害を補償するために支払われるその他の給付（注2）で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額

（2）(1)の規定にかかわらず、保険金請求権者が、第5条（損害額の決定）(2)の規定により、賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分を除いた金額のみを請求した場合は、1回の被害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の①の額から、②から⑥までの合計額を差し引いた額とします。ただし、保険金額を限度とします。

- ① 第5条（損害額の決定）(2)の規定により決定される損害の額および前条の費用
- ② 労働者災害補償制度によって給付が受けられる場合は、その給付される額（注1）
- ③ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律によって給付が受けられる場合は、その給付される額

（4）第5条（損害額の決定）(2)の規定により決定される損害の額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したもののある場合は、その取得した額

⑤ ②から⑥までのほか、第1条（保険金を支払う場合）の損害を補償するために支払われるその他の給付（注2）で、保険金請求権者が既に取得したもののある場合は、その取得した給付の額またはその評価額

（注1）給付される額
社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

（注2）その他の給付
保険金および共済金を含みません。

第8条（他の身体の障害または疾病の影響等）

（1）被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の損害を被った時に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の損害を被った後にその原因となった被害事故と関係なく発生した障害もしくは疾病の影響により同条の損害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する損害額を支払いません。

（2）正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより第1条（保険金を支払う場合）の損害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第4章 基本条項

第1条（保険責任の始期および終期）

（1）当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注1）に始まり、末日の午後4時に終ります。

（2）(1)の時刻は、日本標準時間によるものとします。

（3）当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険料領収前に生じた事故（注2）による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

（注1）初日の午後4時
保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、初日のその時刻とします。

（注2）事故
第2章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の事故または第3章被害事故補償条項第1条（保険金を支払う場合）の被害事故をいいます。以下本章において同様とします。

第2条（告知義務）

（1）保険契約または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

（2）保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（3）(2)の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなつた場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）
 ③ 保険契約または被保険者が、当会社が保険金を支払うべき傷害または損害の原因となる事故が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
 (4) (2)の規定による解除が傷害または損害の原因となる事故の発生した後になされた場合であっても、第11条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した傷害または損害については適用しません。
 事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合

当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないものもしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）

(1) 保険契約締結の後、次の①から③までのいずれかに該当する事実が発生した場合は、保険契約または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

① 保険証券記載の職業または職務に就いていた被保険者がその職業または職務を変更すること。

② 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就くこと。

③ 保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめること。

(2) 保険契約または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかつた場合において、変更後料率（注1）が変更前料率（注2）よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注3）があつた後に生じた事由による傷害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注1）に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1ヶ月を経過した場合は職業または職務の変更の事実（注3）があつた時から5年を経過した場合は適用しません。

(4) (2)の規定は、職業または職務の変更の事実（注3）に基づかずに発生した傷害については適用しません。

(5) (2)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（注3）が生じ、この保険契約の引受範囲（注4）を超えることとなつた場合は、当会社は、保険契約に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(6) (5)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第11条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（注3）が生じた時から解除がなされた時までに発生した事による傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（注1） 变更後料率

変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

（注2） 变更前料率

変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注3） 職業または職務の変更の事実

（1）の変更の事実をいいます。

（注4） この保険契約の引受範囲

保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第4条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第5条（保険契約の無効）

次の①または②に掲げる事実のいずれかがあった場合は、保険契約は無効とします。

① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合

② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合（注）に、その被保険者の同意を得なかつたとき。

（注） 死亡保険金受取人を定める場合

被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第6条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合は、その事実が発生した時に保険契約はその効力を失います。

第7条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第8条（保険契約による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第9条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害または損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のア、からオ、までのいずれかに該当すること。

ア、反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。

イ、反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

められること。

ウ、反社会的勢力（注1）を不正に利用していると認められること。

エ、法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ、その他の反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注2）を解除することができます。

① 被保険者が、(1)の③のア、からウ、までのオは、のいずれかに該当すること。

② 被保険者に生じた傷害または損害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)の③のア、からオ、までのいずれかに該当すること。

(3) (1)または(2)の規定による解除が傷害または損害（注3）の発生した後になされた場合であっても、第11条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の①から⑥までの事由または(2)の①もしくは(2)の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害または損害（注3）に対しては、当会社は、保険金（注4）を支払いません。この場合において、既に保険金（注4）を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) (1) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(5) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

(6) 傷害または損害

(2)の規定による解除がなされた場合は、その被保険者に生じた傷害または損害をいいます。

(7) 保険金

(2)の②の規定による解除がなされた場合は、保険金を受け取るべき者のうち、(1)の③のア、からオ、までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額にかぎります。

第10条（被保険者による保険契約の解除請求権）

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次の①から⑥までのいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① この保険契約（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合

② 保険契約者または被保険者による行為のいずれかに該当する場合は、前条(1)の①または同条(1)の②に該当する行為のいずれかに該当する場合は、前条(1)の④に規定する事由が生じた場合

③ 保険契約者または被保険金を受け取るべき者が、前条(1)の③のア、からオ、までのいずれかに該当する場合は、前条(1)の④に規定する事由が生じた場合

④ 保険契約者または被保険者に係る部分にかぎります。

⑤ ②から④までのほか、保険契約者または被保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があつた場合

(2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除しなければなりません。

(3) (1)の①の事由のある場合は、その被保険者は(1)の規定にかかわらず当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があつた場合にかぎります。

(4) (3)の規定によりこの保険契約（注）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(5) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

第11条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第12条（保険料の取り扱い—告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）

(1) 次の①または②の②の場において、変更前の保険料と変更後の保険料に差額が生じるときは、当会社は、下表に従い、算出した額を返還または請求します。

区分	保険料の返還または請求
① 第2条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合	変更前の保険料と変更後の保険料の差額を返還または請求します。
② 職業または職務の変更の事実（注1）がある場合	<p>A. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間（注2）に対し、次の算式により算出した額を返還します。</p> $\text{変更前の保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数（注3）}}{\text{保険期間月数（注3）}} \right)$ <p>B. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間に対し、次の算式により算出した額を返還します。</p> $\text{変更後の保険料} \times \frac{\text{未経過月数（注3）}}{\text{保険期間月数（注3）}}$

- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注4）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (1)の①の規定により、当会社が追加保険料を請求する場合で、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) (1)の②の規定により、当会社が追加保険料を請求する場合で、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注1）があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注5）の変更後料率（注6）に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(5) (1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約内容の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(1)の②の算式により算出した額を返還または請求します。

(6) (5)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

(注1) 職業または職務の変更の事実

第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)の変更の事実をいいます。

(注2) 職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間

保険契約者または被保険者の申出に基づく、第3条(1)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

(注3) 月数

1か月に満たない期間は1か月とします。

(注4) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなった場合にかぎります。

(注5) 変更前料率

変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注6) 変更後料率

変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

第13条（保険料の取り扱い一無効の場合）

(1) 第5条（保険契約の無効）①の規定により、この保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料を返還しません。

(2) 第5条（保険契約の無効）②の規定により、この保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料の全額を返還します。

第14条（保険料の取り扱い一失効の場合）

第6条（保険契約の失効）の規定により、この保険契約が失効となる場合は、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割（注）により計算した保険料を差し引き、その残額を返還します。ただし、第2章傷害条項第4条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合は、保険料を返還しません。

(注) 月割

1か月に満たない期間は1か月とします。

第15条（保険料の取扱い一取消しの場合）

第7条（保険契約の取消し）の規定により、当会社がこの保険契約を取り消した場合は、当会社は、保険料を返還しません。

第16条（保険料の取扱い一解除の場合）

(1) 第2条（告知義務）(2)、第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）(5)、第9条（重大事由による解除）(1)もしくは第12条（保険料の取扱い一告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は第8条（保険契約による保険契約の解除）の規定により、保険契約者がこの保険契約を解除した場合は、当会社は、保険料から既経過期間に対し月割（注1）により計算した保険料を差し引き、その残額を返還します。

(2) 第9条（重大事由による解除）(2)の規定により、当会社がこの保険契約（注2）を解除した場合も、(1)と同様の方法で算出した保険料を保険契約者に返還します。

(3) 第10条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約（注2）を解除した場合は第8条(3)の規定により、被保険者がこの保険契約（注2）を解除した場合も、(1)と同様の方法で算出した保険料を保険契約者に返還します。

(注1) 月割

1か月に満たない期間は1か月とします。

(注2) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

第17条（事故の通知）

(1) 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者はまたは保険金請求権者は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、①または②に掲げる内容につき、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検査書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

① 被保険者が第2章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合

事故発生の日時、場所、事故の概要および傷害の程度

② 第3章被害事故補償条項第1条（保険金を支払う場合）の被害事故の発生を知った場合

事故発生の日時、場所、事故の概要および身体の障害の程度

(2) 第2章傷害条項における被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

(3) 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者はまたは保険金請求権者は、(1)の②に該当する場合は次の①から⑤までの事項を履行しなければなりません。

① 被保険者が他人に対して損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続をすること。

- ② 被害事故によって生じた損害の発生および拡大の防止につとめること。
- ③ 損害賠償の請求についての訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、ただちに当会社に通知すること。
- ④ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容（注）について遅延なく当会社に通知すること。
- ⑤ ①から④までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅延なく、これを提出することおよびその他の当会社が行う損害の調査に協力すること。
- (4) 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者はまたは保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)、(2)または(3)の③から⑤までの規定に違反した場合は、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかつた場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被つた損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者はまたは保険金請求権者が正当な理由がなく(3)の①または(3)の②の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① (3)の①に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
- ② (3)の②に違反した場合は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- (注) 既に他の保険契約等に関する事実の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第18条（被害事故発生時の義務）

- (1) 保険契約者が、第3章被害事故補償条項第1条（保険金を支払う場合）の損害を被った場合、賠償義務者があるときは、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅延なく損害賠償の請求をし、かつ、次の①から⑤までの事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。
- ① 賠償義務者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
- ② 対人賠償保険等の有無およびその内容
- ③ 賠償義務者に対して行った損害賠償請求の内容
- ④ 保険金請求権者が「同項第1条の損害に對して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは其保険者または賠償義務者以外の第三者から支払われる損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額」
- ⑤ 被害事故の原因となった自動車等がある場合、その自動車等の所有者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
- (2) (1)のほか、保険金請求権者は、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅延なくこれを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (3) 当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)または(2)の規定に違反した場合は、当会社はそれによって被つた損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (4) 保険契約者または保険金請求権者は、損害賠償に係る責任割合等について、賠償義務者に対して意思表示を行う場合、または賠償義務者と合意する場合は、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。
- (5) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合は、当会社は保険契約者または保険金請求権者の意思表示または合意がなければ賠償義務者に損害賠償の請求をすることによって取得できたと認められる額を差引いて保険金を支払います。
- (6) 当会社は、賠償義務者または第3章被害事故補償条項第1条（保険金を支払う場合）の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行なう者は、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無、内容および額について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知することがあります。

第19条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第3章被害事故補償条項における保険金の支払に際し、保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第20条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権者は、次の時から、それぞれ発生し、これを行なうことができるものとします。

区分	保険金請求権発生の時
① 第2章 傷害条項 に係る保 険金	<p>ア. 死亡保険金 被保険者が死亡した時</p> <p>イ. 後遺障害保険金 被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時</p>
ウ. 入院保険金	被保険者が被った第2章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または入院保険金の支払われる日数が1,000日に達した時のいずれか早い時
エ. 手術保険金	被保険者が第2章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした手術を受けた時
オ. 通院保険金	被保険者が被った第2章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて1,000日を経過した時のいずれか早い時
カ. 介護保険金	<p>以下のいずれかに該当した日 (ア) 事故の発生の日からその日を含めて181日目</p> <p>(イ) (ア)の日以降被保険者が継続して重度後遺障害による要介護状態にある場合は(ア)の日の1年ごとの応当日 (ウ) (ア)の日以降被保険者が重度後遺障害による要介護状態でなくなった日</p>

② 第3章被害事故補償条項に係る保険金	被保険者に別表2の第1級から第4級に掲げる後遺障害が生じた時または死亡した時
---------------------	--

- (2) 被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者が保険金の支払を請求する場合は、別表6に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 当会社は、事故の内容または傷害の程度もしくは損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 第3章被害事故補償条項に係る保険金の請求は、保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行うものとします。
- (5) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
- (6) (5)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に對して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
- (7) 保険契約者は、被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合は、(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- （注）配偶者
第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

第21条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由に発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害または損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度または損害の額（注2）、事故と傷害または損害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するための確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数（注3）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者に対して通知するものとします。
- ① (1)から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注4） 180日
 - ② (1)から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注5）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本通貨をもって行うものとします。
- （注1）請求完了日
被保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者が前条(2)および(5)の規定による手続を完了した日をいいます。
- （注2）損害の額
保険金額を含みます。
- （注3）次の①から⑤までに掲げる日数
①から⑤までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- （注4）照会
弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- （注5）これに応じなかった場合
必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第22条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、第17条（事故の通知）の通知または第20条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害または損害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被

保険者、保険金を受け取るべき者または保険金請求権者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検査書の提出を求めることがあります。

- (2) (1)の規定による診断または死体の検査（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。
- （注1）死体の検査
死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- （注2）費用
収入の喪失を含みません。

第23条（時効）

保険金請求権は、第20条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第24条（代位）

- (1) 当会社が、第2章傷害条項の規定に従い保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。
- (2) 当会社が第3章被害事故補償条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害が生じたことにより保険金請求権者が保険金請求権者債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その保険金請求権者債権（注）は当会社に移転します。ただし、移転するのは次の①または②のいずれかの額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
保険金請求権者債権（注）の全額
 - ② ①以外の場合
保険金請求権者債権（注）の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (3) (2)の②の場合において、当会社に移転せずに保険金請求権者が引き続き有する保険金請求権者債権（注）は、当会社に移転した保険金請求権者債権（注）よりも優先して弁済されるものとします。
- (4) 保険金請求権者は、(2)により取得した保険金請求権者債権（注）を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。
- （注）保険金請求権者債権
損害賠償請求権その他の債権をいい、第3章被害事故補償条項に係る保険金を支払った損害について、保険金請求権者が、その補償にあてるべき保険金、共済金その他の金銭の請求権を含みます。

第25条（死亡保険金受取人の変更）

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合は、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。
 - (4) (3)の規定による通知が当会社に到達した場合は、死亡保険金受取人の変更是、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
 - (5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
 - (6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合は、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
 - (7) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力を生じません。
 - (8) 死亡保険金受取人が、被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死時の法定相続人（注）を死亡保険金受取人とします。
 - (9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。
 - (注) 死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人
法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第26条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合は、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認の請求を行ななければなりません。

- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第27条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めるることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合は、その所在が明らかでない場合は、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合は、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第28条（契約内容の登録）

- (1) 当会社は、この保険契約締結の際、次の①から⑥までの事項を一般社団法人日本損害保険協会（以下この条において「協会」といいます。）に登録します。

- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
- ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別

- ③ 死亡保険金受取人の氏名
 ④ 保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額および被保険者の同意の有無
 ⑤ 保険期間
 ⑥ 当会社名
- (2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
- (3) 各損害保険会社は、(2)の規定により登録した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
- (4) 協会および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪搜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。
- (5) 保険契約または被保険者は、本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または協会に照会することができます。

第29条 (被保険者が複数の場合の取扱い)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの普通保険約款の規定を適用します。
第30条 (訴訟の提起)
 この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第31条 (準拠法)
 この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 第2章傷害条項第3条 (保険金を支払わない場合—その2) ①の運動等

山岳登山はん(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
 (注1) 山岳登山はん
 ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング(フリーカラーミングを含みます。)をいいます。
 (注2) 航空機
 グライダーおよび飛行船を除きます。
 (注3) 操縦
 職務として操縦する場合を除きます。
 (注4) 超軽量動力機
 モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラグライダー等をいいます。)を除きます。

別表2 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%

第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したものの(手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7) 両足をリストラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリストラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の乳頭丸を失ったもの	42%
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの	34%

(9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの		(10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	
(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができる困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視で復視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残したまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で復視を残すもの (3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができる困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%
(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%	注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。 注2 関節等の説明図	
(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎮骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの	10%	手 示指 親指 母指 中指 薦位指節間関節 末節骨 指節間関節 中手指節間関節 足 第2の足指 第3の足指 薦位指節間関節 末節骨 指節間関節 リスフラン関節 中足指節間関節 1. 長管骨または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギブス等（注）を装着した場合にかぎります。 3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギブス等（注）を装着した場合にかぎります。 注 1. から3.までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表2・注2の図に示すところによります。 (注) ギブス等 ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。	

別表3 ギブス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

- 長管骨または脊柱
 - 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギブス等（注）を装着した場合にかぎります。
 - 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギブス等（注）を装着した場合にかぎります。
- 注 1. から3.までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表2・注2の図に示すところによります。
- (注) ギブス等
ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

別表4 介護が必要な状態

- 終日就床しており、かつ、次の1.および2.のいずれにも該当する状態をいいます。
- 歩行の際に、補助用具（注）を用いても、下表の(1)から③までに規定するいずれかの状態またはそれらと同程度の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること。

2. 次の(ア)から(イ)のいずれかの行為の際に、補助用具(注)を用いても、それぞれ下表の(2)から(5)までに規定するいずれかの状態またはそれらと同程度の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること。

- (ア) 食事
 - (イ) 排せつ
 - (ウ) 入浴
 - (エ) 衣類の着脱
- (注) 補助用具
義手、義足、車いす等をいいます。

<表>

(1) 歩行
①両手両足をつけて這ったり、膝・尻をつけて進んだりしないと移動できない。
②自分では寝返りおよびベッド上の小移動しかできない。
③自分では全く移動することができない。
(2) 食事
①食器または食物を工夫しても自分では食事ができない。
②自分では全く食事ができない(身体の障害により療養中であり、経口食は禁じられ点滴で栄養をとっている、または、流動食にかぎられている場合を含む)。
(3) 排せつ
①自分では拭取りの始末ができない。
②自分では座位を保持することができない。
③かなりの頻度で失禁してしまうので、おむつまたは特別な器具を使用している。
④医師から絶対安静を命じられているため、しひん等を使用している。
(4) 入浴
①自分では体を洗ったり拭いたりすることができない。
②自分では浴槽の出入りができない。
③自分では全く入浴ができない。
(5) 衣類の着脱
衣類を工夫をしても自分では全く手足を衣類に通せない。

別表5 第3章被害事故補償条項における保険金の算定基準

第1 後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とします。なお、後遺障害の等級は別表2によります。

1. 逸失利益

後遺障害のため、労働能力の全部または一部を喪失したことにより生じる将来の得べかりし利益の損失といい、原則として、下記の〈1〉および〈2〉に従い次の算式により計算します。

$$\text{収入額} \times \text{労働能力喪失率} \times \text{労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数}$$

またはライブニッツ係数

2. 保険者区分別計算方法

(1) 家事従事者以外の有職者

下記のいずれか高い額とします。

A. 現実収入額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数
B. 年齢別平均給与額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数

(2) 家事従事者および18歳以上の学生

年齢別平均給与額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数
(3) 幼児および18歳未満の学生

18歳平均給与額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数

(4) 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者

下記のいずれか高い額とします。

A. 18歳平均給与額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数
B. 年齢別平均給与額の50% × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数

〈2〉 収入額・労働能力喪失率・喪失期間・中間利回除方法

上記〈1〉の算式における収入額・労働能力喪失率・労働能力喪失期間および中間利回除方法(新ホフマン係数・ライブニッツ係数)は、下記のとおりとします。

(1) 収入額

A. 現実収入額は、事故前1か年間または後遺障害確定前1か年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表Iに定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。

B. 年齢別平均給与額および18歳平均給与額は、付表Iによります。

(2) 労働能力喪失率

付表IIに定める各等級に対応する労働能力喪失率を基礎に、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。

(3) 労働能力喪失期間

労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。

(4) 新ホフマン係数・ライブニッツ係数

労働能力喪失期間(年数)に対応する新ホフマン係数およびライブニッツ係数は、付表IIIによります。

2. 精神的損害

後遺障害等級別に下記の金額を基準とします。

第1級	1,800万円
-----	---------

第2級	1,400万円
第3級	1,100万円
第4級	800万円

ただし、第1級、第2級および第3級に該当する方で、父母、配偶者、子のいずれもいない場合は、第1級1,300万円、第2級1,100万円、第3級950万円とします。

3. 将来の介護料

将来の介護料は、後遺障害の症状固定後に生じる介護料および諸雑費とし、原則として、下記の〈1〉および〈2〉に従い次の算式により計算します。

介護料 × 介護期間に対応するライブニッツ係数

〈1〉 介護料

(1) 別表2の第1級(3)または(4)に該当する後遺障害の場合
1か月につき20万円とします。
(2) 別表2の第1級(3)および(4)を除きます)、第2級または第3級(3)もしくは(4)に該当する後遺障害で、かつ、真に介護を要すると認められる場合
1か月につき10万円とします。

〈2〉 介護期間・中間利回除方法(ライブニッツ係数)

(1) 介護期間
障害の性様、機能回復の可能性、医師の診断、付表IVに定める平均余命等を勘案し決定します。
(2) ライブニッツ係数
介護期間(年数)に対応するライブニッツ係数は付表IIIによります。

第2 死亡による損害

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とします。

1. 葬儀費

60万円とします。ただし、立証資料等により60万円を超えることが明らかな場合は、100万円を限度として実費を支払います。

2. 逸失利益

死亡により生じた将来の得べかりし利益の損失をいい、原則として、下記の〈1〉および〈2〉に従い次の算式により計算します。

(収入額×生活費) × 就労可能年数に対応する新ホフマン係数またはライブニッツ係数

〈1〉 保険者区分別計算方法

(1) 家事従事者以外の有職者

下記のいずれか高い額とします。

A. (現実収入額×生活費) × 就労可能年数に対応するライブニッツ係数
B. (年齢別平均給与額×生活費) × 就労可能年数に対応する新ホフマン係数

(2) 家事従事者および18歳以上の学生

(年齢別平均給与額×生活費) × 就労可能年数に対応する新ホフマン係数

(3) 幼児および18歳未満の学生

(18歳平均給与額×生活費) × 就労可能年数に対応する新ホフマン係数

(4) 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者

下記のいずれか高い額とします。

A. (18歳平均給与額×生活費) × 就労可能年数に対応する新ホフマン係数

B. (年齢別平均給与額×50%×生活費) × 就労可能年数に対応する新ホフマン係数

〈2〉 収入額・生活費・就労可能年数・中間利回除方法

上記〈1〉の算式における収入額・生活費・就労可能年数および中間利回除方法(新ホフマン係数・ライブニッツ係数)は、下記のとおりとします。

(1) 収入額

A. 現実収入額は、事故前1か年間に労働の対価として得た収入額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表Iに定めた年齢別平均給与額等を基礎に決定します。

なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表Iに定めた年齢別平均給与額等を基礎として決定します。

B. 年齢別平均給与額および18歳平均給与額は、付表Iによります。

(2) 生活費

生活費は、被扶養者の人数に応じ、収入額に対する下記の割合とします。

なお、被扶養者は、被保険者に現実に扶養されていた方をいいます。

A. 被扶養者がない場合 50%

B. 被扶養者が1人の場合 40%

C. 被扶養者が2人の場合 35%

D. 被扶養者が3人以上の場合 30%

(3) 就労可能年数

就労可能年数は、付表Vによります。

(4) 新ホフマン係数・ライブニッツ係数

就労可能年数に対応する新ホフマン係数およびライブニッツ係数は、付表Vによります。

3. 精神的損害

被保険者区分別に下記の金額を基準とします。

〈1〉 被保険者が一家の支柱である場合

1,700万円

〈2〉 被保険者が18歳未満である場合(有職者を除きます。)

1,450万円

〈3〉 被保険者が高齢者である場合

1,400万円

〈4〉 被保険者が上記以外である場合

1,450万円

付表Ⅰ 年齢別平均給与額表(平均月額)

年齢	男子	女子	年齢	男子	女子
歳	円	円	歳	円	円
全 年 齡 平 均 給 与 額	425,800	261,000	43	491,900	279,300
18	185,800	165,000	44	498,700	278,500
19	201,200	173,000	45	505,500	277,800
20	222,600	191,500	46	512,200	277,000
21	244,000	210,100	47	519,000	276,200
22	265,400	228,600	48	521,000	275,400
23	279,900	237,200	49	522,900	274,500
24	294,300	245,800	50	524,800	273,700
25	308,800	254,400	51	526,800	272,800
26	323,300	263,000	52	528,700	271,900
27	337,700	271,600	53	521,200	269,900
28	350,700	275,600	54	513,600	267,800
29	363,700	279,600	55	506,100	265,700
30	376,700	283,600	56	498,500	263,600
31	389,700	287,500	57	491,000	261,600
32	402,700	291,500	58	469,000	256,900
33	412,400	291,100	59	447,100	252,300
34	422,200	290,600	60	425,100	247,600
35	431,900	290,200	61	403,200	243,000
36	441,600	289,800	62	381,300	238,400
37	451,300	289,300	63	371,900	237,300
38	458,100	287,500	64	362,600	236,200
39	464,900	285,600	65	353,300	235,100
40	471,600	283,800	66	343,900	234,000
41	478,400	281,900	67	334,600	232,900
42	485,200	280,000	68~	325,300	231,800

付表Ⅱ 労働能力喪失率表

障害等級	労働能力喪失率
第1級	100/100
第2級	100/100
第3級	100/100
第4級	92/100

付表Ⅲ 新ホフマン係数およびライブニッツ係数

期間	新ホフマン係数	ライブニッツ係数	期間	新ホフマン係数	ライブニッツ係数
年			年		
1	0.9523	0.9523	35	19.9174	16.3741
2	1.8614	1.8594	36	20.2745	16.5468
3	2.7310	2.7232	37	20.6254	16.7112
4	3.5643	3.5459	38	20.9702	16.8678
5	4.3643	4.3294	39	21.3092	17.0170
6	5.1336	5.0756	40	21.6426	17.1590
7	5.8743	5.7863	41	21.9704	17.2943
8	6.5886	6.4632	42	22.2930	17.4232
9	7.2782	7.1078	43	22.6105	17.5459
10	7.9449	7.7217	44	22.9230	17.6627
11	8.5901	8.3064	45	23.2307	17.7740
12	9.2151	8.8632	46	23.5337	17.8800
13	9.8211	9.3935	47	23.8322	17.9810
14	10.4094	9.8986	48	24.1263	18.0771
15	10.9808	10.3796	49	24.4162	18.1687
16	11.5363	10.8377	50	24.7019	18.2559
17	12.0769	11.2740	51	24.9836	18.3389
18	12.6032	11.6895	52	25.2614	18.4180
19	13.1160	12.0853	53	25.5353	18.4934
20	13.6160	12.4622	54	25.8056	18.5651
21	14.1038	12.8211	55	26.0723	18.6334

(注) 幼児および18歳未満の学生および十分働く意思と能力を有している無職者の後遺障害による逸失利益を算定する場合に、労働能力喪失期間の終期が18歳を超える場合の係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期とみなす年齢(18歳とします。)までの年数に対応する係数を差し引いて算出します。

(例) 10歳、労働能力喪失期間20年(新ホフマン係数)の場合
13.6160(20年の係数) - 6.5886(8年の係数) = 7.0274

付表Ⅳ 第17回生命表による平均余命(単位:年)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
男女	75.92 81.90	75.30 81.25	74.36 80.30	73.40 79.33	72.43 78.35	71.45 77.37	70.47 76.38	69.49 75.39	68.51 74.40	67.52 73.41
10歳										
男女	66.53 72.42	65.54 71.43	64.55 70.44	63.56 69.44	62.57 68.45	61.58 67.46	60.60 66.47	59.63 65.49	58.67 64.50	57.72 63.52
20歳										
男女	56.77 62.54	55.81 61.56	54.86 60.57	53.90 59.59	52.94 58.61	51.98 57.63	51.02 56.65	50.05 55.67	49.09 54.69	48.12 53.71
30歳										
男女	47.16 52.73	46.20 51.75	45.23 50.77	44.27 49.79	43.31 48.82	42.35 47.84	41.39 47.84	40.43 45.90	39.48 44.93	38.53 43.96
40歳										
男女	37.58 43.00	36.64 42.04	35.70 41.08	34.77 40.12	33.84 39.17	32.92 38.22	32.00 37.27	31.09 36.32	30.19 35.38	29.29 34.44
50歳										
男女	28.40 33.51	27.51 32.58	26.63 31.66	25.76 30.73	24.90 29.81	24.06 28.90	23.22 27.99	22.40 27.08	21.60 26.18	20.80 25.28
60歳										
男女	20.01 24.39	19.24 23.51	18.47 22.63	17.71 21.75	16.96 20.89	16.22 20.03	15.48 19.17	14.76 18.33	14.04 17.50	13.34 16.68
70歳										
男女	12.66 15.87	11.99 15.08	11.33 14.30	10.70 13.53	10.09 12.79	9.50 12.06	8.93 11.35	8.38 10.66	7.85 9.99	7.35 9.34
80歳										
男女	6.88 8.72	6.43 8.14	6.02 7.58	5.63 7.06	5.27 6.56	4.93 6.10	4.60 5.66	4.30 5.25	4.01 4.87	3.75 4.51
90歳										
男女	3.51 4.18	3.28 3.88	3.06 3.60	2.86 3.34	2.68 3.10	2.50 2.88	2.34 2.68	2.19 2.49	2.04 2.31	1.91 2.15
100歳										
男女	1.79 2.00	1.67 1.86	1.56 1.74	1.46 1.62	1.37 1.51	1.28 1.40	1.20 1.31	1.12 1.22	1.05 1.14	0.98 1.06
110歳										
男女	— 0.99	— 0.92								

(例) 1. 10歳男性の平均余命年数は、66.53年。

2. 40歳女性の平均余命年数は、43.00年。

付表V 死亡時の年齢別就労可能年数および新ホフマン係数・ライブニッツ係数表

[1] 18歳未満の者に適用する表

年 齢	幼児・学生・十分働く意思と能力 を有している無職者			有 職 者		
	就労可 能年数	新 ホ フ マ ン 係 数	ライブニッツ 係 数	就労可 能年数	新 ホ フ マ ン 係 数	ライブニッツ 係 数
0 年	49	16.419	7.549	67	29.022	19.236
1	49	16.716	7.927	66	28.793	19.201
2	49	17.024	8.323	65	28.560	19.161
3	49	17.344	8.739	64	28.325	19.119
4	49	17.678	9.176	63	28.087	19.075
5	49	18.025	9.635	62	27.846	19.029
6	49	18.387	10.117	61	27.602	18.980
7	49	18.765	10.623	60	27.355	18.929
8	49	19.160	11.154	59	27.105	18.876
9	49	19.574	11.712	58	26.852	18.820
10	49	20.006	12.297	57	26.595	18.761
11	49	20.461	12.912	56	26.335	18.699
12	49	20.938	13.558	55	26.072	18.633
13	49	21.442	14.236	54	25.806	18.565
14	49	21.971	14.947	53	25.535	18.493
15	49	22.530	15.695	52	25.261	18.418
16	49	23.123	16.480	51	24.984	18.339
17	49	23.750	17.304	50	24.702	18.256

(注) 幼児・18歳未満の学生および十分働く意思と能力を有している無職者(有職者・家事従事者、18歳以上的学生以外)における就労可能年数および新ホフマン係数・ライブニッツ係数は、下記(例)に準じて算出します。

(例) 3歳の幼児・新ホフマン係数の場合

- (1) 就労の終期(67歳)までの年数64年(67年-3年)に対応する係数 28.325
- (2) 就労の始期(18歳)までの年数15年(18年-3年)に対応する係数 10.981
- (3) 就労可能年数49年(64年-15年)
- (4) 適用する係数 17.344 (28.325-10.981)

[2] 18歳以上の者に適用する表

年齢	就労可 能年数	新 ホ フ マ ン 係 数	ライブニッツ 係 数	年齢	就労可 能年数	新 ホ フ マ ン 係 数	ライブニッツ 係 数
				歳	年	歳	年
18 年	49	24.416	18.169	58	11	8.590	8.306
19	48	24.126	18.077	59	11	8.590	8.306
20	47	23.832	17.981	60	11	8.590	8.306
21	46	23.534	17.880	61	10	7.945	7.722
22	45	23.231	17.774	62	10	7.945	7.722
23	44	22.923	17.663	63	9	7.278	7.108
24	43	22.611	17.546	64	9	7.278	7.108
25	42	22.293	17.423	65	9	7.278	7.108
26	41	21.970	17.294	66	8	6.589	6.463
27	40	21.643	17.159	67	8	6.589	6.463
28	39	21.309	17.017	68	8	6.589	6.463
29	38	20.970	16.868	69	7	5.874	5.786
30	37	20.625	16.711	70	7	5.874	5.786
31	36	20.275	16.547	71	6	5.134	5.076
32	35	19.917	16.374	72	6	5.134	5.076
33	34	19.554	16.193	73	6	5.134	5.076
34	33	19.183	16.003	74	6	5.134	5.076
35	32	18.806	15.803	75	5	4.364	4.329
36	31	18.421	15.593	76	5	4.364	4.329
37	30	18.029	15.372	77	5	4.364	4.329
38	29	17.629	15.141	78	4	3.564	3.546
39	28	17.221	14.898	79	4	3.564	3.546
40	27	16.804	14.643	80	4	3.564	3.546
41	26	16.379	14.375	81	4	3.564	3.546
42	25	15.944	14.094	82	4	3.564	3.546
43	24	15.500	13.799	83	3	2.731	2.723
44	23	15.045	13.489	84	3	2.731	2.723
45	22	14.580	13.163	85	3	2.731	2.723

46	21	14.104	12.821	86	3	2.731	2.723
47	20	13.616	12.462	87	3	2.731	2.723
48	19	13.116	12.085	88	3	2.731	2.723
49	18	12.603	11.690	89	2	1.861	1.859
50	17	12.077	11.274	90	2	1.861	1.859
51	16	11.536	10.838	91	2	1.861	1.859
52	15	10.981	10.380	92	2	1.861	1.859
53	14	10.409	9.899	93	2	1.861	1.859
54	13	9.821	9.394	94	2	1.861	1.859
55	13	9.821	9.394	95	2	1.861	1.859
56	12	9.215	8.863	96	2	1.861	1.859
57	12	9.215	8.863	97	2	1.861	1.859
				98	2	1.861	1.859
				99~	1	0.952	0.952

別表6 保険金請求書類

提 出 書 類	保 険 金 種 類	死 亡	後 遺 障 害	入 院	手 術	通 院	介 護	第3章 保 険 金
1. 保険金請求書		○	○	○	○	○	○	○
2. 保険証券		○	○	○	○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書		○	○	○	○	○	○	○
4. 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書		○	○	○	○	○	○	○
5. 死亡診断書または死体検査書		○						○
6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書		○	○	○	○	○	○	○
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類				○		○		
8. 当会社の定める要介護状況報告書							○	
9. 要介護状態の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書および診療明細(当会社の定める様式とします。)							○	
10. 当会社が被保険者の症状・治療内容等について被保険者以外の医師に照会し説明を求めることについての同意書							○	
11. 死亡保険金受取人(死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人)の印鑑証明書		○						○
12. 被保険者の印鑑証明書		○	○	○	○	○	○	
13. 被保険者の戸籍謄本		○						○
14. 法定相続人の戸籍謄本(死亡保険金受取人を定めなかった場合)		○						○
15. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)		○	○	○	○	○	○	○
16. その他当会社が第4章基本条項第21条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの		○	○	○	○	○	○	○

注 保険金を請求する場合は、○を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

特約

1. 往復途上傷害危険補償特約（管理下中の傷害危険補償特約用）

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、【管理下中の傷害危険補償特約】に規定する傷害のほか、被保険者が【保険証券記載の活動に従事するため所定の集合・解散場所と被保険者の住居との通常の経路往復中に被った傷害】に對しても、普通保険約款第2章傷害条項の規定により支払われる保険金を支払います。

第2条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、【活動に従事する】目的をもって住居を出発する前に、保険証券または保険契約者の備える被保険者名簿においてその氏名が記載されている者にかぎります。

第3条（定義）

第1条（保険金を支払う場合）の所定の集合・解散場所は、保険契約者の備える資料により確定しているものにかぎります。

2. 介護保険金対象外特約

当会社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第8条（介護保険金の支払）の規定により支払われる介護保険金を支払いません。

3. 管理下中の傷害危険補償特約

当会社は、この特約により、被保険者が下欄記載の間に被った傷害にかぎり、普通保険約款第2章傷害条項の規定により支払われる保険金を支払います。

保険証券記載のとおり

4. 後遺障害等級限定補償特約（第1級～第3級）

当会社は、この特約により、被保険者に、保険金額に普通保険約款別表2の第3級に掲げる保険金支払割合を乗じた額以上の額（注）が支払われるべき後遺障害が生じた場合のみ、普通保険約款第2章傷害条項第5条（後遺障害保険金の支払）の規定に従い後遺障害保険金を支払います。

（注） 保険金支払割合を乗じた額以上の額

この額の算出には、普通保険約款第2章傷害条項第5条（後遺障害保険金の支払）(6)の規定は適用しません。

5. 後遺障害保険金対象外特約

当会社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第5条（後遺障害保険金の支払）の規定により支払われる後遺障害保険金を支払いません。

6. 交通傷害危険のみ補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運行中	交通乗用具が通常の目的に従って使用されている間をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注1）、訓練（注2）または試運転（注3）をいいます。 （注1） 競技、競争、興行 いずれもそのための練習を含みます。 （注2） 訓練 自動車等の運転資格を取得するための訓練を除きます。 （注3） 試運転 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
工作用自動車	建築工事、土木工事、農耕等の作業の用途をもつ走行式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕耘機、トラクター等をいいます。
交通乗用具	第4条（交通乗用具の範囲）に規定する乗用具をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

（1） 当会社は、この特約により、被保険者がその身体に被った次の①から④までのいずれかに該当する傷害にかぎり、普通保険約款第2章傷害条項の規定により支払われる保険金を支払います。

① 運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具（注1）との衝突、接触等の交通事故または運行中の交通乗用具（注1）の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故によって被った傷害

② 運行中の交通乗用具（注1）の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内（注2）に搭乗している被保険者（注3）または乗客（注4）として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内（注5）にいる被保険者が、急激かつ偶然な外來の事故によって被った傷害

③ 道路通行中の被保険者が、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突、接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故によって被った傷害

④ 被保険者が、交通乗用具（注1）の火災によって被った傷害

（2） (1)の①から④までの傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急速に生ずる中毒症状（注6）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

（注1） 交通乗用具

これに積載されているものを含みます。

（注2） 室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

（注3） 搭乗している被保険者

極めて異常かつ危険な方法で搭乗している者を除きます。

（注4） 乗客
入場客を含みます。

（注5） 乗降場構内
改札口の内側をいいます。

（注6） 中毒症状
継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合）

（1） 当会社は、被保険者が次の①から④までのいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に對しては、普通保険約款第2章傷害条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

① 被保険者が次のア、カラウ、までに掲げるいずれかに該当する間
ア、交通乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウ、に該当する場合を除き、次条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
イ、交通乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により交通乗用具を使用している間。ただし、下記ウ、に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により次条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間については、保険金を支払います。

ウ、法令による許可を受けて、一般の通行を制し、道路を占有した状態で、次条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により次条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間

② 船舶乗組員、漁業從事者との他の船舶に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間

③ 航空運送事業者が路線を定めて運航する航空機（注1）以外の航空機を被保険者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間

④ 被保険者が次のア、カラウ、までに掲げる航空機のいずれかに搭乗している間
ア、グライダー
イ、飛行船
ウ、超軽量動力機
エ、ジャイロプレーン

（2） 当会社は、被保険者が職務として次の①または②に掲げる作業のいずれかに從事中にその作業に直接起因する事故によって被った傷害に對しては、普通保険約款第2章傷害条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

① 交通乗用具への荷物等（注2）の積込み作業、交通乗用具からの荷物等（注2）の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等（注2）の整理作業

② 交通乗用具の修理、点検、整備または清掃の作業

（注1） 航空機
定期便であると不定期便であるとを問いません。

（注2） 荷物等
荷物、貨物等をいいます。

第4条（交通乗用具の範囲）

この特約において、交通乗用具とは、下表のいずれかに該当するものをいいます。

分類	交通乗用具
軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いすゞリフト (注) ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等でもっぱら遊戯施設として使用されるものの、ロープトゥ、ティーパーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。
軌道を有しない陸上の乗用具	自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ペビーカー、歩行補助車（原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものにかぎります。） (注) 作業機械としてのみ使用されている間の作業用自動車、遊園地等でもっぱら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の中幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード（原動機を用いるものを含みます。）等は除きます。
空の乗用具	航空機（飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機（モーター、ハンググライダー、マイクロライト機、ワルトライト機等）、ジャイロプレーン） (注) ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。
水面上の乗用具	船舶（ヨット、モーターボート（水上オートバイを含みます。）およびボートを含みます。） (注) 幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等は除きます。
その他の乗用具	エレベーター、エスカレーター、動く歩道 (注) 立体駐車場のリフト等もっぱら物品輸送用に設置された装置等は除きます。

第5条（普通保険約款の適用除外）

この特約の規定が適用される場合は、普通保険約款に掲げる次の①から③までの規定は適用しません。

① 第2章傷害条項第3条（保険金を支払わない場合一その2）

② 第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）

③ 同条項第12条（保険料の取扱い一告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）(1)の②および(4)

第6条（家族特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

第7条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

第8条（家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

7. ゴルフ中のみの傷害危険補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、いかなる名目であっても、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
ゴルフ場敷地内	ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
ゴルフの競技	ゴルフ場においてゴルフをプレーすることをいいます。
ゴルフの指導	他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言または監督等を行うことをいいます。
ゴルフの練習	ゴルフの技術の維持・向上を目標に、いかなる場所かを問わず、クラブ等（注1）を使用してくり返しスイング（注2）を行うことをいい、これに付随してその場所で通常行われる準備、整理等の行為を含みます。 (注1) クラブ等 ゴルフクラブまたはゴルフ練習用に特に考案され市販されている器具をいいます。 (注2) スイング クラブ等（注1）を動かす意図でクラブ等（注1）を前後方向へ動かすことをいいます。
保険金	第2条（保険金を支払う場合）に規定する保険金をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、被保険者がゴルフ場敷地内において、ゴルフ（注1）の練習、競技または指導（注2）中に被った傷害にかぎり、普通保険約款第2章傷害条項の規定により支払われる保険金を支払います。

（注1）ゴルフ

ケイマンゴルフ、ターゲット・パード・ゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを除きます。

（注2）ゴルフ（注1）の練習、競技または指導

ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。

第3条（普通保険約款の適用除外）

この特約においては、普通保険約款第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）の規定は適用しません。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

8. 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約

第1条（普通保険約款の読み替え）

当会社は、普通保険約款第2章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）(2)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「(2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注2）を含みます。」

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この保険契約に特定感染症危険補償特約が付帯されている場合は、その特約の規定に従い保険金を支払うべき特定感染症による中毒症状に対しては、この特約に基づく後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金を支払いません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

9. 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約

（就業中のみの傷害補償特約、管理下中の傷害危険補償特約用）

第1条（普通保険約款の読み替え）

当会社はこの特約により、普通保険約款第2章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）(2)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「(2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注2）を含みます。」

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この保険契約に特定感染症危険補償特約が付帯されている場合は、その特約の規定に従い保険金を支払うべき特定感染症による中毒症状に対しては、この特約に基づく後遺障害保険金、入院保

険金または通院保険金を支払いません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

10. 死亡保険金対象外特約

当会社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第4条（死亡保険金の支払）の規定により支払われる死亡保険金を支払いません。

11. 就業中の危険対象外特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、被保険者がその職業または職務に従事している間（注）に被った傷害に對しては、普通保険約款第2章傷害条項の規定により支払われる保険金を支払いません。
(注) 職業または職務に従事している間
通勤途上を含みません。

第2条（家族特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合は、前条の規定中「被保険者」とあるのは「家族特約第1条（用語の定義）に規定する本人」と読み替えるものとします。

第3条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合は、第1条（保険金を支払う場合）の規定中「被保険者」とあるのは「家族特約（夫婦用）第1条（用語の定義）に規定する本人」と読み替えるものとします。

第4条（家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合は、第1条（保険金を支払う場合）の規定中「被保険者」とあるのは「家族特約（配偶者対象外用）第1条（用語の定義）に規定する本人」と読み替えるものとします。

12. 就業中のみの危険補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
重大手術	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、次の①から④までのいずれかに該当するものをいいます。 ① 開頭手術（穿頭術を含みます。） ② 開胸手術および開腹手術（胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。） ③ 四肢切断術（手指・足指を除きます。） ④ 日本国内で行われた、心臓・肺・肝・腎臓・脾臓（それぞれ、人工臓器を除きます。）の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に規定する移植手術にかぎります。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第6条（入院保険金および手術保険金の支払）(4)の手術保険金を支払う場合で、その手術が重大手術に該当するとき（注）は、同条項第6条(4)および同条項第6条（注3）の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術にかぎります。

入院保険金日額 × 40 = 手術保険金の額

(2) 当会社は、(1)の手術保険金を支払う場合は、普通保険約款第2章傷害条項第6条（入院保険金および手術保険金の支払）(4)および同条項第6条（注3）に規定する手術保険金は支払いません。

(注) その手術が重大手術に該当するとき
1事故に基づく傷害に対して2以上の手術を受けた場合は、そのいずれかの手術が重大手術に該当するときをいいます。

第3条（手術保険金倍率変更特約が付帯された場合の取扱い）

(1) この特約が付帯された保険契約に手術保険金倍率変更特約が付帯されており、かつ、普通保険約款第2章傷害条項第6条（入院保険金および手術保険金の支払）(4)の手術保険金を支払う場合で、その手術が重大手術に該当するとき（注）は、前条の規定にかかわらず、前条(1)または手術保険金倍率変更特約の規定のいずれか高い額を手術保険金として支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術にかぎります。

(2) 当会社は、(1)の規定により前条(1)の手術保険金を支払う場合は、普通保険約款第2章傷害条項第6条（入院保険金および手術保険金の支払）(4)および同条項第6条（注3）に規定する手術保険金は支払いません。

(注) その手術が重大手術に該当するとき
1事故に基づく傷害に対して2以上の手術を受けた場合は、そのいずれかの手術が重大手術に該当するときをいいます。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

14. 手術保険金倍率変更特約

当会社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第6条（入院保険金および手術保険金の支払）(4)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「(4) 当会社は、被保険者が病院または診療所において、第1条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事事故に基づく傷害について、1回の手術（注3）にかぎります。

① 入院中（注4）に受けた手術の場合

$$\text{入院保険金額} \times [20] = \text{手術保険金の額}$$

② ①以外の手術の場合

$$\text{入院保険金額} \times [5] = \text{手術保険金の額}$$

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、この特約により、被保険者が入院保険金支払事由または通院保険金支払事由に該当した場合は、次の①または②に定める期間に対して、次の算式によって算出した額を普通保険約款第2章傷害条項第6条（入院保険金および手術保険金の支払）の入院保険金または同条項第7条（通院保険金の支払）の通院保険金として被保険者に支払います。

① 入院保険金支払事由に該当した期間の最初の14日間（注1）

普通保険約款第2章傷害条項第6条(1)から
(3)までの規定により支払われる入院保険金 $\times 2 = \text{入院保険金の額}$

② 通院保険金支払事由に該当した日数の最初の14日（注2）

普通保険約款第2章傷害条項第7条の
規定により支払われる通院保険金 $\times 2 = \text{通院保険金の額}$

15. 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

第1条（戦争危険等免責の一部修正）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款または付帯された他の特約の保険金を支払わない場合の事由の規定中、

「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注□）」
となるのは

「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注□）。ただし、テロ行為（注□）を除きます。

（注□）
テロ行為
政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
」
と読み替えて適用します。

第2条（この特約の解除）

当会社は、前条の規定中のテロ行為に関する危険が著しく増加し、この特約の引受範囲（注）を超えることになった場合は、保険契約に対する書面による40時間以前の予告により、この特約を解除することができます。

（注）この特約の引受範囲

この特約を引き受けできる範囲として、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第3条（特約解除の効力）

前条の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款または付帯された他の特約の規定を準用します。

16. 通院保険金対象外特約

当会社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第7条（通院保険金の支払）の規定により支払われる通院保険金を支払いません。

17. 天災危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）(1)の①および②の規定にかかるわざ、次の①または②に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害に対しても、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定に従い普通保険約款第2章傷害条項の保険金を支払います。

① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第2条（保険金の支払時限）

この特約が付帯された保険契約においては、普通保険約款第4章基本条項第21条（保険金の支払時限）(2)のほか、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が生じた場合は、当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて365日を経過する日までに、保険金を支払うものとします。

（注）請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が普通保険約款第4章基本条項第20条（保険金の請求）(2)および(5)の規定による手続きを完了した日をいいます。

18. 入院保険金および手術保険金対象外特約

当会社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第6条（入院保険金および手術保険金の支払）の規定により支払われる入院保険金および手術保険金を支払いません。

19. 入院保険金および通院保険金の14日間2倍支払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
通院保険金支払事由	普通保険約款第2章傷害条項第7条（通院保険金の支払）(1)または(2)に規定する通院保険金の支払事由をいいます。
入院保険金支払事由	普通保険約款第2章傷害条項第6条（入院保険金および手術保険金の支払）(1)に規定する入院保険金の支払事由をいいます。

20. 入院保険金および通院保険金の7日間2倍支払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
通院保険金支払事由	普通保険約款第2章傷害条項第7条（通院保険金の支払）(1)または(2)に規定する通院保険金の支払事由をいいます。
入院保険金支払事由	普通保険約款第2章傷害条項第6条（入院保険金および手術保険金の支払）(1)に規定する入院保険金の支払事由をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、この特約により、被保険者が入院保険金支払事由または通院保険金支払事由に該当した場合は、次の①または②に定める期間に対して、次の算式によって算出した額を普通保険約款第2章傷害条項第6条（入院保険金および手術保険金の支払）の入院保険金または同条項第7条（通院保険金の支払）の通院保険金として被保険者に支払います。

① 入院保険金支払事由に該当した期間の最初の7日間（注1）

普通保険約款第2章傷害条項第6条(1)から
(3)までの規定により支払われる入院保険金 $\times 2 = \text{入院保険金の額}$

② 通院保険金支払事由に該当した日数の最初の7日（注2）

普通保険約款第2章傷害条項第7条の
規定により支払われる通院保険金 $\times 2 = \text{通院保険金の額}$

(2) 入院保険金支払事由に該当した期間が7日間未満の場合は、(1)の②の規定により通院保険金を支払う日数は、7日から入院保険金支払事由に該当した期間を差し引いた残りの日数を限度とします。

（注1） 入院保険金支払事由に該当した期間が7日間未満の場合は、入院保険金支払事由に該当した期間とします。

（注2） 通院保険金支払事由に該当した日数が7日未満の場合は、通院保険金支払事由に該当した日数とします。

21. 入院保険金支払限度日数変更特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
入院保険金支払限度	普通保険約款第2章傷害条項第6条（入院保険金および手術保険金の支払）に規定する入院保険金を支払う限度とする日数をいいます。

第2条（入院保険金支払限度日数の変更）

当会社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第6条（入院保険金および手術保険金の支払）の規定にかかるわざ、入院保険金支払限度日数は保険証券記載の入院保険金支払限度日数としま

す。

第3条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第4章基本条項第20条（保険金の請求）(1)の①のウ、の規定中「入院保険金の支払われる日数が1,000日に達した時」とあるのは「入院保険金の支払われる日数が保険証券記載の入院保険金支払限度日数に達した時」と読み替えて適用します。

22. 入院保険金の14日間2倍支払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
入院保険金支払事由	普通保険約款第2章傷害条項第6条（入院保険金および手術保険金の支払）(1)に規定する入院保険金の支払事由をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、この特約により、被保険者が入院保険金支払事由に該当した場合は、入院保険金支払事由に該当した期間の最初の14日間（注）に対して、次の算式によって算出した額を普通保険約款第2章傷害条項第6条（入院保険金および手術保険金の支払）の入院保険金として被保険者に支払います。

普通保険約款第2章傷害条項第6条(1)から
(3)までの規定により支払われる入院保険金
X 2 = 入院保険金の額

(2) 入院保険金支払事由に該当した被保険者が、入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、(1)の規定により入院保険金の2倍の額を支払うべき期間は、最初の入院保険金支払事由に該当した日から起算するものとします。

(注) 入院保険金支払事由に該当した期間の最初の14日間
入院保険金支払事由に該当した期間が14日間未満の場合は、入院保険金支払事由に該当した期間とします。

23. 入院保険金の7日間2倍支払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は次の定義によります。

用語	定義
入院保険金支払事由	普通保険約款第2章傷害条項第6条（入院保険金および手術保険金の支払）(1)に規定する入院保険金の支払事由をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、この特約により、被保険者が入院保険金支払事由に該当した場合は、入院保険金支払事由に該当した期間の最初の7日間（注）に対して、次の算式によって算出した額を普通保険約款第2章傷害条項第6条（入院保険金および手術保険金の支払）の入院保険金として被保険者に支払います。

普通保険約款第2章傷害条項第6条(1)から
(3)までの規定により支払われる入院保険金
X 2 = 入院保険金の額

(2) 入院保険金支払事由に該当した被保険者が、入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、(1)の規定により入院保険金の2倍の額を支払うべき期間は、最初の入院保険金支払事由に該当した日から起算するものとします。

(注) 入院保険金支払事由に該当した期間の最初の7日間
入院保険金支払事由に該当した期間が7日間未満の場合は、入院保険金支払事由に該当した期間とします。

24. 被害事故対象外特約

当会社は、この特約により、普通保険約款第3章被害事故補償条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

25. 育英費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
後遺障害	身体の一部を失いましたまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態をいいます。ただし、扶養者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
扶養者	被保険者を扶養する者で保険証券記載の者をいいます。
扶養不能状態	次の①から③までのいずれかに該当する状態をいいます。 ① 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ② ①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じ、その後遺障害が普通保険約款別表2の第2級に掲げる保険金支払割合以上に保険金支払割合に認定された場合 ③ ①および②以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通保険約款別表2の第3級に掲げる後遺障害が生じた場合
保険金	育英費用保険金をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、扶養者が急激かつ偶然な外来的事故（注）によって、その身体に傷害を被り、その直接の結果として、扶養不能状態になった場合は、それによって扶養者に扶養されなくなることにより被保険

者が被る損失に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を被保険者に支払います。

- (2) 普通保険約款別表2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (3) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合の保険金支払割合は、次の①から④までに掲げるものとします。
- ① 普通保険約款別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合
 - ② ①以外の場合で、普通保険約款別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合
 - ③ ①および②以外の場合で、普通保険約款別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 - ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級の後遺障害に対する保険金支払割合

(4) 既に後遺障害のある扶養者が(1)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した割合を保険金支払割合とします。

普通保険約款別表2に掲げる加重後の後遺障
既にあった後遺障害に該当する 等級に対する保険金支払割合

(5) (1)の規定にかかわらず、扶養者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にあら場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者または扶養者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を決定します。

(注) 急激かつ偶然な外来的事故

以下この特約において「事故」といいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次の①から⑩までのいずれかに該当する事由によって生じた傷害の直接の結果として、扶養者が扶養不能状態になった場合の損失に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）、被保険者または扶養者の故意または重大な過失
 - ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。
 - ③ 扶養者の自殺行為、犯罪行為または鬭争行為
 - ④ 扶養者が次のア、カラ、ウ、までのいずれかに該当する間に生じた事故
ア、法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
イ、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
⑤ 扶養者の脳梗塞、疾病または心神喪失
 - ⑥ 扶養者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 扶養者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、保険金を支払います。
 - ⑧ 扶養者に対する刑の執行
 - ⑨ 戰争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
 - ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらへの特性による事故
 - ⑫ ⑨から⑪までのいずれかの事由に伴隨して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混亂に基づいて生じた事故
 - ⑬ ①以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当会社は、扶養者が扶養不能状態になった時に、扶養者が被保険者を扶養していない場合は、保険金を支払いません。
- (注1) 保険契約者
法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者
法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 運転資格
運転する地における法令によるものをいいます。
- (注4) 動動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注5) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- (注6) 核燃料物質（注5）によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金の支払額）

当会社は、第2条（保険金を支払う場合）の規定に基づいて保険金を支払う場合は、保険証券記載の育英費用保険金を保険金として被保険者に支払います。

第5条（死因の推定）

扶養者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお扶養者が発見されないとときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、扶養者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第6条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）の損失に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が(2)に規定する支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金

として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
(2)に規定する支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

- (2) 支払限度額は、それぞれの保険契約または共済契約のうち最も保険金額の高い保険契約または共済契約により、その契約において他の保険契約等がないものとした場合に支払われるべき金額とします。
第7条 (扶養者の変更)
保険契約締結の後、被保険者を扶養する者が変更になった場合に、保険契約者または被保険者がその旨を当会社に通知したときは、新たに保険証券に記載された扶養者について、この特約を適用します。

第8条 (事故の発生)

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故による損失が発生したことを知った場合は、次の①から⑥までに掲げる事項を履行しなければなりません。
① 損傷の原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときは扶養者の診断書もしくは死体検査書の提出を求めるときは、これに応じなければなりません。
② 扶養者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知すること。
③ 被保険者が他人に対して損害賠償の請求をする場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
④ 事故によって生じた損害の発生および拡大を防止するため、自己の費用で必要な措置を講ずること。
⑤ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。
⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、ただちに当会社に通知すること。
⑦ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容(注)について遅延なく当会社に通知すること。
⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅延なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の①から⑥までに規定する義務に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
① (1)の①、②、⑥、⑦または⑧に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
② (1)の③に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
③ (1)の④に違反した場合は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額
④ (1)の⑤に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の規定による通知または説明について、知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
(注) 他の保険契約等に関する事実の有無および内容
既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第9条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、扶養者が扶養不能状態になり、被保険者が損失を被った時から発生し、これを行使することができます。
(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑩までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
① 保険金請求書
② 保険証券
③ 当会社の定める傷害状況報告書
④ 公の機関(注1)の事故証明書
⑤ 死亡診断書もしくは死体検査書または後遺障害の程度を証明する医師の診断書
⑥ 被保険者の印鑑證明書
⑦ 扶養者の戸籍謄本
⑧ 扶養者が死亡した時に、扶養者が被保険者を扶養していたことを証明する書類
⑨ 委任する書類および委任を受けた者の印鑑證明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)
⑩ その他当会社が次条(1)に定める必要な確認を行うために近くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書類等において定めたもの
(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注2)
② ①に規定する者がいない場合または⑩に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者(注2)または②以外の3親等内の親族
(4) ③の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
(5) 当会社は、事故の内容等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 公の機関
やむを得ない場合は、第三者とします。

(注2) 配偶者
普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかるわらず、法律上の配偶者にかかります。

第10条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
① 保険金の支払事由生前の有無の確認として、事故の原因、事故発生の状況、傷害の発生の有無および被保険者に該当する事実
② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として費用の額または傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失效または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ ①から④までのほか、他の保険契約の有無および内容、費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
(2) (1)の確認をするため、次の①から④までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかるわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①から④までに掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
② (1)の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
③ 灾害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑥までの事項の確認のための調査 60日
④ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国外において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
⑤ (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正當な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注4)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において日本国通貨をもって行うものとします。
(注1) 請求完了日
被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
(注2) 次の①から④までに掲げる日数
①から④までの複数の該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
(注3) 照会
弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
(注4) これに応じなかった場合
必要な協力をを行わなかった場合を含みます。

第11条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会社は、第8条(事故の発生)の通知または第9条(保険金の請求)の請求を受けた場合は、傷害または損害の程度の認定その他の保険金の支払にあたり必要な限度において保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し、当会社の指定する医師が作成した扶養者の診断書または死体検査書の提出を求めることができます。
(2) (1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負担します。
(注1) 死体の検案
死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
(注2) 費用
収入の喪失を含みません。
第12条 (特約の失効)

(1) 保険契約締結の後、次の①から③までに掲げる事由のいずれかが生じた場合は、この特約は効力を失います。
① 当会社が保険金を支払った場合
② 被保険者が独立して生計を営むようになった場合
③ 被保険者が特定の個人により扶養されなくなった場合
(2) この特約が失効となる場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料について、未経過期間に対し月割(注3)をもって計算した保険料を返還します。ただし、(1)の①の場合は、保険料を返還しません。
(3) 保険期間が1年を超える保険契約の場合は、(1)の①の原因となつた事故が生じた日または(1)の②および③の事由について当会社がそれを知った日の属する契約年度に対する保険料については、(2)の規定によることとし、その後の年度に対する保険料は、当会社は、その全額を返還します。
(注) 月割
1か月に満たない期間は1か月とします。

第13条 (普通保険約款の適用除外)

- この特約の規定が適用される場合は、次の①から③までの普通保険約款に掲げる規定は適用しません。
① 第2章傷害条項
② 第3章被害事故補償条項
③ 第4章基本条項第3条(職業または職務の変更に関する通知義務)、第12条(保険料の取扱い一告知義務・通知義務に伴う変更等の場合)(1)の②および(4)、第17条(事故の通知)から第22条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)まで、第24条(代位)(2)から(4)まで、および第25条(死

亡保險金受取人の変更

第14条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1章用語の定義項第1条（用語の定義）の危険の規定中「傷害または損害の発生の可能性」とあるのは「損失の発生の可能性」
- ② 第4章基本法項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定中「事故（注2）による傷害または損害」とあるのは「この特約の事故による損失」
- ③ 同条項第2条（告知義務）(3)の(3)の規定中「当会社が保険金を支払うべき傷害または損害の原因となる事故が発生する前に」とあるのは「この特約の事故が発生する前に」
- ④ 同条項第2条(4)の規定中「傷害または損害の原因となる事故の発生した後に」とあるのは「損失が生じた後に」
- ⑤ 同条項第2条(5)の規定中「発生した傷害または損害」とあるのは「発生したこの特約の事故による損失」
- ⑥ 同条項第9条（重大事由による解除）の規定中「傷害または損害」とあるのは「この特約の事故による損失」
- ⑦ 同条項第20条（時効）の規定中「第20条（保険金の請求）(1)に定める時」とあるのは「この特約第9条（保険金の請求）(1)に定める時」
- ⑧ 同条項第24条（代位）(1)の規定中「第2章傷害条項」とあるのは「この特約」、「傷害」とあるのは「損失」

第15条（保険契約の継続に関する特約等が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯される保険契約に保険契約の継続に関する特約または保険契約の継続に関する特約（年契約用）が付帯された場合は、これらの特約の規定にかかわらず、この保険契約の満了する日の1年後の応当日において、被保険者の年齢が満23歳以上となるときは、この保険契約は継続されないものとします。

第16条（準規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

26. 学業費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
後遺障害	身体の一部を失いましたその機能に重大な障害を永久に残した状態をいいます。ただし、扶養者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
支払対象期間	支払対象期間開始日から支払対象期間終了日までの期間をいいます。
支払対象期間開始日	扶養者が扶養不能状態となった日の翌日をいいます。
支払対象期間終了日	保険証券記載の学業費用補償特約の期限をいいます。
支払年度	初年度については、支払対象期間開始日から1年内に到来する支払対象期間終了日の応当日までとし、次年度以降については、支払対象期間終了日の応当日から1年間をいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
扶養者	被保険者を扶養する者で保険証券記載の者をいいます。
扶養不能状態	次の①から③までのいずれかに該当する状態をいいます。 ① 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ② ①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じ、その後遺障害が普通保険約款別表2の第2級に掲げる保険金支払割合以上の保険金支払割合に認定された場合 ③ ①および②以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通保険約款別表2の第3級に掲げる後遺障害が生じた場合
保険金	学資費用保険金または進学費用保険金をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、扶養者が急激かつ偶然な外來の事故（注）によって、その身体に傷害を被り、その直接の結果として、扶養不能状態になった場合は、それによって扶養者に扶養されなくなることにより被保険者が被る損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。
- (2) 普通保険約款別表2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (3) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合の保険金支払割合は、次の①から④までに掲げるものとします。
 - ① 普通保険約款別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合
 - ② ①以外の場合で、普通保険約款別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合
 - ③ ①および②以外の場合で、普通保険約款別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 - ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級の後遺障害に対する保険金支払割合
- (4) 既に後遺障害のある扶養者が①の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって算出した割合を保険金支払割合とします。

普通保険約款別表2に掲げる加重後の後遺障害 – 既にあった後遺障害に該当する害に該当する等級に対する保険金支払割合 = 適用する割合

(5) (1)の規定にかかわらず、扶養者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。

(注) 急激かつ偶然な外來の事故
以下この特約において「事故」といいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次の①から⑬までのいずれかに該当する事由によって生じた傷害の直接の結果として、扶養者が扶養不能状態になった場合の損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者（注1）、被保険者または扶養者の故意または重大な過失
 - ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。
 - ③ 扶養者の自殺行為、犯罪行為または鬭争行為
 - ④ 扶養者が次のア、カラ、ウ、エのいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア、法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ、道路交通事故（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 扶養者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 扶養者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、保険金を支払います。
 - ⑧ 扶養者に対する刑の執行
 - ⑨ 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
 - ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらとの特性による事故
 - ⑫ ⑨から⑪までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当会社は、扶養者が扶養不能状態になった時に、扶養者が被保険者を扶養していない場合は、保険金を支払いません。
 - (注1) 保険契約者
 - 法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注2) 保険金を受け取るべき者
 - 法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (注3) 運転資格
 - 運転する地における法令によるものをいいます。
 - (注4) 異動
 - 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 - (注5) 核燃料物質
 - 使用済燃料を含みます。
 - (注6) 核燃料物質（注5）によって汚染された物
 - 原核分裂生成物を含みます。

第4条（学資費用保険金の支払）

- (1) 当会社は、扶養者が扶養不能状態となり、被保険者が支払対象期間中に発生した学資費用を負担したことによって被った損害に対して、学資費用保険金を被保険者に支払います。
- (2) (1)の学資費用は、被保険者が在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間に毎年必要となる費用（注）をいいます。
- (3) 学資費用保険金の支払額は、支払対象期間中の各支払年度について、保険証券記載の学資費用保険金額を限度とします。

(注) 在学期間に毎年必要となる費用

授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等をいいます。

第5条（進学費用保険金の支払）

- (1) 当会社は、扶養者が扶養不能状態となり、被保険者が支払対象期間中に発生した進学費用を負担したことによって被った損害に対して、進学費用保険金を被保険者に支払います。
- (2) (1)の進学費用は、被保険者が進学する際に、進学する学校に納付する費用のうち、前条(2)の学資費用以外の費用（注）をいいます。
- (3) 進学費用保険金の支払額は、支払対象期間を通じて保険証券記載の進学費用保険金額を限度とします。

(注) 前条(2)の学資費用以外の費用

入学金、納付が義務付けられている寄付金等をいいます。

第6条（死亡の推定）

扶養者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお扶養者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、扶養者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が(2)に規定する支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
 - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
 - この保険契約の支払責任額

- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
(2)に規定する支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
(2) 支払限度額は、それぞれの保険契約または共済契約のうち最も保険金額の高い保険契約または共済契約により、その契約において他の保険契約等がないものとした場合に支払われるべき金額とします。
(3) (1)および(2)の規定は、学資費用保険金および進学費用保険金ごとに適用します。

第8条（事故の発生）

- (1) 扶養者が事故により傷害を被った場合は、保険契約者は、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日の午を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときは扶養者の診断書もしくは死体検査書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
(2) 扶養者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日の午を含めて30日以内に行方不明または遭難の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
(3) 保険契約者は被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、他の保険契約等に関する事実の有無および内容（注）について遅延なく当会社に通知しなければなりません。
(4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)から(3)までの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、これによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 他の保険契約等に関する事実の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第9条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、扶養者が扶養不能状態になり、被保険者が第4条（学資費用保険金の支払）または第5条（進学費用保険金の支払）に規定する費用を負担した時から発生し、これを行なうことができます。
(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から④までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める傷害状況報告書
 - ④ 公の機関（注1）の事故証明書
 - ⑤ 死亡診断書もしくは死体検査書または後遺障害の程度を証明する医師の診断書
 - ⑥ 被保険者が学資費用または進学費用を負担したことおよびその金額を証明する書類
 - ⑦ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑧ 扶養者の戸籍謄本
 - ⑨ 扶養者が死にした時に、扶養者が被保険者を扶養していたことを証明する書類
 - ⑩ 委任を証明する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委託する場合）
 - ⑪ その他当会社が次条①に定める必要な確認を行うために次くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
(1) 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注2）
(2) ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
(3) ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注2）または②以外の3親等内の親族
(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
(5) 当会社は、事故の内容または費用の額等に応じ、保険契約者は、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 公の機関

やむを得ない場合は、第三者とします。

(注2) 配偶者

普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

第10条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日の午を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から④までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害の発生の有無および被保険者に該当する事実
② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償

請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

- (2) (1)の確認をするため、次の①から④までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日の午を含めて次の①から④までに掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日

② (1)の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)の①から④までの事項の確認のための調査 60日

④ (1)の①から④までの事項の確認を日本国内において行なうための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正當な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合（注4）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において日本通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日
被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次の①から④までに掲げる日数
①から④までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会
弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかつた場合
必要な協力をを行ななかつた場合を含みます。

第11条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、第8条（事故の発生）の通知または第9条（保険金の請求）の請求を受けた場合は、傷害または損害の程度の認定その他の保険金の支払にあたり必要な限度において保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し、当会社の指定する医師が作成した扶養者の診断書または死体検査書の提出を求めるできます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検査（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

(注1) 死体の検査
死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 費用
収入の喪失を含みません。

第12条（代位）

- (1) 費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するには次の①または②のいずれかの額を限度とします。

① 当会社が費用の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② 以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

(2) (1)の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する①または②の債権の保全および行使ならびにそのため当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第13条（普通保険約款の適用除外）

この特約の規定が適用される場合は、次の①から③までの普通保険約款に掲げる規定は適用しません。

① 第2章傷害条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）から第10条（他の身体の障害または疾患の影響）まで

② 第3章被害事故補償条項

③ 第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）、第12条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）(1)の②および④、第17条（事故の通知）から第22条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）まで、第24条（代位）および第25条（死亡保険金受取人の変更）

第14条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定中「事故（注2）による傷害または損害」とあるのは、「この特約の事故による損害」

② 同条項第2条（告知義務）(3)の③の規定中「当会社が保険金を支払うべき傷害または損害の原因となる事故が発生する前に」とあるのは、「この特約の事故が発生する前に」

③ 同条項第2条(4)の規定中「傷害または損害の原因となる事故の発生した後に」とあるのは、「この特約の事故による損害が生じた後に」

④ 同条項第9条（重大事由による解除）の規定中「傷害または損害」とあるのは、「この特約の事故による損害」

⑤ 同条項第23条（時効）の規定中「第20条（保険金の請求）(1)に定める時」とあるのは、「この特約第9条（保険金の請求）(1)に定める時」

第15条（保険契約の継続に関する特約等が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯される保険契約に保険契約の継続に関する特約または保険契約の継続に関する特約（年払契約用）が付帯された場合は、これらの特約の規定にかかわらず、この保険契約の満了する日の

1年後の応当日において、被保険者の年齢が満23歳以上となる場合は、この保険契約は継続されないものとします。

第16条（重大事由による解除に関する特則）

保険契約または被保険者が普通保険約款第4章基本条項第9条（重大事由による解除）(1)の③のア、からオ、までのいずれかに該当することにより同条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、同条(3)の規定は、同条(1)の③のア、からウ、までまたはオ、のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第17条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

27. 学資費用対象外特約

当会社は、この特約により、学業費用補償特約およびその他の特約に規定する学資費用保険金を支払いません。

28. 学生活用動産補償特約（B）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険金	第2条（保険金を支払う場合）に規定する保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、日本国内においてすべての偶然な事故（注）によって、保険の対象について生じた損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

（注）偶然な事故

以下この特約において「事故」といいます。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次の①から⑩までのいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
- ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失によって生じた損害。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。
- ③ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居する親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させ目的でなかった場合は、保険金を支払います。
- ④ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、ひび割れ、肌落ちその他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
- ⑤ 保険の対象の欠陥の損害およびその欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもつても、その欠陥を発見することができなかつた場合は、その欠陥によって保険の対象の他の部分に生じた損害については、保険金を支払いません。
- ⑥ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、火災消防または当会社の負担する危険からの避難に必要な処置としてなされた場合は保険金を支払います。
- ⑦ 保険の対象に対する修理、調整の作業（注3）上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、火災がこれら的事由によって発生した場合は、その火災によって生じた損害については、保険金を支払います。
- ⑧ 偶然な外來の事故に直接起因しない保険の対象の電気の事故または機械的事故によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災、破裂または爆発が発生した場合は、その火災、破裂または爆発によって生じた損害については、保険金を支払います。
- ⑨ 詐欺または横領によって生じた損害
- ⑩ 紛失または置き忘れによって生じた損害
- ⑪ 台風、暴風、暴風雨、旋風、たつ巻、洪水、高潮、豪雨等の風水災によって生じた損害。ただし、火災によって生じた損害を除きます。
- ⑫ 保険の対象のすり傷、搔き傷または塗料のがれ等単なる外観の損傷または保険の対象の汚損（注4）であって保険の対象の全体の機能に支障をきたさない損害
- ⑬ 楽器の弦（注5）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合は、保険金を支払います。
- ⑭ 楽器の音色または音質の変化

（注1）保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）修理、調整の作業

点検または試運転を伴う場合は、これらを含みます。

（注4）保険の対象の汚損

落書きを含みます。

（注5）楽器の弦

ピアノ線を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害（注1）に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戰争、国外の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

（注1）損害

①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた事故が延焼または拡大して生じた損害および発生原因がいかなる場合であっても、事故が①から③までのいずれかに該当する事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

（注2）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注4）核燃料物質（注3）によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

第5条（保険の対象）

（1）この特約における保険の対象は、被保険者が所有する生活用動産にかぎります。

- （2）の規定にかかわらず、親族が居住する建物内に所在する被保険者の生活用動産は、保険の対象に含まれません。ただし、賃貸借契約を締結して被保険者が単独で居住している建物の戸室内の生活用動産を除きます。

第6条（保険の対象の範囲）

前条の規定にかかわらず、次の①から⑨までに該当する物は、保険の対象に含まれません。

- （1）通貨、手形その他の有価証券（注1）
- （2）定期券、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、航空券、旅券その他これらに準ずる物
- （3）稿本、設計書、図案、証書（注2）、帳簿その他これらに準ずる物
- （4）貴金属、宝玉、宝石および書画、骨とう、彫刻物その他これらに準ずる美術品
- （5）義歎、義肢その他これらに準ずる物
- （6）ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンおよびこれらの付属品
- （7）船舶（注3）、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
- （8）動物および植物
- （9）その他下欄記載の物

コンタクトレンズ、眼鏡

（注1）手形その他の有価証券

小切手は除きます。

（注2）証書

公正証書、身分証明書など一定の事実または権利義務関係を証明する文書をいいます。ただし、旅券および運輸免許証を除きます。

（注3）船舶

ヨット、モーターボート、水上バイク、ポートおよびカヌーを含みます。

第7条（損害額の決定）

（1）当会社が保険金を支払うべき損害額は、保険価額によって定めます。

（2）盗難によって生じた損害（注1）については、盗取されたこの特約の保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用を含みます。また、切手および印紙の損害額については、その料額によって定めます。

（3）損害の生じた保険の対象を再発行等の手段により再取得できる場合においては、その再発行等の手段による費用（注2）をもって損害額とします。

（4）保険の対象の損傷を修理することができる場合は、次に掲げる①の額から②および③の合計額を差引いた額を①にいう損害額とします。

① 保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費

② 修理に際し部分品を交換したために保険の対象全体として価額の増加を生じた場合は、その増加額

③ 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額

（5）保険の対象が大切手、預貯金証書、印紙または切手である場合において、保険の対象の損害額の合計が5万円を超えるときは、当会社は、それらのものの損害額を5万円とみなします。

（注1）盗難によって生じた損害

保険価額を限度とします。

（注2）再発行等の手段による費用

交通費等付随的に発生する費用のうち、その再発行等のために支出を余儀なくされた費用を含みます。

第8条（保険金の支払額）

当会社の支払う保険金の額は、前条の損害額から1回の事故につき保険証券記載の免責金額を差引いた額とします。ただし、保険金額を限度とし、保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額をもって限度とします。

第9条（支払保険金の限度）

（1）当会社が、この特約により保険金を支払った場合においても、保険金額は減額されません。ただし、保険期間中事故が2回以上生じても、当会社が支払う保険金の額は、通算して保険金額をもって限度とします。

（2）（1）のただし書きの規定にかかわらず、保険期間が1年を超える保険契約においては、契約年度（注3）ごとに保険金額をもって限度とします。

（注3）契約年度

初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日

応当日から1年間をいいます。

第10条（事故の発生）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、次の①から⑨までに掲げる事項を履行しなければなりません。
- ① 事故発生の日時、場所、損害状況、損害の程度ならびにこれらの事項について証人がある場合は、その者の住所および氏名を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ② 保険の対象が盗難された場合は、ただちに、その旨を所轄警察署に届け出ること。ただし、盗難にあった保険の対象が小切手または預貯金証書の場合は、このほかに次のア、またはイ、に掲げる届出のいずれかをただちに行うこと。
- ア、小切手の場合
その小切手の振出人（注1）および支払金融機関への届出
- イ、預貯金証書の場合
預貯金先への届出
- ③ 保険の対象を修繕する場合は、必要な応急の手当をほどこすほか、本修繕については適当な修繕者の詳細な見積書を提出して承認を得ること。
- ④ 被保険者が他人に対して損害賠償の請求（注2）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ⑤ 事故によって生じた損害の発生および拡大を防止するため、自己の費用で必要な措置を講ずること。
- ⑥ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。
- ⑦ 損害賠償の請求（注2）についての訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、ただちに当会社に通知すること。
- ⑧ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容（注3）について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑨ ①から⑧までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の①から⑨までに規定する義務に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① (1)の①から⑨まで、または⑦から⑨までの規定のいずれかに違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ② (1)の④に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注2）をすることによって取得することができたと認められる額
- ③ (1)の⑤に違反した場合は、損害の発生または拡大の防止ができると認められる額
- ④ (1)の⑥に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の規定による通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注1) 小切手の振出人
被保険者が振出人である場合を除きます。
- (注2) 損害賠償の請求
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (注3) 他の保険契約等に関する事実の有無および内容
既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第11条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険の対象に第2条（保険金を支払う場合）の事故により損害が発生した時から発生し、これを行なうことができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑨までに掲げる書類のうち当会社が求めるものに提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
② 保険証券
③ 当会社の定める事故状況報告書
④ 公の機関（注1）の事故証明書。ただし、盗難による損害の場合は、警察署の盜難届出証明書にかぎります。
- ⑤ 損害を証明する書類
⑥ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
⑦ その他の当会社が第14条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行なうために次くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書類等において定めたもの
- (3) 保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受け取るべき被保険者の代理人がないときは、次の①から⑨までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注2）
② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、②以外の配偶者（注2）または②以外の3親等内の親族
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に對して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は(2)、(3)もしくは(5)の書類に事實と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注1) 公の機関

やむを得ない場合は、第三者とします。

- (注2) 配偶者
普通保険契約第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

第12条（被害者の調査）

保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、保険の対象および損害の調査と関連して当会社が必要と認める事項を調査することができます。

第13条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第14条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑨までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由が発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から⑨までのほか、他の保険契約等の有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するための確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑨までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の①から⑨までに掲げる日数（注3）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注4） 180日
- ② (1)の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における①の①から⑨までの事項の確認のための調査 60日
- ④ (1)の①から⑨までの事項の確認を日本国内において行なうための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合（注5）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において日本通貨をもって行うものとします。

- (注1) 請求完了日
被保険者が第11条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 損害の額
保険金額を含みます。
- (注3) 次の①から⑨までに掲げる日数
①から④までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注4) 照会
弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注5) これに応じなかつた場合
必要な協力を往ななかつた場合を含みます。

第15条（損害防止費用）

- (1) 保険契約者または被保険者が、損害の発生または拡大を防止するために費用を支出した場合、その費用のうち必要または有益であった費用にかぎり、当会社は負担します。ただし、保険金額（注）から第8条（保険金の支払額）の保険金の額を差し引いた額を限度とします。
- (2) 第13条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)の規定は、(1)の規定による負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、同条(1)の規定中「損害の額」とあるのは「それぞれの保険契約の保険金額の合計額（それぞれの保険契約の保険金額の合計額が保険金額を超えるときは、保険金額とします。）」からそれぞれの保険契約によって支払われるべき保険金の合計額を差し引いた額または第15条（損害防止費用）(1)に規定する当会社が負担する費用のいずれか低い額」と読み替えるものとします。
- (注) 保険金額
保険金額を超える場合は、保険金額とします。

第16条（保険の対象の回収）

当会社が、保険の対象について生じた損害に對して保険金を支払った後、その日を含めて1年以内にその保険の対象の全部または一部を回収した場合は、被保険者は、既に受け取った保険金を当会社に払い戻したうえ、その返還を受けることができます。ただし、回収されるまでの間に生じた保険の対象の汚損または損傷の損害に對して、保険金の支払を請求することができます。

第17条（現物存在および盗難品の帰属）

- (1) 保険の対象が全損となつた場合において、当会社が保険金額の全額を支払ったときは、当会社は、被保険者がその保険の対象に對して有する権利を取得します。ただし、保険金額が保険金額に達しない場合

合は、当会社は、保険金額の保険価額に対する割合によってその権利を取得します。
(2) 保険の対象の一部が盗取された場合に、当会社が保険金額の一部を支払ったときは、当会社は、保険金の保険価額に対する割合によって被保険者が盗取されたものに対して有する権利を取得します。
(3) (1)または(2)の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、保険の対象は被保険者の所有に属します。

第18条 (代 位)

- (1) 第2条 (保険金を支払う場合) の損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその権利に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するものは次の①または②のいずれかの額を限度とします。
① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
(3) 保険契約および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのため当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第19条 (普通保険約款の適用除外)

この特約の規定が適用される場合は、次の①から③までの普通保険約款に掲げる規定は適用しません。

- ① 第2章傷害条項第2条 (保険金を支払わない場合—その1) から第10条 (他の身体の障害または疾病の影響) まで
② 第3章被害事故補償条項
③ 第4章基本条項第3条 (職業または職務の変更に関する通知義務)、第12条 (保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更等の場合) (1)の②および4)、第17条 (事故の通知) から第22条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求) まで、第24条 (代位) および第25条 (死亡保険金受取人の変更)

第20条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第4章基本条項第1条 (保険責任の始期および終期) (3)の規定中「事故(注2)による傷害または損害」とあるのは、「この特約の事故による損害」
② 同条項第2条 (告知義務) (3)の③の規定中「当会社が保険金を支払うべき傷害または損害の原因となる事故」とあるのは、「この特約の事故」
③ 同条項第2条(4)の規定中「傷害または損害の原因となる事故の発生した後に」とあるのは、「この特約の事故による損害が生じた後に」
④ 同条項第2条(5)の規定中「発生した傷害または損害」とあるのは、「発生した損害」
⑤ 同条項第9条 (重大事由による解除) の規定中「傷害または損害」とあるのは、「この特約の事故による損害」
⑥ 同条項第23条 (時効) の規定中「第20条 (保険金の請求) (1)に定める時」とあるのは、「この特約第11条 (保険金の請求) (1)に定める時」

第21条 (保険契約の継続に関する特約等が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯される保険契約に保険契約の継続に関する特約または保険契約の継続に関する特約(年払契約)が付帯された場合は、これらの特約の規定にかかわらず、この保険契約の満了する日の1年後の応当日において、被保険者の年齢が満23歳以上となる場合は、この保険契約は継続されないものとします。

第22条 (重大事由による解除に関する特約)

保険契約者は被保険者が普通保険約款第4章基本条項第9条 (重大事由による解除) (1)の③のア、からオ、までのいずれかに該当することにより同条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、同条(3)の規定は、同条(1)の③のア、からウ、までまたはオ、のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第23条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

29. 学生活用動産補償特約の新価払に関する特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
貴金属等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう(注)、彫刻物その他の美術品をいいます。 (注) 骨とう 希少価値または美術的価値のある古道具、古美術品その他これらに類するものといたします。
再調達価額	損害が生じた地および時ににおいて保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型および能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
他の保険契約等	学生活用動産補償特約(注) 第2条 (保険金を支払う場合) の全部または一部に対し支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時ににおける保険の対象の価額をいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

第2条 (損害額の決定の変更)

当会社は、この特約により、学生活用動産補償特約(注) 第7条 (損害額の決定) の全文を次のとおり読み替えて適用します。

第7条 (損害額の決定)

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害額は、再調達価額によって定めます。

(2) 盗難によって生じた損害(注1)については、盗取されたこの特約の保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用を含みます。また、切手および印紙の損害額については、その料額によって定めます。

- (3) 損害の生じた保険の対象を再発行等の手段により再取得できる場合においては、その再発行等の手段による費用(注2)をもって損害額とします。

- (4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、保険の対象が貴金属等の場合は、当会社が保険金を支払うべき損害額は、保険価額によって定めます。

- (5) 保険の対象が小切手、預貯金証券、印紙または切手である場合において、保険の対象の損害額の合計が5万円を超えるときは、当会社は、それらのものの損害額を5万円とみなします。

- (注1) 盗難によって生じた損害
盗取されたこの特約の保険の対象が貴金属等以外の場合は再調達価額を、貴金属等の場合は保険価額を限度とします。

- (注2) 再発行等の手段に要する費用
交通費等付随的に発生する費用のうち、その再発行等のために支出を余儀なくされた費用を含みます。

第3条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 当会社は、この特約により、学生活用動産補償特約(注) 第13条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額) (1)および(2)の規定にかかわらず、他の保険契約等があり、保険の対象が貴金属等以外のものである場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

再調達価額基準の他の保険契約等
損害額 — (注1) によって既に支払われて — (注2) によって支払われるべき = 保険金の額
いる保険金または共済金の額
保険金または共済金の額

(2) (1)の損害額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。また、それぞれの保険契約または共済契約に基づいて算出した損害額が異なる場合は、そのうち最も高い額とします。

(注1) 再調達価額基準の他の保険契約等
再調達価額を基準として算出した損害額に基づき保険金を支払う他の保険契約等にかぎります。

(注2) 保険価額基準の他の保険契約等
保険価額を基準として算出した損害額に基づき保険金を支払う他の保険契約等にかぎります。

第4条 (学生活用動産補償特約(注) (B) の読み替え)

この特約については、学生活用動産補償特約(注) 第8条 (保険金の支払額)、第15条 (損害防止費用) および第17条 (残存物および難雑品の帰属) の規定中、「保険価額」とあるのは「再調達価額(保険の対象が貴金属等である場合は保険価額)」と読み替えて適用します。

第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

30. 家族ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

当会社は、この特約により、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約第4条 (被保険者の範囲) に規定する被保険者を、次の①から④までのいずれかに該当する者とします。ただし、ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う者をいい、ゴルフの競技または指導を職業としている者を除きます。

- ① 本人 (注1)
② 本人 (注1) の配偶者
③ 本人 (注1) または配偶者と生計を共にする同居の親族
④ 本人 (注1) または配偶者と生計を共にする別居の未婚 (注2) の子
(注1) 本人
保険証券記載の被保険者をいいます。
(注2) 未婚
これまで婚姻歴がないことをいいます。

31. 家族ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (配偶者対象外用)

当会社は、この特約により、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約第4条 (被保険者の範囲) に規定する被保険者を、本人 (注1) ならびに本人と生計を共にする同居の親族および別居の未婚 (注2) の子とします。ただし、ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う者をいい、ゴルフの競技または指導を職業としている者を除きます。

- (注1) 本人
保険証券記載の被保険者をいいます。
(注2) 未婚
これまで婚姻歴がないことをいいます。

32. 家族ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (夫婦用)

当会社は、この特約により、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約第4条 (被保険者の範囲) に規定する被保険者を、本人 (注1) およびその配偶者とします。ただし、ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う者をいい、ゴルフの競技または指導を職業としている者を除きます。

- (注1) 本人
保険証券記載の被保険者をいいます。

- (注2) 配偶者
これまで婚姻歴がないことをいいます。

33. キャンセル費用補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
キャンセル事由	被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の1親等内の親族の死亡、傷害または疾病による入院をいいます。 この場合において、被保険者と被保険者以外の者との続柄は、キャンセル事由が生じた時におけるものをいいます。ただし、キャンセル事由が生じた日からその日を含めて30日以内に被保険者が過嶋の届出をした場合は、その配偶者をキャンセル事由が生じた時において被保険者の配偶者であったものとみなします。
自己負担額	保険証券記載の免責金額またはそのキャンセル費用の額の20%に相当する額のいすれか高い額をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	第2条（保険金を支払う場合）に規定する保険金をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、キャンセル事由によって、被保険者が第4条（特定のサービスの範囲）に規定する特定のサービスの提供を受けられなくなった場合に、被保険者または被保険者の法定相続人がキャンセル費用を負担したことによって被った損害に対して、この特約および普通保険契約の規定に従い、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、前条の特定のサービスが、被保険者の職務遂行に関係するものである場合は、保険金を支払いません。
(2) 当会社は、次の①から⑫までに掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または競争行為
- ④ 被保険者の麻薬、大麻、あへんまたは覚せい剤等の使用。ただし、治療を目的として医師（注2）が用いた場合を除きます。
- ⑤ 被保険者が次のア、カラウ、までのいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ 麻醉、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑥ 妊娠、出産、早産または流産による入院
- ⑦ 頸部症候群（注4）、腰痛などの他の症状で、被保険者がその症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの（その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。）
- ⑧ 戦争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注5）
- ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑩ 核燃料物質（注6）もしくは核燃料物質（注6）によって汚染された物（注7）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑪ ⑥から⑩までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑫ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染
 - （注1） 保険契約者
法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - （注2） 医師
被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下、この特約において同様とします。
 - （注3） 運転資格
運転する地における法令によるものをいいます。
 - （注4） 頸部症候群
いわゆる「むちうち症」をいいます。
 - （注5） 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 - （注6） 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
 - （注7） 核燃料物質（注6）によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

第4条（特定のサービスの範囲）

第2条（保険金を支払う場合）の特定のサービスとは、業として有償で提供されるサービスで、次の①から⑥までのいずれかに該当するものにかぎります。

- ① 国内旅行契約、海外旅行契約に基づくサービス
- ② 旅館、ホテル等の宿泊施設の提供およびそれに付帯するサービス
- ③ 航空機、船舶、鉄道、自動車等による旅客の輸送
- ④ 変更、バーティーの用に供する施設の提供およびそれに付帯するサービス
- ⑤ 運動、教養等の趣味の指導、教授または施設の提供
- ⑥ 演劇、音楽、美術、映画等の公演、上映、展示、興行

第5条（キャンセル費用の範囲）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）のキャンセル費用とは、サービスの全部または一部の提供を受けられ

ない場合に、取消料、違約料その他の名目において、そのサービスに係る契約に基づき、払戻しを受けられない費用または支払を要する費用をいいます。

- (2) (1)のキャンセル費用は、被保険者に対して提供されるサービスに係る費用にかぎります。ただし、被保険者がサービスの提供を受けられなくなった場合において、被保険者に同行する被保険者の配偶者もサービスの提供を受けられなくなったときは、配偶者に対して提供されるサービスに係る費用も含むものとします。
- (3) (1)のキャンセル費用は、サービスが複数の者に対して提供される場合は、被保険者に対して提供されるサービスに係るキャンセル費用として社会通念上妥当と認められる金額にかぎります。

第6条（サービスの提供される時期と支払責任の関係）

- (1) 当会社は、次の①または②に規定する期間内に提供されるサービスについて、キャンセル費用を負担した場合にかぎり、保険金を支払います。
 - ① 死亡がキャンセル事由である場合は、死亡の日からその日を含めて31日以内。ただし、被保険者の死亡の場合は、死亡した日からサービスが提供されるまでの日数は問いません。
 - ② 入院がキャンセル事由である場合は、入院を開始した日からその日を含めて31日以内
- (2) 当会社は、(1)に規定する期間が開始する前または(1)に規定する期間が経過した後において、サービスの全部または一部の提供を受けられた場合は受けられる場合は、保険金を支払いません。
- (3) 第4条（特定のサービスの範囲）のサービスのうち旅行に係るもので(1)に規定する期間内に旅行行程（注）が開始する場合は、(1)に規定する期間が経過した後にその旅行行程（注）が終了する場合であっても、その旅行に係るサービスは、(1)に規定する期間内に提供されるサービスとみなします。
- (注) 旅行行程
旅行の目的で住居を出発してから住居に帰着するまでの連続した行程をいいます。

第7条（キャンセル事由の発生時期と支払責任の関係）

- (1) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）の特定のサービスを予約した後、そのサービスの提供を受ける前にキャンセル事由が発生した場合にかぎり、保険金を支払います。
- (2) (1)の予約した日およびサービスの提供を受ける日の明確でない場合は、当会社は、保険金を支払いません。

第8条（キャンセル事由の原因の発生時期と支払責任の関係）

当会社は、普通保険契約第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）に規定する保険責任の始期または保険料領収前（注1）に、キャンセル事由の原因（注2）が生じていたため被保険者または被保険者の法定相続人がキャンセル費用を負担したことによって被った損害に対しても、保険金を支払いません。

- (注1) 保険責任の始期または保険料領収前
この保険契約が継続契約である場合は、この保険契約の保険責任の開始日に保険責任が終了する前契約の始期または保険料領収前とします。
- (注2) キャンセル事由の原因
被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の1親等内の親族について、第1条（用語の定義）のキャンセル事由の原因となった傷害の発生または疾病の発病（注3）をいいます。
- (注3) 発病
発病の認定は、医師の診断によります。

第9条（保険期間と支払責任の関係）

当会社は、この保険契約の保険期間中にキャンセル事由が発生した場合にかぎり、保険金を支払います。

第10条（保険金の支払額）

当会社が支払うべき保険金の額は、キャンセル事由の発生1回につき、第5条（キャンセル費用の範囲）に規定するキャンセル費用の額から、被保険者の自己負担額を差し引いた額とします。

第11条（支払保険金の限度）

当会社が支払うべき保険金の額は保険期間を通じ、保険金額（注1）をもって限度とします。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、契約年度（注2）ごとに保険金額（注1）をもって限度とします。

- (注1) 保険金額
保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
- (注2) 契約年度
初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。

第12条（損害防止義務）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）のキャンセル事由が発生した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、遅延なく、サービスに関する契約を解除する等キャンセル費用の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、発生または拡大の防止ができると認められる額を控除して保険金を支払います。

第13条（回収金額の控除）

被保険者が負担したキャンセル費用について第三者により支払われた損害賠償金等の回収がある場合は、その額を被保険者が負担した第2条（保険金を支払う場合）に規定する損害の額から差し引くものとします。

第14条（事故の発生）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第2条（保険金を支払う場合）のキャンセル事由が発生したことを知った場合は、次の①から⑦までに掲げる事項を履行しなければなりません。

- ① キャンセル事由の発生日およびその内容、サービスを予約した日、予約したサービスに係る契約の内容ならびにサービスが提供される予定であった日時を、遅延なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ② 被保険者が他人に対して損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ③ キャンセル事由の発生によって生じた損害の発生および拡大の防止をするため、自己の費用で必要な措置を講ずること。
- ④ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またははその他の費用を支出しないこと。
- ⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、ただちに当会社に通知すること。

- ⑥ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容（注）について遅滞なく当会社に通知すること。
 ⑦ ①から⑥までのほか、当会社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
 (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の①から⑦までに規定する義務に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 ① (1)の①、⑤、⑥または⑦に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 ② (1)の②に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
 ③ (1)の③に違反した場合は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額
 ④ (1)の④に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
 (3) 保険契約者、被保険者もしくは保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の規定による通知または説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
 (注) 他の保険契約等に関する事実の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第15条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者または被保険者の法定相続人が第2条（保険金を支払う場合）に規定する費用を負担した時から発生し、これを行えることができるものとします。
 (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑪までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 ① 保険金請求書
 ② 保険証券
 ③ 当会社の定める事故状況報告書
 ④ サービスに係る契約書または契約の事実を証明する書類
 ⑤ 被保険者が負担したキャンセル費用の額を証明する書類
 ⑥ 被保険者との統病を証明する戸籍謄本等の書類
 ⑦ 死亡がキャンセル事由である場合は、死亡診断書または死体検査書
 ⑧ 入院がキャンセル事由である場合は、入院日、入院日数および傷害または疾病の内容を証明する医師の診断書
 ⑨ 死亡または入院の直後の原因が病気である場合は、その病気が保険責任の始期または保険料領収日のうちいずれか遅い日以降に発病していることを証明する医師の診断書
 ⑩ 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
 ⑪ その他の当会社が次条(1)に定める必要な確認を行うために次くことのできない書類または証拠として保険契約継続の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
 (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けべき被保険者の代理人がないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 ② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 ③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事がある場合は、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
 (4) ③の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
 (5) 当会社は、事故の内容または費用の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
 (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 配偶者

普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

第16条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑮までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
 ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、費用または傷害の発生の有無および被保険者に該当する事実
 ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、費用の額または傷害の程度、事故と費用または傷害との関係、治療の経過および内容
 ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、費用について被保険者または被保険者の法定相続人が有する損害賠償債務その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するための確認が必要な事項
 (2) の確認をするため、次の①から⑮までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の①から⑮までに掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
 ① (1)の①から⑮までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日

- ② (1)の①から⑮までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑮までの事項の確認のための調査 60日
 ④ (1)の①から⑮までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
 (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合（注4）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
 (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において日本国通貨をもって行うものとします。
 (注1) 請求完了日
 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
 (注2) 次の①から⑮までに掲げる日数
 ①から⑮までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
 (注3) 照会
 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
 (注4) これに応じなかつた場合
 必要な協力をわ行ななかつた場合を含みます。

第17条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第5条（キャンセル費用の範囲）の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
 ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
 この保険契約の支払責任額
 ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
 第5条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
 (2) (1)の費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合は、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。

第18条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、第14条（事故の発生）(1)の規定による通知または第15条（保険金の請求）(2)の書類を受け取った場合は、傷害または損害の程度の認定その他の保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に對し当会社の指定する医師が作成した被保険者、被保険者または保険金を受け取るべき者等の関係者に對して求めることができます。
 (2) (1)の規定による診断または死体の検査（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。
 (注1) 死体の検査
 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
 (注2) 費用
 収入の喪失を含みません。

第19条（代 位）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）の費用が生じたことにより、被保険者または被保険者の法定相続人が損害賠償請求その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に對して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するには、次の額を限度とします。
 ① 当会社が費用の全額を保険金として支払った場合
 被保険者または被保険者の法定相続人が取得した債権の全額
 ② ①以外の場合
 被保険者または被保険者の法定相続人が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
 (2) (1)の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者または被保険者の法定相続人が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
 (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのため当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。こののために必要な費用は、当会社の負担とします。

第20条（普通保険約款の適用除外）

- この特約の規定が適用される場合は、次の①から⑮までの普通保険約款に掲げる規定は適用しません。
 ① 第2章傷害条項第2条（保険金を支払わない場合）その1）から第10条（他の身体の障害または病の影響）まで
 ② 第3章被害事故補償条項
 ③ 第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）、第12条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）(1)の②および(4)、第17条（事故の通知）から第22条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）まで、第24条（代位）および第25条（死亡保険金受取人の変更）

第21条（普通保険約款の読み替え）

- この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
 ① 第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の表の危険の規定中「傷害または損害の発生の可能性」とあるのは、「損害の発生の可能性」
 ② 第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定中「事故（注2）による傷害または損害」とあるのは、「この特約のキャンセル事由による損害」
 ③ 同条第2条（告知義務）(3)の規定中「当会社が保険金を支払うべき傷害または損害の原因となる事象が発生する前に」とあるのは、「この特約のキャンセル事由が発生する前に」
 ④ 同条第2条(4)の規定中「傷害または損害の原因となる事象が発生した後に」とあるのは、「損害が生じた後に」
 ⑤ 同条第2条(5)の規定中「傷害または損害」とあるのは、「この特約のキャンセル事由による損害」

⑥ 同条項第9条（重大事由による解除）(1)の①の規定中「傷害または損害」とあるのは「この特約のキャンセル事由による損害」

⑦ 同条項第23条（時効）の規定中「第20条（保険金の請求）(1)に定める時」とあるのは「この特約第15条（保険金の請求）(1)に定める時」

第二十二条【家族特約が付帯された場合の取扱い】

この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。

第二十三条【家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い】

この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。

第二十四条【配偶者対象外用】が付帯された場合の取扱い】

この特約が付帯された保険契約に配偶者対象外用（配偶者対象外用）が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。

第二十五条【交通傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱い】

この特約が付帯された保険契約に交通傷害危険のみ補償特約が付帯された場合は、同特約第3条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

第二十六条【重大事由による解除に関する特則】

当会社は、普通保険約款第4章基本条項第9条（重大事由による解除）(2)、(3)、(注2)および(注3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加してこの特約に適用します。

「(2) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約に対する書面による通知をもって、この保険契約（注2）を解除することができます。

① 被保険者は、(1)の③のア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当すること。

② 保険金を受け取るべき者が、(1)の③のア、からオ、までのいずれかに該当すること。

(3) (1)または(2)の規定による解除がこの特約のキャンセル事由が発生した後になされた場合であっても、第11条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の①から⑤までの事由または(2)の①もしくは(2)の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生したこの特約のキャンセル事由による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者等（注3）が(1)の③のア、からウ、までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、(3)の規定は、(1)の③のア、からオ、までのいずれにも該当しない保険契約者等（注3）に生じた損害については適用しません。

（注2） 保険契約

(2)の①に該当する事由がある場合はその被保険者に係る部分、(2)の②に該当する事由がある場合はその保険金を受け取るべき者に係る部分にかぎります。

（注3） 保険契約者等

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者をいいます。

第二十七条【準用規定】

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

第三章 救援者費用等補償特約

第一条【用語の定義】

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
救援者	被保険者の捜索（注1）、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族（注2）をいいます。 （注1） 捜索 捜索、救助または移送をいいます。 （注2） 被保険者の親族 これらの者の代理人を含みます。
現地	事故発生地または被保険者の収容地をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	第2条（保険金を支払う場合）に規定する保険金をいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

第二条【保険金を支払う場合】

(1) 当会社は、被保険者が次の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、その費用の負担者に保険金を支払います。

① 保険期間中に、被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合または遭難した場合

② 保険期間中に、急激かつ偶然な外來の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合

③ 保険期間中に被保険者の居住の用に供される住宅（注1）外において被った普通保険約款第2章傷害事項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を直接の原因として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または継続して14日以上入院（注2）した場合

(2) (1)の③の入院期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注3）であるときには、その処置日数を含みます。

（注1） 住宅

保険証券記載の住宅をいい、その敷地を含みます。

（注2） 入院

他の病院または診療所に移転した場合は、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師（注4）が必要と認めた場合にかぎります。

（注3） 処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

（注4） 医師

被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下この特約において同様とします。

第三条【費用の範囲】

前条(1)の費用とは、次の①から⑤までに掲げるものをいいます。

① 捜索救助費用

遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。

② 救護費

救援者の現地までの汽車、電車、船舶、航空機等の1往復分の運賃をいい、救援者2名分を限度とします。ただし、前条(1)の②の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

③ 宿泊料

現地および現地までの行程における救援者のホテル、旅館等の宿泊料をいい、救援者2名分を限度とし、かつ、1名につき14日分を限度とします。ただし、前条(1)の②の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

④ 移送費用

死亡した被保険者を現地から被保険者の住所（注1）に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の被保険者を現地から被保険者の住所（注1）もしくはその住所（注1）の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費（注2）をいいます。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から控除します。

⑤ 諸雜費

救援者の渡航手続費（注3）および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の通夜処理費等をいい、次のア、またはイ、のいずれかの金額を限度とします。ア、これらの費用が、被保険者が日本国外において前条(1)の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した場合は、20万円
イ、これらの費用が、被保険者が日本国内において前条(1)の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した場合は、3万円

（注1） 住所

保険証券記載の住所をいいます。

（注2） 移転費

治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合は、その費用を含みます。

（注3） 渡航手續費

旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

第四条【保険金を支払わない場合】

(1) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由によって第2条（保険金を支払う場合）(1)の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失

② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。

③ 被保険者の自殺行為

④ 被保険者が次のア、からウ、までのいずれかに該当する間に生じた事故

ア、法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間

イ、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失

⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産

⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、保険金を支払います。

⑧ 被保険者に対する刑の執行

⑨ 戰争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）

⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑪ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれららの特性による事故

⑫ ⑨から⑪までのいずれかの事由に伴隨して生じた事故またはこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

⑭ 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間に生じた事故

山岳登攀（注6）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注7）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類似する危険な運動

⑮

(2) 当会社は、顎部症候群（注8）、腰痛その他の症状で、被保険者がその症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって第2条（保険金を支払う場合）(1)の③の入院をしたことにより発生した費用に対しては、その症状の原因がいかなるときであっても、保険金を支払いません。

（注1） 保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注3) 畏動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穀が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注5) 核燃料物質 (注4) によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注6) 山岳登山

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリーカラーミングを含みます。)をいいます。

(注7) 超軽量動力機

モーターハンギンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラグライダー等をいいます。)を除きます。

(注8) 頸部症候群

いわゆる「むちうち症」をいいます。

第5条 (保険金の支払額)

当会社は、第3条(費用の範囲)の費用のうち、社会通念上妥当と認められる部分についてのみ保険金を支払います。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合は、その支払を受けた金額に対しては、保険金を支払いません。

第6条 (支払保険金の限度)

当会社が支払すべき保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額(注1)をもって限度とします。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、契約年度(注2)ごとに保険金額(注1)をもって限度とします。

(注1) 保険金額

保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。

(注2) 契約年度

初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。

第7条 (事故の発生)

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第2条(保険金を支払う場合)(1)から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことを知ったときは、次の①から⑦までに掲げる事項を履行しなければなりません。

① 第2条(1)の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当した日からその日を含めて30日以内に次のア、またはイ、に掲げる事項を当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

ア、第2条(1)の①または②の場合は、行方不明もしくは遭難または事故発生の状況

イ、第2条(1)の③の場合は、事故発生の状況および傷害の程度

② 被保険者が他人に対して損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

③ 第2条(1)の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことによって生じた損害の発生および拡大を防止するため、自己の費用で必要な措置を講ずること。

④ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。

⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、ただちに当会社に通知すること。

⑥ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容(注)について遅滞なく当会社に通知すること。

⑦ ①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の①から⑦までに規定する義務に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① (1)の①、⑤、⑥または⑦に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

② (1)の②に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額

③ (1)の③に違反した場合は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額

④ (1)の④に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべきが正当な理由がなく(1)の規定による通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 他の保険契約等に関する事実の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第8条 (保険金の請求)

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用を負担した時から発生し、これを行なうことができるものとします。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑨までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 保険金請求書

② 保険証券

③ 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことを証明する書類

④ 保険金の支払を受けようとする第3条(費用の範囲)①から⑨までに掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類

⑤ その他当会社が次条(1)に定める必要な確認を行なうために欠くことのできない書類または証拠として

保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①から⑨までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または費用の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払いません。

(注) 配偶者

普通保険契約第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

第9条 (保険金の支払時期)

(1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑨までの事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由が発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、費用または傷害の発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、費用の額または傷害の程度、事故と費用または傷害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失效または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から⑨までのほか、他の保険契約等の有無および内容、費用について保険契約者、被保険者または被保険者の親族が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払すべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、次の①から⑨までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①から⑨までに掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日

② (1)の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑨までの事項の確認のための調査 60日

④ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国外において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合(注4)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内外において日本通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日
被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次の①から④までに掲げる日数

①から④までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会
弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかつた場合
必要な協力をを行ななかつた場合を含みます。

第10条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第3条(費用の範囲)の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
第3条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1)の費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第11条(代 位)

(1) 第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用が生じたことにより保険契約者、被保険者または被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して保険金を支

払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。

① 当会社が費用の全額を保険金として支払った場合

　保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の全額

② 以外の場合

　保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

(2) (1)の②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者、被保険者または被保険者の親族が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのため当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第12条【普通保険約款の適用除外】

この特約の規定が適用される場合は、次の①から③までの普通保険約款に掲げる規定は適用しません。

① 第2章傷害条項

② 第3章被事故補償条項

③ 第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）、第12条（保険料の取扱い一告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）(1)の②および④、第17条（事故の通知）から第22条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）まで、第24条（代位）および第25条（死亡保険金受取人の変更）

第13条【普通保険約款の読み替え】

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の表の危険の規定中「傷害または損害の発生の可能性」とあるのは「費用の発生の可能性」

② 第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定中「事故（注2）による傷害または損害」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の①から③までに掲げる事由により発生した費用」

③ 同条項第2条（告知義務）(3)の規定中「当会社が保険金を支払うべき傷害または損害の原因となる事故が発生する前に」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の①から③までに掲げる事由のいずれかに該当する前に」

④ 同条項第2条(4)の規定中「傷害または損害の原因となる事故の発生した後に」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の①から③までに掲げる事由のいずれかに該当した後に」

⑤ 同条項第2条(5)の規定中「傷害または損害」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の①から③までに掲げる事由のいずれかに該当したことにより発生した費用」

⑥ 同条項第9条（重大事由による解除）(1)の①の規定中「傷害または損害」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用」

⑦ 同条項第23条（時効）の規定中「第20条（保険金の請求）(1)に定める時」とあるのは「この特約第8条（保険金の請求）(1)に定める時」

第14条【家族特約が付帯された場合の取扱い】

(1) この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。

(2) この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合は、第2条（保険金を支払う場合）(1)の③の規定中「被保険者の居住の用に供される住宅（注1）」とあるのは「被保険者の居住の用に供される住宅」、第3条（費用の範囲）④の規定中「被保険者の住所（注1）」とあるのは「被保険者の住所」と読み替えて適用します。

第15条【家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い】

(1) この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。

(2) この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合は、第2条（保険金を支払う場合）(1)の③の規定中「被保険者の居住の用に供される住宅（注1）」とあるのは「被保険者の居住の用に供される住宅」、第3条（費用の範囲）④の規定中「被保険者の住所（注1）」とあるのは「被保険者の住所」と読み替えて適用します。

第16条【家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合の取扱い】

(1) この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。

(2) この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合は、第2条（保険金を支払う場合）(1)の③の規定中「被保険者の居住の用に供される住宅（注1）」とあるのは「被保険者の居住の用に供される住宅」、第3条（費用の範囲）④の規定中「被保険者の住所（注1）」とあるのは「被保険者の住所」と読み替えて適用します。

第17条【重大事由による解除に関する特則】

当会社は、普通保険約款第4章基本条項第9条（重大事由による解除）(2)、(3)、(注2)および(注3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加してこの特約に適用します。

「(2) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注2）を解除することができます。

① 被保険者が、(1)の③のア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当すること。

② 保険金を受け取るべき者が、(1)の③のア、からオ、までのいずれかに該当すること。

③ (1)または(2)の規定による解除がこの特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当した後になされた場合であっても、第11条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の①から③までの事由または(2)の①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までにこの特約第2条(1)の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者等（注3）が(1)の③のア、からオ、までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、(3)の規定は、(1)の③のア、からオ、までのいずれかにも該当しない保険契約者等（注3）に生じた費用については適用しません。

(注2) 保険契約

(2)の①に該当する事由がある場合はその被保険者に係る部分、(2)の②に該当する事由がある場合はその保険金を受け取るべき者に係る部分にかぎります。

(注3) 保険契約者等

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者をいいます。

第18条【準用規定】

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

第35条【休業保険金支払特約】

第1条【用語の定義】

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
休業一時金	別表に定める休業一時金をいいます。
休業保険契約	この特約が付帯された保険契約をいいます。
継続契約	休業保険契約の保険期間の終了時（注）を保険期間の開始時とする休業保険契約をいいます。 (注) 保険期間の終了時 その休業保険契約が終了前に解除されていた場合はその解除時をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である保険証券記載の日数を以て、この期間に対しては休業保険金を支払いません。ただし、支払対象外期間には「就業不能」の定義中の①および②の日数を算入しません。
就業不能	被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時に就いていた業務または職務を果たす能力をまったく失っていると認められる状態をいいます。ただし、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、就業不能とはみしません。 ① 被保険者が第2条(1)の傷害を被った時に就いていた業務または職務の一一部に从事した場合 ② 被保険者がその教育、訓練または経験により習得した能力に相応する①と異なる業務または職務に从事した場合 ③ 被保険者の就業不能の原因となった傷害が治癒したと医師（注）の診断にもとづき当会社が認定した日以降 ④ 被保険者が死亡した日以降 (注) 医師 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下この特約において同様とします。
傷害	普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い普通保険約款第2章傷害条項の保険金を支払うべき傷害をいいます。
初年度契約	継続契約以外のこの特約が付帯された休業保険契約をいいます。
対象期間	当会社が休業保険金を支払う限度日数で、支払対象外期間終了日の翌日から起算して保険証券記載の期間をいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
平均所得日額	被保険者が第2条（保険金を支払う場合）(1)の傷害を被った時に就いていた業務または職務を遂行することにより得られるいっさいの報酬（注）から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除した額とし、その直前12か月間に得ていた合計を365で除した額をいいます。 (注) いっさいの報酬 いかなる賃金、賞与、臨時給与等名目および給付条件を問いません。
保険金	休業保険金または休業一時金をいいます。
保険金日額	保険証券記載の休業保険金日額をいいます。

第2条【保険金を支払う場合】

(1) 当会社は、被保険者が傷害を被り、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合は、この特約に従い、休業保険金を支払います。

(2) 保険期間が始まつた後であっても、次の①から③までのいずれかに該当する就業不能に対しては、当会社は、保険金を支払いません。

① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に被った傷害による就業不能

② この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に始まつた就業不能

③ 被保険者が傷害を被った時が、その傷害を被った時の休業保険契約の保険期間の開始時から、その休業保険契約の保険料を領収した時までの期間中であった場合は、その傷害によってその休業保険契約の継続契約の保険期間中に始まつた就業不能

第3条【被保険者の定義】

この特約における被保険者は、普通保険約款第1章用語の定義条項に規定する被保険者およびその他保険証券記載の者とします。

第4条【保険期間と支払責任の関係】

(1) 当会社は、被保険者が保険期間中に就業不能となった場合にかぎり、保険金を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、就業不能の原因となった傷害を被った時が保険期間の開始時より以前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

(3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、就業不能の原因となった傷害を被った時が、初年度契約の保険契約の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

ん。

第5条（保険金の支払）

- (1) 当会社は、支払対象外期間を超えた就業不能期間に対し、被保険者に休業保険金を支払います。
(2) (1)の休業保険金は、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{保険金日額} \times \text{就業不能期間の日数} = \text{休業保険金の額}$$

- (3) (2)に規定する休業保険金の計算にあたって、平均所得日額が保険金日額より小さい場合は、平均所得日額を(2)の算式の保険金日額として算出します。

- (4) 当会社は、いかなる場合においても、対象期間を経過した後の期間に対しては、保険金を支払いません。

第6条（就業不能の再発の取扱い）

- (1) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、被保険者が、その就業不能の原因となった傷害によって再び就業不能となった場合は、当会社は再発した就業不能に対してはも休業保険金を支払います。ただし、再発した就業不能に対しては新たに支払対象外期間および対象期間を適用しません。

- (2) (1)の規定にかかわらず、支払対象外期間を超える就業不能が終了した日からその日を含めて30日を経過した日の翌日以降に、被保険者が、その就業不能の原因となった傷害によって再び就業不能となった場合は、当会社は再発した就業不能に対しては休業保険金を支払いません。

第7条（就業不能の重複）

- 被保険者が休業保険金の支払を受けられる期間内にさらに休業保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、その重複する期間に対して重ねて休業保険金を支払いません。この場合において、後の傷害についてはその事故の発生の日に就業不能をきたしたものとみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。

第8条（保険金日額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金日額が保険期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均日額を超えていたことにつき、保険契約者はおよび被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合は、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。

- (2) 保険契約締結の後、直前12か月における被保険者の所得の平均日額が著しく減少した場合は、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、通知するときの直前12か月における被保険者の所得の平均日額に至るまでの減額を請求することができます。

第9条（保険料の取扱い－保険金日額の調整の場合）

- (1) 前条(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合は、当会社は、保険契約締結時に遡つて、取り消された部分に対する保険料を返還します。

- (2) 前条(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合は、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し月割(注)によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注) 月割

1か月に満たない期間は1か月とします。

第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- 第2条（保険金を支払う場合）の就業不能に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、保険金を支払うべき就業不能期間が重複し、それぞれの保険契約において支払う就業不能期間1日に相当する支払責任額の合計額が平均所得日額を超えるときは、当会社は、次に定める額を休業保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

平均所得日額から、他の保険契約等から就業不能期間1日につき支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第11条（休業一時金の支払）

- (1) 被保険者の被った傷害が別表に掲げる項目に該当する場合で、かつ被保険者が第2条（保険金を支払う場合）(1)に規定する休業保険金の代わりとして休業一時金の支払を選んだときは、当会社は休業一時金を被保険者に支払います。ただし、1事故による傷害について1種類にかぎります。なお、この場合、前条の規定は適用しません。

- (2) 被保険者が、休業一時金の支払を受けようとする場合は、事故の発生の日からその日を含めて60日以内にその旨を当会社に通知しなければなりません。

- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、次条(2)の規定に基づき、当会社が既に休業保険金の内払を行っている場合は、休業一時金を選択することはできません。

第12条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次の①から④までのいずれかに該当した時から発生し、これを行なうことができるものとします。

① 就業不能が終了した日（注1）

② 就業不能の期間が対象期間を超えて継続した場合は、対象期間の末日

③ 被保険者が、対象期間の初日から対象期間の末日までの就業不能中に死亡した場合は、被保険者が死亡した日

④ 前条(1)の規定により休業一時金を請求する場合は、別表に掲げる項目に該当する傷害を被った日

- (2) 就業不能期間が1か月以上継続する場合は、当会社は、被保険者または保険金を受け取るべき者の申出によって、1か月以上の月単位により休業保険金の内払を行います。この場合、(1)の規定にかかわらず、保険金請求権は、就業不能期間が1か月に達した日ごとに発生し、これを行なうことができるものとします。

- (3) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 保険金請求書

② 保険証券

③ 公の機関（注2）の事故証明書

④ 就業不能を証明する医師の診断書

⑤ 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めるについての同意書

⑥ 所得を証明する書類

- ⑦ その他当会社が第13条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために次くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

- (4) (2)の規定により休業保険金の内払を請求する場合は、(3)に規定する書類のほか、被保険者は1か月ごとに就業不能が継続していることを証明する書類を当会社に提出しなければなりません。

- (5) 当会社は、身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(3)もしくは(4)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (6) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注3）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注3）または②以外の3親等内の親族

- (7) (6)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。

- ⑧ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または、(3)から⑥までの書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 就業不能が終了した日

(1)の②から④までのいずれかに該当する場合を除きます。

(注2) 公の機関

やむを得ない場合は、第三者とします。

(注3) 配偶者

普通保険契約第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

第13条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、就業不能発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、傷害と就業不能との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失效または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損失について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な会見または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の①から④までに掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）180日

② (1)の①から④までの事項を確認するため、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④ (1)の①から④までの事項の確認を日本国内外において行なうための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合（注4）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内外において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をい

ります。

(注2) 次の①から④までに掲げる日数

①から④までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかつた場合

必要な協力を行わなかつた場合を含みます。

第14条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するには、次の額を限度とします。

① 当会社が損害額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害額を差し引いた額
(2) (1)の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第15条（普通保険約款の適用除外）

- (1) この特約においては、次の①から③までの普通保険約款の規定は、適用しません。
 - ① 第2章傷害条項第4条（死亡保険金の支払）から第9条（死亡の推定）まで
 - ② 第3章被害事故補償条項
 - ③ 第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)の②および③、第5条（保険契約の無効）(2)、第13条（保険料の取扱い一無効の場合）(2)、第18条（被害事故発生時の義務）から第21条（保険金の支払時期）まで、第24条（代位）、第25条（死亡保険金受取人の変更）、第27条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）
- (2) この特約においては、普通保険約款第4章基本条項第12条（保険料の取扱い一告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）(3)および(4)の規定は適用せず、次条の各特則を適用します。

第16条（特 则）

- (1) 普通保険約款第4章基本条項第12条（保険料の取扱い一告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）(1)の規定による追加保険料を請求する場合で、同条(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (2) 普通保険約款第4章基本条項第12条（保険料の取扱い一告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）(1)の②のウ、の規定による追加保険料を請求する場合で、同条(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、次の①または②のいずれかに該当する就業不能については、変更前料率の変更後料率に対する割合により、保険金を削減して支払います。
 - ① 普通保険約款第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)の事由が生じた時から、追加保険料を領収した時までの期間中に被った傷害による就業不能
 - ② 同条項第3条(1)の事由が生じた時から、追加保険料を領収した時までの期間中に始まった就業不能

第17条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第4章基本条項第2条（告知義務）(4)の規定中「傷害または損害の原因となる事故の発生した」とあるのは「対象期間が開始した」
- ② 同条項第23条（時効）の規定中「第20条（保険金の請求）(1)に定める時」とあるのは「この特約第12条（保険金の請求）(1)に定める時」

第18条（準用規定）

この特約に定めない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別 表

休業一時金の額

休業保険金日額1,000円に対する休業一時金の額を次のとおりとします。

休業保険金日額が1,000円を超える場合は、1,000円に対する休業保険金日額の割合によって計算した金額とします。

次の部分の完全脱臼

股関節	84,000円
膝関節（膝蓋骨の脱臼を除きます。）	42,000円
リストラン関節	42,000円
足関節	42,000円
手関節	37,800円
肘関節	28,000円
肩関節	21,000円
中手指節関節または指関節	7,000円
中足指関節または趾関節	7,000円

次の部分の完全骨折

頭骨	91,000円
大腿骨	84,000円
上腕骨	84,000円
骨盤	70,000円
肩甲骨	56,000円
脛骨または腓骨	56,000円
膝蓋骨	56,000円
鎖骨	42,000円
尺骨または桡骨	42,000円
足骨（趾骨を除きます。）	35,000円
手骨（指骨を除きます。）	35,000円
下顎骨（歯槽突起を除きます。）	21,000円
肋骨、指骨または趾骨	14,000円

36. 緊急費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定 義
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
親族	次の①または②に掲げる者をいいます。 ① 被保険者の父母（注1） ② 被保険者の兄弟姉妹（注2） (注1) 被保険者の父母 配偶者の父母を除きます。 (注2) 被保険者の兄弟姉妹 配偶者の兄弟姉妹、被保険者の兄弟姉妹の配偶者を除きます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	緊急費用保険金をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、親族が急激かつ偶然な外來の事故（注）によってその身体に傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、被保険者が葬儀に参列するための費用等の緊急に生ずる費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険証券記載の緊急費用保険金額の全額を保険金として被保険者に支払います。

（注）急激かつ偶然な外來の事故

この特約において「事故」といいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた傷害の直接の結果として、親族が死亡した場合の費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）、被保険者または親族の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのではその者が受け取るべき金額にかぎります。
- ③ 親族の自殺行為。犯罪行為または闘争行為
- ④ 旗族が次のア、カラ、ウまでのいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア、法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ、道路交通事故（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 親族の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 親族の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 親族に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手段その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、保険金を支払います。
- ⑧ 親族に対する刑の執行
- ⑨ 戰争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれら特性による事故
- ⑫ ⑨から⑪までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- （注1）保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）保険金を受け取るべき者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注3）運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。
- （注4）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注5）核燃料物質

使用済燃料を含みます。
- （注6）核燃料物質（注5）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第4条（死亡の推定）

旗族が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となつた日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお旗族が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となつた日または遭難した日に、親族が第2条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が(2)に規定する支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
 - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
 この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
 (2)に規定する支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) 支払限度額は、それぞれの保険契約または共済契約のうち最も保険金額の高い保険契約または共済契

約により、その契約において他の保険契約等がないものとした場合に支払われるべき保険金の額とします。

第6条（事故の発生）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故による費用が発生したことを知った場合は、次の①から⑤までに掲げる事項を履行しなければなりません。

- ① 傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときはまたは親族の診断書もしくは死体検査書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ② 親族が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知すること。
- ③ 被保険者が他に対して損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ④ 事故によって生じた損害の発生および拡大の防止をするため、自己の費用で必要な措置を講ずること。
- ⑤ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。

⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、ただちに当会社に通知すること。

⑦ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容（注）について遅延なく当会社に通知すること。

⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となる物を求めた場合は、遅延なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の①から⑤までに規定する義務に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① (1)の①、②、④、⑦または⑧に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

② (1)の③に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額

③ (1)の④に違反した場合は損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額

④ (1)の⑤に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(3) 保険契約者、被保険者もしくは保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の規定による通知または説明について知っている事実を告げなかつた場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注）他の保険契約等に関する事実の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第7条（保険金の請求）

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の費用を負担した時から発生し、これを行なうことができます。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑩までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 保険請求書
- ② 保険証券
- ③ 当会社の定める傷害状況報告書
- ④ 公の機関（注1）の事故証明書
- ⑤ 死亡診断書または死体検査書
- ⑥ 被保険者の印鑑証明書
- ⑦ 死亡した親族の戸籍謄本
- ⑧ 被保険者と死亡した親族との血縁関係を証明する書類
- ⑨ 保険金の請求を第三者に委任する場合は、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
- ⑩ その他当会社が次条(1)に定める必要な確認を行なうために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注2）

② ①に規定する者がいない場合は(1)に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合は(1)および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注2）または②以外の3親等内の親族

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容および費用の額等に応じて、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は、(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注1）公の機関

やむを得ない場合は、第三者とします。

（注2）配偶者

普通保険契約第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

第8条（保険金の支払時間）

(1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、費用また

は傷害の発生の有無および被保険者に該当する事実

- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、費用の額または傷害の程度、事故と費用または傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ (1)から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をすると、次の①から④までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の①から④までに掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日

② (1)の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④ (1)の①から④までの事項の確認を日本国内において行なうための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

③ (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合（注4）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

④ (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において日本国通貨をもって行なうものとします。

（注1） 請求完了日
被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2） 次の①から④までに掲げる日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3） 照会
弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（注4） これに応じなかつた場合
必要な協力を行なわなかった場合を含みます。

第9条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1) 当会社は、第6条（事故の発生）の通知または第7条（保険金の請求）の請求を受けた場合は、保険金の支払いにあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に對し当会社の指定する医師が作成した親族の診断書または死体検査書の提出を求めることがあります。

(2) (1)の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

（注1） 死体の検案
死体について、死亡の事實を医学的に確認することをいいます。

（注2） 費用
収入の喪失を含みません。

第10条（普通保険契約の適用除外）

この特約の規定が適用される場合は、次の①から③までの普通保険契約に掲げる規定は適用しません。

① 第2章傷害条項

② 第3章被害事故補償条項

③ 第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）、第12条（保険料の取り扱い－告知義務、通知義務に伴う変更等の場合）(1)の②および(4)、第17条（事故の通知）から第22条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）まで、第24条（代位）(2)から(4)まで、および第25条（死亡保険金受取人の変更）

第11条（普通保険契約の読み替え）

この特約については、普通保険契約を次のとおり読み替えて適用します。

① 第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の危険の規定中「傷害または損害の発生の可能性」とあるのは「費用の発生の可能性」

② 第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定中「事故（注2）による傷害または損害」とあるのは「この特約の事故による費用」

③ 同条項第2条(3)（告知義務）(3)の③の規定中「当会社が保険金を支払うべき傷害または損害の原因となる事故が発生する前に」とあるのは「この特約の事故が発生する前に」

④ 同条項第2条(4)の規定中「傷害または損害の原因となる事故が発生した後に」とあるのは「費用が生じた後に」

⑤ 同条項第2条(5)の規定中「発生した傷害または損害」とあるのは「発生したこの特約の事故による費用」

⑥ 同条項第9条（重大事由による解除）の規定中「傷害または損害」とあるのは「この特約の事故による費用」

⑦ 同条項第23条（時効）の規定中「第20条（保険金の請求）(1)に定める時」とあるのは「この特約第7条（保険金の請求）(1)に定める時」

⑧ 同条項第24条（代位）(1)の規定中「第2章傷害条項」とあるのは「この特約」「傷害」とあるのは「費用」

第12条（保険契約の継続に関する特約等が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯される保険契約に保険契約の継続に関する特約または保険契約の継続に関する特約（年払契約用）が付帯された場合は、これらの特約の規定にかかわらず、この保険契約の満了する日の1年後の応当日において、被保険者の年齢が満23歳以上となる場合は、この保険契約は継続されないものとします。

のとします。

第13条（重大事由による解除に関する特則）

保険契約者はまたは被保険者が普通保険約款第4章基本条項第9条（重大事由による解除）(1)の③のア、からオ、までのいずれかに該当することにより同条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、同条(3)の規定は、同条(1)の③のア、からウ、までまたはオ、のいずれにも該当しない被保険者に生じた費用については適用しません。

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

37. 携行品損害賠償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
携行	保険の対象が次の①から⑤までのいずれかの状態にあることをいいます。 ① 被保険者の身体に装着している状態 ② 被保険者の身体により移動・運搬されている状態 ③ 被保険者の身辺にあって移動共にしている状態 ④ ①から③までに該当しない場合で、被保険者の居住の用に供される住宅外における被保険者の一連の行動の過程において、被保険者の管理下にある状態 ⑤ 一時預かり等、③に該当しない場合で、一時に他人に寄託されている状態 (注) 一時に他人に寄託されている状態 運搬、点検、調整、修理、加工、清掃等、保険の対象に対する作業または保険の対象の使用を目的として他人に寄託している間を除きます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
住宅	保険証券記載の住宅をいい、物置、車庫その他の付属建物を含み、敷地は含みません。
乗車券等	鉄道・バス・船舶・航空機の乗車船券・航空券（注）、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。 (注) 乗車船券・航空券 定期券は除きます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時ににおける保険の対象の価額をいいます。
保険金	第2条（保険金を支払う場合）に規定する保険金をいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、偶然な事故（注）によって、保険の対象について生じた損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

（注）偶然な事故

以下この特約において「事故」といいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次の①から⑩までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。
- ③ 被保険者と生計を共にする親族の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、保険金を支払います。
- ④ 被保険者の自殺行為。犯罪行為または闘争行為
- ⑤ 被保険者が次のア、からウ、までのいずれかに該当する間に生じた事故
ア、法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
イ、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
- ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑧ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑨ (6)から⑩までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑩ 以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑪ 差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合は保険金を支払います。
- ⑫ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらに代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもつてし見失しえなかつた欠陥を除きます。
- ⑬ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、ひび割れ、肌剥離等のうちこれらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
- ⑭ 保険の対象のすり傷、搔き傷または塗革のはがれ等異なる外観の損傷または保険の対象の汚損（注7）であって保険の対象の全体の機能に支障をきたさない損害
- ⑮ 偶然な外來の事故に直接起因しない保険の対象の電気の事故または機械的事故。ただし、これらの

事由によって発生した火災、破裂または爆発による損害を除きます。

⑯ 保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害については保険金を支払います。

⑰ 保険の対象の置き忘れたまでは紛失

⑱ 楽器の弦（注8）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合は、保険金を支払います。

⑲ 楽器の音色または音質の変化

(注1) 保険契約者
法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注4) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注6) 核燃料物質（注5）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注7) 保険の対象の汚損

落書きを含みます。

(注8) 楽器の弦

ピアノ線を含みます。

第4条（保険の対象およびその範囲）

(1) 保険の対象は、被保険者の居住の用に供される住宅外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品にかぎります。

(2) (1)の規定にかかわらず、次の①から⑩までに掲げる物は、保険の対象に含まれません。

① 船舶（注1）、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品

② 自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品

③ 義歯、義肢その他これらに準ずる物

④ 動物および植物

⑤ 手形その他の有価証券（注2）

⑥ クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物

⑦ 稼本、設計書、図案、証書（注3）、帳簿その他これらに準ずる物

⑧ その他下欄記載の物

移動電話・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、コンタクトレンズ、眼鏡

(注1) 船舶

ヨット、モーターボート、水上バイク、ポートおよびカヌーを含みます。

(注2) 手形その他の有価証券

小切手は除きます。

(注3) 証書

公正証書、身分証明書など一定の事実または権利義務関係を証明する文書をいいます。ただし、旅券および運転免許証を除きます。

第5条（損害額の決定）

(1) 当会社が保険金を支払うべき損害額は、保険価額によって定めます。

(2) 盗難によって生じた損害（注1）については、盗取されたこの特約の保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用を含みます。また、切手および印紙の損害額については、その料額によって定めます。

(3) 損害の生じた保険の対象を再発行等の手段により再取得できる場合においては、その再発行等の手段に要する費用（注2）をもって損害額とします。

(4) 保険の対象の損傷を修復し得る場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害額とし、格落損（注3）は損害額に含みます。

(5) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価額に及ぼす影響を考慮し、(1)から(4)までの規定によって損害額を決定します。

(6) 保険契約者または被保険者が、次の①または②に掲げる費用を負担した場合は、その費用および(1)から(5)までの規定によって計算された額の合計額を損害額とします。

① 第8条（事故の発生）(1)の③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

② 第8条(1)の④に規定する損害の発生または拡大の防止のために要した費用のうち必要または有益であった費用

(7) (1)から(6)までの規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の対象の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害額とします。

(8) (1)から(7)までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した(6)の①および②の費用の合計額を損害額とします。

(9) (1)から(8)までの規定にかかわらず、保険の対象が交通機関の定期券の場合において、(3)に規定する再発行等の手段による再取得ができないときは、その定期券の残存有効期間に対する価額（注4）および保険契約者または被保険者が負担した(6)の①および②の費用の合計額を損害額とします。

(10) 保険の対象が乗車券等、通貨、小切手、預貯金証書、印紙または切手である場合において、保険の対

象の損害額の合計が5万円を超えるときは、当会社は、それらのものの損害額を5万円とみなします。

(注1) 盗難によって生じた損害
保険価額を限度とします。

(注2) 再発行等の手段による費用
交通費等付随的に発生する費用のうち、その再発行等のために支出を余儀なくされた費用を含みます。

(注3) 格落損
価値の下落をいいます。

(注4) 定期券の残存有效期間に対する価額
取得額に残存期間に応じて日割をもって算出した額をいいます。

第6条（保険金の支払額）

当会社が支払うべき保険金の額は、前条の損害額から、1回の事故につき保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。

第7条（支払保険金の限度）

当会社が支払う保険金の額は、前条の損害額から、1回の事故につき保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、契約年度（注2）ごとに保険金額（注1）をもって限度とします。

(注1) 保険金額

保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。

(注2) 契約年度

初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日～翌年1月1日までの期間をいいます。

第8条（事故の発生）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、次の①から⑥までに掲げる事項を履行しなければなりません。

① 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度など並びにこれらの事項について証人がある場合は、その者の住所および氏名をその原因となった事故の発生の日からその日の午後までに当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

② 損害が盗難によって生じた場合は、ただちに警察署へ届け出ること。ただし、盗難にあった保険の対象が小切手、預貯金証書または乗車券等の場合は、このほかに次のア、からウ、までに掲げる届出のいずれかをなだらかに行うこと。

ア 小切手の場合

その小切手の振出人（注1）および支払金融機関への届出

イ 預貯金証書の場合

預貯金先への届出

ウ 乗車券等の場合

その運輸機関（注2）または発行者への届出

③ 被保険者が他人に對して損害賠償の請求（注3）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

④ 事故によって生じた損害の発生および拡大を防止するため、自己の費用で必要な措置を講ずること。

⑤ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。

⑥ 損害賠償の請求（注3）についての訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、ただちに当会社に通知すること。

⑦ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容（注4）について遅滞なく当会社に通知すること。

⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なく(1)の①から⑥までに規定する義務に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① (1)の①、②、⑥、(2)または(3)に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

② (1)の③に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注3）をすることによって取得することができたと認められる額

③ (1)の④に違反した場合は、損害の発生または拡大の防止ができると認められる額

④ (1)の⑤に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なく(1)の規定による通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 小切手の振出人

被保険者が振出人である場合を除きます。

(注2) 運輸機関

宿泊券の場合はその宿泊施設をいいます。

(注3) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注4) 他の保険契約等に関する事実の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第9条（保険金の請求）

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生した時から発生し、これを行なうことができるものとします。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 保険金請求書

② 保険証券

③ 当会社の定める事故状況報告書

④ 公の機関（注1）の事故証明書。ただし、盗難による損害の場合は、警察署の盜難届出証明書にかぎります。

⑤ 保険の対象の損害の程度を証明する書類

⑥ その他当会社が第12条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①から③までにいすれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注2）

② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注2）または②以外の3親等内の親族

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は①または②、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払いません。

(注1) 公の機関

やむを得ない場合は、第三者とします。

(注2) 配偶者

普通保険契約法第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

第10条（被害物の調査）

保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、保険の対象および損害の調査と関連して当会社が必要と認める事項を調査することができます。

第11条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第12条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑥までの事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）および事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失效または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するための確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、次の①から④までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の①から④までに掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1)の①から④までの事由に該当する事実の確認をするための、警察、検察、消防その他の公の機関による調査・照会結果の照会（注4） 180日

② (1)の①から④までの事由に該当する事実の確認をするための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)の①から④までの事項の確認のための調査 60日

④ (1)の①から④までの事項の確認を日本国内において行なうための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合（注5）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者が第9条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 損害の額

保険価額を含みます。

(注3) 次の①から④までに掲げる日数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注4) 照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注5) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第13条（盗難品発見後の通知義務）

保険契約者は被保険者は、盗取された保険の対象を発見した場合は、返却した場合は、遅滞なく、その旨を当社に通報しなければなりません。

第14条（残存物および盗難品の帰属）

- (1) 当会社が保険金を支払った場合は、保険の対象の残存物は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、被保険者の所有に属するものとします。
- (2) 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第5条（損害額の決定）(6)の②の費用を除き、その回収物について盗難の損害は生じなかつたものとみなします。
- (3) (2)の規定にかかわらず、乗車券等については払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害額より小さいときは、その差額についても同様とします。
- (4) 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払った場合は、その保険の対象の所有権その他他の権利は保険金の保険額（注1）に対する割合によって、当会社に移転します。ただし、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額（注2）を当会社に支払って、その保険の対象の所有権の他の権利を取得することができます。
- (5) (2)または(4)のただし書に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の対象の損傷または海損の損害に対して保険金を請求することができます。この場合において、当会社が保険金を支払うべき損害額は第5条（損害額の決定）の規定によって決定します。

（注1） 保険価額

保険の対象が乗車券等の場合は、損害額をいいます。

（注2） 保険金に相当する額

第5条（損害額の決定）(6)の②の費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第15条（代 位）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）の損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するものは次の①または②のいずれかの額を限度とします。
- ① 当会社が損害額の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにのために、当会社が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するため必要な費用は、当会社の負担とします。

第16条（普通保険約款の適用除外）

この特約の規定が適用される場合は、次の①から③までの普通保険約款に掲げる規定は適用しません。

- ① 第2章傷害賠償第2条（保険金を支払わない場合—その1）から第10条（他の身体の障害または疾病の影響）まで
- ② 第3章被害事故補償条項
- ③ 第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）、第12条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務による変更等の場合）(1)の②および④、第17条（事故の通知）から第22条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）まで、第24条（代位）および第25条（死亡保険金受取人の変更）

第17条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定中「事故（注2）による傷害または損害」とあるのは、「この特約の事故による損害」
- ② 同条項第2条（告知義務）(3)の③の規定中「当会社が保険金を支払うべき傷害または損害の原因となる事故」とあるのは、「この特約の事故」
- ③ 同条項第2条(4)の規定中「傷害または損害の原因となる事故の発生した後に」とあるのは、「この特約の事故による損害が生じた後に」
- ④ 同条項第2条(5)の規定中「発生した傷害または損害」とあるのは、「発生した損害」
- ⑤ 同条項第9条（重大事由による解除）の規定中「傷害または損害」とあるのは、「この特約の事故による損害」
- ⑥ 同条項第23条（時効）の規定中「第20条（保険金の請求）(1)に定める時」とあるのは、「この特約第9条（保険金の請求）(1)に定める時」

第18条（家族特約が付帯された場合の取扱い）

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および同特約第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合は、第1条（用語の定義）の表の住宅の規定中「保険証券記載の住宅」とあるのは、「住宅」と読み替えて適用します。

第19条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および同特約第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合は、第1条（用語の定義）の表の住宅の規定中「保険証券記載の住宅」とあるのは、「住宅」と読み替えて適用します。

第20条（家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合の取扱い）

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および同特約第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合は、第1条（用語の定義）の表の住宅の規定中「保険証券記載の住宅」とあるのは、「住宅」と読み替えて適用します。

第21条（交通傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に交通傷害危険のみ補償特約が付帯された場合は、同特約第3条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

第22条（重大事由による解除に関する特則）

保険契約者は被保険者が普通保険約款第4章基本条項第9条（重大事由による解除）(1)の③のア、からオ、までのいずれかに該当することにより同条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、同条(3)の規定は、同条(1)の③のア、からウ、までまたはオ、のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第23条（準用規定）

この特約に定めない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

38. 携行品損害補償特約の保険の対象の追加に関する特約

当会社は、この特約により、携行品損害補償特約第4条（保険の対象およびその範囲）(2)の規定にかかわらず、同条(2)の②から⑦までに記載された物のうち、次に記載された物を保険の対象に含むものとします。

39. 個人賠償責任補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
環境汚染	流出、いっ出もししくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壤中、大気中または海、河川、湖沼、地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ身体の障害または財物の損壊が発生するおそれがある状態をいいます。
ゴルフ場敷地内	囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地（注）をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。 (注) 連続した土地 公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みます。
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
住宅	被保険者の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、この住宅敷地内の動産および不動産を含みます。
住宅敷地内	囲いの有無を問わず、住宅の所在する場所およびこれに連続した土地（注）で、同一の被保険者によって占有されているものをいいます。 (注) 連続した土地 公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
身体の障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	第2条（保険金を支払う場合）に規定する保険金をいいます。
本人	普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）に規定する被保険者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が、次の①または②のいずれかに該当する偶然な事故（注1）により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

- ② 被保険者の日常生活（注2）に起因する偶然な事故

(注1) 次の①または②のいずれかに該当する偶然な事故

以下この特約において「事故」といいます。

- (注2) 日常生活

住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意

- ② 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性

その他の有害な特性またはこれら特性による事故

- ⑤ 環境汚染に起因する事故
⑥ ②から⑤までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑦ ④以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当会社は、被保険者が次の①から⑨までのいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
② 主として被保険者の職務のために使用される勤務または不動産（注5）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
④ 被保険者の使用者が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、その使用者が被保険者の家庭使用者である場合を除きます。
⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
⑨ 航空機、船舶および車両（注6）または銃器（注7）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(3) 当会社は、被保険者が負担する罰金、違約金および懲罰的賠償金に対しては、保険金を支払いません。

（注1）保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3）核燃料物質

使用済燃料料を含みます。

（注4）核燃料物質（注3）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注5）不動産

住宅の一部が主として被保険者の職務のために使用される場合は、その部分を含みます。

（注6）船舶および車両

次の①から⑨までのいずれかに該当するものを除きます。

① 主たる原動力が人力であるもの

② ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カート

③ 身体障害者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの

（注7）銃器

空気銃を除きます。

第4条（被保険者の範囲）

(1) この特約における被保険者は、次の①から⑨までのいずれかに該当する者をいいます。

① 本人

② 本人の配偶者

③ 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族

④ 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

⑤ ②から④までのいずれにも該当しない本人の親権者またはその他の法定の監督義務者。ただし、本人が未成年の場合であって、本人に関する事故にかぎります。

(2) (1)の本人と本人以外の被保険との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

第5条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う保険金の範囲は、次の①から⑥までに掲げるものにかぎります。

① 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。なお、損害賠償金には、判断により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金を含み、損害賠償金の支払により取得するものがある場合は、その価額を控除するものとします。

② 第2条「（保険金を支払う場合）」の事故が発生した場合において、被保険者が第7条（事故の発生）(1)の②に規定する権利の保全または行使に必要な手続をした場合において、被保険者が第7条（事故の発生）(1)の②に規定する権利の保全または行使に必要な手続をした場合において、被保険者が第7条（事故の発生）(1)の③に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

③ の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときの、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用

④ 事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用

⑤ 第9条（当会社による解決）(2)の規定により被保険者が当会社に協力するに要した費用

⑥ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した次の費用

ア、訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用

イ、その他権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

第6条（保険金の支払額）

当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の①および②の金額の合計額とします。

① 前条①の損害賠償金が保険証券記載の免責金額を超過する場合は、その超過した額。ただし、保険金額（注）を支払の限度とします。

② 前条②から⑨までの費用についてはその全額。ただし、同条④から⑨までの費用は、同条①の損害賠償金の額が保険金額（注）を超える場合は、保険金額（注）の同条①の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。

（注）保険金額

保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。以下、この特約において同様とします。

第7条（事故の発生）

(1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の①から⑦までに掲げる事項を履行しなければなりません。

- ① 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況ならびにこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所および氏名を事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅延なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

② 被保険者が他人に対して損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

③ 事故によって生じた損害の発生および拡大を防止するため、自己の費用で必要な措置を講ずること。

④ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またははその他の費用を支出しないこと。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置をとることを妨げません。

⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、ただちに当会社に通知すること。

⑥ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容（注）について遅延なく当会社に通知すること。

⑦ ①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅延なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がないく(1)の①から⑦までに規定する義務に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① ①の①、⑤、⑥または⑦の規定に違反した場合は、それによって被保険者が被った損害の額

② ①の②に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額

③ ①の③に違反した場合は、損害の発生または拡大の防止ができたと認められる額

④ ①の④に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

⑤ 保険契約者または被保険者が正当な理由がないく(1)の規定による通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注）他の保険契約等に関する事実の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第8条（当会社による援助）

当会社は、この特約により、被保険者が日本国内において発生した賠償事故（注）にかかる損害賠償の請求を受けた場合は、被保険者の負担する法律上の賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

（注）日本国外において発生した賠償事故

被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

第9条（当会社による解決）

(1) 被保険者が日本国内において発生した賠償事故（注1）にかかる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合は、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注2）を行います。

(2) (1)の場合は、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

(3) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

① 1回の事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額が、保険金額を明らかに超える場合（注3）

② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合

③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

④ 保険証券に免責金額の記載がある場合は、1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の免責金額を下回る場合

（注1）日本国内において発生した賠償事故

被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

（注2）折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続

弁護士の選任を含みます。

（注3）保険金額を明らかに超える場合

保険証券に自己負担額の記載がある場合はその額との合計額を明らかに超える場合をいいます。

第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）

(1) 日本国内において発生した賠償事故（注1）によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

(2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき、当会社が賠償事故について被保険者に対して支払うべき保険金の額（注2）を限度とします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判断が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合

④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のア、またはイ、のいずれかに該当する事由があった場合

ア、被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明

イ、被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと

(3) この特約において損害賠償額とは、次の算式により算出された額をいいます。

- 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額
- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2)または(4)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6) 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注3）が保険金額を超えると認められる時（注4）以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当する場合を除きます。
- ① (2)の④のア、またはイ、のいずれかに規定する事実があった場合
 - ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、賠償事故にかかる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人も折衝することができないと認められる場合
 - ③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- (7) (6)の②または③のいずれかに該当する場合は、(2)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社が賠償事故について被保険者に対して支払うべき保険金の額（注2）を限度とします。
- (注1) 日本国において発生した賠償事故
- 被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。
- (注2) 支払うべき保険金の額
- 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差引いた額とします。
- (注3) 法律上の損害賠償責任の総額
- 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。
- (注4) 保険金額を超えると認められる時
- 保険証券に自己負担額の記載がある場合はその額との合計額を超えると認められる時をいいます。
- ### 第11条（保険金の請求）
- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権者は、第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生し、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行なうことができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを作成しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める事故状況報告書
 - ④ 示談書その他これに代わるべき書類
 - ⑤ 損害を証明する書類
 - ⑥ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
 - ⑦ 損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があつたことを示す書類
 - ⑧ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書類等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に對して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は、(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- （注）配偶者
普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。
- ### 第12条（保険金の支払時期）
- (1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑥までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由が発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または費用発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこ

の保険契約において定める事由に該当する事実の有無

- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または費用との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失效または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑥までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の①から⑥までに掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
 - ② (1)の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑥までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1)の①から⑥までの事項の確認を日本国外において行なうための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
 - ⑥ (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正當な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合（注4）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
 - ⑦ (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において日本国通貨をもって行うものとします。
- (注1) 請求完了日
被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 次の①から⑥までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 照会
弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会を含みます。
- (注4) これに応じなかつた場合
必要な協力を行なわなかつた場合を含みます。
- ### 第13条（損害賠償額の請求および支払）
- (1) 損害賠償請求権者が第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の①から⑦までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 損害賠償額の請求書
 - ② 死亡に関して支払われる損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ③ 後遺障害に関して支払われる損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ④ 傷害に関して支払われる損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があつたことを示す書類
 - ⑥ 他人の財物の損壊に関する損害賠償額の請求に関しては、被害が生じた物の額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および被害が生じた物の写真（注2）
 - ⑦ その他当会社が(4)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として当会社が交付する書類等において定めるもの
- (2) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (3) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(2)の規定に違反した場合は(1)もしくは(2)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それにによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- (4) 当会社は、第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)または(6)のいずれかに該当する場合は、損害賠償請求権者が(1)の手続きをした日から前条の規定を準用して損害賠償額を支払います。
- (注1) 修理等に要する費用の見積書
既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (注2) 被害が生じた物の写真
画像データを含みます。
- ### 第14条（損害賠償請求権の行使期限）
- 第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、これを行なうことはできません。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
 - ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合
- ### 第15条（仮払金および供託金の貸付け等）
- (1) 第8条（当会社による援助）または第9条（当会社による解決）(1)の規定により当会社が被保険者に援助または解決にあたる場合は、当会社は、1回の事故につき、保険金額（注1）の範囲内で、次の①から③までのいずれかの貸付けまたは供託を行います。
- ① 仮処分命令に基づく仮払金の、無利息による被保険者への貸付け
 - ② 仮保押えを免れるための供託金または上訴の場合の仮執行を免れるための供託金の、当会社の名に

よる供託

- ③ ②の供託金の、その供託金に付されると同率の利息による被保険者への貸付け
(2) (1)の③により当会社が供託金を貸し付ける場合は、被保険者は、当会社のために供託金（注2）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
(3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、次の①から③までの規定は、その貸付金または供託金（注2）を既に支払った保険金とみなして適用します。
① 第6条（保険金の支払額）①および②のただし書
② 第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)のただし書
③ 第10条(7)のただし書
(4) (1)の供託金（注2）が第三者に返された場合は、その返された供託金（注2）の限度で、(1)の当会社の名による供託金（注2）または貸付金（注3）が保険金として支払われたものとみなします。
(5) 第11条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の返払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

(注1) 保険金額

同一の事故につき既に当会社が支払った保険金または第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(注2) 供託金

利息を含みます。

(注3) 貸付金

利息を含みます。

第16条（先取特権）

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。
(2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、この保険契約の支払責任額を限度とし、保険金の支払を行いうものとします。
① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行なったことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
(3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を賃貸の目的とし、または(2)の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
(注) 保険金請求権

第5条（支払保険金の範囲）の②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第17条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
(2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第18条（代 位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するものは次の①または②のいずれかの額を限度とします。
① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
(2) (1)の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き継ぎ続有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのため当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。
(注) 損害賠償請求権その他の債権
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第19条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって第6条（保険金の支払額）に定める保険金額が増額されるものではありません。

第20条（普通保険契約の適用除外）

この特約の規定が適用される場合は、次の①から③までの普通保険契約に掲げる規定は適用しません。

- ① 第2章傷害条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）から第10条（他の身体の障害または疾病の影響）まで
② 第3章被害事故補償条項
③ 第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）、第12条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）(1)の②および④、第17条（事故の通知）から第22条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）まで、第24条（代位）および第25条（死亡保険金受取人の変更）

第21条（普通保険契約の読み替え）

この特約については、普通保険契約を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定中「事故（注2）による傷害または損害」とあるのは「この特約の事故による損害」
② 同条項第2条（告知義務）(3)の規定中「当会社が保険金を支払うべき傷害または損害の原因となる事故」とあるのは「この特約の事故」
③ 同条項第2条(4)の規定中「傷害または損害の原因となる事故の発生した後に」とあるのは「この特約の事故による損害が発生した後に」
④ 同条項第2条(5)の規定中「発生した傷害または損害」とあるのは「発生したこの特約の事故」
⑤ 同条項第9条（重大事由による解除）の規定中「傷害または損害」とあるのは「この特約の事故による損害」
⑥ 同条項第23条（時効）の規定中「第20条（保険金の請求）(1)に定める時」とあるのは「この特約第11条（保険金の請求）(1)に定める時」

第22条（家族特約が付帯された場合の取扱い）

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および同特約第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
(2) この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合は、第1条（用語の定義）の表の本人の規定中「普通保険契約第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）に規定する被保険者」とあるのは「家族特約第1条（用語の定義）に規定する本人」と読み替えて適用します。

第23条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および同特約第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。

- (2) この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合は、第1条（用語の定義）の表の本人の規定中「普通保険契約第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）に規定する被保険者」とあるのは「家族特約（夫婦用）第1条（用語の定義）に規定する本人」と読み替えて適用します。

第24条（家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合の取扱い）

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および同特約第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。

- (2) この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合は、第1条（用語の定義）の表の本人の規定中「普通保険契約第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）に規定する被保険者」とあるのは「家族特約（配偶者対象外用）第1条（用語の定義）に規定する本人」と読み替えて適用します。

第25条（交通事故危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱い）

- この特約が付帯された保険契約に交通事故危険のみ補償特約が付帯された場合は、同特約第3条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

第26条（重大事由による解除に関する特則）

- 保険契約または被保険者が普通保険契約第4章基本条項第9条（重大事由による解除）(1)の③のア、からオ、までのいずれかに該当することにより同条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、同条(3)の規定は、次の損害について適用しません。

- ① 普通保険契約第4章基本条項第9条(1)の③のア、からウ、までまたはオ、のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
② 普通保険契約第4章基本条項第9条(1)の③のア、からワ、までまたはオ、のいずれかに該当する被保険者に生じた第5条（支払保険金の範囲）の①に規定する損害賠償金の損害

第27条（準用規定）

- この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険契約の規定を準用します。

40. ゴルフ用品補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、いかなる名目であっても、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
ゴルフ場敷地内	ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
ゴルフ用品	ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	第2条（保険金を支払う場合）に規定する保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載のゴルフ用品の保険金額をいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、ゴルフ場敷地内において、被保険者が所有するゴルフ用品について、次の①または②に掲げる事由により生じた損害に對して、この特約および普通保険契約の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 盗難（注）。ただし、ゴルフボールの盗難（注）については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合にかぎります。
② ゴルフクラブの破損または曲損
(注) 盗難
盗賊または不法侵入者による損傷もしくは汚損を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合）

- 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者は被保険者の故意または重大な過失
 - ② 火災の際ににおける非法侵入者または盗賊によってなされた盗難
 - ③ ゴルフ用品の自然の消耗または性質による変質その他類似の事由
 - ④ ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失
 - ⑤ 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
 - ⑥ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然現象
 - ⑦ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれら特性による事故（注1）
暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 - （注2） 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
 - （注3） 核燃料物質（注2）によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金の支払額）

当会社は、損害の生じたゴルフ用品の損害発生時における時価によって算出した損害額の全額を、保険金として支払います。ただし、保険金額を限度とします。

第5条（費用の支払）

当会社は、被保険者があらかじめ当会社の同意を得て損害の生じたゴルフ用品を発見回収するために支出した費用を支払います。ただし、前条により支払うべき保険金と合算して、保険金額をもって限度とします。

第6条（残存保険金額）

当会社が保険金を支払った場合は、保険金額からその支払額を差し引いた残額をもって、損害が生じた時以降の保険期間に対する保険金額とします。ただし、保険期間が1年を超える場合においては、保険年度ごとに保険証券記載のこの特約の保険金額を限度とします。

第7条（損害の発生）

保険契約者は被保険者は、損害が発生したことを知った場合は、次の①から⑥までに掲げる事項を履行しなければなりません。

- ① 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人がある場合は、その者の住所、氏名を遅滞なく当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ② 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ③ 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- ④ 損害賠償の請求についての訴訟提起に、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑤ 他の保険契約等の有無および内容について、遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく（1）の①から⑥までに規定する義務に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① (1)の④、⑤および⑥に違反した場合は、当会社が被った損害の額
- ② (1)の②に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をするによって取得することができたと認められる額
- ③ (1)の③に違反した場合は、損害の発生または拡大の防止ができたと認められる額

（3） 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく（1）の規定による通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（所有権の帰属）

損害の生じたゴルフ用品について、当会社が保険金を支払った場合は、そのゴルフ用品の所有権その他の物権は、当会社が取得しない旨の意思表示をしないかぎり、保険金（注）のゴルフ用品の価額に対する割合によって当会社に移転します。

（注） 保険金
 第5条（費用の支払）の費用を含みません。

第9条（保険金の請求）

（1） この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生した時から発生し、これを行なうことができるものとします。

（2） 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 保険金請求書
- ② 保険証券
- ③ 当会社の定める事故状況報告書
- ④ 公の機関（注1）の事故證明書。ただし、盗難による損害の場合は、警察署の盗難届出證明書にかぎります。
- ⑤ ゴルフ用品の損害の程度を証明する書類
- ⑥ その他当会社が第12条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書類等において定めたもの

（3） 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができきます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注2）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被

保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注2）または②以外の3親等内の親族
- ④ (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
- ⑤ 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- ⑥ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合または（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注1） 公の機関

やむを得ない場合は、第三者とします。

（注2） 配偶者

普通保険契約第1章用語の定義項第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

第10条（被害物の調査）

ゴルフ用品について損害が生じた場合は、当会社は、ゴルフ用品および損害の調査と関連して当会社が必要と認める事項を調査することができます。

第11条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

（1） 第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（2） (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第12条（保険金の支払時期）

（1） 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由生由の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等。当会社が支払うべき保険金の額を確定するための確認が必要な事項

（2） (1)の確認をするため、次の①から④までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の①から④までに掲げる日数（注3）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注4） 180日
- ② (1)の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 灾害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内外において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（3） (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合（注5）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

（4） (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において日本国通貨をもって行うものとします。

- （注1） 請求完了日
被保険者が第9条（保険金の請求）（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2） 損害の額

保険金額を含みます。

（注3） 次の①から④までに掲げる日数

①から④までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注4） 照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会を含みます。

（注5） これに応じなかつた場合
必要な協力を行なわなかつた場合を含みます。

第13条（盗難品発見後の通知義務）

保険契約者または被保険者は、盗取されたゴルフ用品を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第14条（代位）

- （1） 第2条（保険金を支払う場合）の損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転

します。ただし、移転するのは次の①または②のいずれかの額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② 以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) ①の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために、当会社が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第15条（普通保険約款の適用除外）

この特約の規定が適用される場合は、次の①から③までの普通保険約款に掲げる規定は適用しません。

① 第2章傷害事項第2条（保険金を支払わない場合—その1）から第10条（他の身体の障害または疾患の影響）まで

② 第3章被事故補償事項

③ 第4章基本事項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）、第12条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）(1)の②および4)、第17条（事故の通知）から第22条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）まで、第24条（代位）および第25条（死亡保険金受取人の変更）

第16条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第4章基本事項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定中「事故（注2）による傷害または損害」とあるのは「この特約の事故による損害」

② 同条第2条（告知義務）(3)の③の規定中「当会社が保険金を支払うべき傷害または損害の原因となる事故」とあるのは「この特約の事故」

③ 同条第2条(4)の規定中「傷害または損害の原因となる事故の発生した後に」とあるのは「この特約の事故による損害が生じた後に」

④ 同条第2条(5)の規定中「発生した傷害または損害」とあるのは「発生した損害」

⑤ 同条第9条（重大事由による解除）の規定中「傷害または損害」とあるのは「損害」

⑥ 同条第23条（時効）の規定中「第20条（保険金の請求）(1)に定める時」とあるのは「この特約第9条（保険金の請求）(1)に定める時」

第17条（家族特約付帯された場合の取扱い）

(1) この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および同特約第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。

(2) この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合は、第2条（保険金を支払う場合）の規定中「被保険者が所有するゴルフ用品」とあるのは「被保険者（家族特約第1条（用語の定義）に規定する本人をいいます。以下この特約において同様とします。）が所有するゴルフ用品」と読み替えて適用します。

第18条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）

(1) この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および同特約第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。

(2) この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合は、第2条（保険金を支払う場合）の規定中「被保険者が所有するゴルフ用品」とあるのは「被保険者（家族特約（夫婦用）第1条（用語の定義）に規定する本人をいいます。以下この特約において同様とします。）が所有するゴルフ用品」と読み替えて適用します。

第19条（家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合の取扱い）

(1) この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および同特約第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。

(2) この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合は、第2条（保険金を支払う場合）の規定中「被保険者が所有するゴルフ用品」とあるのは「被保険者（家族特約（配偶者対象外用）第1条（用語の定義）に規定する本人をいいます。以下この特約において同様とします。）が所有するゴルフ用品」と読み替えて適用します。

第20条（交通事故傷害ののみ補償特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に交通事故傷害ののみ補償特約が付帯された場合は、同特約第3条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

第21条（重大事由による解除に関する特則）

保険契約または被保険者は普通保険約款第4章基本事項第9条（重大事由による解除）(1)の③のア、からオ、までのいずれかに該当することにより同条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、同条(3)の規定は、同条(1)の③のア、からワ、までまたはオ、のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第22条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

41. ゴルフ賠償責任補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、いかなる名目であっても、施設の利用について料金を徴するものをいいます。

ゴルフ場敷地内 囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地（注）をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。

（注）連続した土地 公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

ゴルフの競技 ゴルフ場においてゴルフをプレーすることをいいます。

ゴルフの指導 他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言または監督等を行うことをいいます。

ゴルフの練習 ゴルフの技術の維持・向上を目標に、いかなる場所かを問わず、クラブ等（注1）を使用してくり返しスイング（注2）を行うことをいい、これに付随してその場所で通常行われる準備、整理等の行為を含みます。

（注1）クラブ等 ゴルフクラブまたはゴルフ練習用に特に考案され市販されている器具をいいます。

（注2）スイング クラブ等（注1）を動かす意思でクラブ等（注1）を前後方向へ動かすことをいいます。

財物の損壊 財物の滅失、汚損または損傷をいいます。

支払責任額 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

身体の障害 傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

他の保険契約等 第2条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

保険金 第2条（保険金を支払う場合）に規定する保険金をいいます。

免責金額 支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が行うゴルフ（注1）の練習、競技または指導（注2）中に生じた偶然な事故により、他人の身体の障害または他の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

（注1）ゴルフ ケイマンゴルフ、ターゲット・パード・ゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを除きます。

（注2）ゴルフ（注1）の練習、競技または指導 これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）または被保険者の故意

② 戦争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

（2）当会社は、被保険者が次の①から⑥までのいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任

② 被保険者の使用者が被保険者の事業または業務に從事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者がゴルフの補助者として使用するキャディに対する損害賠償責任を除きます。

③ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

④ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任

⑤ 排水または排気（注3）によって生じた賠償責任

⑥ 自動車（注4）の所有、使用または管理に起因する賠償責任

（注1）保険契約者 法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）暴動 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3）排水または排気 煙または蒸気を含みます。

（注4）自動車 ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。

第4条（被保険者の範囲）

（1）この特約における被保険者は、次の①または②のいずれかに該当する者をいいます。

① 普通保険約款第1章用語の定義項第1条（用語の定義）に規定する被保険者

② ①に規定する被保険者の親権者またはその他の法定の監督義務者。ただし、①に規定する被保険者が未成年の場合であって、①に規定する被保険者に関する事故にかぎります。

（2）①の①に規定する被保険者と①の②に規定する被保険者との統柄は、損害の原因となった事故発生におけるものをいいます。

第5条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う保険金の範囲は、次の①から⑥までに掲げるものにかぎります。

① 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。なお、損害賠償金には、判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金を含み、損害賠償金の支払により取得するものがある場合は、

その価額を控除するものとします。

- ② 第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生した場合において、被保険者が第7条（事故の発生）(1)の②に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用および同条(1)の③に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ③ ②の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用および支出についてあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用
- ④ 損害賠償請求の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解、調停もしくは訴訟交渉に要した費用
- ⑤ 第9条（当会社による解決）(1)に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が直接要した費用

第6条（保険金の支払額）

- 当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の①および②の金額の合計額とします。
- ① 前条①の損害賠償金が保険証券記載の免責金額を超過する場合は、その超過した額。ただし、保険金額（注）を支払の限度とします。
 - ② 前条②から⑨までの費用についてはその全額。ただし、同条④の費用は、同条①の損害賠償金の額が保険金額（注）を超える場合は、保険金額（注）の同条①の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。
 - （注） 保険金額
保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。

第7条（事故の発生）

- （1）保険契約者は被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の①から⑦までに掲げる事項を履行しなければなりません。
 - ① 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況ならびにこれらの事項の証人となる者がいる場合はその住所および氏名を事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めるときは、これに応じなければなりません。
 - ② 被保険者が他人に対して損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
 - ③ 事故によって生じた損害の発生および拡大を防止するため、自己の費用で必要な措置を講ずること。
 - ④ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置をとることを妨げません。
 - ⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、ただちに当会社に通知すること。
 - ⑥ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容（注）について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑦ ①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- （2）保険契約者は被保険者が、正当な理由がなく①の①から⑦までに規定する義務に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① (1)の①、⑤、⑥または⑦の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ② (1)の②に違反した場合は、他に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
 - ③ (1)の③に違反した場合は、損害の発生または拡大の防止ができたらと認められる額
 - ④ (1)の④に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- （3）保険契約者は被保険者が正当な理由がなく①の規定による通知もしくは説明について知っている事實を告げなかった場合は事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
 - （注） 他の保険契約等に関する事実の有無および内容
既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第8条（当会社による援助）

- 当会社は、この特約により、被保険者が日本国内において発生した賠償事故（注）にかかる損害賠償の請求を受けた場合は、被保険者の負担する法律上の賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。
- （注） 日本国において発生した賠償事故
被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

第9条（当会社による解決）

- （1）被保険者が日本国内において発生した賠償事故（注）にかかる損害賠償の請求を受けた場合は、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払いの請求を受けた場合は、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注2）を行います。
- （2）(1)の場合は、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- （3）当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
 - ① 1回の事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額が、保険金額を明らかに超える場合（注3）
 - ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 正當な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合
 - ④ 保険証券に免責金額の記載がある場合は、1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の免責金額を下回る場合
- （注1） 日本国において発生した賠償事故
被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。
- （注2） 折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続
弁護士の選任を含みます。
- （注3） 保険金額を明らかに超える場合
保険証券に自己負担額の記載がある場合はその額との合計額を明らかに超える場合をいいます。

す。

第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- （1）日本国内において発生した賠償事故（注1）によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払いを請求することができます。
- （2）当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき、当会社が賠償事故について被保険者に対して支払うべき保険金の額（注2）を限度とします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、裁判が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償権行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のア、またはイ、のいずれかに該当する事由があった場合
ア、被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
イ、被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと
- （3）この特約において損害賠償額とは、次の算式により算出された額をいいます。
$$\text{被保険者が損害賠償請求権者に對して負担する法律上の損害賠償責任の額} \times \frac{\text{損害賠償請求権者に對して既に支払った損害賠償額の額}}{\text{損害賠償請求権者に對して既に支払った損害賠償額の額}} = \text{損害賠償額}$$

- （4）被保険者が損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- （5）(2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

- （6）1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注3）が保険金額を超えると認められる時（注4）以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当する場合を除きます。
 - ① (2)の④のア、またはイ、のいずれかに規定する事実があった場合
 - ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、賠償事故にかかる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人も折衝することができないと認められる場合
 - ③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

- （7）(6)の②または③のいずれかに該当する場合は、(2)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社が賠償事故について被保険者に対して支払うべき保険金の額（注2）を限度とします。

- （注1） 日本国において発生した賠償事故
被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。
- （注2） 支払うべき保険金の額
同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差引いた額とします。
- （注3） 法律上の損害賠償責任の総額
同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。
- （注4） 保険金額を超えると認められる時
保険証券に自己負担額の記載がある場合はその額との合計額を超えると認められる時をいいます。

第11条（保険金の請求）

- （1）この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生し、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、裁判が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- （2）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から④までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める事故状況報告書
 - ④ 示談書その他これに代わるべき書類
 - ⑤ 損害を証明する書類
 - ⑥ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
 - ⑦ 損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があつたことを示す書類
 - ⑧ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
 - （3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事を示す書類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合はまたは、(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注) 配偶者
普通保険契約第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。
- ## 第12条（保険金の支払時期）
- (1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または費用発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または費用との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失效または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までにほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するための確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）180日
 - ② (1)の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会、90日
 - ③ (1)の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会、120日
 - ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査、60日
 - ⑤ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査、180日
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において日本国通貨をもって行うものとします。
- (注1) 請求完了日
被保険者が前が第(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 次の①から⑤までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 照会
弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注4) これに応じなかった場合
必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- ## 第13条（損害賠償額の請求および支払）
- (1) 損害賠償請求権者が第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 損害賠償額の請求書
 - ② 死亡に関する支払われる損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ③ 後遺障害に関して支払われる損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ④ 傷害に関して支払われる損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ⑥ 他人の財物の損壊に係る損害賠償額の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および被害が生じた物の写真（注2）
 - ⑦ その他当会社が(4)に定める必要な確認を行うために次くことのできない書類または証拠として当会社が交付する書面等において定めるもの
- (2) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (3) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(2)の規定に違反した場合(1)もしくは(2)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- (4) 当会社は、第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)または(6)のいずれかに該当する場合は、損害賠償請求権者が(1)の手続きをした日から前条の規定を準用して損害賠償額を支払います。
- (注1) 修理等に要する費用の見積書
既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (注2) 被害が生じた物の写真
画像データを含みます。
- ## 第14条（損害賠償請求権の行使期限）
- 第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、これを行なうことはできません。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
 - ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合
- ## 第15条（仮払金および供託金の貸付け等）
- (1) 第8条（当会社による援助）または第9条（当会社による解決）(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合は、当会社は、1回の事故につき、保険金額（注1）の範囲内で、次の①から③までのいずれかの貸付けまたは供託を行います。
- ① 仮処分命令に基づく仮払金の、無利息による被保険者への貸付け
 - ② 仮差押えを免れるための供託金または上訴の場合の仮執行を免れるための供託金の、当会社の名による供託
 - ③ ②の供託金の、その供託金に付される同率の利息による被保険者への貸付け
- (2) (1)の③により当会社が供託金を貸し付ける場合は、被保険者は、当会社のために供託金（注2）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間ににおいては、次の①から③までの規定は、その貸付けまたは供託金（注2）を既に支払った保険金とみなして適用します。
- ① 第6条（保険金の支払額）①および②のただし書
 - ② 第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)のただし書
 - ③ 第10条(7)のただし書
- (4) (1)の供託金（注2）が第三者に還付された場合は、その還付された供託金（注2）の限度で、(1)の当会社の名による供託金（注2）または貸付金（注3）が保険金として支払われたものとみなします。
- (5) 第11条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付けが保険金として支払われたものとみなします。
- (注1) 保険金額
同一の事故につき既に当会社が支払った保険金または第10条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (注2) 供託金
利息を含みます。
- (注3) 貸付金
利息を含みます。
- ## 第16条（先取特権）
- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、この保険契約の支払責任額を限度とし、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行なったことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社から被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を買賃の目的とし、または(2)の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (注) 保険金請求権
第5条（支払保険金の範囲）の②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。
- ## 第17条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）
- (1) 第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていい場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。
- ## 第18条（代 位）
- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するものは次の①または②のいずれかの額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き継ぎ有する債権は、当会社に移転した債

権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。
(注) 損害賠償請求権その他の債権
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第19条（普通保険約款の適用除外）

この特約の規定が適用される場合は、次の①から③までの普通保険約款に掲げる規定は適用しません。

- ① 第2章傷害条項第2条（保険金を支払わない場合－その1）から第10条（他の身体の障害または疾病の影響）まで
② 第3章被害事故補償条項
③ 第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）、第12条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）(1)の②および(4)、第17条（事故の通知）から第22条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）まで、第24条（代位）および第25条（死亡保険金受取人の変更）

第20条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定中「事故（注2）による傷害または損害」とあるのは「この特約の事故による損害」
② 同条項第2条（告知義務）(3)の③の規定中「当会社が保険金を支払うべき傷害または損害の原因となる事故」とあるのは「この特約の事故」
③ 同条項第2条(4)の規定中「傷害または損害の原因となる事故の発生した後に」とあるのは「この特約の事故による損害が生じた後に」
④ 同条項第2条(5)の規定中「発生した傷害または損害」とあるのは「発生したこの特約の事故」
⑤ 同条項第9条（重大事由による解除）の規定中「傷害または損害」とあるのは「この特約の事故による損害」
⑥ 同条項第23条（時効）の規定中「第20条（保険金の請求）(1)に定める時」とあるのは「この特約第9条（保険金の請求）(1)に定める時」

第21条（家族特約が付帯された場合の取扱い）

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および同特約第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
(2) この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合は、第4条（被保険者の範囲）の規定中「普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）に規定する被保険者」とあるのは「家族特約第1条（用語の定義）に規定する本人」と読み替えて適用します。

第22条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および同特約第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
(2) この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合は、第4条（被保険者の範囲）の規定中「普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）に規定する被保険者」とあるのは「家族特約（夫婦用）第1条（用語の定義）に規定する本人」と読み替えて適用します。

第23条（家族特約（配偶者対象用）が付帯された場合の取扱い）

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者対象用）が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および同特約第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
(2) この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者対象用）が付帯された場合は、第4条（被保険者の範囲）の規定中「普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）に規定する被保険者」とあるのは「家族特約（配偶者対象用）第1条（用語の定義）に規定する本人」と読み替えて適用します。

第24条（交通事故傷害のみ補償特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に交通事故傷害のみ補償特約が付帯された場合は、同特約第3条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

第25条（重大事由による解除に関する特則）

- 保険契約者または被保険者は普通保険約款第4章基本条項第9条（重大事由による解除）(1)の③のア、からオ、までのいずれかに該当することにより同条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、同条(3)の規定は、次の損害については適用しません。
① 普通保険約款第4章基本条項第9条(1)の③のア、からウ、までまたはオ、のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
② 普通保険約款第4章基本条項第9条(1)の③のア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当する被保険者に生じた第5条（支払保険金の範囲）の①に規定する損害賠償金の損害

第26条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

42. 事業主費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
普通保険約款等	普通保険約款または特約をいいます。
保険金	第2条（保険金を支払う場合）に規定する保険金をいいます。
保険契約者	保険契約者が連合体である場合は、その構成員のうち、補償対象者が所属する組織または補償対象者と雇用関係のある事業主をいいます。

補償対象者	普通保険約款等の被保険者をいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、この特約が付帯された普通保険約款等により死亡・後遺障害保険金（注）を支払う場合は、保険契約者が臨時に負担する費用に対して、この特約および普通保険約款等の規定に従い、保険契約者に保険金を支払います。
(2) (1)の費用とは、次の①から⑤までに該当する費用で、社会通念上妥当と認められる費用をいいます。
ただし、死亡・後遺障害保険金（注）の支払原因となった事故等の発生の日からその日を含めて180日以内に要した費用にかぎります。

- ① 葬儀費用、香典、花火、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用
② 遠隔地で事故が発生した際の補償対象者の捜索費用、移送費用等の救援者費用
③ 事故現場の清掃費用等の復旧費用
④ 補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用
⑤ その他死亡・後遺障害保険金（注）の支払事由に直接起因して負担した費用
(3) (2)において、補償対象者の家族または補償対象者に支払う費用は100万円を限度とします。
(注) 死亡・後遺障害保険金
死亡保険金または後遺障害保険金をいいます。

第3条（保険金の支払額）	前条(1)の保険金の支払は、保険証券記載の事業主費用保険金額を限度とします。
第4条（保険金の請求）	(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険契約者が第2条（保険金を支払う場合）による費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。 (2) 保険契約者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。 ① 保険金請求書 ② 保険証券 ③ 保険契約者が費用を支払ったことおよびその金額を証明する書類。ただし、次のア、およびイ、に掲げる金額の保険金請求分を除きます。 ア. 死亡保険金を支払う場合……………10万円 イ. 後遺障害保険金を支払う場合 (ア) 後遺障害の程度による支払割合が70%以上の場合……………5万円 (イ) 後遺障害の程度による支払割合が40%以上70%未満の場合……………3万円 ④ 保険契約者の印鑑証明書 ⑤ 委任をする書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合） ⑥ その他当会社が第6条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行ったために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

- (3) 当会社は、事故の内容および費用の額等に応じ、保険契約者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
(4) (2)または(3)の場合において、当会社は、保険契約者または保険金を受け取るべき者に対して他の保険契約等に関する事実の有無および内容（注）の確認を求めるることができます。
(5) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合はまたは、(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくは(2)の書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
(注) 他の保険契約等に関する事実の有無およびその内容既に他の保険契約等から保険金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が(3)に規定する支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
　(3)に規定する支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額
③ (1)の費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額です。
(2) (1)の費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額です。
(3) 支払限度額は、それぞれの保険契約または共済契約のうち最も高い保険金額の高い保険契約または共済契約により、その契約において他の保険契約等がないものとした場合に支払われるべき金額とします。

第6条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、費用または傷害の発生の有無および補償対象者に該当する事実
② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、費用の額または傷害の程度、事故と費用または傷害との関係、治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失效または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、費用について保険契約者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等。当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
(2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およ

びその確認を終えるべき時期を保険契約者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 (注3) 180日
- ② (1)の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法 (昭和22年法律第118号) が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑥までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1)の①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合 (注4) は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において日本本国貨物をもって行うものとします。
- (注1) 請求完了日
保険契約者が第4条 (保険金の請求) (2)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 次の①から⑤までに掲げる日数
①から⑤までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 照会
弁護士法 (昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注4) これに応じなかった場合
必要な協力をわざわざしなかった場合を含みます。

第7条 (代 位)

- (1) 第2条 (保険金を支払う場合) (1)の費用が生じたことにより保険契約者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。
 - ① 当会社が費用の全額を保険金として支払った場合
保険契約者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
保険契約者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2) (1)の②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者が引き継ぎ有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのため当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第8条 (時 効)

この特約の保険金請求権は、第4条 (保険金の請求) (1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時效によって消滅します。

第9条 (普通保険約款等の適用除外)

普通保険約款等 (注) における保険金の請求、保険金の支払時期、他の保険契約等がある場合の保険金の支払額および代位の規定は適用しません。

(注) 普通保険約款等

この特約を除きます。

第10条 (重大事由による解除に関する特則)

当会社は、普通保険約款第19条 (重大事由による解除) (2)、(3)、(注2) および (注3) の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加してこの特約に適用します。

- 「(2) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約 (注2) を解除することができます。
 - ① 保険者が、(1)の③のア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当すること。
 - ② 保険金を受け取るべき者が、(1)の③のア、からオ、までのいずれかに該当すること。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第21条 (保険契約解除の効力) の規定にかかわらず、(1)の①から⑤までの事由または(2)の①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者等 (注3) が(1)の③のア、からオ、までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、(3)の規定は、(1)の③のア、からオ、までのいずれにも該しない保険契約者等 (注3) に生じた費用については適用しません。

(注2) 保険契約

(2)の①に該当する事由がある場合はその保険者に係る部分、(2)の②に該当する事由がある場合はその保険金を受け取るべき者に係る部分にかぎります。

(注3) 保険契約者等

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者をいいます。

第11条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款等の規定を適用します。

43. 借家人賠償責任補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

借用戸室	日本国内において被保険者が借用または使用する保険証券記載の被保険者住所の建物の戸室をいいます。
損壊	滅失、汚損または損傷をいいます。
他の保険契約等	第2条 (保険金を支払う場合) の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	第2条 (保険金を支払う場合) に規定する保険金をいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、借用戸室が被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次の①または②のいずれかに該当する事故 (注1) により損壊した場合において、被保険者が借用戸室についてその貸主 (注2) に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

① 火災

② 破裂または爆発 (注3)

(注1) 次の①または②のいずれかに該当する事故
以下この特約において「事故」といいます。

(注2) 貸主

転貸人を含みます。以下この特約において同様とします。

(注3) 破裂または爆発

気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第3条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、借用戸室が次の①から⑤までのいずれかに該当する事由によって損壊した場合において、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者 (注1) または被保険者の故意

② 被保険者の心神喪失

③ 借用戸室の改築、増築、取りこし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合については、保険金を支払います。

④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 (注2)

⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑥ 核燃料物質 (注3) もしくは核燃料物質 (注3) によって汚染された物 (注4) の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらとの特性による事故

⑦ ④から⑥までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑧ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者と借用戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

② 被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任

(注1) 保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 群衆

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質 (注3) によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第4条 (被保険者の範囲)

(1) この特約における被保険者は、次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。

① 普通保険約款第1章用語の定義条項第1条 (用語の定義) に規定する被保険者

② 借用戸室の賃借名義人が①に規定する被保険者と異なる場合は、その賃借名義人

③ ④に該当しない①に規定する被保険者の親権者またはその他の法定の監護義務者。ただし、①に規定する被保険者が未成年の場合であって、①に規定する被保険者に関する事務にかぎります。

(2) ①の①に規定する被保険者が未成年の場合であって、①に規定する被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生時ににおけるものをいいます。

第5条 (支払保険金の範囲)

当会社が被保険者に支払う保険金の範囲は、次の①から④までに掲げるものにかぎります。

① 被保険者が貸主に支払うべき損害賠償金。この損害賠償金については、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって、被保険者が代位取得する物がある場合は、その価額をこれから差し引くものとします。

② 事故が発生した場合において、被保険者が第7条 (事故の発生) (1)の②に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするためにした費用および同条③に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

③ 損害賠償請求の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲介、和解、調停もしくは示談交渉に要した費用

④ 第8条 (当会社による解決) (1)に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が直接要した費用

第6条 (保険金の支払額)

当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の①および②の金額の合計額とします。

① 前条①の損害賠償金の額が保険証券記載の免責金額を超過する場合は、その超過した額。ただし、保険金額 (注) を限ります。

② 前条②から④までの費用については、その全額。ただし、同条③の費用は、同条①の損害賠償金の額が保険金額 (注) を超える場合は、その保険金額 (注) の同条①の損害賠償金の額に対する割合に

よってこれを支払います。

(注) 保険金額

保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。

第7条 (事故の発生)

(1) 保険契約または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の①から⑦までに掲げる事項を履行しなければなりません。

① 借用戸室の損壊の発生日時および場所、借用戸室の貸主の住所、氏名、事故の状況、損壊の程度ならびにこれらのことの事項の証人となる者がある場合は、その住所および氏名を、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

② 被保険者が他人に対して損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

③ 事故によって生じた損害の発生および拡大を防止するため、自己の費用で必要な措置を講ずること。

④ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。

⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、ただちに当会社に通知すること。

⑥ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容（注）について遅滞なく当会社に通知すること。

⑦ ①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(2) 保険契約または被保険者が正当な理由がない(1)の①から⑦までに規定する義務に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① (1)の①、③、⑥または⑦の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

② (1)の②の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができると認められる額

③ (1)の③の規定に違反した場合は、損害の発生または拡大の防止ができると認められる額

④ (1)の④の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(3) 保険契約または被保険者が正当な理由がない(1)の規定による通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 他の保険契約等に関する事実の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第8条 (当会社による解決)

(1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求の解決に当たることができます。

(2) (1)の場合は、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第9条 (保険金の請求)

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生し、被保険者が貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と貸主との間で、判断が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができます。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑦までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 保険金請求書

② 保険証券

③ 当会社の定める事故状況報告書

④ 示談書その他の代わりに代わるべき書類

⑤ 損害を証明する書類

⑥ 損害賠償金の支払または貸主の承諾があつたことを示す書類

⑦ その他の当会社が第11条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行つたために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書類等において定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合は②の①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

(4) ③の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合はまたは、(2)、(3)もしくは(6)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 配偶者
普通保険契約第1章用語の定義項第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

第10条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金と

して支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第11条 (保険金の支払時期)

(1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑥までの事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または費用発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または程度、事故と損害または費用との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から⑥までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、次の①から④までに掲げる特別な昭和または検査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の①から④までに掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による検査・調査結果の照会（注3） 180日

② (1)の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④ (1)の①から④までの事項の確認を日本国外において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合（注4）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日
被保険者が第9条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次の①から④までに掲げる日数

①から④までの複数の該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会
弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかつた場合
必要な協力を行わなかつた場合を含みます。

第12条 (代 位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注5）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するものは次の①または②のいずれかの額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために、当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

(注5) 損害賠償請求権その他の債権
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第13条 (先取特権)

(1) 貸主は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注6）について先取特権を有します。

(2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、この保険契約の支払責任額を限度とし、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が貸主に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

② 被保険者が貸主に対して、その損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、貸主に支払う場合

③ 被保険者が貸主に対してその損害の賠償をする前に、貸主が(1)の先取特権を使用したことにより、当会社から直接、貸主に支払う場合

④ 被保険者が貸主に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを貸主が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、貸主が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権（注6）は、貸主以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注6）を賃権の目的とし、または(2)の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第5条（支払保険金の範囲）の②から④までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第14条（普通保険約款の適用除外）

この特約の規定が適用される場合は、次の①から③までの普通保険約款に掲げる規定は適用しません。

① 第2章傷害条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）から第10条（他の身体の障害または疾病の影響）まで

② 第3章被害事故補償条項

③ 第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）、第12条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）(1)の②および(4)、第17条（事故の通知）から第22条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）まで、第24条（代位）および第25条（死亡保険金受取人の変更）

第15条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定中「事故（注2）による傷害または損害」とあるのは「この特約の事故による損害」

② 同条項第2条（告知義務）(3)の③の規定中「当会社が保険金を支払うべき傷害または損害の原因となる事故」とあるのは「この特約の事故」

③ 同条項第2条(4)の規定中「傷害または損害の原因となる事故が発生した後に」とあるのは「この特約の事故による損害が生じた後に」

④ 同条項第2条(5)の規定中「発生した傷害または損害」とあるのは「発生したこの特約の事故による損害」

⑤ 同条項第9条（重大事由による解除）の規定中「傷害または損害」とあるのは「この特約の事故による損害」

⑥ 同条項第23条（時効）の規定中「第20条（保険金の請求）(1)に定める時」とあるのは「この特約第9条（保険金の請求）(1)に定める時」

第16条（家族特約が付帯された場合の取扱い）

(1) この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および同特約第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。

(2) この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合は、第4条（被保険者の範囲）の規定中「普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）に規定する被保険者」とあるのは「家族特約（用語の定義）に規定する本人」と読み替えて適用します。

第17条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）

(1) この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および同特約第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。

(2) この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合は、第4条（被保険者の範囲）の規定中「普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）に規定する被保険者」とあるのは「家族特約（夫婦用）第1条（用語の定義）に規定する本人」と読み替えて適用します。

第18条（家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合の取扱い）

(1) この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および同特約第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。

(2) この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合は、第4条（被保険者の範囲）の規定中「普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）に規定する被保険者」とあるのは「家族特約（配偶者対象外用）第1条（用語の定義）に規定する本人」と読み替えて適用します。

第19条（交通傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に交通傷害危険のみ補償特約が付帯された場合は、同特約第3条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

第20条（重大事由による解除に関する特則）

保険契約者は被保険者が普通保険約款第4章基本条項第9条（重大事由による解除）(1)の③のア、からオ、までのいずれかに該当することにより同条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、同条(3)の規定は、次の損害については適用しません。

① 普通保険約款第4章基本条項第9条(1)の③のア、からウ、までまたはオ、のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

② 普通保険約款第4章基本条項第9条(1)の③のア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当する被保険者に生じた第5条（支払保険金の範囲）の①に規定する損害賠償金の損害

第21条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

44. 修理費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
借用住宅	日本国内において被保険者が借用または使用する保険証券記載の被保険者住所の建物または戸室をいいます。
修理費用	借用住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
保険金	修理費用保険金をいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する事故（注1）により、借用住宅に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主（注2）との契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理したときは、その修理費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。ただし、火災、破裂または爆発の事故による損害に對し、被保険者が借用住宅の貸主（注2）に対して、法律上の賠償責任を負担する場合を除きます。

① 火災

② 落雷

③ 破裂または爆発

④ 借用住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煙塵その他これらに類する物の落下もしくは飛来、台風、暴風雨、水災（注3）、土砂崩れまたは⑦の事故による損害を除きます。

⑤ 給排水設備（注4）に生じた事故または被保険者以外の者が占有する借用住宅で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水（注5）による水漏れ。ただし、水災（注3）または⑦の事故による損害を除きます。

⑥ 騒擾およびこれに類似の集団行動（注6）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

⑦ 風災（注7）、雹災または雪災（注8）。ただし、借用住宅の内部については、借用住宅またはその一部（注9）が風災（注7）、雹災または雪災（注8）によって直接破損したために生じた損害（注10）にかぎります。

⑧ 盗難（注11）

(注1) ①から⑥までのいずれかに該当する事故
以下この特約において「事故」といいます。

(注2) 貸主

転貸人を含みます。以下この特約において同様とします。

(注3) 水災

豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等をいいます。

(注4) 給排水設備

スプリンクラー設備・装置を含みます。

(注5) 溢水

水が溢れることをいいます。

(注6) 騒擾およびこれに類似の集団行動

群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、次条(2)の①の暴動に至らないものをいいます。

(注7) 風災

台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮等を除きます。

(注8) 雪災

豪雪、雪崩等をいい、融雪洪水を除きます。

(注9) 借用住宅またはその一部

窓、扉、その他の開口部を含みます。

(注10) 風災（注7）、雹災または雪災（注8）によって直接破損したために生じた損害

雨、雪、雹または砂塵の吹き込みによる損害を含みます。

(注11) 盗難

強盗または窃盗ならびにこれらに未遂をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者（注11）または借用住宅の貸主の故意もしくは重大な過失または法令違反

② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合は、その者（注2）の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額にかぎります。

③ 保険契約者、被保険者または借用住宅の貸主が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触

(2) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害（注3）に対しては、保険金を支払いません。

① 戰争、外國の武力行使、革命、政權奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらに特有の特性による事故

(注1) 保険契約者、被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人的業務を遂行するその他の機関をいいます。

(注2) その者

法人である場合は、その理事、取締役または法人的業務を遂行するその他の機関をいいます。

(注3) ①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害

①から③までの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、およびいかなる発生原因であっても前条の事故が①から③までの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

(注4) 暴動

群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注6) 核燃料物質（注5）によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

第4条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）に規定する被保険者とします。ただし、借用住宅の賃借名義人がこれと異なる場合は、その賃借名義人を含みます。

第5条（保険金支払の対象となる修理費用の範囲）

当会社が被保険者に支払う保険金の範囲は、借用住宅を実際に修理した費用のうち、次の①または②に該当するものの以外の修理費用とします。

- ① 柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部
- ② 玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、堀、塀、給水塔等の借用住宅居住者の共同の利用に供せられるもの

第6条（保険金の支払額）

当会社が第2条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき保険金の額は、修理費用の額が、1回の事故につき3,000円を超える場合にかぎり、その超過額を保険証券記載の支払限度額を限度として支払います。

第7条（事故の発生）

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次の①から⑦までに掲げる事項を履行しなければなりません。
 - ① 借用住宅の損害の発生日時および場所、借用住宅の貸主の住所、氏名、事故の状況、損害の程度ならびにこれらのこと項の証人となる者がある場合は、その住所および氏名を、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めるときは、これに応じなければなりません。
 - ② 被保険者が他人に対して損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
 - ③ 事故によって生じた損害の発生および拡大を防止するため、自己の費用で必要な措置を講ずること。
 - ④ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。
 - ⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、ただちに当会社に通知すること。
 - ⑥ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容（注）について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑦ ①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がない（①の①から⑦までに規定する義務に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① (1)の①、⑤、⑥または⑦に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ② (1)の②に違反した場合は、他に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
 - ③ (1)の③に違反した場合は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額
 - ④ (1)の④に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がない（①の規定による通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合は事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注）他の保険契約等に関する事実の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第8条（当会社による解決）

- ① 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で、損害賠償請求の解決に当たることができます。
- ② (1)の場合は、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第9条（保険金の請求）

- ① この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）に規定する費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める事故状況報告書
 - ④ 示談書その他のこれに代わるべき書類
 - ⑤ 損害を証明する書類
 - ⑥ その他の当会社が第11条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書類等において定めたもの
- ③ 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
- ④ (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
- ⑤ 当会社は、事故の内容および費用の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

⑥ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払いません。

（注）配偶者

普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

① 第2条（保険金を支払う場合）の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第5条（保険金支払の対象となる修理費用の範囲）の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
第5条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

- (2) (1)の費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。
- ① 保険金の支払時期

① 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から④までの事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由が発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、費用の発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の程度または費用の額、事故と費用との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等。当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

- (2) (1)の確認をするため、次の①から④までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の①から④までに掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
- ② (1)の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ (1)の①から④までの事項の確認を日本国内外において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合（注4）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内外において日本国通貨をもって行うものとします。（注1）請求完了日

- 被保険者または保険金を受け取るべき者が第9条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (注2) 次の①から④までに掲げる日数
①から④までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

- (注3) 照会
弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (注4) これに応じなかつた場合
必要な協力をを行わなかつた場合を含みます。

第12条（代 位）

① 第2条（保険金を支払う場合）の費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するものは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が費用の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われない費用の額を差し引いた額

- (2) (1)の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第13条（普通保険約款の適用除外）

この特約の規定が適用される場合は、次の①から③までの普通保険約款に掲げる規定は適用しません。

- (1) 第2章傷害賠償条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）から第10条（他の身体の障害または疾病の影響）まで

- (2) 第3章被害事故補償条項

- (3) 第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）、第12条（保険料の取扱い—告

知義務・通知義務に伴う変更等の場合) (1)の②および④)、第17条(事故の通知)から第22条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)まで、第24条(代位)および第25条(死亡保険金受取人の変更)

第14条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第4章基本条項第1条(保険責任の始期および終期)の規定中「事故(注2)による傷害または損害」とあるのは「この特約の事故による損害」
- ② 同条項第2条(告知義務)の③の③の規定中「当会社が保険金を支払うべき傷害または損害の原因となる事故」とあるのは「この特約の事故」
- ③ 同条項第2条(4)の規定中「傷害または損害の原因となる事故の発生した後に」とあるのは「この特約の事故による損害が生じた後に」
- ④ 同条項第2条(5)の規定中「発生した傷害または損害」とあるのは「発生したこの特約の事故による損害」
- ⑤ 同条項第9条(重大事由による解除)の①の規定中「傷害または損害」とあるのは「この特約の事故による損害」
- ⑥ 同条項第23条(時効)の規定中「第20条(保険金の請求)(1)に定める時」とあるは「この特約第9条(保険金の請求)(1)に定める時」

第15条(家族特約が付帯された場合の取扱い)

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合は、同特約第2条(保険金を支払わない場合)および同特約第4条(当会社の責任限度額)の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合は、第4条(被保険者の範囲)の規定中「普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)に規定する被保険者」とあるのを「家族特約第1条(用語の定義)に規定する本人」と読み替えて適用します。

第16条(家族特約(夫婦用)が付帯された場合の取扱い)

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約(夫婦用)が付帯された場合は、同特約第2条(保険金を支払わない場合)および同特約第4条(当会社の責任限度額)の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯された保険契約に家族特約(夫婦用)が付帯された場合は、第4条(被保険者の範囲)の規定中「普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)に規定する被保険者」とあるのを「家族特約(夫婦用)第1条(用語の定義)に規定する本人」と読み替えて適用します。

第17条(家族特約(配偶者対象外)が付帯された場合の取扱い)

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約(配偶者対象外用)が付帯された場合は、同特約第2条(保険金を支払わない場合)および同特約第4条(当会社の責任限度額)の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯された保険契約に家族特約(配偶者対象外用)が付帯された場合は、第4条(被保険者の範囲)の規定中「普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)に規定する被保険者」とあるのを「家族特約(配偶者対象外用)第1条(用語の定義)に規定する本人」と読み替えて適用します。

第18条(交通傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱い)

- この特約が付帯された保険契約に交通傷害危険のみ補償特約が付帯された場合は、同特約第3条(保険金を支払わない場合)の規定は適用しません。

第19条(重大事由による解除に関する特則)

- 当会社は、普通保険約款第4章基本条項第9条(重大事由による解除)(2)、(3)、(注2)および(注3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加してこの特約に適用します。

- (1) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注2)を解除することができます。
 ① 被保険者が、(1)の③のア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当すること。
 ② 保険金を受け取るべき者が、(1)の③のア、からオ、までのいずれかに該当すること。
 (2) ①または②の規定による解除がこの特約の事故による損害が発生した後になされた場合であっても、第11条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の①から⑤までの事由または(2)の①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までにこの特約の事故により発生した損害に対しても、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (3) ①または②の規定による解除がこの特約の事故による損害が発生した後になされた場合であっても、(1)の①から⑤までの事由または(2)の①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までにこの特約の事故により発生した損害に対しても、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (4) 保険契約者等(注3)が(1)の③のア、からオ、までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、(3)の規定は、(1)の③のア、からオ、までのいずれにも該当しない保険契約者等(注3)に生じた損害については適用しません。

(注2) 保険契約

- (2)の①に該当する事由がある場合はその被保険者に係る部分、(2)の②に該当する事由がある場合はその他の被保険者を受け取るべき者に係る部分にかぎります。

(注3) 保険契約者等

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者をいいます。

第20条(準用規定)

- この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

45. 住宅内生活用動産残存物取片づけ費用保険金対象外特約

当会社は、この特約により、住宅内生活用動産補償特約第2条(保険金を支払う場合)(3)の規定により支払われる残存物取片づけ費用保険金を支払いません。

46. 住宅内生活用動産失火見舞費用保険金対象外特約

当会社は、この特約により、住宅内生活用動産補償特約第2条(保険金を支払う場合)(4)の規定により支払われる失火見舞費用保険金を支払いません。

47. 住宅内生活用動産補償特約

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
残存物取片づけ費用	取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。

支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいえます。
住宅	保険証券記載の住宅をいい、物置、庫庫その他の付属建物を含み、敷地は含みません。
乗車券等	鉄道・バス・船舶・航空機の乗車船券・航空券(注)、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。 (注) 乗車船券・航空券 定期券は除きます。
他の保険契約等	第2条(保険金を支払う場合)の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被災世帯	第2条(保険金を支払う場合)(4)の②の損害が生じた世帯または法人をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時ににおける保険の対象の価額をいいます。
保険金	損害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金または失火見舞費用保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、日本国内における偶然な事故(注1)によって、保険の対象について生じた損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、損害保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、臨時費用保険金を支払います。

- (3) 当会社は、(1)の損害保険金が支払われる場合において、損害を受けた保険の対象の残存物取片づけ費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。
- (4) 当会社は、次に掲げる①の事例によって②の損害が生じた場合は、それによって生ずる見舞金等の費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、失火見舞費用保険金を支払います。

- ① 保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者(注2)の所有物で被保険者以外の者が占有する部分(注3)から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。
- ② 第三者(注2)の所有物(注4)の滅失、損傷または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

- (注1) 偶然な事故
以下この特約において「事故」といいます。

- (注2) 第三者
保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。

- (注3) 被保険者以外の者が占有する部分
区分所有物の共用部分を含みます。

- (注4) 所有物
動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する敷地内にあるものにかぎります。

第3条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。
- ③ 被保険者と生計を共にする親族の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、保険金を支払います。
- ④ 被保険者の自殺行為。犯行行為または鬭争行為
- ⑤ 被保険者が次のア、からウ、までのいずれかに該当する間に生じた事故
ア. 法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車等を運転している間
イ. 遊路交通事故(昭和35年法律第105号)第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑥ 差し押え、収用、没収、破壊等または公団共同体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合は保険金を支払います。
- ⑦ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもつても発見しなかった欠陥を除きます。
- ⑧ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、ひび割れ、肌落ちその他のこれらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
- ⑨ 保険の対象のすり傷、きず傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷または保険の対象の汚損(注4)であって保険の対象の全体会員の機能に支障をきたさない損害
- ⑩ 偶然な外からの事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故。ただし、これらの事由によって発生した火災、破裂または爆発による損害を除きます。
- ⑪ 保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害については保険金を支払います。
- ⑫ 保険の対象の置き忘れまたは紛失
- ⑬ 保険の対象に加工(注5)を施した場合、加工着手後に生じた損害
- ⑭ 保険の対象に対する修理、調整の作業(注6)上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、火災がこれらの事由によって発生した場合は、その火災によって生じた損害については、保険金を支払います。
- ⑮ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害

- (16) 楽器の弦（注7）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と一緒に損害を被った場合は、保険金を支払います。
- (17) 楽器の音色または音質の変化
- (2) 当社は、次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害（注8）に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注9）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（注10）もしくは核燃料物質（注10）によって汚染された物（注11）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (注1) 保険契約者
法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受けるべき者
法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 運転資格
運転する地における法令によるものをいいます。
- (注4) 保険の対象の汚損
落書きを含みます。
- (注5) 加工
修理を除きます。
- (注6) 修理、調整の作業
点検または試運転を伴う場合は、これらを含みます。
- (注7) 楽器の弦
ピアノ線を含みます。
- (注8) 損害
(2)の①から③までのいずれかの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害および発生の原因がいかなる場合であっても、同条の事故が(2)の①から③までのいずれかの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
- (注9) 暴動
群衆または多数者の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穀が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注10) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- (注11) 核燃料物質（注10）によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険の対象およびその範囲）

- (1) 保険の対象は、住宅内に所在する生活用動産（注1）で、被保険者または被保険者と生計を共にする親族が所有する物とし、住宅内に所在する間にかぎります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次の①から⑨までに掲げる物は、保険の対象に含まれません。
- ① 船舶（注2）、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
 - ② 自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品
 - ③ 移動電話・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
 - ④ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに準ずる物
 - ⑤ 動物および植物
 - ⑥ 手形その他の有価証券（注3）
 - ⑦ クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物
 - ⑧ 税本、設計図、図案、証書（注4）、帳簿その他これらに準ずる物
 - ⑨ その他下欄記載の物

- (3) 建物と生活用動産（注1）の所有者が異なる場合において、畠、建具その他のこれらに類する物または電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備で被保険者の所有する物は、特別の約定のない限り、保険の対象に含まれます。
- (注1) 生活用動産
生活の用に供する家具、じゅう器、衣服、その他の生活に通常必要な動産をいいます。
- (注2) 船舶
ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
- (注3) 手形その他の有価証券
小切手は除きます。
- (注4) 証書
公正証書、身分証明書など一定の事実または権利義務関係を証明する文書をいいます。ただし、旅券および運転免許証を除きます。

第5条（損害額の決定）

- (1) 当社が第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金を支払うべき損害額は、保険額によって定めます。
- (2) 盗難によって生じた損害（注1）については、盗取されたこの特約の保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用を含みます。また、切手および印紙の損害額については、その料額によって定めます。
- (3) 損害の生じた保険の対象を再発行等の手段により再取得できる場合においては、その再発行等の手段によりする費用（注2）をもって損害額とします。
- (4) 保険の対象の損害を修繕し得る場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害額とし、格落損（注3）は損害額に含みません。
- (5) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1)から(4)までの規定によって損害額を決定しま

す。

- (6) 保険契約者または被保険者が次の①または②に掲げる費用を負担した場合は、その費用および①から⑤までの規定によって計算された額の合計額を損害額とします。
- ① 第11条（事故の発生）(1)の③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ② 第11条(1)の④に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- (7) (1)から(6)までの規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の対象の保険額を超える場合は、その保険額をもって損害額とします。
- (8) (1)から(7)までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した⑥の①および②の費用の合計額を損害額とします。
- (9) (1)から(8)までの規定にかかわらず、保険の対象が交通機関の定期券の場合において、(3)に規定する再発行等の手段による再取得ができないときは、その定期券の残存有効期間に対する価額（注4）および保険契約者は被保険者が負担した(6)の①および②の費用の合計額を損害額とします。
- (10) 保険の対象が乗車券等、通貨、小切手、預貯金証書、印紙または切手である場合において、保険の対象の損害額の合計が5万円を超えるときは、当社は、それらのものの損害額を5万円とみします。
- (11) 保険の対象が貴金属、宝玉石または宝石もしくは書画、骨董、彫刻等の他の美術品である場合において、保険の対象の損害額が1個、1組または1対について30万円を超えるときは、当社は、その損害額を30万円とみします。
- (注1) 盗難によって生じた損害
保険額を限度とします。
- (注2) 再発行等の手段による費用
交通費等付随的に発生する費用のうち、その再発行等のために支出を余儀なくされた費用を含みます。
- (注3) 格落損
価格の下落をいいます。
- (注4) 定期券の残存有効期間に対する価額
取得額に残存期間に応じて日割をもって算出した額をいいます。

第6条（損害保険金の支払額）

当社が第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金として支払うべき額は、前条の損害額から、1回の事故につき保険証券記載の免責額を差し引いた残額とします。

第7条（損害保険金の限度）

当社が第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、契約年度（注）ごとに保険額をもって限度とします。

(注) 年度
初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日

応当日から1年間をいいます。

第8条（臨時費用保険金の支払額）

(1) 当社会は、第2条（保険金を支払う場合）(2)の臨時費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。

$$\text{第2条(1)の損害保険金} \times 30\% = \text{臨時費用保険金の額}$$

(2) (1)の場合において、当社は、(1)の規定によって支払うべき臨時費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用保険金を支払います。

第9条（残存物取片づけ費用保険金の支払額）

(1) 当社会は、第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同様(3)の残存物取片づけ費用保険金として支払います。

(2) (1)の場合において、当社は、(1)の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第10条（失火見舞費用保険金の支払額）

(1) 当社会は、第2条（保険金を支払う場合）(4)の失火見舞費用保険金として、被災世帯の数に一被災世帯あたりの支払額（20万円）を乗じて得た額を支払います。ただし、1回の事故につき、同条(4)の①の事故が生じた敷地内に所在する保険の対象の保険額（注）の20%に相当する額を限度とします。

(2) (1)の場合において、当社は、(1)の規定によって支払うべき失火見舞費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、失火見舞費用保険金を支払います。

(注) 保険金額

保険金額が保険額を超過する場合は、保険額とします。

第11条（事故の発生）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第2条（保険金を支払う場合）(1)の事故が発生したことを知った場合は、次の①から⑧までに掲げる事項を履行しなければなりません。

- ① 損害発生日の日時、場所、損害状況、損害の程度ならびにこれらとの事項について証人がある場合は、その者の住所および氏名をその原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ② 損害が盗難によって生じた場合は、ただちに警察署へ届け出ること。ただし、盗難にあった保険の対象が小切手、預貯金証書または乗車券等の場合は、このほかに次のア、カラウ、までに掲げる届出のいずれかをただちに行うこと。

ア. 小切手の場合

その小切手の振出人（注1）および支払金融機関への届出

イ. 預貯金証書の場合

預貯金先への届出

ウ. 乗車券等の場合

その運輸機関（注2）または発行者への届出

エ. 保険契約者が他人に対して損害賠償の請求（注3）をることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続を行うこと。

④ 事故によって生じた損害の発生および拡大を防止するため、自己の費用で必要な措置を講ずること

と。

- ⑤ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。
 - ⑥ 損害賠償の請求（注3）についての訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、ただちに当会社に通知すること。
 - ⑦ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容（注4）について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑧ ①から⑧までのほか、当会社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の①から⑧までに規定する義務に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① (1)の②、③、④または⑧の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ② (1)の③の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注3）をすることによって取得できただと認められる額
 - ③ (1)の④の規定に違反した場合は、損害の発生または拡大の防止ができると認められる額
 - ④ (1)の⑤の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の規定による通知もしくは説明についている事実を告げなかつた場合は事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 小切手の振出人。

被保険者が振出人である場合を除きます。

(注2) 運輸機関

宿泊券の場合はその宿泊施設をいいます。

(注3) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注4) 他の保険契約等に関する事実の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第12条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生した時から発生し、これを行なうことができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から④までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める事故状況報告書
 - ④ 公の機関（注1）の事故証明書。ただし、盗難による損害の場合は、警察署の盜難届出証明書にかぎります。
- ⑤ 保険の対象の損害の程度を証明する書類
- ⑥ その他当会社が第15条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行なうために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書類等において定めたもの
- (3) 被保険者は保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出せ、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注2）
 - ② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注2）または②以外の3親等内の親族
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもののいずれの書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 公の機関

やむを得ない場合は、第三者とします。

(注2) 配偶者

普通保険契約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

第13条（被害物の調査）

保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、保険の対象および損害の調査と関連して当会社が必要と認める事項を調査することができます。

第14条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が(2)に規定する支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
(2)に規定する支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) 支払限度額は、保険金の種類ごとに次の①から④までのとおりとします。
- ① 第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金
損害の額。ただし、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち

最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第2条(2)の臨時費用保険金

1回の事故について、1敷地内ごとに100万円。ただし、他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

第2条(3)の残存物取扱費用保険金

残存物取扱費用保険金

第2条(4)の火災見舞費用保険金

1回の事故について、20万円に被災世帯の数を乗じて得た額。ただし、他の保険契約等に1被災世帯あたりの支払額が20万円を超えるものがある場合は、これらの1被災世帯あたりの支払額のうち最も高い額に被災世帯の数を乗じて得た額とします。

第15条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）および事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、損害の額（注2）および事故と損害との関係

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、次の①から④までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の①から④までに掲げる日数（注3）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注4） 180日

② (1)の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国外において行なうための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注5）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において日本国通貨をもって行なうものとします。

(注1) 請求完了日
被保険者が第12条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 損害の額
保険金額を含みます。

(注3) 次の①から④までに掲げる日数

①から④までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注4) 照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会を含みます。

(注5) これに応じなかった場合
必要な協力を行なわなかった場合を含みます。

第16条（盗難品発見後の通知義務）

保険契約者または被保険者は、盗取された保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第17条（残存物および盗難品の帰属）

(1) 当会社が保険金を支払った場合は、保険の対象の残存物は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、被保険者の所有に属するものとします。

(2) 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第5条（損害額の決定）(6)の②の費用を除き、その回収物について盗難の損害は生じなかつたものとみなしします。

(3) (2)にかかわらず、乗車券等については払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害額より小さいときは、その差額についても同様とします。

(4) 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払った場合は、その保険の対象の所有権その他の物権は保険金の保険金額（注1）に対する割合によって、当会社に移転します。ただし、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額（注2）を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

(5) (2)または(4)のただし書に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の対象の損傷または汚損の損害にに対して保険金を請求することができます。この場合において、当会社が保険金を支払うべき損害額は第5条（損害額の決定）の規定によって決定します。

(注1) 保険金額

保険の対象が乗車券等の場合は損害額をいいます。

(注2) 支払を受けた保険金に相当する額

第5条（損害額の決定）(6)の②の費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第18条（代 位）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）の損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を得た場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは次の①または②のいずれかの額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② 以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために、当会社が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第19条（普通保険約款の適用除外）

この特約の規定が適用される場合は、次の①から③までの普通保険約款に掲げる規定は適用しません。

- ① 第2章傷害条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）から第10条（他の身体の障害または疾患の影響）まで
- ② 第3章被害事故補償条項
- ③ 第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）、第12条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）(1)の②および4)、第17条（事故の通知）から第22条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）まで、第24条（代位）および第25条（死亡保険金受取人の変更）

第20条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定中「事故（注2）による傷害または損害」とあるのは、「この特約の事故による損害」
- ② 同条第2条（告知義務）(3)の③の規定中「当会社が保険金を支払うべき傷害または損害の原因となる事故」とあるのは、「この特約の事故」
- ③ 同条第2条(4)の規定中「傷害または損害の原因となる事故の発生した後に」とあるのは、「この特約の事故による損害が生じた後に」
- ④ 同条第2条(5)の規定中「発生した傷害または損害」とあるのは、「発生した損害」
- ⑤ 同条第9条（重大事由による解除）の規定中「傷害または損害」とあるのは、「この特約の事故による損害」
- ⑥ 同条第23条（時効）の規定中「第20条（保険金の請求）(1)に定める時」とあるのは、「この特約第12条（保険金の請求）(1)に定める時」

第21条（家族特約が付帯された場合の取扱い）

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および同特約第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合は、第1条（用語の定義）の表の住宅の規定中「保険証券記載の住宅」とあるのは「住宅」と読み替えて適用します。

第22条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および同特約第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合は、第1条（用語の定義）の表の住宅の規定中「保険証券記載の住宅」とあるのは「住宅」と読み替えて適用します。

第23条（家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合の取扱い）

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および同特約第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合は、第1条（用語の定義）の表の住宅の規定中「保険証券記載の住宅」とあるのは「住宅」と読み替えて適用します。

第24条（交通事故傷害リスクのみ補償特約が付帯された場合の取扱い）

- この特約が付帯された保険契約に交通事故傷害リスクのみ補償特約が付帯された場合は、同特約第3条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

第25条（重大事由による解除に関する特則）

- 保険契約者または被保険者が普通保険約款第4章基本条項第9条（重大事由による解除）(1)の③のア、からオ、までのいずれかに該当することにより同条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、同条(3)の規定は、同条(1)の③のア、からウ、までまたはオ、のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第26条（準用規定）

- この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

48. 住宅内生活用動産臨時費用保険金対象外特約

当会社は、この特約により、住宅内生活用動産補償特約第2条（保険金を支払う場合）(2)の規定により支払われる臨時費用保険金を支払いません。

49. 受託品賠償責任補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
住宅	被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地を含みます。
受託品	被保険者が管理する財物で第5条（受託品の範囲）に規定するものをいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	第2条（保険金を支払う場合）に規定する保険金をいいます。

本人	普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）に規定する被保険者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、受託品が次の①または②に掲げる間に損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたことにより、受託品について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 住宅内に保管されている間

- ② 被保険者によって日常生活上の必要に応じて一時的に住宅外で管理されている間

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次の①から⑯までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意

- ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または鬭争行為

- ③ 被保険者が次のア、からウ、までのいずれかに該当する間に生じた事故
ア、法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間
イ、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

- ④ 被保険者に引き渡される以前から受託品に存在した欠陥

- ⑤ 戦争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

- ⑦ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性

- その他の有害な特性またはこれらによる特性による事故

- ⑧ ⑤から⑯までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

- ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染

- ⑩ 差し押え、徵収、没収、破壊等がなされた場合は保険金を支払います。

- ⑪ 受託品に生じた自然発火または自然爆発

- ⑫ 偶然な外來の事故に直接起因しない受託品の電気の事故または機械的事故

- ⑬ 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の事由

- ぬずみ食い、虫食いその他これらに類似の事由

- ⑯ 屋根、扉、窓、窓、通風筒等から入る雨、雪または雹による受託品の損壊

- (2) 当会社は、被保険者が次の①から⑯までのいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任

- ② もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（注6）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任

- ④ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

- ⑤ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

- ⑥ 航空機、船舶（注7）または鉄道（注8）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

- ⑦ 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任

- ⑧ 直接であると間接であるとを問わず、被保険者がその受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（注9）

- ⑨ 受託品について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に受託品を使用したことによる損害賠償責任

- ⑩ ① 保険契約者
法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

- ⑪ ② 運転資格
運転する地における法令によるものをいいます。

- ⑫ 異常
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

- ⑬ 核燃料物質
使用済燃料を含みます。

- ⑭ 核燃料物質（注4）によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

- ⑮ 不動産
住宅の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

- ⑯ 船舶
原動力がもっぱら人力であるものを除きます。

- ⑰ 鉄道
空気系統を除きます。

- ⑱ 受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任
収益減少に基づく賠償責任を含みます。

第4条（被保険者の範囲）

- (1) この特約における被保険者は、次の①から⑯までのいずれかに該当する者をいいます。

- ① 本人

- ② 本人の配偶者

- ③ 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
 ④ 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
 ⑤ ②から④までのいずれにも該当しない本人の親権者またはその他の法定の監督義務者。ただし、本人が未成年の場合であって、本人に関する事故にかぎります。
- (2) (1)の本人と本人以外の被保険者との統柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

第5条 (受託品の範囲)

この特約における受託品は、被保険者が日本国内において受託した財物のうち、次の①から⑩までに掲げるものを除いたものとします。

- ① 通貨、預貯金証券、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物
- ② 貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品その他これらに準ずる物
- ③ 自動車 (注1)、原動機付自転車、船舶 (注2)、航空機およびこれらの付属品
- ④ 銃砲、刀剣その他これらに準ずる物
- ⑤ 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具
山岳登はん (注3)、リュージュ、ボブルース、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 (注4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
- ⑥ 動物、植物等の生物
- ⑦ 建物 (注5)
- ⑧ 門、扉もしくは垣または柵または物置、車庫その他の付属建物
- ⑨ 公序良俗に反する物
- ⑩ その他下欄記載の物

(注1) 自動車
被牽引車を含みます。

(注2) 船舶

ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。

(注3) 山岳登はん

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング (フリーカラーミングを含みます。) をいいます。

(注4) 超軽量動力機

モーターハンギンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機 (パラグライダー等をいいます。) を除きます。

(注5) 建物

畠、建具その他これらに類する物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。

第6条 (支払保険金の範囲)

当会社が被保険者に支払う保険金の範囲は、次の①から④までに掲げるものにかぎります。

- ① 被害受託品について正当な権利を有する者に対して支払うべき損害賠償金。ただし、保険事故の生じた地および時ににおいて、もし保険事故がなければ有したものであらう被害受託品の価額を超えないものとします。
- ② 第2条 (保険金を支払う場合) の事故が発生した場合において、被保険者が第8条 (事故の発生) (1)の③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した費用および同条(1)の④に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ③ 損害賠償請求の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解、調停もしくは談交談式に要した費用
- ④ 第9条 (当会社による解決) (1)に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が直接要した費用

第7条 (保険金の支払額)

当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の①および②の金額の合計額とします。

- ① 前条①の損害賠償金が保険証券記載の免責金額を超過する場合は、その超過した額。ただし、保険期間を通じ、保険証券記載のこの特約の保険金額を支払の限度とします。ただし、保険期間が1年を超える契約においては、契約年度 (注5) 毎に保険金額をもって限度とします。
- ② 前条②から④までの費用についてはその全額。ただし、同条③の費用は、同条①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、その保険金額の同条①の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。

(注) 契約年度

初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。

第8条 (事故の発生)

- ① 保険契約者は被保険者は、第2条 (保険金を支払う場合) の受託品の損壊、紛失または盗取が発生したことを知った場合は、次の①から⑩までに掲げる事項を履行しなければなりません。

- ① 受託品の損壊、紛失または盗取の発生日時および場所、被害受託品について正当な権利を有する者の住所、氏名、受託品、受託品の損害状況ならびにこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所および氏名を事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ② 受託品が盗取された場合にあっては、ただちに警察署へ届け出ること。
- ③ 被保険者が他人に対して損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ④ 受託品の損壊、紛失または盗取によって生じた損害の発生および拡大を防止するため、自己の費用で必要な措置を講ずること。
- ⑤ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。
- ⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、ただちに当会社に通知すること。

- ⑦ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容 (注) について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑧ ①から⑩までのほか、当会社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者はまたは被保険者が正当な理由がない(1)の①から⑩までに規定する義務に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

 - ① (1)の①、②、⑥、⑦または⑩に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ② (1)の③に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
 - ③ (1)の④に違反した場合は、損害の発生または拡大の防止ができると認められる額
 - ④ (1)の⑤に違反した場合は損害賠償責任がないと認められる額

- (3) 保険契約者はまたは被保険者が正当な理由がない(1)の規定による通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合は事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 他の保険契約等に関する事実の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第9条 (当会社による解決)

- ① 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害受託品について正当な権利を有する者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。
- ② (1)の場合は、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第10条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、第2条 (保険金を支払う場合) の事故が発生し、被保険者が被害受託品について正当な権利を有する者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と被害受託品について正当な権利を有する者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行なうことができます。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑩までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 保険金請求書

② 保険証券

③ 当会社の定める事故状況報告書

④ 示談書その他これに代わるべき書類

⑤ 損害を証明する書類

⑥ 盗難による損害の場合は警察署の盜難届出証明書

- ⑦ 損害賠償金の支払または被害受託品について正当な権利を有する者の承諾があったことを示す書類
- ⑧ その他当会社が第12条 (保険金の支払時期) (1)に定める必要な事項の確認を行なうために次くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①から⑩までにのべるいかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者 (注)

② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者 (注) または②以外の3親等内の親族

④ (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。

- (4) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がない(5)の規定に違反した場合は、(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 配偶者

普通保険契約書第1章用語の定義条項第1条 (用語の定義) の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

第11条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 第2条 (保険金を支払う場合) の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第12条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日 (注1) からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑩までの事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または費用発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または程度、事故と損害または費用と

の関係

- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から④までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日のを含めて次の①から④までに掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
- ② (1)の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において日本通貨をもって行うものとします。
- （注1） 請求完了日
被保険者が第10条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- （注2） 次の①から④までに掲げる日数
①から④までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- （注3） 照会
弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- （注4） これに応じなかった場合
必要な協力をを行わなかつた場合を含みます。

第13条（代 位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するものは次の①または②のいずれかの額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するため必要な費用は、当会社の負担とします。
- （注） 損害賠償請求権その他の債権
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第14条（先取特権）

- (1) 被害受託品について正当な権利を有する者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、この保険契約の支払責任額を限度とし、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が被害受託品について正当な権利を有する者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
- ② 被保険者が被害受託品について正当な権利を有する者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、被害受託品について正当な権利を有する者に支払う場合
- ③ 被保険者が被害受託品について正当な権利を有する者に対してその損害の賠償をする前に、被害受託品について正当な権利を有する者が(1)の先取特権を行なったことにより、当会社から直接、被害受託品について正当な権利を有する者に支払う場合
- ④ 被保険者が被害受託品について正当な権利を有する者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを被害受託品について正当な権利を有する者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被害受託品について正当な権利を有する者が承諾したことにより、被保険金の額を限度とします。
- (3) 保険金請求権（注）は、被害受託品について正当な権利を有する者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を賃貸の目的とし、または(2)の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- （注） 保険金請求権
 第6条（支払保険金の範囲）②から④までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第15条（普通保険契約の適用除外）

- この特約の規定が適用される場合は、次の①から③までの普通保険契約に掲げる規定は適用しません。
- ① 第2章傷害条項第2条（保険金を支払わない場合）一その1）から第10条（他の身体の障害または疾病の影響）まで
- ② 第3章被害事故補償条項
- ③ 第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）、第12条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）(1)の②および④、第17条（事故の通知）から第22条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）まで、第24条（代位）および第25条（死亡保険金受取人の変更）

第16条（普通保険契約の読み替え）

- この特約については、普通保険契約を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定中「事故（注2）による傷害または損害」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）の受託品の損壊、紛失または盗取による損害」
- ② 同条項第2条（告知義務）(3)の規定中「当会社が保険金を支払うべき傷害または損害の原因となる事故」とあるのは「この特約第2条（当会社の支払責任）の受託品の損壊、紛失または盗取」
- ③ 同条項第2条(4)の規定中「傷害または損害の原因となる事故の発生した後に」とあるのは「損害が生じた後に」
- ④ 同条項第2条(5)の規定中「発生した傷害または損害」とあるのは「発生したこの特約第2条（保険金を支払う場合）の受託品の損壊、紛失または盗取による損害」
- ⑤ 同条項第9条（重大事由による解除）の規定中「傷害または損害」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）の受託品の損壊、紛失または盗取による損害」
- ⑥ 同条項第23条（時效）の規定中「第20条（保険金の請求）(1)に定める時」とあるのは「この特約第10条（保険金の請求）(1)に定める時」

第17条（家族特約が付帯された場合の取扱い）

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および同特約第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合は、第1条（用語の定義）の表の本人の規定中「普通保険契約第1章用語の定義」第1条（用語の定義）に規定する被保険者」とあるのは「家族特約第1条（用語の定義）に規定する本人」と読み替えて適用します。

第18条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および同特約第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合は、第1条（用語の定義）の表の本人の規定中「普通保険契約第1章用語の定義」第1条（用語の定義）に規定する被保険者」とあるのは「家族特約（夫婦用）第1条（用語の定義）に規定する本人」と読み替えて適用します。

第19条（家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合の取扱い）

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および同特約第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合は、第1条（用語の定義）の表の本人の規定中「普通保険契約第1章用語の定義」第1条（用語の定義）に規定する被保険者」とあるのは「家族特約（配偶者対象外用）第1条（用語の定義）に規定する本人」と読み替えて適用します。

第20条（交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱い）

- この特約が付帯された保険契約に交通事故傷害危険のみ補償特約が付帯された場合は、同特約第3条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

第21条（重大事由による解除に関する特則）

- 保険契約者または被保険者は普通保険契約第4章基本条項第9条（重大事由による解除）(1)の③のア、からウ、までのいずれかに該当することにより同条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、同条(3)の規定は、次の損害については適用しません。

- ① 普通保険契約第4章基本条項第9条(1)の③のア、からウ、までまたはオ、のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② 普通保険契約第4章基本条項第9条(1)の③のア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当する被保険者に生じた第6条（支払保険金の範囲）の①に規定する損害賠償金の損害

第22条（準用規定）

- この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険契約の規定を準用します。

50. 傷害医療費用保険金支払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一部負担金および一部負担金に相当する費用	公的医療保険制度を定める法令の規定により療養に要する費用において被保険者が負担する金額をいいます。
家事従事者	被保険者の家庭において炊事、掃除、洗濯等の家事を行う親族（注）の中で主たる者をいいます。 (注) 親族 被保険者本人を含みます。
公的医療保険制度	次の①から⑦まででないいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 國家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保險法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
傷害	普通保険契約およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い普通保険契約第2章傷害条項の保険金を支払うべき傷害をいいます。

先進医療	手を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものにかぎります。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
病院等	病院または診療所をいいます。
標準負担額	公的医療保険制度を定める法令の規定により負担した入院時食事療養の食事療養標準負担額および入院時生活療養の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係る額をいいます。
ホームヘルパー	炊事、掃除、洗濯等の世話をを行うことを職業とする者をいいます。
保険金	傷害医療費用保険金をいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
労働者災害補償制度	次の①から⑮までのいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。 ① 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号） ② 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号） ③ 裁判官の災害補償に関する法律（昭和35年法律第100号） ④ 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号） ⑤ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が傷害を被り、その直接の結果として医師（注1）の治療を要した場合は、被保険者が負担した次の①から⑮までに掲げる費用で社会通念上妥当と認められる金額を保険金として被保険者に支払います。

① 公的医療保険制度に規定する一部負担金および一部負担金に相当する費用ならびに標準負担額

② 医師（注1）の指示により、特別の療養環境の病室に入院する場合において負担した一般室との差額（注2）

③ 家事従事者である被保険者が入院している期間中に雇い入れたホームヘルパーの雇用費用（注3）

④ 入院のために必要とした次のア、からウ、までに掲げる費用

ア、病院等までの交通費
イ、医師（注1）が必要と認めた転院のために必要とした病院等までの交通費

ウ、医師（注1）が必要と認めた退院のために必要とした病院等から住居までの交通費

⑤ 被保険者が入院時の療養の給付と併せて受けた食事療養および生活療養のうち食事の提供に要する費用

⑥ 先進医療に要する費用。ただし、基礎的療養部分に対し給付される保険外併用療養費（注4）を除きます。

⑦ 先進医療を受けるために必要とした次のア、からウ、までに掲げる費用

ア、病院等までの交通費
イ、医師（注1）が必要と認めた転院のために必要とした交通費

ウ、医師（注1）が必要と認めた退院のために必要とした病院等から住居までの交通費

⑧ その他特段の事情により生じた費用のうち社会通念上妥当と認められる費用

(2) 当会社が支払うべき保険金の額は、(1)に掲げる費用の総額から、1回の事故につき保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。

(3) (2)の規定にかかわらず、当会社が支払うべき保険金の額は、1回の事故につき保険証券記載の保険金額をもって限度とします。

（注1） 医師

被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下この特約において同様とします。

（注2） 一般室との差額

いわゆる「差額ベッド代」をいいます。

（注3） ホームヘルパーの雇用費用
1日につき1名分の費用にかぎります。また、ホームヘルパーの紹介料および交通費を含みます。

（注4） 保険外併用療養費

保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険契約およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い普通保険約款第2章傷害条項の保険金を支払わない傷害に対する費用のほか、次の①から⑮までに掲げる費用についても保険金を支払いません。この場合において、既に①から⑮までに掲げる費用について保険金が支払われていた場合は、当会社は、その費用に相当する金額の返還を請求できます。

① 事故の発生の日からその日を含めて365日を経過した日の属する月の翌月1日以降の費用

② 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により給付の対象となる費用

③ 公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った被保険者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付（注1）により負担される費用

④ 被保険者が負担した費用について第三者より支払われた損害賠償金により負担される費用

⑤ 被保険者が被った損害を補償するため行われたその他の給付（注2）により負担される費用

（注1） 支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付

いわゆる「附加給付」をいいます。

（注2） その他の給付

他の保険契約等により支払われた保険金または共済金を除きます。

第4条（事故の発生）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用が発生したことを知った場合は、次の①から⑮までに掲げる事項を履行しなければなりません。

① 第2条(1)のいずれかの費用が発生した日からその日を含めて30日以内に事故発生の日時、場所、事

故の概要および傷害の程度を当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めた場合は、これに応じなければなりません。

- ② 被保険者が他人に対して損害賠償の請求をできる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ③ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容（注3）について遅延なく当会社に通知すること。
- ④ ①から⑮までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅延なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

- ⑵ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の①から⑮までに規定する義務に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① (1)の①、③または④の規定に違反した場合は、当会社が被った損害の額
- ② (1)の③の規定に違反した場合は、当会社が他人に損害賠償の請求をすることによって取得できただと認められる額

- ⑶ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の規定による通知もしくは明確について知っている事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注）他の保険契約等に関する事実の有無および内容
既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第5条（保険金の請求）

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）(1)に規定する費用を負担した時から発生し、これを行なうことができます。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑮までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 保険金請求書
- ② 保険証券
- ③ 当会社の定める傷害状況報告書
- ④ 公の機関（注1）の事故証明書
- ⑤ 被保険者の印鑑證明書
- ⑥ 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する医師の診断書
- ⑦ 入院日数または通院日数を記載した病院等の証明書類
- ⑧ 診療報酬明細書
- ⑨ 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を利用したことと示す書類
- ⑩ 保険金の支払を受けようとする第2条（保険金を支払う場合）(1)の①から⑮までに掲げる費用のそれぞれについて、その費用の領収書またはその支出を証明する書類
- ⑪ 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めるについての同意書
- ⑫ 係主任をする書類および委託を受けた者の印鑑證明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
- ⑬ その他当会社が第7条（保険金の支払条件）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として、保険契約締結の際に当会社が交付する書類等において定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次の①から⑮までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注2）
- ② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注2）または②以外の3親等内の親族
- ④ (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
- ⑤ 当会社は、事故の内容および費用の額等に、保険契約の成立時に当会社が交付する書類等において定めたもの
- ⑥ 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次の①から⑮までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

（注1） 公の機関

やむを得ない場合は、第三者とします。

（注2） 配偶者

普通保険約款第1章用語の定義項第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

- ## 第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）
- (1) 第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が同条の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② の他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
第2条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。
- ## 第7条（保険金の支払時期）
- (1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑮までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由が発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、費用または傷害の発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこ

の保険契約において定める事由に該当する事実の有無

- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、費用の額または傷害の程度、事故と費用または傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、次の①から④までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の①から④までに掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日

② (1)の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において日本国通貨をもって行うものとします。

（注1） 勝手完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が第5条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2） 次の①から④までに掲げる日数

①から④までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3） 照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（注4） これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第8条（代位）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）(1)の①から⑥までの費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するには、次の額を限度とします。

① 当会社が費用の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

(2) (1)の②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第9条（普通保険約款の適用除外）

この特約が適用される場合は、普通保険約款に掲げる次の①から③までの規定は適用しません。

① 第2章傷害事項第4条（死亡保険金の支払）から第9条（死亡の推定）まで

② 第3章被害事項補償条項

③ 第4章基本条項第17条（事故の通知）から第21条（保険金の支払時期）まで、第24条（代位）および第25条（死亡保険金受取人の変更）

第10条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第4章基本条項第3条（職務または職務の変更に関する通知義務）(2)の規定中「変更前料率（注2）の変更後料率（注1）に対する割合により、保険金を削減して支払います。」であるのを「変更前料率（注2）により計算した保険料について変更後料率（注1）で契約することができる傷害医療費用保険金額を保険証券記載の傷害医療費用保険金額として、保険金を支払います。」

② 同条項第22条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）(1)の規定中「第20条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合」とあるのを「この特約第5条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合」

③ 同条項第23条（時効）の規定中「第20条（保険金の請求）(1)に定める時」とあるのは「この特約第5条（保険金の請求）(1)に定める時」

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

51. 進学費用対象外特約

当会社は、この特約により、学業費用補償特約およびその他の特約に規定する進学費用保険金を支払いません。

52. 新払込特約（携行品損害補償特約用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
貴金属等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう（注）、彫刻物その他の美術品をいいます。 （注） 骨とう 少希価値または美術的価値のある古道具、古美術品その他これらに類するものをいいます。
再調達価額	損害が生じた地および時に於いて保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型および能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
他の保険契約等	携行品損害補償特約第2条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時に於ける保険の対象の価額をいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

第2条（損害額の決定の変更）

当会社は、この特約により、携行品損害補償特約第5条（損害額の決定）の全文を次のとおり読み替えて適用します。

第5条（損害額の決定）

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害額は、保険の対象の再調達価額によって定めます。
- (2) 盗難によって生じた損害（注1）については、盗取されたこの特約の保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用を含みます。また、切手および印紙の損害額については、その料額によって定めます。
- (3) 損害の生じた保険の対象を再発行等の手段により再取得できる場合においては、その再発行等の手段に要する費用（注2）をもって損害額とします。
- (4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、保険の対象が貴金属等の場合は、当会社が保険金を支払うべき損害額は、保険価額によって定めます。
- (5) 保険の対象の格落損額（注3）は損害額に含みません。
- (6) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1)から(5)までの規定によって損害額を決定します。
- (7) 保険契約または被保険者が、次の①または②に掲げる費用を負担した場合は、その費用および(1)から(6)までの規定によって計算された額の合計額を損害額とします。
 - ① 第8条（事故の発生）(1)の③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
 - ② 第8条(1)の④に規定する損害の発生または拡大の防止のために要した費用のうち必要または有益であった費用
- (8) (1)から(7)までの規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の対象の再調達価額（保険の対象が貴金属等である場合は保険価額）を超える場合は、その再調達価額（保険の対象が貴金属等である場合は保険価額）をもって損害額とします。
- (9) (1)から(6)までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した(7)の①および②の費用の合計額を損害額とします。
- (10) (1)から(9)までにかかわらず、保険の対象が交通機関の定期券の場合において、(3)に規定する再発行等の手段による再取得ができるときは、その定期券の残存有効期間に対する価額（注4）および保険契約者または被保険者が負担した(7)の①および②の費用の合計額を損害額とします。
- (11) 保険の対象が乗車券等、通貨もしくは小切手、預貯金証書、印紙または切手である場合において、保険の対象の損害額の合計額が5万円を超えるときは、当会社は、それらのものの損害額を5万円とみなします。
- (注1) 盗難によって生じた損害
盗取されたこの特約の保険の対象が貴金属等以外の場合は再調達価額を、貴金属等の場合は保険価額を限度とします。
- (注2) 再発行等の手段に要する費用
交通費等付随的に発生する費用のうち、その再発行等のために支出を余儀なくされた費用を含みます。
- (注3) 格落損
価値の下落をいいます。
- (注4) 定期券の残存有効期間に対する価額
取得額に残存期間に応じて日割をもって算出した額をいいます。

第3条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 当会社は、この特約により、携行品損害補償特約第11条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)および(2)の規定にかかわらず、他の保険契約等があり、保険の対象が貴金属等以外のものである場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

再調達価額基準の他の保険契約等
損害額 - (注1) によって既に支払われて - (注2) によって支払われるべき = 保険金の額
いる保険金または共済金の額
保険金または共済金の額

- (2) (1)の損害額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。また、それぞれの保険契約または共済契約に基づいて算出した損害額が異なる場合は、そのうち最も高い額とします。
- (注1) 再調達価額基準の他の保険契約等
再調達価額を基準として算出した損害額に基づき保険金を支払う他の保険契約等にかぎります。
- (注2) 保険価額基準の他の保険契約等
保険価額を基準として算出した損害額に基づき保険金を支払う他の保険契約等にかぎります。

第4条（携行品損害補償特約の読み替え）
この特約については、携行品損害補償特約を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 携行品損害補償特約第14条（残存物および盗難品の帰属）の規定中「第5条（損害額の決定）(6)の②の費用」とあるのは「第5条（損害額の決定）(7)の②の費用」
 ② 同特約第14条(4)の規定中「保険価額（注1）」とあるのは「再調達価額（保険の対象が貴金属等である場合は保険価額とし、保険の対象が乗車券等の場合は損害額をいいます。）」

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および携行品損害補償特約の規定を準用します。

53. 新価払特約（住宅内生活用動産補償特約用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
貴金属等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう（注）、彫刻物その他の美術品をいいます。 (注) 骨とう 希少価値または美術的価値のある古道具、古美術品その他これらに類するものといたします。
再調達価額	損害が生じた地および時ににおいて保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型および能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
他の保険契約等	住宅内生活用動産補償特約第2条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時ににおける保険の対象の価額をいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

第2条（損害額の決定の変更）

当会社は、この特約により、住宅内生活用動産補償特約第5条（損害額の決定）の全文を次のとおり読み替えて適用します。

第5条（損害額の決定）

- (1) 当会社が第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金を支払うべき損害額は、再調達価額によって定めます。
 (2) 盗難によって生じた損害（注1）については、盗取されたこの特約の保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用を含みます。また、切手および印紙の損害額については、その額額によって定めます。
 (3) 損害の生じた保険の対象を再発行等の手段により再取得できる場合においては、その再発行等の手段による費用（注2）をもって損害額とします。
 (4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、保険の対象が貴金属等の場合は、当会社が第2条(1)の損害保険金を支払うべき損害額は、保険価額によって定めます。
 (5) 保険の対象の格落損（注3）は損害額に含みません。
 (6) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1)から(5)までの規定によって損害額を決定します。
 (7) 保険契約者または被保険者が次の①または②に掲げる費用を負担した場合は、その費用および(1)から(6)までの規定によって計算された額の合計額を損害額とします。
 ① 第11条（事故の発生）(1)の③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
 ② 第11条(1)の④に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
 (8) (1)から(7)までの規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の対象の再調達価額（保険の対象が貴金属等である場合は保険価額）を超える場合は、その再調達価額（保険の対象が貴金属等である場合は保険価額）をもって損害額とします。
 (9) (1)から(8)までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した(1)の①および②の費用の合計額を損害額とします。
 (10) (1)から(9)までの規定にかかわらず、保険の対象が交通機関の定期券の場合において、(3)に規定する再発行等の手段による再取得ができないときは、その定期券の残存有効期間に対する価額（注4）および保険契約者または被保険者が負担した(1)の①および②の費用の合計額を損害額とします。
 (11) 保険の対象が乗車券等、通貨、小切手、預貯金証書、印紙または切手である場合において、保険の対象の損害額の合計が5万円を超えるときは、当会社は、それらのものの損害額を5万円とみなします。
 (12) 保険の対象が貴金属等である場合において、保険の対象の損害額が1個、1組または1対について30万円を超えるときは、当会社は、その損害額を30万円とみなします。
 (注1) 盗難によって生じた損害
 盗取されたこの特約の保険の対象が貴金属等以外の場合は再調達価額を、貴金属等の場合は保険価額を限度とします。
 (注2) 再発行等の手段に要する費用
 交通費等付随的に発生する費用のうち、その再発行等のために支出を余儀なくされた費用を含みます。
 (注3) 格落損
 価格の下落をいいます。
 (注4) 定期券の残存有効期間に対する価額
 取得額に残存期間に応じて日割をもって算出した額をいいます。

第3条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 当会社は、この特約により、住宅内生活用動産補償特約第14条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)および(2)にかかわらず、他の保険契約等があり、保険の対象が貴金属等以外のものである場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額を限度としま

す。

- 再調達価額基準の他の保険契約等
 損害額 = (注1)によって既に支払われて
 いる損害保険金または共済金の額
 (注2)によって支払われるべき = 保険金の額
 損害保険金または共済金の額
- (2) (1)の損害額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も高い免責金額を差し引いた額とします。また、それぞれの保険契約または共済契約に基づいて算出した損害額が異なる場合は、そのうち最も高い額とします。

- (注1) 再調達価額基準の他の保険契約等
 再調達価額を基準として算出した損害額に基づき保険金を支払う他の保険契約等にかぎります。
 (注2) 保険価額基準の他の保険契約等
 保険価額を基準として算出した損害額に基づき保険金を支払う他の保険契約等にかぎります。

第4条（住宅内生活用動産補償特約の読み替え）

この特約については、住宅内生活用動産補償特約を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 住宅内生活用動産補償特約第10条（失火見舞費用保険金の支払額）(注)の規定中「保険価額」とあるのは「再調達価額（保険の対象が貴金属等である場合は保険価額）」
 ② 同特約第17条（残存物および盗難品の帰属）の規定中「第5条（損害額の決定）(6)の②の費用」とあるのは「第5条（損害額の決定）(7)の②の費用」
 ③ 同特約第17条(4)の規定中「保険価額（注1）」とあるのは「再調達価額（保険の対象が貴金属等である場合は保険価額とし、保険の対象が乗車券等の場合は損害額をいいます。）」

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および住宅内生活用動産補償特約の規定を準用します。

54. 天災危険補償特約（育英費用補償特約用）

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、育英費用補償特約第3条（保険金を支払わない場合）(1)の⑩および⑪の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する事由によって生じた傷害の直接の結果として、扶養者が扶養不能状態になった場合の損失に対しても、保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第2条（保険金の支払時期）

この特約が付帯された保険契約においては、普通保険約款第4章基本条項第21条（保険金の支払時期）(2)のほか、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が生じた場合は、当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて365日を経過する日までに、保険金を支払うものとします。

- (注) 請求完了日
 被保険者または保険金を受け取るべき者が普通保険約款第4章基本条項第20条（保険金の請求）(2)および(5)の規定による手続を完了した日をいいます。

55. 天災危険補償特約（学業費用補償特約用）

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、学業費用補償特約第3条（保険金を支払わない場合）(1)の⑩および⑪の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する事由によって生じた傷害の直接の結果として、扶養者が扶養不能状態になった場合の損害に対しても、保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第2条（保険金の支払時期）

この特約が付帯された保険契約においては、普通保険約款第4章基本条項第21条（保険金の支払時期）(2)のほか、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が生じた場合は、当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて365日を経過する日までに、保険金を支払うものとします。

- (注) 請求完了日
 被保険者または保険金を受け取るべき者が普通保険約款第4章基本条項第20条（保険金の請求）(2)および(5)の規定による手続を完了した日をいいます。

56. 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
後遺障害	身体に残された将来において回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった特定感染症がなおった後のものをいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
他の保険契約等	第8条（葬祭費用保険金の支払）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。
保険金	後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金または葬祭費用保険金をいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、被保険者が保険期間中に特定感染症を発病した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。
(2) (1)の発病の認定は、被保険者以外の医師の診断によります。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当会社は、次の①から⑨までのいずれかに該当する事由によって発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。
① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失
③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または鬭争行為
④ 被保険者に対する刑の執行
⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑦ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑧ ⑤から⑦までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染

- (2) 当会社は、普通保険約款の規定に従い保険金を支払うべき傷害に起因する特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

（注1）保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注4）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注5）核燃料物質（注4）によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

- (1) 当会社は、保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。
(2) (1)の規定は、この保険契約が継続契約である場合は、適用しません。

第5条（後遺障害保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \text{普通保険約款別表2に掲げる各等級} = \text{後遺障害保険金の額}$$

- (2) 普通保険約款別表2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

- (3) 同一の特定感染症の発病により、2種以上の後遺障害が生じた場合は、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

- ① 普通保険約款別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害に2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合

- ② ①以外の場合で、普通保険約款別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合

- ③ ①および②以外の場合で、普通保険約款別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合。

- ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

- ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級の後遺障害に対する保険金支払割合

- (4) 既に後遺障害のある被保険者が特定感染症を発病し、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の算式によって算出した割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

普通保険約款別表2に掲げる加重後の後遺障害 — 既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合 = 適用する割合

- (5) (1)の規定にかかる限り、被保険者が発病の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、発病の日からその日を含めて180日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

- (6) この特約の規定に基づいて、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額から普通保険約款第2章傷害賠償額第5条（後遺障害保険金の支払）および(1)から(5)までの規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額をもって限度とします。

第6条（入院保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{入院保険金額} \times \text{入院した日数（注1）} = \text{入院保険金の額}$$

- (2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「歿死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注2）であるときには、その処置日数を含みます。

- (3) 被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

（注1）入院した日数

180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

（注2）処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第7条（通院保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{通院保険金額} \times \text{通院した日数（注）} = \text{通院保険金の額}$$

- (2) 当会社は、(1)の規定にかかる限り、前条または普通保険約款の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (3) 被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

（注）通院した日数

90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

第8条（葬祭費用保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に死亡したことにより保険契約者または被保険者の親族が負担した葬祭費用に対して、300万円を限度としての費用の負担者に葬祭費用保険金を支払います。

- (2) 他の保険契約等がある場合の保険金の支払額は次のとおりとします。

- ① (1)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が(1)の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ア. 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額

- イ. 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
(1)の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

- ② (1)の費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第9条（普選保険約款の支払保険金に関する特則）

- (1) 普選保険約款の規定に基づき当会社が支払すべき死亡保険金の額は、保険金額から普通保険約款第2章傷害賠償額第5条（後遺障害保険金の支払）およびこの特約第5条（後遺障害保険金の支払）の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額とします。

- (2) 普通保険約款の規定に基づき当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額から普通保険約款第2章傷害賠償額第5条（後遺障害保険金の支払）およびこの特約第5条（後遺障害保険金の支払）の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額をもって限度とします。

- (3) 被保険者がこの特約の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに普通保険約款第2章傷害賠償額第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合においても、当会社は、普通保険約款に規定する入院保険金を支払いません。

- (4) 第6条（入院保険金の支払）の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、当会社は、普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。

- (5) 被保険者がこの特約の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに普通保険約款第2章傷害賠償額第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合においても、当会社は、普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。

第10条（発病の通知）

- (1) 被保険者が特定感染症を発病した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その特定感染症を発病した日からその日を含めて30日以内にその特定感染症の発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときは被保険者の診断書もしくは死体検査書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

- (2) 第8条（葬祭費用保険金の支払）(1)の費用が発生した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等に関する事実の有無および内容（注）について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。

- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、(1)および(2)のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)から(3)までの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (注) 他の保険契約等に関する事実の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第11条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

区分	保険金請求権発生の時
① 後遺障害保険金	被保険者に後遺障害が生じた時または特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

② 入院保険金	被保険者が被った第2条（保険金を支払う場合）の特定感染症の治療を目的とした入院が終了した時または特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
③ 通院保険金	被保険者が被った第2条の特定感染症の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
④ 葬祭費用保険金	保険契約者または被保険者の親族が葬祭費用を負担した時

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑩までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 保険金請求書
- ② 保険証券
- ③ 保険期間中に特定感染症を発病したこと、その特定感染症の程度またはその特定感染症による後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
- ④ 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
- ⑤ 死亡診断書または死体検査書
- ⑥ 被保険者の戸籍謄本
- ⑦ 被保険者の印鑑證明書
- ⑧ 葬祭費用の支出を証明する書類
- ⑨ 委任をする書類および委任を受けた者の印鑑證明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
- ⑩ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書類等において定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、④以外の配偶者（注）または④以外の3親等内の親族

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は保険金を支払いません。

(5) 当会社は、特定感染症の程度および費用の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注）配偶者

普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

第12条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑩までの事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由に発生の有無の確認に必要な事項として、発病の原因、発病の状況、費用発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、特定感染症の程度または費用の額、発病と特定感染症または費用との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、費用について保険契約者または被保険者の親族が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき葬祭費用保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、次の①から⑩までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の①から⑩までに掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終るべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日

② (1)の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③ (1)の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑩までの事項の確認のための調査 60日

⑤ (1)の①から⑩までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

- ④ (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において日本国通貨をもって行うものとします。
- （注1）請求完了日
被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- （注2）次の①から⑩までに掲げる日数
①から⑩までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- （注3）照会
弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- （注4）これに応じなかった場合
必要な協力をを行なかなかった場合を含みます。

第13条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1) 当会社は、第10条（発病の通知）の規定による通知または第11条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、特定感染症の程度の認定その他の保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検査書の提出を求めることがあります。

(2) (1)の規定による診断または死体の検査（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

- （注1）死体の検査

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

- （注2）費用
収入の喪失を含みません。

第14条（代 位）

(1) 当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその発病した特定感染症について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

(2) (1)の規定にかかわらず、当会社が葬祭費用保険金を支払うべき第8条（葬祭費用保険金の支払）(1)の費用が生じたことにより、保険契約者または被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して葬祭費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するには、次の額を限度とします。

- ① 当会社が費用の全額を葬祭費用保険金として支払った場合
保険契約者または被保険者の親族が取得した債権の全額

- ② ①以外の場合
保険契約者または被保険者の親族が取得した債権の額から、葬祭費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

(3) (2)の2の場合において、当会社に移転せずに保険契約者または被保険者の親族が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(4) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(2)または(3)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第15条（普通保険約款の適用除外）

この特約の規定が適用される場合は、普通保険約款に掲げる次の①から⑩までの規定は適用しません。

- ① 第2章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）から第9条（死亡の推定）まで

- ② 第3章被害事故補償条項

- ③ 第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）、第12条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）(1)の②および(4)、第17条（事故の通知）から第22条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）まで、および第24条（代位）

第16条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の表の危険の規定中「傷害または損害の発生の可能性」とあるのは、「特定感染症の発病の可能性」

- ② 第2章傷害条項第10条（他の身体の障害または疾病の影響）(1)の規定中「被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った」とあるのは「特定感染症の発病の」、「事故」とあるのは「特定感染症」、「同条」とあるのは「特定感染症」、「同条の傷害が重大となった場合」とあるのは「特定感染症が重大となった場合」

- ③ 同条第10条(2)の規定中「第1条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合」とあるのは「特定感染症が重大となった場合」

- ④ 第4章基本条項第1条（保険料の始期および終期）(3)の規定中「生じた事故（注2）による傷害または損害」とあるのは「発病した特定感染症」

- ⑤ 同条第2条（告知義務）(3)の規定中「傷害または損害の原因となる事故が発生する前に」とあるのは「特定感染症の発病の前に」

- ⑥ 同条第2条(4)の規定中「傷害または損害の原因となる事故が発生した」とあるのは「特定感染症の発病」

- ⑦ 同条第2条(5)の規定中「生じた傷害または損害」とあるのは「発病した特定感染症」

- ⑧ 同条第9条(2)の規定中「生じた傷害または損害」とあるのは「特定感染症を発病させ、または発病させようとしたこと」とあるのは「特定感染症を発病させようとしたこと」

- ⑨ 同条第9条(3)の規定中「生じた傷害または損害」とあるのは「発病した特定感染症」

- ⑩ 同条第9条(3)の規定中「発病した傷害または損害（注3）」とあるのは「発病した特定感染症（注3）」

- ⑪ 同条第9条(3)の規定を次のとおり読み替えて適用します。
（注3）特定感染症
（2）の規定による解除がなされた場合は、その被保険者が発病した特定感染症をいいま

- す。
（2）の規定による解除がなされた場合は、その被保険者が発病した特定感染症をいいま

- す。
（2）の規定による解除がなされた場合は、その被保険者が発病した特定感染症をいいま

- す。
（2）の規定による解除がなされた場合は、その被保険者が発病した特定感染症をいいま

第17条（後遺障害保険金額支払特約（第1級～第〇級）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に後遺障害保険金額支払特約（第1級～第〇級）が付帯された場合は、同特約を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1条（保険金を支払う場合）(1)の規定中「普通保険約款第2章傷害条項第5条（後遺障害保険金の支払）」および「同条項第5条」とあるのは「特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約第5条（後遺障害保険金の支払）」
 ② 第1条(2)の規定中「普通保険約款第2章傷害条項第5条（後遺障害保険金の支払）(6)」とあるのは「特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約第5条（後遺障害保険金の支払）(6)」
 ③ 第2条(1)（他の特約との関係）の規定中「普通保険約款第2章傷害条項第5条（後遺障害保険金の支払）」とあるのは「特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約第5条（後遺障害保険金の支払）」

第18条（家族特約が付帯された場合の取扱い）

- (1) この特約が付帯される保険契約に家族特約が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。
 (2) この特約が付帯される保険契約に家族特約が付帯された場合は、同特約第3条（被保険者の範囲）(2)の規定中「普通保険約款第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)に規定する事故の発生時」とあるのは「特定感染症の発病時」と読み替えて適用します。
第19条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）
 (1) この特約が付帯される保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。
 (2) この特約が付帯される保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合は、同特約第3条（被保険者の範囲）(2)の規定中「普通保険約款第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)に規定する事故の発生時」とあるのは「特定感染症の発病時」と読み替えて適用します。

第20条（家族特約（配偶者対象外）が付帯された場合の取扱い）

- (1) この特約が付帯される保険契約に家族特約（配偶者対象外）が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。
 (2) この特約が付帯される保険契約に家族特約（配偶者対象外）が付帯された場合は、同特約第3条（被保険者の範囲）(2)の規定中「普通保険約款第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)に規定する事故の発生時」とあるのは「特定感染症の発病時」と読み替えて適用します。

第21条（交通傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱い）

- この特約が付帯される保険契約に交通傷害危険のみ補償特約が付帯された場合は、同特約第3条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

第22条（重大事由による解除に関する特則）

- 当会社は、第16条（普通保険約款の読み替え）にかわらず、この特約第8条（葬祭費用保険金の支払）について、普通保険約款第4章基本条項第9条（重大事由による解除）(2)、(3)、(注2)および(注3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加してこの特約に適用します。

- 「(2) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約に対する書面による通知をもって、この保険契約（注2）を解除することができます。
 ① 被保険者が、(1)の③のア、からオ、までのいずれかに該当すること。
 ② 葬祭費用保険金を受け取るべき者が、(1)の③のア、からオ、までのいずれかに該当すること。
 (3) (1)または(2)の規定による解除が特定感染症の発病した後になされた場合であっても、第11条（保険契約解除の効力）の規定にかわらず、(1)の①から⑤までの事由または(2)の①もしくは②の事由が生じた時から解約がなされた時までに発病した特定感染症による費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
 (4) 保険契約者等（注3）が(1)の③のア、からオ、までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、(3)の規定は、(1)の③のア、からオ、までのいずれにも該当しない保険契約者等（注3）に生じた費用については適用しません。
 (注2) 保険契約
 (2)の①に該当する事由がある場合はその被保険者に係る部分、(2)の②に該当する事由がある場合はその葬祭費用保険金を受け取るべき者に係る部分にかぎります。
 (注3) 保険契約者等
 保険契約者、被保険者または葬祭費用保険金を受け取るべき者をいいます。」

第23条（準用規定）

- この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

57. 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
後遺障害	身体に残された将来において回復できない機能的重大な障害または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった特定感染症がなった後のものをいいます。
特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。
保険金	後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、被保険者が保険期間中に特定感染症を発病した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。
 (2) (1)の発病の認定は、被保険者以外の医師の診断によります。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当会社は、次の①から⑨までのいずれかに該当する事由によって発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。
 ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
 ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
 ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または鬭争行為

- ④ 被保険者に対する刑の執行
 ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
 ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 ⑦ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 ⑧ ⑨から⑪までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 ⑩ ⑨以外の放射線照射または放射能汚染
 (2) 当会社は、普通保険約款の規定に従い保険金を支払うべき傷害に起因する特定感染症に対しては、保険金を支払いません。
 (注1) 保険契約者
 法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 (注2) 保険金を受け取るべき者
 法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 (注3) 群衆
 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 (注4) 核燃料物質
 使用済み燃料を含みます。
 (注5) 核燃料物質（注4）によって汚染された物
 原子核分裂生成物を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

- (1) 当会社は、保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。
 (2) (1)の規定は、この保険契約が継続契約である場合は、適用しません。

第5条（後遺障害保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{\text{普通保険約款別表2に掲げる各等級}}{\text{の後遺障害に対する保険金支払割合}} = \text{後遺障害保険金の額}$$

- (2) 普通保険約款別表2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

- (3) 同一の特定感染症の発病により、2種以上の後遺障害が生じた場合は、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

- ① 普通保険約款別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合

- ② ①以外の場合で、普通保険約款別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合

- ③ ①および②以外の場合で、普通保険約款別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合。

- ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

- ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害に該当する等級の後遺障害に対する保険金支払割合

- (4) 既に後遺障害のある被保険者が特定感染症を発病し、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の算式によって算出した割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

$$\text{普通保険約款別表2に掲げる加重後の後遺障害} - \frac{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}}{\text{等級に対する保険金支払割合}} = \text{適用する割合に該当する等級に対する保険金支払割合}$$

- (5) (1)の規定にかわらず、被保険者が発病の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、発病の日からその日を含めて180日における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定し、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

- (6) この特約の規定に基づいて、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じて、保険金額から普通保険約款第2章傷害条項第5条（後遺障害保険金の支払）および(1)から(5)までの規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額をもって限度とします。

第6条（入院保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{入院保険金額} \times \frac{\text{入院した日数}}{\text{(注1)}} = \text{入院保険金の額}$$

- (2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師による「臓器死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注2）であるときには、その処置日数を含みます。

- (3) 被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

- (注1) 入院した日数

- 180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

- (注2) 処置
 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付として

されたものとみなされる処置を含みます。

第7条（通院保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として通院した場合は、その日数に対して、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{通院保険金日額} \times \text{通院した日数(注)} = \text{通院保険金の額}$$

- (2) 当会社は、(1)の規定にかかわらず、前条または普通保険約款の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (3) 被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

(注) 通院した日数

90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に對しては、通院保険金を支払いません。

第8条（普通保険約款の支払保険金に関する特則）

- (1) 普通保険約款の規定に基づき当会社が支払うべき死亡保険金の額は、保険金額から普通保険約款第2章傷害条項第5条（後遺障害保険金の支払）およびこの特約第5条（後遺障害保険金の支払）の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額とします。

- (2) 普通保険約款の規定に基づき当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額から普通保険約款第2章傷害条項第5条（後遺障害保険金の支払）およびこの特約第5条（後遺障害保険金の支払）の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額をもって限度とします。

- (3) 被保険者がこの特約の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに普通保険約款第2章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合においても、当会社は、普通保険約款に規定する入院保険金を支払いません。

- (4) 第6条（入院保険金の支払）の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に對しては、当会社は、普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。

- (5) 被保険者がこの特約の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに普通保険約款第2章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合においても、当会社は、普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。

第9条（発病の通知）

- (1) 被保険者が特定感染症を発病した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その特定感染症を発病した日からその日を含めて30日以内にその特定感染症の発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときは、被保険者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行なうことができるものとします。

区分	保険金請求権発生の時
① 後遺障害保険金	被保険者に後遺障害が生じた時または特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
② 入院保険金	被保険者が被った第2条（保険金を支払う場合）の特定感染症の治療を目的とした入院が終了した時または特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
③ 通院保険金	被保険者が被った第2条の特定感染症の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑦までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 保険金請求書
② 保険証券
③ 保険期間中に特定感染症を発病したこと、その特定感染症の程度またはその特定感染症による後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
④ 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
⑤ 被保険者の印鑑証明書
⑥ 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
⑦ その他当会社が普通保険約款第4章基本条項第21条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うためにくつことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族
(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に對して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
(5) 当会社は、特定感染症の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

ません。

- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合はまたは(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払いません。

(注) 配偶者

普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

第11条（当会社の指定する医師が作成した診断書の要求）

- (1) 当会社は、第9条（発病の通知）の規定による通知または前条の規定による請求を受けた場合は、特定感染症の程度の認定その他の保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書の提出を求めることができます。

- (2) (1)の規定による診断のために要した費用(注)は、当会社が負担します。

(注) 費用

収入の喪失を含みません。

第12条（普通保険約款の適用除外）

この特約の規定が適用される場合は、普通保険約款に掲げる次の①から③までの規定は適用しません。

- ① 第2章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）から第9条（死亡の推定）まで

- ② 第3章被害事故補償条項

- ③ 第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）、第12条（保険料の取扱い一告知義務、通知義務に伴う変更等の場合）(1)の②および(4)、第17条（事故の通知）から第20条（保険金の請求）まで、第22条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）および第24条（代位）(2)から(4)まで

第13条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の表の危険の規定中「傷害または損害の発生の可能性」とあるのは「特定感染症の発病の可能性」
② 第2章傷害条項第10条（他の身体の障害または疾病の影響）(1)の規定中「被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被った」とおよび「同条の傷害を被った」とあるのは「特定感染症の発病の」、「事故」とあるのは「特定感染症」、「同条の傷害が重大となった場合」とあるのは「特定感染症が重大となった場合」
③ 同条項第10条(2)の規定中「第1条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合」とあるのは「特定感染症が重大となった場合」
④ 第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定中「生じた事故（注2）による傷害または損害」とあるのは「発病した特定感染症」
⑤ 同条項第2条（告知義務）(3)の規定中「傷害または損害の原因となる事故が発生する前に」とあるのは「特定感染症の発病の前に」
⑥ 同条項第2条(4)の規定中「傷害または損害の原因となる事故の発生した」とあるのは「特定感染症の発病」
⑦ 同条項第2条(5)の規定中「発生した傷害または損害」とあるのは「発病した特定感染症」
⑧ 同条項第9条（重大事由による解除）(1)の①の規定中「傷害または損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと」とあるのは「特定感染症を発病させ、または発病させようとしたこと」
⑨ 同条項第9条(2)の②の規定中「生じた傷害または損害」とあるのは「発病した特定感染症」
⑩ 同条項第9条(3)の規定中「傷害または損害（注3）の発生した」とあるのは「特定感染症（注3）の発病した」、「発生した傷害または損害（注3）」とあるのは「発病した特定感染症（注3）」
⑪ 同条項第9条（注3）の規定を次のとおり読み替えて適用します。
(注3) 特定感染症
(2)の規定による解除がなされた場合は、その被保険者が発病した特定感染症をいいいます。

- 」
⑫ 同条項第21条（保険金の支払時期）(1)の①の規定中「事故の原因、事故発生の状況、傷害または損害発生の有無」とあるのは「発病の原因、発病の状況」、(1)の③の規定中「傷害の程度または損害の額（注2）」とあるのは「特定感染症の程度」、「事故と傷害または損害との関係」とあるのは「発病と特定感染症との関係」

- ⑬ 同条項第21条（注1）の規定中「前条(2)および(5)の規定による手続」とあるのは「この特約第10条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続」
⑭ 同条項第23条（時効）の規定中「第20条（保険金の請求）(1)に定める時」とあるのは「この特約第10条（保険金の請求）(1)に定める時」
⑮ 同条項第24条（代位）(1)の規定中「第2章傷害条項」とあるのは「この特約」、「傷害」とあるのは「発病した特定感染症」

第14条（後遺障害保険金増額支払特約（第1級～第〇級）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に後遺障害保険金増額支払特約（第1級～第〇級）が付帯された場合は、同特約を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1条（保険金を支払う場合）(1)の規定中「普通保険約款第2章傷害条項第5条（後遺障害保険金の支払）」および「同条第5条」とあるのは「特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約第5条（後遺障害保険金の支払）」
② 第1条(2)の規定中「普通保険約款第2章傷害条項第5条（後遺障害保険金の支払）(6)」とあるのは「特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約第5条（後遺障害保険金の支払）(6)」
③ 第2条（他の特約との関係）の規定中「普通保険約款第2章傷害条項第5条（後遺障害保険金の支払）」とあるのは「特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約第5条（後遺障害保険金の支払）」
④ 第2条（他の特約との関係）の規定中「普通保険約款第2章傷害条項第5条（後遺障害保険金の支払）」とあるのは「特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約第5条（後遺障害保険金の支払）」

第15条（家族特約が付帯された場合の取扱い）

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

- (2) この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合は、同特約第3条（被保険者の範囲）(2)の規定中「普通保険約款第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)に規定する事故の発生

時」とあるのは「特定感染症の発病時」と読み替えて適用します。

第16条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）

- (1) この特約が付帯される保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯される保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合は、同特約第3条（被保険者の範囲）(2)の規定中「普通保険約款第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)に規定する事故の発生時」とあるのは「特定感染症の発病時」と読み替えて適用します。

第17条（家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合の取扱い）

- (1) この特約が付帯される保険契約に家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯される保険契約に家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合は、同特約第3条（被保険者の範囲）(2)の規定中「普通保険約款第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)に規定する事故の発生時」とあるのは「特定感染症の発病時」と読み替えて適用します。

第18条（交通事故傷害のみ補償特約が付帯された場合の取扱い）

- この特約が付帯される保険契約に交通事故傷害のみ補償特約が付帯された場合は、同特約第3条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

第19条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

58. 熱中症危険補償特約

当会社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の傷害には日射または熱射による身体の障害も含むものとします。

59. ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
アルバトロス	各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でボールがホール（球孔）に入ることをいいます。ただし、ホールインワンの場合を除きます。
ゴルフ競技	ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴（注）し、基準打数（パー）35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・パード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。 (注) 他の競技者1名以上と同伴 ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。
ゴルフ場	日本国内に所在するゴルフ競技を行なうための施設で、9ホール以上を有し、かつ、いかなる名目であっても、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
ゴルフ場に対する記念植樹費用	ホールインワンまたはアルバトロスの記念としてホールインワンまたはアルバトロスを行ったゴルフ場に植える樹木の代金をいいます。
ゴルフの指導	他人が行なうゴルフの練習または競技に対し、指示、助言、監督等を行うことをいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
祝賀会費用	ホールインワンまたはアルバトロスを行なった日から3ヵ月以内（注）に開催された祝賀会に要する費用をいいます。 (注) 3ヵ月以内 祝賀会としてゴルフ競技を行なう場合において、被保険者から当会社にゴルフ競技を行なう時期について告げ、当会社がこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行なった日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。
贈呈用記念品購入費用	ホールインワンまたはアルバトロスを行なった場合に、同伴競技者、友人等に贈呈する記念品の購入代金および郵送費用をいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
同伴キャディに対する祝儀	同伴キャディに対して、ホールインワンまたはアルバトロスを行なった記念の祝金として贈与する金銭をいいます。
ホールインワン	各ホールの第1打によってボールが直接ホール（球孔）に入ることをいいます。
保険金	ホールインワン・アルバトロス費用保険金をいいます。
保険金額	保険証券に記載されたホールインワン・アルバトロス費用の保険金額をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者がゴルフ場においてゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを行なった場合に、償還として次の①から⑤までのいずれかに該当する費用を負担することによって被る損害に対して保険金額を限度に、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 贈呈用記念品購入費用。ただし、下記のア、からエ、までの購入費用を除きます。

- ア、貨幣、紙幣
イ、有価証券
ウ、商品券等の物品切手
エ、ブリペイドカード（注）
② 祝賀会費用

③ ゴルフ場に対する記念植樹費用

④ 同伴キャディに対する祝儀

⑤ その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用。ただし、保険金額の10%を限度とします。

(注) ブリペイドカード

被保険者がホールインワン・アルバトロス達成を記念して特に作成したものについては保険金を支払いません。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次の①または②のいずれかに該当するホールインワンまたはアルバトロスについては、保険金を支払いません。

① 被保険者がゴルフ場の経営者である場合、その被保険者が経営するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス

② 被保険者がゴルフ場の使用人（注）である場合、その被保険者が実際に使用されているゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス

(注) 使用人

臨時に雇いを含みます。

第4条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）に規定する被保険者とします。ただし、ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う者をいい、ゴルフの競技または指導を職業としている者を除きます。

第5条（保険金額の自動復元）

当会社が保険金を支払った場合においても保険金額は減額しません。

第6条（事故の発生）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第2条（保険金を支払う場合）に定めるホールインワンもしくはアルバトロスを行なったことを知った場合は、次の①から⑦までに掲げる事項を履行しなければなりません。

① ホールインワンまたはアルバトロスを行なった日時、場所、ホールインワンまたはアルバトロスを行なった状況ならびにこれらの事項の証人となる者の住所および氏名を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。

② 被保険者が他人に對して損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

③ 第2条（保険金を支払う場合）に定めるホールインワンもしくはアルバトロスを行なったことによって生じた損害の発生および拡大を防止するため、自己の費用で必要な措置を講ずること。

④ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またははその他の費用を支出しないこと。

⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、ただちに書面により当会社に通知すること。

⑥ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容（注）について遅滞なく当会社に通知すること。

⑦ ①から⑥までのほか、当会社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これに提出し、また当会社が行なう損害の調査に協力すること。

- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく①の①から⑦までに規定する義務に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① (1)の①、⑤、⑥または⑦に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

② (1)の②に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得できたと認められる額

③ (1)の③に違反した場合は、損害の発生または拡大の防止ができると認められる額

④ (1)の④に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

⑤ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく①の規定による通知もしくは説明について知っている事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 他の保険契約等に関する事実の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第7条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）に規定する費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑤までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 保険金請求書

② 保険証券

③ 次のア、からウ、までの者すべてが署名または記名捺印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス證明書

ア、同伴競技者。ただし、ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合を除きます。

イ、そのゴルフ場に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者として使用したキャディ。ただし、下記④から⑦までのいずれかを提出できる場合を除きます。

④ そのゴルフ場の使用者で被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃（注1）した者1名以上が署名または記名捺印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス證明書

⑤ 被保険者が会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に、被保険者が参加している間に達成したホールインワンまたはアルバトロスの場合で、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃（注1）したその公式競技の参加者または競技委員1名以上が署名または記名捺印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス證明書

⑥ 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスの達成を確認できるビデオ映像

⑦ 被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を、同伴競技者以外の第三者（注2）が目撃（注1）した場合は、その第三者（注2）が署名または記名捺印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス證明書

ウ、そのゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者

④ 第2条（保険金を支払う場合）①から⑤までの費用の支払を証明する領収書

⑤ その他当会社が第9条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注3）

② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者による保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者による保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注3）または②以外の3親等内の親族

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または費用の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注1） 目撃

ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール（球孔）に入ることを、その場で確認することをいいます。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打球数より3つ少ない打球で打った最終打球がホール（球孔）に入ることを、その場で確認することをいいます。

（注2） 第三者

複数名存在する場合はいずれかの者とします。

（注3） 配偶者

普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が(2)に規定する支払限度額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

(2)に規定する支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) 支払限度額は、それぞれの保険契約または共済契約のうち最も保険金額の高い保険契約または共済契約により、その契約において他の保険契約等がないものとした場合に支払われるべき金額とします。

第9条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、ホールインワンまたはアルバトロス発生の状況、費用の発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、費用の額、ホールインワンまたはアルバトロスと費用との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、次の①から④までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次の①から④までに掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日

② (1)の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において日本国通貨をもって行うものとします。

（注1） 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が第7条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2） 次の①から④までに掲げる日数

①から④までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3） 照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（注4） これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第10条（代 位）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）①から⑥までの費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。

① 当会社が費用の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

(2) (1)の②の場合において、当会社に移転せば被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのため当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第11条（普通保険約款の適用除外）

この特約の規定が適用される場合は、次の①から③までの普通保険約款に掲げる規定は適用しません。

① 第2章傷害条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）から第10条（他の身体の障害または疾病の影響）まで

② 第3章被害事故補償条項

③ 第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）、第12条（保険料の取り一告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）(1)の②および(4)、第17条（事故の通知）から第22条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）まで、第24条（代位）および第25条（死亡保険金受取人の変更）

第12条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の表の危険の規定中「傷害または損害の発生の可能性」とあるのは「損害の発生の可能性」

② 第4章基本条項第1条（廃棄責任の始期および終期）(3)の規定中「事故（注2）による傷害または損害」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）に定めるホールインワンもしくはアルバトロスを行ったことによる損害」

③ 同条第2条(3)（告知義務）(3)の③の規定中「当会社が保険金を支払うべき傷害または損害の原因となる事故」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）に定めるホールインワンもしくはアルバトロスを行ったことによる損害」

④ 同条第2条(4)の規定中「傷害または損害の原因となる事故の発生した後に」とあるのは「損害が生じた後に」

⑤ 同条第2条(5)の規定中「傷害または損害」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）に定めるホールインワンもしくはアルバトロスを行ったことによる損害」

⑥ 同条第9条（重大事由による解除）の規定中「傷害または損害」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）に定めるホールインワンもしくはアルバトロスを行ったことによる損害」

⑦ 同条第23条（時効）の規定中「第20条（保険金の請求）(1)に定める時」とあるのは「この特約第7条（保険金の請求）(1)に定める時」

第13条（家族特約が付帯された場合の取扱い）

(1) この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。

(2) この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合は、第4条（被保険者の範囲）の規定中「普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）に規定する被保険者」とあるのは「家族特約第1条（用語の定義）に規定する本人」と読み替えて適用します。

第14条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）

(1) この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。

(2) この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合は、第4条（被保険者の範囲）の規定中「普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）に規定する被保険者」とあるのは「家族特約（夫婦用）第1条（用語の定義）に規定する本人」と読み替えて適用します。

第15条（家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合の取扱い）

(1) この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。

(2) この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合は、第4条（被保険者の範囲）の規定中「普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）に規定する被保険者」とあるのは「家族特約（配偶者対象外用）第1条（用語の定義）に規定する本人」と読み替えて適用します。

第16条（交通傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に交通傷害危険のみ補償特約が付帯された場合は、同特約第3条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

第17条（重大事由による解除に関する特則）

保険契約または被保険者が普通保険約款第4章基本条項第9条（重大事由による解除）(1)の③のア、からオ、までのいずれかに該当することにより同条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、同条(3)の規定は、同条(1)の③のア、からウ、までまたはオ、のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第18条（準用規定）

この特約に定めない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

60. 本人のみ補償特約（個人賠償責任補償特約用）

第1条（被保険者の範囲）

- (1) 当会社は、この特約により、個人賠償責任補償特約の被保険者を普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）に規定する被保険者とします。
- (2) (1)の被保険者が責任無能力者の場合は、親権者等（注）を被保険者とします。ただし、当会社が保険金を支払うのは、その責任無能力者が個人賠償責任補償特約第2条（保険金を支払う場合）①または②のいずれかに該当する偶然な事例により他人に加えた身体の障害または財物の滅失、損傷もしくは汚損について、親権者等（注）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害にかぎります。
- （注）親権者等
その者の親権者または他の法定の監督義務者をいいます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

61. 家族特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
家族	第3条（被保険者の範囲）(1)の①から④までのいずれかに該当する者をいいます。
本人	保険証券の本人欄に記載の者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、被保険者が次の①から③までのいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に對しては、普通保険約款第2章傷害条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

- ① 被保険者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者の職業が別表に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に從事している間
- ③ 被保険者が次のア、からウ、までのいずれかに該当する間
- ア、乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ワ、に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間に對しては、保険金を支払いません。
- イ、乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ワ、に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払いません。
- ウ、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第3条（被保険者の範囲）

(1) 当会社は、この特約により、次の①から④までのいずれかに該当する者を被保険者とします。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者
- ③ 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
- ④ 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
- (2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、普通保険約款第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)に規定する事由の発生におけるものをいいます。
- (3) 保険契約締結の後、本人が普通保険約款第2章傷害条項第4条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死した場合（注）は、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、変更前の本人が同条項第5条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金の支払を受けた場合は②によるものとします。
- ① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
- ② この保険契約を解除すること。
- (4) (3)の事由によって本人が死亡した場合であっても、(3)の手続が行われるまでの間、(1)および(2)の規定の適用は、その本人との続柄によるものとします。
- （注）死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死した場合

普通保険約款第4章基本条項第6条（保険契約の失效）に該当する場合を除きます。

第4条（当会社の責任限度額）

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じて、次の①または②に掲げる額をもって限度とします。

- ① 本人および配偶者については、保険証券に記載されたそれぞれの保険金額
- ② ①以外の被保険者については、その被保険者ごとに、保険証券に記載された保険金額

第5条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）

- (1) 第11条（重大事由による解除に関する特則）により読み替えられた普通保険約款第4章基本条項第9条（重大事由による解除）(2)の④の規定により本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合（注1）、本人から同条項第10条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定による解除請求があつた場合、または本人により同条(3)に規定する解除が行われた場合は、保険契約者は次の①または②のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その本人が普通保険約款第2章傷害条項第5条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金の支払を受けていた場合は②によるものとします。
- ① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。
- ② この保険契約（注2）を解除すること。
- (2) 第11条（重大事由による解除に関する特則）により読み替えられた普通保険約款第4章基本条項第9条（重大事由による解除）(2)の④の規定により本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合（注1）、または同条項第10条（被保険者による保険契約の解除請求）(3)の規定により本人が同条(3)に規定する解除を行つた場合であっても、(1)の手続が行われるまでの間、第3条（被保険者の範囲）(1)および(2)の規定の適用は、その本人との続柄によるものとします。
- (3) (1)の場合において、保険料率を変更する必要のあるときは、当会社は、次条(1)または(2)の規定を

準用して、保険料の返還もしくは請求を行い、または保険金を削減して支払います。

（注1）本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合

保険契約締結の後、本人が普通保険約款第2章傷害条項第4条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって死した場合を除きます。

（注2）保険契約

その家族に係る部分にかぎります。

第6条（保険料の取扱い－本人の変更の場合）

(1) 第3条（被保険者の範囲）(3)の①の場合において、保険料を変更する必要があるときは、次の①および②の規定に従うものとします。

- ① 変更後の保険料が、変更前の保険料よりも高くなる場合は、当会社は、その差額について、未経過期間に対し月割（注1）により計算した保険料を請求します。
- ② 変更後の保険料が、変更前の保険料よりも低くなる場合は、当会社は、その差額について、既経過期間に対し月割（注1）により計算した保険料を差し引き、その残額を返還します。
- (2) 保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合は、当会社は、第3条（被保険者の範囲）(3)の規定による本人の変更の事実があつた後に生じた事故による普通保険約款第2章傷害条項に規定する傷害に對しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注3）に対する割合により、保険金を削減して支払います。

（注1）月割

1か月に満たない期間は1か月とします。

（注2）変更前料率

変更前の職業または職務に對して適用された保険料率をいいます。

（注3）変更後料率

変更後の職業または職務に對して適用されるべき保険料率をいいます。

第7条（保険料の取扱い－解除の場合）

(1) 第3条（被保険者の範囲）(3)の②または第5条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）(1)の②の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料について、既経過期間に対し、月割（注1）により計算した保険料を差し引き、その残額を返還します。

- (2) 第11条（重大事由による解除に関する特則）により読み替えられた普通保険約款第4章基本条項第9条（重大事由による解除）(2)の①または③の規定により、当会社がこの保険契約（注2）を解除した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料について、既経過期間に対し、月割（注1）により計算した保険料を差し引き、その残額を返還します。
- (3) 普通保険約款第4章基本条項第10条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定により、本人以外の被保険者について、保険契約者がこの保険契約（注3）を解除した場合は、当会社は保険料を返還しません。
- (4) 普通保険約款第4章基本条項第10条（被保険者による保険契約の解除請求）(3)の規定により、被保険者がこの保険契約（注3）を解除した場合は、当会社は保険料を返還しません。

（注1）月割

1か月に満たない期間は1か月とします。

（注2）保険契約

その家族に係る部分にかぎります。

（注3）保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

第8条（普通保険約款の適用除外）

この特約においては、次の①から③までの普通保険約款の規定は適用しません。

- ① 第2章傷害条項第3条（保険金を支払わない場合－その2）
- ② 第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）(5)および(6)
- ③ 同条項第16条（保険料の取扱い－解除の場合）(2)

第9条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第2章傷害条項第2条（保険金を支払わない場合－その1）(1)の①の規定中「保険契約者（注1）または被保険者」とあるのは「被保険者」
- ② 第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)の①の規定中「被保険者」とあるのは「本人、同条(1)の②の規定中「職業に就いていない被保険者」とあるのは「職業に就いていない本人」、同条(1)の③の規定中「被保険者」とあるのは「本人」
- ③ 同条第5条（保険契約の無効）(2)の規定中「保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約」とあるのは「この保険契約の被保険者となること」、「その被保険者」とあるのは「保険契約者以外の被保険者」、同条(2)の規定中「被保険者」とあるのは「その被保険者」
- ④ 同条第6条（保険契約の失効）(2)の規定中「被保険者が死んだ場合は」とあるのは「被保険者が死亡し、第3条（被保険者の範囲）(2)に規定する被保険者が死んでなくなった場合は」
- ⑤ 同条第12条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）(4)の規定中「変更の事実（注1）があつた後に生じた事故による傷害」とあるのは「変更の事実（注1）があつた後に生じた事故による本人の傷害」
- ⑥ 同条第14条（保険料の取扱い－失効の場合）(2)の規定中「第2章傷害条項第4条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死した場合」とあるのは「この特約第3条（重大事由による解除）(2)に規定する被保険者が死んだ場合は」とあるのは「被保険者が死し、第3条（被保険者の範囲）(2)に規定する被保険者が死んでなくなった場合は」
- ⑦ 同条第16条（保険料の取扱い－解除の場合）(1)の規定中「第2条（告知義務）(2)、第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）(5)、第9条（重大事由による解除）(1)」とあるのは「第2条（告知義務）(2)、第9条（重大事由による解除）(1)」
- ⑧ 同条第20条（保険金の請求）(1)、同条第25条（死亡保険金受取人の変更）(2)および(9)の規定中「被保険者」とあるのは「その被保険者」、同条(7)の規定中「被保険者の同意」とあるのは「その被保険者の同意」
- ⑨ 同条第29条（被保険者が複数の場合の取扱い）(2)の規定中「被保険者」とあるのは「家族」、「2名以上」とあるのは「2以上」

第10条（個別適用）

普通保険約款およびこの特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに適用します。

第11条（重大事由による解除に関する特則）

当会社は、普通保険約款第4章基本条項第9条（重大事由による解除）(2)、(3)および(注2)から

(注4)までの規定を次のとおり読み替えて、この特約に適用します。

「(2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注2)を解消することができます。

① 本人が、(1)の③のア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当すること。

② 本人以外の被保険者が、(1)の③のア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当すること。

③ 被保険者に生じた傷害または損害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていた場合で、(1)の③のア、からオ、までのいずれかに該当すること。

④ 被保険者に生じた傷害または損害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、(1)の③のア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当すること。

(3) (1)または(2)の規定による解除が傷害または損害(注3)の生じた後になされた場合であっても、第11条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の①から⑤までの事由または(2)の①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害または損害(注3)に対しは、当会社は、保険金(注4)を支払いません。この場合において、既に保険金(注4)を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注2) 保険契約

(2)の①または③の事由がある場合は、その家族に係る部分にかぎり、(2)の②または④の事由がある場合は、その被保険者に係る部分にかぎります。

(注3) 傷害または損害

(2)の①の規定による解除がなされた場合は、その家族に生じた傷害または損害をいい、(2)の②から④までの規定による解除がなされた場合は、その被保険者に生じた傷害または損害をいいます。

(注4) 保険金

(2)の③または④の規定による解除がなされた場合は、保険金を受け取るべき者のうち、(1)の③のア、からオ、までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額にかぎります。」

第12条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第2条 (保険金を支払わない場合) ②の職業

オートマスター(注1)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(注2)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(注3)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

(注1) オートマスター

テストドライバーをいいます。

(注2) 猛獣取扱者

動物園の飼育係を含みます。

(注3) ローラーゲーム選手

レフェリーを含みます。

62. 家族特約 (配偶者対象外用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
家族	第3条(被保険者の範囲)(1)の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。
本人	保険証券の本人欄に記載の者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第2条 (保険金を支払わない場合)

当会社は、被保険者が次の①から③までのいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、普通保険約款第2章傷害条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

① 被保険者が普通保険約款表1に掲げる運動等を行っている間

② 被保険者の職業が別表に掲載するもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間

③ 被保険者が次のア、からウ、までのいずれかに該当する間

ア、乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ワ、に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間について、保険金を支払います。

イ、乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ワ、に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。

ウ、法令による許可を受けて、一般的の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第3条 (被保険者の範囲)

(1) 当会社は、この特約により、次の①から③までのいずれかに該当する者を被保険者とします。

① 本人

② 本人と生計を共にする同居の親族

③ 本人と生計を共にする別居の未婚の子

(2) (1)の本人と本人以外の被保険者との統柄は、普通保険約款第4章基本条項第1条(保険責任の始期および終期)③に規定する事故の発生時におけるものをいいます。

(3) 保険契約締結の後、本人が普通保険約款第2章傷害条項第4条(死亡保険金の支払)(1)の死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死に至った場合(注)は、保険契約者は次のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、変更前の本人が同条項第5条(後遺障害保険金の支払)の後遺障害保険金の支払を受けていた場合は②によるものとします。

① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。

② この保険契約を解除すること。

(4) (3)の事由によって本人が死亡した場合であっても、(3)の手続が行われるまでの間、(1)および(2)の規定の適用は、その本人によるものとします。

(注) 死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合

普通保険約款第4章基本条項第6条(保険契約の失効)に該当する場合を除きます。

第4条 (当会社の責任限度額)

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、次の①または②に掲げる額をもって限度とします。

① 本人については、保険証券に記載された保険金額

② ①以外の被保険者については、その被保険者ごとに、保険証券に記載された保険金額

第5条 (本人である被保険者による部分の解除の特則)

(1) 第11条(重大事由による解除)②の④の規定により本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合(注1)、本人から同条項第10条(被保険者による保険契約の解除請求)②の規定による解除請求があつた場合、または本人により同条③に規定する解除が行われた場合は、保険契約者は次の①または②のいずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その人が普通保険約款第2章傷害条項第5条(後遺障害保険金の支払)の後遺障害保険金の支払を受けていた場合は②によるものとします。

① 家族のうち新たに本人となる者の同意を得て、本人をその者に変更すること。

② この保険契約(注2)を解除すること。

(2) 第11条(重大事由による解除)②の④の規定により本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合(注1)、または同条項第10条(被保険者による保険契約の解除請求)③の規定により本人が同条③に規定する解除を行った場合であっても、(1)の手続が行われるまでの間、第3条(被保険者の範囲)①および②の規定の適用は、その本人による統柄によるものとします。

(3) (1)の①の場合において、保険料率を変更する必要のあるときは、当会社は、次条①または②の規定を準用して、保険料の返還もしくは請求を行い、または保険金を削減して支払います。

(注1) 本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合

保険契約締結の後、本人が普通保険約款第2章傷害条項第4条(死亡保険金の支払)①の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合を除きます。

第6条 (保険料の取り扱いー本人の変更の場合)

(1) 第3条(被保険者の範囲)③の①の場合において、保険料を変更する必要があるときは、次の①および②の規定に従うものとします。

① 変更前の保険料が、変更前の保険料よりも高くなる場合は、当会社は、その差額について、未経過期間に対し月割(注1)により計算した保険料を請求します。

② 変更後の保険料が、変更前の保険料よりも低くなる場合は、当会社は、その差額について、既経過期間に対し月割(注1)により計算した保険料を差し引き、その残額を返還します。

(2) 保険契約者が①の規定による追加保険料の支払を怠った場合は、当会社は、第3条(被保険者の範囲)③の規定による本人の変更の事実があった後に生じた事故による普通保険約款第2章傷害条項に規定する傷害に対しては、変更前料率(注2)の変更後料率(注3)に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(注1) 月割

1か月に満たない期間は1か月とします。

(注2) 変更前料率

変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) 変更後料率

変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

第7条 (保険料の取り扱いー解除の場合)

(1) 第3条(被保険者の範囲)③の②または⑤条(本人である被保険者に係る部分の解除の特則)①の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料について、既経過期間に対し月割(注1)により計算した保険料を差し引き、その残額を返還します。

(2) 第11条(重大事由による解除)②の③または④の規定により、当会社がこの保険契約(注2)を解除した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料について、既経過期間に対し、月割(注1)により計算した保険料を差し引き、その残額を返還します。

(3) 普通保険約款第4章基本条項第10条(被保険者による保険契約の解除請求)②の規定により、本人以外の被保険者について、保険契約者がこの保険契約(注3)を解除した場合は、当会社は保険料を返還しません。

(4) 普通保険約款第4章基本条項第10条(被保険者による保険契約の解除請求)③の規定により、被保険者がこの保険契約(注3)を解除した場合は、当会社は保険料を返還しません。

(注1) 月割

1か月に満たない期間は1か月とします。

(注2) 保険契約

その家族に係る部分にかぎります。

(注3) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

第8条 (普通保険約款の適用除外)

この特約においては、次の①から③までの普通保険約款の規定は適用しません。

① 第2章傷害条項第3条(保険金を支払わない場合ーその2)

② 第4章基本条項第3条(職業または職務の変更に関する通知義務)(5)および(6)

③ 同条項第16条(保険料の取り扱いー解除の場合)

第9条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第2章傷害条項第2条(保険金を支払わない場合ーその1)

(1)の①の規定中「保険契約者(注1)または被保険者」とあるのは「被保険者」

② 第4章基本条項第3条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)の①の規定中「被保険者」と

- あるのは「本人」、同条(1)の②の規定中「職業に就いていない被保険者」とあるのは「職業に就いていない本人」、同条(1)の③の規定中「被保険者」とあるのは「本人」
- ③ 同条項第5条（保険契約の無効）の規定中「被保険者とされる者を被保険者とする保険契約」とあるのは「この保険契約の被保険者となること、「その被保険者」とあるのは「保険契約者以外の被保険者」、同条（注）の規定中「被保険者」とあるのは「その被保険者」
- ④ 同条項第6条（保険契約の失効）の規定中「被保険者が死亡した場合は」とあるのは「被保険者が死亡し、第3条（被保険者の範囲）に規定する被保険者がいなくなった場合は」
- ⑤ 同条項第12条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）(4)の規定中「変更の事実（注1）があった後に生じた事故による傷害」とあるのは「変更の事実（注1）があった後に生じた事故による傷害」
- ⑥ 同条項第14条（保険料の取扱い－失効の場合）の規定中「第2章傷害条項第4条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合」とあるのは「この特約第3条（被保険者の範囲）(1)に規定する被保険者全員が、第2章傷害条項第4条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合」
- ⑦ 同条項第16条（保険料の取扱い－解除の場合）(1)の規定中「第2条（告知義務）(2)、第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）(5)、第9条（重大事由による解除）(1)」とあるのは「第2条（告知義務）(2)、第9条（重大事由による解除）(1)」
- ⑧ 同条項第20条（保険金の請求）(1)、同条項第25条（死亡保険金受取人の変更）(2)および(9)の規定中「被保険者」とあるのは「その被保険者」、同条(7)の規定中「被保険者の同意」とあるのは「その被保険者の同意」
- ⑨ 同条項第29条（被保険者が複数の場合の取扱い）の規定中「被保険者」とあるのは「家族」、「2名以上」とあるのは「2以上」

第10条（個別適用）

普通保険約款およびこの特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに適用します。

第11条（重大事由による解除に関する特則）

当会社は、普通保険約款第4章基本条項第9条（重大事由による解除）(2)、(3)および（注2）から（注4）までの規定を次のとおり読み替え、この特約に適用します。

- 「(2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注2）を解除することができます。
- ① 本人が、(1)の③のア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当すること。
 - ② 本人以外の被保険者が、(1)の③のア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当すること。
 - ③ 被保険者に生じた傷害または損害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていた場合で、(1)の③のア、からオ、までのいずれかに該当すること。
 - ④ 被保険者に生じた傷害または損害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、(1)の③のア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当すること。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が傷害または損害（注3）の生じた後になされた場合であっても、第11条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の①から⑤までの事由または(2)の①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害または損害（注3）に対しては、当会社は、保険金（注4）を支払いません。この場合において、既に保険金（注4）を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（注2）保険契約

(2)の①または③の事由がある場合は、その家族に係る部分にかぎり、(2)の②または④の事由がある場合は、その被保険者に係る部分にかぎります。

（注3）傷害または損害

(2)の①の規定による解除がなされた場合は、その家族に生じた傷害または損害をいい、(2)の②から④までの規定による解除がなされた場合は、その被保険者に生じた傷害または損害をいいます。

（注4）保険金

(2)の③または④の規定による解除がなされた場合は、保険金を受け取るべき者のうち、(1)の③のア、からオ、までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額にかぎります。」

第12条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第2条（保険金を支払わない場合）②の職業

オートディスティーラー（注1）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（注2）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（注3）、カッサ其他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

（注1）オートディスティーラー

テストドライバーをいいます。

（注2）猛獣取扱者

動物園の飼育係を含みます。

（注3）ローラーゲーム選手

レフェリーを含みます。

6. 家族特約（夫婦用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
夫婦	本人およびその配偶者をいいます。
本人	保険証券の本人欄に記載の者をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、被保険者が次の①から③までのいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に

対しては、普通保険約款第2章傷害条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

- ① 被保険者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者の職業が別表に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に從事している間
- ③ 被保険者が次のア、からウ、までのいずれかに該当する間
 - ア、乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ワ、に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
 - イ、乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ワ、に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
 - ウ、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第3条（被保険者の範囲）

- ① 当会社は、この特約により、本人およびその配偶者を被保険者とします。
- ② (1)の本人とその配偶者の統柄は、普通保険約款第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)に規定する事務の発生時ににおけるものをいいます。
- ③ 保険契約締結の後、本人が普通保険約款第2章傷害条項第4条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合（注2）は、保険契約者は次の①または②のいずれかのことを行なわなければなりません。ただし、この保険契約において、変更前の本人が同条項第5条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金の支払を受けていた場合は②によるものとします。
 - ① 新たに本人となる配偶者の同意を得て、本人をその配偶者に変更すること。
 - ② この保険契約を解除すること。
- ④ (3)の事由によって本人が死した場合であっても、(3)の手続が行われるまでの間、(1)および(2)の規定の適用は、その本人との統柄によるものとします。
- ⑤ 死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって死亡した場合

第4条（当会社の責任限度額）

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、本人およびその配偶者のそれぞれの保険金額をもって限度とします。

第5条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）

- ① 第11条（重大事由による解除に関する特則）により読み替えられた普通保険約款第4章基本条項第9条（重大事由による解除）(2)の④の規定により本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合（注1）、本人から同条項第10条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定による解除請求があつた場合、または本人により同条項(3)に規定する解除が行われた場合は、保険契約者は次の①または②のいずれかのことを行なわなければなりません。ただし、この保険契約において、その本人が普通保険約款第2章傷害条項第5条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金の支払を受けていた場合は②によるものとします。
 - ① 新たに本人となる配偶者の同意を得て、本人をその配偶者に変更すること。
 - ② この保険契約（注2）を解除すること。
- ② 第11条（重大事由による解除に関する特則）により読み替えられた普通保険約款第4章基本条項第9条（重大事由による解除）(2)の④の規定により本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合（注1）、または同条項第10条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定による解除請求があつた場合、または本人により同条項(3)に規定する解除が行われた場合は、保険契約者は次の①または②のいずれかのことを行なわなければなりません。ただし、この保険契約において、その本人が普通保険約款第2章傷害条項第5条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金の支払を受けていた場合は②によるものとします。
 - ① 新たに本人となる配偶者の同意を得て、本人をその配偶者に変更すること。
 - ② この保険契約（注2）を解除すること。
- ③ (1)の①の場合において、保険料率を変更する必要のあるときは、当会社は、次条(1)または(2)の規定による解除を行なつた場合であつても、(1)の手続が行われるまでの間、第3条（被保険者の範囲）(1)および(2)の規定の適用は、その本人との統柄によるものとします。
- ④ (2) 第11条（重大事由による解除に関する特則）により読み替えられた普通保険約款第4章基本条項第9条（重大事由による解除）(2)の④の規定により本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合（注1）、または同条項第10条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定による解除請求があつた場合、または本人により同条項(3)に規定する解除が行われた場合は、保険契約者は次の①または②のいずれかのことを行なわなければなりません。ただし、この保険契約において、その本人が普通保険約款第2章傷害条項第5条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金の支払を受けていた場合は②によるものとします。
 - ① 新たに本人となる配偶者の同意を得て、本人をその配偶者に変更すること。
 - ② この保険契約（注2）を解除すること。
- ⑤ (1)の①の場合において、保険料率を変更する必要のあるときは、当会社は、次条(1)または(2)の規定を準用して、保険料の返還もしくは請求を行い、または保険金を削減して支払います。
- ⑥ (1) 本人である被保険者に係る部分の解除が行われた場合
 - ① 保険契約締結の後、本人が普通保険約款第2章傷害条項第4条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合を除きます。
 - ② 保険契約（注2）を解除すること。
- ⑦ (2) 保険契約
 - ① その夫婦に係る部分にかぎります。

第6条（保険料の取扱い－本人の変更の場合）

- ① 第3条（被保険者の範囲）(3)の①の場合において、保険料を変更する必要があるときは、次の①および②の規定に従うものとします。

- ① 変更後の保険料が、変更前の保険料よりも高くなる場合は、当会社は、その差額について、未経過期間に対し月割（注1）により計算した保険料を請求します。
- ② 変更後の保険料が、変更前の保険料よりも低くなる場合は、当会社は、その差額について、既経過期間に対し月割（注1）により計算した保険料を差し引き、その残額を返還します。
- ③ 保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合は、当会社は、第3条（被保険者の範囲）(3)の規定による本人の変更の事実があつた後に生じた事故による普通保険約款第2章傷害条項に規定する傷害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注3）に対する割合により、保険金を削減して支払います。

（注1）月割

1か月に満たない期間は1か月とします。

（注2）変更前料率

変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注3）変更後料率

変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

第7条（保険料の取扱い－解除の場合）

- ① 第3条（被保険者の範囲）(3)の②または第5条（本人である被保険者に係る部分の解除の特則）(1)の②の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料について、既経過期間に対し月割（注1）により計算した保険料を差し引き、その残額を返還します。
- ② 第11条（重大事由による解除に関する特則）により読み替えられた普通保険約款第4章基本条項第9条（重大事由による解除）(2)の①または③の規定により、当会社がこの保険契約（注2）を解除した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料について、既経過期間に対し、月割（注1）により計算した保険料を差し引き、その残額を返還します。
- ③ 普通保険約款第4章基本条項第10条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定により、配偶者について、保険契約者がこの保険契約（注3）を解除した場合は、当会社は保険料を返還しません。

(4) 普通保険約款第4章基本条項第10条（被保険者による保険契約の解除請求）(3)の規定により、被保険者がこの保険契約（注3）を解除した場合は、当会社は保険料を返還しません。

(注1) 月割

1か月に満たない期間は1か月とします。

(注2) 保険契約

その夫婦に係る部分にかぎります。

(注3) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

第8条（普通保険約款の適用除外）

この特約においては、次の①から③までの普通保険約款の規定は適用しません。

① 第2章傷害条項第3条（保険金を支払わない場合—その2）

② 第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）(5)および(6)

③ 同条項第16条（保険料の取扱い—解除の場合）(2)

第9条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第2章傷害条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）(1)の①の規定中「保険契約者（注1）または被保険者」とあるのは「被保険者」

② 第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)の①の規定中「被保険者」とあるのは「本人」、同条(1)の②の規定中「職業に就いていない被保険者」とあるのは「職業に就いていない本人」、同条(1)の③の規定中「被保険者」とあるのは「本人」

③ 同条項第5条（保険契約の無効）②の規定中「保険契約者による外者を被保険者とする保険契約」とあるのは「この保険契約の被保険者となること」、「その被保険者」であるのは「保険契約者以外の被保険者」、同条（注）の規定中「被保険者」とあるのは「その被保険者」

④ 同条項第6条（保険契約の失効）の規定中「被保険者が死亡した場合は」とあるのは「被保険者が死亡し、第3条（被保険者の範囲）に規定する被保険者が死ななくなった場合は」

⑤ 同条項第12条（保険料の取扱い—告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）(4)の規定中「変更の事実（注1）があった後に生じた事故による傷害」とあるのは「変更の事実（注1）があった後に生じた事故による本人の傷害」

⑥ 同条項第14条（保険料の取扱い—失効の場合）の規定中「第2章傷害条項第4条（死亡保険金の支払）(1)の規定する被保険者全員が、第2章傷害条項第4条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって死なれた場合」

⑦ 同条項第16条（保険料の取扱い—解除の場合）(1)の規定中「第2条（告知義務）(2)、第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）(5)、第9条（重大事由による解除）(1)」とあるのは「第2条（告知義務）(2)、第9条（重大事由による解除）(1)」

⑧ 同条項第20条（保険金の請求）(1)、同条項第25条（死亡保険金受取人の変更）(2)および(9)の規定中「被保険者」とあるのは「その被保険者」、同条(7)の規定中「被保険者の同意」とあるのは「その被保険者の同意」

⑨ 同条項第29条（被保険者が複数の場合の取扱い）の規定中「被保険者」とあるのは「夫婦」、「2名以上」とあるのは「2以上」

第10条（個別適用）

普通保険約款およびこの特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに適用します。

第11条（重大事由による解除に関する特則）

当会社は、普通保険約款第4章基本条項第9条（重大事由による解除）(2)、(3)および（注2）から（注4）までの規定を次のとおり読み替え、この特約に適用します。

「(2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注2）を解除することができます。

① 本人が、(1)の③のア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当すること。

② 配偶者が、(1)の③のア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当すること。

③ 被保険者に生じた傷害または損害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていた場合で、(1)の③のア、からオ、までのいずれかに該当すること。

④ 被保険者に生じた傷害または損害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、(1)の③のア、からウ、までまたはオ、のいずれかに該当すること。

(3) (1)または(2)の規定による解除が傷害または損害（注3）の生じた後になされた場合であっても、第11条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の①から⑤までの事由または(2)の①から④までの事が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害または損害（注3）に対しては、当会社は、保険金（注4）を支払いません。この場合において、既に保険金（注4）を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注2) 保険契約

(2)の①または③の事由がある場合は、その夫婦に係る部分にかぎり、(2)の②または④の事由がある場合は、その被保険者に係る部分にかぎります。

(注3) 傷害または損害

(2)の①の規定による解除がなされた場合は、その夫婦に生じた傷害または損害をいい、(2)の②から④までの規定による解除がなされた場合は、その被保険者に生じた傷害または損害をいいます。

(注4) 保険金

(2)の③または④の規定による解除がなされた場合は、保険金を受け取るべき者のうち、(1)の③のア、からオ、までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額にかぎります。

第12条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 第2条（保険金を支払わない場合）②の職業

オートテスター（注1）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獸取扱者（注2）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（注3）、カイ士その他こ

れらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

(注1) オートテスター
テストライダーをいいます。

(注2) 猛獸取扱者
動物園の飼育係を含みます。

(注3) ローラーゲーム選手
レフェリーを含みます。

6. 建設業者団体傷害総合保険特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第6条（保険料の精算）(1)の規定による通知に基づき、当会社の定めた方法で算出された保険料をいいます。
建設業	建設業法（昭和24年法律第100号）第1章第2条第2項にいう元請、下請その他のいかなる名義をもつてするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。
建設業者	建設業法第1章第2条第3項にいう同法第2章第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者をいいます。
暫定保険料	当会社の定める方法により被保険者数および職種級別に基づいて算出した保険証券記載の暫定保険料をいいます。
下請負人	建設業法第1章第2条第5項にいう建設業者と締結された下請負契約における請負人をいい、数次の請負による場合の請負人を含みます。

第2条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、建設業者の構成員ならびにその建設業者の下請負人およびその下請負人の構成員のうち保険証券またはそれに付帯される明細書に記載の者とします。

第3条（暫定保険料）

(1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。

(2) 普通保険約款第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第4条（帳簿の備付け）

保険契約者は、常に保険料を算出するために必要な書類を備え、当会社がその閲覧を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第5条（保険金額および入院保険金日額等）

保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額は同一職名等の各被保険者について同一とし、1被保険者について保険証券記載の金額とします。

第6条（保険料の精算）

(1) 保険契約者は、保険契約終了後、遅滞なく、確定保険料を算出するために、当会社の定める事項について通知（注1）しなければなりません。

(2) 当会社は、確定保険料と既に領収した暫定保険料に過不足がある場合は、その差額を精算します。

(3) (1)の規定による通知に脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額とみなし、保険金を削減して支払います。

各被保険者の保険金 保険証券記載の被保険者1名 全際に行われた通知に基づいて、当会社が

算出した確定保険料
入院保険金額、通院保険金額、介護 = 金額、通院保険金日額、介護 × 脱漏がなかったものとして、当会社が算出された確定保険料
保険金年額および被害 保険金年額および被害事故
事故補償保険金額 補償保険金額

(4) (1)の規定による通知に脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(3)の規定に基づいて保険金が支払われている場合を除きます。

(5) (3)の規定は、当会社が(3)の通知の故意または重大な過失による脱漏があることを知った時から(3)の規定により保険金を支払う旨の保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または保険期間終了の時から5年を経過した場合は適用しません。

(注1) 通知

確定保険料を算出するために必要な書類等の提出を含みます。

第7条（保険料分割払特約（一般用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に保険料分割払特約（一般用）が付帯された場合は、保険料分割払特約（一般用）第2条（保険料の払込み）(2)を次のとおり読み替えて適用します。

(1) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、保険証券記載の払込期日までに払い込みなければなりません。ただし、当会社が承認した場合は、保険契約者は、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むことができます。

第8条（保険金の請求）

被保険者は保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第4章基本条項第20条（保険金の請求）(2)に規定する書類のほか、事故が発生した時に、この保険契約の被保険者であったことを証明する書類を提出しなければなりません。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

65. 準記名式契約特約（一部付保）（職名等別保険金額用）

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、下欄記載の業務に従事中の者を被保険者とし、その被保険者がその業務に従事中に被った傷害にかかり、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定に従い、普通保険約款第2章傷害条項の規定により支払われる保険金を支払います。

(業務)	保険証券記載のとおり
(員数)	

第2条（業務従事者名簿）

(1) 保険契約者は、保険期間中に前条の業務に従事することが予定される者を特定し、その全員を□(注)別に示す名簿を備え、当会社がその閲覧を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

(2) 当会社は、(1)の名簿に記載のない者については、前条の規定にかかわらず、被保険者には含まれないものとみなします。

(注) □

以下「職名等」といいます。

第3条（保険金額および入院保険金日額等）

保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額および介護保険金年額は、同一職名等の被保険者について同一とし、1被保険者について保険証券記載の金額とします。

第4条（被保険者の増員または減員）

(1) 保険期間の中途において職名等別に第1条（保険金を支払う場合）の員数が増員または減員となる場合は、保険契約者は、遅滞なく、その員数および職名等を当会社に通知しなければなりません。

(2) 被保険者が増員となる場合において、保険契約者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額および介護保険金年額とみなし、保険金を削減して支払います。

$$\begin{array}{l} \text{各被保険者の保険金} \\ \text{額、入院保険金日額、通院保険金日額および介護保険金年額} = \frac{\text{職名等ごとに定められた保}}{\text{職名等ごとに定められた}} \\ \quad \text{保険証券記載の被保険者数} \\ \quad \text{+ 増員数} \end{array}$$

(3) (2)の規定は、当会社が、(1)の通知が故意もしくは重大な過失により遅滞なく行われなかつたことを知った時から(2)の規定により保険金を支払う旨の保険契約者に対する通知をしないで1ヶ月を経過した場合はまたは被保険者が増員となった時から5年を経過した場合は適用しません。

(4) (1)の通知があった場合は、当会社は、その通知に基づき、保険料を請求または返還します。

(5) 保険契約者が(4)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(6) (4)の規定による追加保険料を請求する場合において、(5)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額および介護保険金年額とみなし、保険金を削減して支払います。

$$\begin{array}{l} \text{各被保険者の保険金} \\ \text{額、入院保険金日額、通院保険金日額および介護保険金年額} = \frac{\text{職名等ごとに定められた保}}{\text{職名等ごとに定められた}} \\ \quad \text{保険証券記載の被保険者数} \\ \quad \text{+ 増員数} \end{array}$$

(注) 追加保険料の支払を怠った場合
当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかつた場合にかぎります。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

第6条（適用契約の範囲）

この特約を付帯する保険契約は、被害事故対象外特約を付帯した保険契約にかぎるものとします。

66. 準記名式契約特約（一部付保）（同一保険金額用）

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、下欄記載の業務に従事中の者を被保険者とし、その被保険者がその業務に従事中に被った傷害にかかり、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定に従い、普通保険約款第2章傷害条項の規定により支払われる保険金を支払います。

(業務)	保険証券記載のとおり
(員数)	

第2条（業務従事者名簿）

(1) 保険契約者は、保険期間中に前条の業務に従事することが予定される者を特定し、その全員を示す名簿を備え、当会社がその閲覧を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

(2) 当会社は、(1)の名簿に記載のない者については、前条の規定にかかわらず、被保険者には含まれないものとみなします。

第3条（保険金額および入院保険金日額等）

保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額および介護保険金年額は、すべての被保険者について同一とし、1被保険者について保険証券記載の金額とします。

第4条（被保険者の増員または減員）

(1) 保険期間の中途において第1条（保険金を支払う場合）の員数が増員または減員となる場合は、保険

契約者は、遅滞なく、その員数を当会社に通知しなければなりません。

(2) 被保険者が増員となる場合において、保険契約者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額および介護保険金年額とみなし、保険金を削減して支払います。

$$\begin{array}{l} \text{各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額および介護保険金年額} = \frac{\text{保険証券記載の被保険者 1名あたり}}{\text{の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額および介護保険金年額}} \\ \quad \times \frac{\text{保険証券記載の被保険者数}}{\text{の被保険者数}} \end{array}$$

(3) (2)の規定は、当会社が、(1)の通知が故意もしくは重大な過失により遅滞なく行われなかつたことを知った時から(2)の規定により保険金を支払う旨の保険契約者に対する通知をしないで1ヶ月を経過した場合はまたは被保険者が増員となった時から5年を経過した場合は適用しません。

(4) (1)の通知があった場合は、当会社は、その通知に基づき、保険料を請求または返還します。

(5) 保険契約者が(4)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(6) (4)の規定による追加保険料を請求する場合において、(5)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額および介護保険金年額とみなし、保険金を削減して支払います。

$$\begin{array}{l} \text{各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額および介護保険金年額} = \frac{\text{保険証券記載の被保険者 1名あたり}}{\text{の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額および介護保険金年額}} \\ \quad \times \frac{\text{保険証券記載の被保険者数}}{\text{の被保険者数}} \end{array}$$

(注) 追加保険料の支払を怠った場合
当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかつた場合にかぎります。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

第6条（適用契約の範囲）

この特約を付帯できる保険契約は、被害事故対象外特約を付帯した保険契約にかぎるものとします。

67. 準記名式契約特約（全員付保）（職名等別保険金額用）

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、下欄記載の者(注)全員を被保険者とし、その被保険者が普通保険約款第2章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害または第3章被害事故補償条項第1条（保険金を支払う場合）の損害を被った場合は、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定に従い保険金を支払います。

保険証券記載のとおり

(注) 下欄記載の者
次条において「団体員」といいます。

第2条（被保険者名簿）

(1) 保険契約者は、常に団体員の全員を□(注)別に示す名簿を備え、当会社がその閲覧を求めた場合は、いつもこれに応じなければなりません。

(2) 当会社は、(1)の名簿に記載のない者については、前条の規定にかかわらず、被保険者には含まれないものとみなします。

(注) □

以下「職名等」といいます。

第3条（保険金額および入院保険金日額等）

保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額は、同一職名等の各被保険者について同一とし、1被保険者について保険証券記載の金額とします。

第4条（被保険者の増員または減員）

(1) 保険期間の中途において職名等別に被保険者が増員または減員となる場合は、保険契約者は、遅滞なく、その員数および職名等を当会社に通知しなければなりません。

(2) 被保険者が増員となる場合において、保険契約者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額とみなし、保険金を削減して支払います。

$$\begin{array}{l} \text{各被保険者の保険金} \\ \text{額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護} \\ \text{保険金年額および被害} \\ \text{事故補償保険金額} = \frac{\text{職名等ごとに定められた保}}{\text{職名等ごとに定められた}} \\ \quad \text{保険証券記載の被保険者 1名あたり} \\ \quad \text{+ 増員数} \end{array}$$

(3) (2)の規定は、当会社が、(1)の通知が故意もしくは重大な過失により遅滞なく行われなかつたことを知った時から(2)の規定により保険金を支払う旨の保険契約者に対する通知をしないで1ヶ月を経過した場合はまたは被保険者が増員となった時から5年を経過した場合は適用しません。

(4) (1)の通知があった場合は、当会社は、その通知に基づき、保険料を請求または返還します。

(5) 保険契約者が(4)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(6) (4)の規定による追加保険料を請求する場合において(5)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額とみなし、保険金を削減して支払います。

各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額	=	職名等ごとに定められた保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額
	×	職名等ごとに定められた保険証券記載の被保険者数 職名等ごとに定められたその職名等保険証券記載の被保険者数 + の増員数

(注) 追加保険料の支払を怠った場合
当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかつた場合にかかります。

第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

68. 準記名式契約特約 (全員付保) (同一保険金額用)

第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、下欄記載の者(注)全員を被保険者とし、その被保険者が普通保険約款第2章傷害条項第1条(保険金を支払う場合)の傷害または第3章被害事故補償条項第1条(保険金を支払う場合)の損害を被った場合は、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定に従い保険金を支払います。

保険証券記載のとおり

(注) 下欄記載の者
次条において「団体員」といいます。

第2条 (被保険者名簿)

(1) 保険契約者は、常に団体員の全員を示す名簿を備え、当会社がその閲覧を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。
(2) 当会社は、(1)の名簿に記載のない者については、前条の規定にかかわらず、被保険者には含まれないものとみなします。

第3条 (保険金額および入院保険金日額等)

保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額は、すべての被保険者について同一とし、1被保険者について保険証券記載の金額とします。

第4条 (被保険者の増員または減員)

(1) 保険期間の中途において被保険者が増員となる場合は、保険契約者は、遅滞なく、その員数を当会社に通知しなければなりません。
(2) 被保険者が増員となる場合において、保険契約者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通報をしなかったときは、当会社は、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額とみなし、保険金を削減して支払います。

各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額	=	保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額
	×	保険証券記載の被保険者数 保険証券記載の被保険者数 + 増員数

(3) (2)の規定は、当会社が、(1)の通知が意思ししくは重大な過失により遅滞なく行われなかつたことを知ったから(2)の規定により保険金を支払う旨の保険契約に対する通知をしないで1ヶ月を経過した場合または被保険者が増員となった時から5年を経過した場合は適用しません。

(4) (1)の通知があつた場合は、当会社は、その通知に基づき、保険料を請求または返還します。
(5) 保険契約者が(4)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(6) (4)の規定による追加保険料を請求する場合において、(5)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額とみなし、保険金を削減して支払います。

各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額	=	保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額
	×	保険証券記載の被保険者数 保険証券記載の被保険者数 + 増員数

(注) 追加保険料の支払を怠った場合
当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかつた場合にかかります。

第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

69. 長期保険特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
次回払込期日	保険料払込方法が月払の場合で、払込期日までにその払込期日に払い込まれるべき第2回以降の保険料の払込みがない場合の、その翌月の払込期日をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。

保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年末満の端日数がある保険契約の場合は、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。
保険料払込方法	保険証券記載の払込方法をいいます。

第2条 (保険料の払込方法)

- 当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、保険料払込方法により払い込むこととします。
- 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に一時払保険料または第1回保険料を払い込み、第2回以降の保険料については、払込期日までに払い込まれなければなりません。

第3条 (第2回以降の保険料不払の場合の免責)

- 保険契約者が第2回以降の保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込みを怠った場合において、当会社は、次の①または②に該当するときは、保険金を支払いません。
① その保険料の払込期日の翌日以降に、この保険契約で定める保険金支払事由の原因が被保険者に発生していたとき。
② その保険料の払込期日の翌日以降に、この保険契約で定める保険金支払事由が被保険者に生じていたとき。
- 保険契約者が(1)の第2回以降の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかつたと当会社が認めた場合は、当会社は、この特約の規定中「払込期日の属する月の翌月末」とあるのを「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第4条 (第2回以降の保険料不払による保険契約の解除)

- 当会社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 当会社が保険契約を解除できる場合	A. 払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合 イ. 保険料払込方法が月払の場合に、払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
② 解除の効力が生じる時	ア. ①のア. による解除の場合は、その保険料を払い込むべき払込期日 イ. ①のイ. による解除の場合は、次回払込期日

(2) 当会社は、(1)の解消を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。

第5条 (保険料払込方法の変更)

保険契約者は、当会社の承認を得て、保険料払込方法を変更することができます。

第6条 (保険料の前納)

- 保険契約者は、保険料払込方法が一時払以外の場合は、当会社の定める方法により、将来到来する払込期日の保険料を前納することができます。
- (1)の規定により前納する保険料については、当会社所定の利率(年5分以内)および方法により割り引きります。

第7条 (保険料の取扱い—告知義務に伴う変更の場合)

- 普通保険約款第4章基本条項第2条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、保険料払込方法ごとに次の①または②の方法で処理します。

- 保険料払込方法が一時払の場合、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率の差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- 保険料払込方法が一時払以外の場合は、当会社は、当会社がその事実を知った日の属する保険年度末までの保険料については、変更前の保険料率と変更後の保険料率の差に基づき計算した保険料を返還または請求し、当会社がその事実を知った日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、保険料を変更します。ただし、前条の規定により保険料が前納された保険契約については、当会社は、予定期率等により計算した保険料を返還または請求します。
- 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合
当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかつた場合にかかります。

第8条 (保険料の取扱い—通知義務に伴う変更の場合)

- 普通保険約款第4章基本条項第3条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)に規定する事実がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、保険料払込方法ごとに次の①または②の方法で処理します。
① 保険料払込方法が一時払の場合、当会社は、未経過期間に対し、変更前料率(注1)と変更後料率(注2)との差に基づいて計算した保険料を返還または請求します。
② 保険料払込方法が一時払以外の場合は、当会社は、保険料率を変更する事由が生じた日の属する保険年度末までの保険料については、その保険年度末までの未経過期間に対し、変更前料率(注1)と変更後料率(注2)との差に基づき計算した保険料を返還または請求し、保険料率を変更する事由が生じた日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、保険料を変更します。ただし、第6条(保険料の前納)の規定により保険料が前納された保険契約については、当会社は、予定期率等により計算した保険料を返還または請求します。
- 当会社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注3)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (1)の規定により、当会社が追加保険料を請求する場合で、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、普通保険約款第4章基本条項第3条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)に規定する事実があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率(注1)の変更後料率(注2)との差に基づいて計算した保険料を返還または請求します。

2)に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(4) (1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料払込方法ごとに次の①または②の方法で処理します。

① 保険料払込方法が一時払の場合には、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

② 保険料払込方法が一時払以外の場合は、当会社は、保険料率を変更する事由が生じた日の属する保険年度末までの保険料については、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、その保険年度末までの未経過期間に対する保険料を返還または請求し、保険料率を変更する事由が生じた日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、保険料を変更します。ただし、第6条(保険料の前納)の規定により保険料が前納された保険契約については、当会社は、予定期率等により計算した保険料を返還または請求します。

(5) (4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠り、次の①または②のいずれかに該当するときは、当会社は、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

① 追加保険料領収前に、この保険契約で定める保険金支払事由の原因が被保険者に発生していたとき
② 追加保険料領収前に、この保険契約で定める保険金支払事由が被保険者に生じていたとき

(注1) 変更前料率
変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注2) 変更後料率
変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注3) 追加保険料の支払を怠った場合
当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかつた場合にかぎります。

第9条 (保険料の取扱い一失効の場合)

普通保険約款第4章基本本項第6条(「保険契約の失効」)の規定により、この保険契約が失効となる場合は、当会社は、未経過期間に対応する保険料を返還します。ただし、普通保険約款第2章傷害条項第4条(死亡保険金の支払)の規定による死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合は、当会社は、保険料払込方法ごとに次の①から③までの方法により取り扱います。

① 保険料払込方法が一時払の場合には、その保険年度末までの期間に対応する保険料は返還しません。

② 保険料払込方法が一時払以外の場合は、既に払い込まれた保険料は返還しません。ただし、第6条(保険料の前納)の規定により保険料が前納された保険契約における、被保険者が死亡した日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、当会社は、予定期率等により計算した保険料を返還します。

③ (2)において、被保険者が死亡した日の属する保険年度のうち、未払込部分がある場合は、保険契約者は未払込保険料(注)の全額を一時に払い込まなければなりません。

(注) 未払込保険料

その保険年度において払い込まれるべき保険料の総額から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第10条 (保険料の取扱い一解除の場合)

(1) 普通保険約款第4章基本本項第2条(「告知義務」)(2)、同条項第3条(「職業または職務の変更に関する通知義務」)(5)および同条項第9条(「重大事由による解除」)(1)ならびにこの特約第4条(「第2回以降の保険料不払による保険契約の解除」)、第7条(「保険料の取扱い一告知義務に伴う変更の場合」)(2)および第8条(「保険料の取扱い一通知義務に伴う変更の場合」)(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間に対する保険料を基に計算した額を返還します。

(2) 普通保険約款第4章基本本項第8条(「保険契約による保険契約の解除」)の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間に対する保険料を基に計算した額を返還します。

(3) 普通保険約款第4章基本本項第9条(「重大事由による解除」)(2)の規定により、当会社がこの保険契約(注)を解除した場合も、(1)と同様の方法で算出した保険料を保険契約者に返還します。

(4) 普通保険約款第4章基本本項第10条(「被保険者による保険契約の解除請求」)(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約(注)を解除した場合は同条(3)の規定により、被保険者がこの保険契約(注)を解除した場合も、(2)と同様の方法で算出した保険料を保険契約者に返還します。

(注) 保険契約
その被保険者による部分にかぎります。

第11条(普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第4章基本本項第12条(「保険料の取扱い一告知義務・通知義務に伴う変更等の場合」)、同条項第14条(「保険料の取扱い一失効の場合」)、および同条項第16条(「保険料の取扱い一解除の場合」)の規定は適用しません。

第12条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第2章傷害条項第4条(「死亡保険金の支払」)(注)の規定中「既に支払った後遺障害保険金がある場合は」とあるのは「その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故による傷害に対して、既に支払った後遺障害保険金がある場合は」

② 第2章傷害条項第5条(「後遺障害保険金の支払」)(6)の規定中「保険期間を通じ」とあるのは「各保険年度ごとに」

③ 第4章基本本項第1条(「保険責任の始期および終期」)(3)の規定中「保険料領収前」とあるのは「一時払保険料または1回保険料領収前」

第13条(交通傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に、交通傷害危険のみ補償特約が付帯された場合は、第8条(「保険料の取扱い一通知義務に伴う変更の場合」)の規定は適用しません。

70. 通算短期率適用契約に関する特約 (前年活動実績方式または平均活動日数方式用)

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により、被保険者が所定の日において下欄記載の間に普通保険約款第2章傷害条項第1条(「保険金を支払う場合」)の傷害を被った場合にかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適

用される他の特約の規定に従い、普通保険約款第2章傷害条項の規定により支払われる保険金を支払います。

保険証券記載のとおり

第2条(所定の日)

前条の「所定の日」とは、下欄記載のとおりとします。

保険証券記載のとおり

第3条(保険料の返還)

普通保険約款第4章基本本項第13条(「保険料の取扱い一無効の場合」)(2)および同条項第16条(「保険料の取扱い一解除の場合」)の規定にかかるわらず、この保険契約が失効した場合または解除された場合であっても、当会社は、既に払い込まれた普通保険約款第2章傷害条項にかかる保険料は返還しません。

第4条(準用規定)

この特約に定めない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

71. 通算短期率適用契約に関する特約

(団体活動日特定方式または個人活動日特定方式用)

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により、被保険者が所定の日において下欄記載の間に普通保険約款第2章傷害条項第1条(「保険金を支払う場合」)の傷害を被った場合にかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定に従い、普通保険約款第2章傷害条項の規定により支払われる保険金を支払います。

保険証券記載のとおり

第2条(所定の日)

前条の「所定の日」とは、下欄記載のとおりとします。

保険証券記載のとおり

(2) 保険期間の中途において(1)の所定の日が変更となる場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

(3) (2)の通知があつた場合において保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、その通知に基づき計算した保険料を返還または請求します。

第3条(保険料の返還)

普通保険約款第4章基本本項第13条(「保険料の取扱い一無効の場合」)(2)および同条項第16条(「保険料の取扱い一解除の場合」)の規定にかかるわらず、この保険契約が失効した場合または解除された場合であっても、当会社は、既に払い込まれた普通保険約款第2章傷害条項にかかる保険料は返還しません。

第4条(準用規定)

この特約に定めない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

72. 被保険者人数の通知に関する特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第3条(通知)の規定による通知に基づき、当会社が算出した確定保険料をいいます。
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。

第2条(暫定保険料)

(1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。

(2) 普通保険約款第4章基本本項第1条(「保険責任の始期および終期」)(3)の規定およびこの特約が付帯された保険契約に付帯された他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第3条(通知)

保険契約者は、通知日(注)までに、毎月一定日における被保険者数その他の当会社の定める事項を、当会社に通知しなければなりません。

(注) 通知日

保険証券記載の通知日をいいます。

第4条(保険料の精算)

(1) 保険契約者は、確定保険料と既に領収した暫定保険料に過不足がある場合は、その差額を精算しなければなりません。

(2) 前条の規定による通知に脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。

第5条(準用規定契約特約の適用除外)

当会社は、この特約により、この特約が付帯された保険契約に付帯された他の特約における被保険者の員数または減員に関する条文(注)を適用しません。

(注) 被保険者の員数または減員に関する条文

保険期間の中途において被保険者が員数または減員となる場合は、保険契約者は、遅滞なく、その員数を当会社に通知しなければならない旨が規定されている条文をいいます。

73. 包括契約に関する特約（一括報告・一括精算用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第4条（通知）(1)の規定による通知に基づき当会社が算出した確定保険料をいいます。
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。

第2条（暫定保険料）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。
 (2) 普通保険約款第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第3条（帳簿の備付け）

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条（通知）

- (1) 保険契約者は、保険期間終了後、遅滞なく、保険期間中の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当会社に通知しなければなりません。

- (2) (1)の規定による通知に脱漏があった場合において、保険契約者は故意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額とみなし、保険金を削減して支払います。

各被保険者の保険金額	保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額、入院保険通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額	実際に行われた通知に基づいて、当会社が算出した次条の確定保険料の合計額
通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額	= 金日額、通院保険金日額、介 × 被害事故補償保険金額	脱漏がなかったものとして、当会社が算出した次条の確定保険料の合計額

- (3) (1)の規定による通知に脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合を除きます。

- (4) (2)の規定は、当会社が(2)の通知の故意または重大な過失による脱漏があることを知った時から(2)の規定により保険金を支払う旨の保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または保険期間終了から5年を経過した場合は適用しません。

第5条（確定保険料）

保険契約者は、保険期間終了時に確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

74. 包括契約に関する特約（毎月報告・一括精算用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第4条（通知）(1)の規定による通知に基づき当会社が算出した確定保険料をいいます。
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。

第2条（暫定保険料）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。
 (2) 普通保険約款第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第3条（帳簿の備付け）

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条（通知）

- (1) 保険契約者は、通知日（注）までに、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当会社に通知しなければなりません。

- (2) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者は故意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額とみなし、保険金を削減して支払います。

各被保険者の保険金額	保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額、入院保険通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額	実際に行われた通知に基づいて、当会社が算出した次条の確定保険料の合計額
通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額	= 金日額、通院保険金日額、介 × 被害事故補償保険金額	遅滞または脱漏の生じた通知日（注）以前に遅滞または脱漏の生じた通知日（注）以前に遅滞および脱漏がなかったものとして、当会社が算出した次条の確定保険料の合計額

- (3) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われてい

る場合を除きます。

- (4) (2)の規定は、当会社が(2)の通知の故意または重大な過失による遅滞もしくは脱漏があることを知った時から(2)の規定により保険金を支払う旨の保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日（注）から5年を経過した場合は適用しません。

第5条（確定保険料）

- (1) 保険契約者は、保険期間終了時に確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。

- (2) 保険期間の中途で毎月の確定保険料が暫定保険料を超えた場合は、保険契約者は、当会社の請求に従い追加暫定保険料を払い込まれなければなりません。

- (3) 保険契約者は(2)の追加暫定保険料の支払を怠った場合（注）は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除できます。

- (4) (3)の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当会社は、追加暫定保険料を請求した時から追加暫定保険料を領収するまでの間に被保険者が被った傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

75. 包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第4条（通知）(1)の規定による通知に基づき当会社が算出した確定保険料をいいます。
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。

第2条（暫定保険料）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。

- (2) 普通保険約款第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第3条（帳簿の備付け）

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条（通知）

- (1) 保険契約者は、通知日（注）までに、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当会社に通知しなければなりません。

- (2) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があったときは、当会社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額とみなし、保険金を削減して支払います。

各被保険者の保険金額	保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額、入院保険通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額	遅滞または脱漏の生じた通知日（注）以前に実際に行われた通知に基づいて、当会社が算出した次条の確定保険料の合計額
通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額	= 金日額、通院保険金日額、介 × 被害事故補償保険金額	遅滞または脱漏の生じた通知日（注）以前に遅滞および脱漏がなかったものとして、当会社が算出した次条の確定保険料の合計額

- (3) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合を除きます。

- (4) (2)の規定は、当会社が(2)の通知の故意または重大な過失による遅滞もしくは脱漏があることを知った時から(2)の規定により保険金を支払う旨の保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日（注）から5年を経過した場合は適用しません。

第5条（確定保険料）

- (1) 保険契約者は、確定保険料を払込期日（注）までに払い込まれなければなりません。

- (2) 保険契約者は(1)の確定保険料の払込期日（注）後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) (2)の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当会社は、その確定保険料を算出するための通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (4) 第2条（確定保険料）の暫定保険料は、最終の払込期日（注）に払い込まれるべき確定保険料との間で、その差額を精算します。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

76. 保険契約の継続に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	第3条（保険契約の継続）(1)の規定により継続された保険契約をいいます。
保険証券等	保険証券または保険証券に代わる書面をいいます。

第2条（適用契約の範囲）

この特約は、保険料分割払特約（一般用）を付帯した保険契約で、当会社と保険契約者との間にあらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第3条（保険契約の継続）

- (1) この保険契約の満了する日より3か月前の日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合は、この保険契約は満了する日の契約内容と同一の契約内容（注）で新たな保険契約として継続されるものとします。以後毎年同様とします。
 (2) 継続契約の保険期間の初日は継続前契約の保険期間が満了する日とし、保険期間は継続前契約と同一の期間とします。
 (3) (1)の規定によりこの保険契約が継続された場合は、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。
 (注) 同一の契約内容 第6条（継続契約に適用される制度・料率等）に規定する場合を除きます。

第4条（継続契約の分割保険料および払込方法）

- (1) 継続契約の分割保険料は、保険証券等記載の金額とします。
 (2) 継続契約の第1回分割保険料は継続前契約において定められた最後の払込期日の属する月の翌月の応日に、第2回以降の分割保険料はその翌月の応当日から毎月払い込むものとします。

第5条（保険料不払の場合の免責）

- (1) 保険契約者が前条の分割保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込みを怠った場合において、当会社は、次の①または②に該当するときは、保険金を支払いません。
 ① その分割保険料の払込期日の翌日以降に、この保険契約で定める保険金支払事由の原因が被保険者に発生していたとき
 ② その分割保険料の払込期日の翌日以降に、この保険契約で定める保険金支払事由が被保険者に生じていたとき
 (2) 保険契約者が(1)の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第6条（継続契約に適用される制度・料率等）

この保険契約に適用した制度・料率等（注）が改定された場合は、当会社は、制度・料率等（注）が改定された日以降第3条（保険契約の継続）の規定によって保険期間が開始する継続契約の制度・料率等（注）を変更します。
 (注) 制度・料率等 普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等をいいます。

第7条（継続契約に適用される特約）

この保険契約が第3条（保険契約の継続）(1)の規定により継続された場合は、継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

第8条（継続契約の告知義務）

- (1) 第3条（保険契約の継続）(1)の規定によりこの保険契約を継続する場合において、この保険契約の保険契約申込書等（注）に記載した、またはこの保険契約の保険証券等に記載された普通保険約款に定める告知事項に対する告知内容に変更があったときは、当会社からの求めに応じ、保険契約者は被保険者は、そのことをこの保険契約の満了する日より3か月前の日までに当会社に告げなければなりません。

(2) 保険契約者は被保険者が(1)の告知を行わなかった場合は、当会社は、保険契約者および被保険者がこの保険契約の告知と同一内容を継続契約について改めて告知したものとみなしてこの特約に基づき保険契約を継続します。

(3) (1)の規定による告知については、継続契約の普通保険約款およびこれに付帯される特約における告知義務に関する規定を適用します。ただし、保険証券等記載の被保険者の職業または職務に変更があった場合にはその事実を当会社に告げなかつたときは、当会社は、普通保険約款第4章基本条項第12条（保険料の取扱い・告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）(4)の規定に準じ、普通保険約款第2章傷害条項の規定により支払われる保険金を削減して支払います。

(4) 保険契約者が、普通保険約款第4章基本条項第4条（保険契約者の住所変更）の規定による通知をしなかつた場合において、当会社が(1)に定めるこの保険契約の申込書等（注）を当会社の知った最終の住所または通知先に送付したときは、通常到達するために必要とする期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

(注) 申込書等 保険契約申込書等、保険契約の締結のために必要なものとして当会社が定める書類をいいます。

第9条（家族特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合は、前条(3)の規定中「保険証券等記載の被保険者の職業または職務」とあるのは「家族特約第1条（用語の定義）に規定する本人の職業または職務」と読み替えて適用します。

第10条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合は、第8条（継続契約の告知義務）(3)の規定中「保険証券等記載の被保険者の職業または職務」とあるのは「家族特約（夫婦用）第1条（用語の定義）に規定する本人の職業または職務」と読み替えて適用します。

第11条（家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合は、第8条（継続契約の告知義務）(3)の規定中「保険証券等記載の被保険者の職業または職務」とあるのは「家族特約（配偶者対象外用）第1条（用語の定義）に規定する本人の職業または職務」と読み替えて適用します。

第12条（交通傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に交通傷害危険のみ補償特約が付帯された場合は、第8条（継続契約の告知義務）(3)ただし書きの規定は適用しません。

第13条（保険料分割払特約（一般用）との関係）

この特約に規定しない事項については、保険料分割払特約（一般用）の規定を適用します。

77. 保険契約の継続に関する特約（年払契約用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	第3条（保険契約の継続）(1)の規定により継続された保険契約をいいます。
払込期日	継続前契約の保険期間の満了する日をいいます。
保険証券等	保険証券または保険証券に代わる書面をいいます。

第2条（適用契約の範囲）

この特約は、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第3条（保険契約の継続）

- (1) この保険契約の満了する日より3か月前の日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合は、この保険契約は満了する日の契約内容と同一の契約内容（注）で新たな保険契約として継続されるものとします。以後毎年同様とします。
 (2) 継続契約の保険期間の初日は継続前契約の保険期間が満了する日とし、保険期間は継続前契約と同一の期間とします。
 (3) (1)の規定によりこの保険契約が継続された場合は、当会社は、保険証券等を保険契約者に交付します。
 (注) 同一の契約内容 第6条（継続契約に適用される制度・料率等）に規定する場合を除きます。

第4条（継続契約の保険料および払込方法）

- (1) 継続契約の保険料は、保険証券等記載の金額とします。
 (2) 保険契約者は、継続契約の保険料を払込期日までに払い込むものとします。

第5条（継続契約の保険料不払の場合の免責）

- (1) 保険契約者が、前条の継続契約の保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日までに払い込むべき継続契約の保険料の払込みを怠った場合において、当会社は、次の①または②に該当するときは、保険金を支払いません。
 ① その継続契約の保険料の払込期日の午後4時以降に、その継続契約で定める保険金支払事由の原因が被保険者に発生していたとき
 ② その継続契約の保険料の払込期日の午後4時以降に、その継続契約で定める保険金支払事由が被保険者に生じていたとき

(2) 保険契約者が(1)の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」とあるのを「払込期日の属する月の25日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。

第6条（継続契約の保険料不払の場合の保険契約の解除）

- (1) 保険契約者が、第4条（継続契約の保険料および払込方法）の継続契約の保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日までに払い込むべき継続契約の保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する権利をもって、継続契約を解除することができます。

(2) (1)の規定による解除は、継続契約の保険期間の始期からその効力を生じります。

第7条（継続契約に適用される制度・料率等）

この保険契約に適用した制度・料率等（注）が改定された場合は、当会社は、制度・料率等（注）が改定された日以降第3条（保険契約の継続）の規定によって保険期間が開始する継続契約の制度・料率等（注）を変更します。
 (注) 制度・料率等 普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等をいいます。

第8条（継続契約に適用される特約）

この保険契約が第3条（保険契約の継続）(1)の規定により継続された場合は、継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

第9条（継続契約の告知義務）

- (1) 第3条（保険契約の継続）(1)の規定によりこの保険契約を継続する場合において、この保険契約の保険契約申込書等（注）に記載した、またはこの保険契約の保険証券等に記載された普通保険約款に定める告知事項に対する告知内容に変更があったときは、当会社からの求めに応じ、保険契約者は被保険者は、そのことをこの保険契約の満了する日より3か月前の日までに当会社に告げなければなりません。

(2) 保険契約者は被保険者が(1)の告知を行わなかった場合は、当会社は、保険契約者および被保険者がこの保険契約の告知と同一内容を継続契約について改めて告知したものとみなしてこの特約に基づき保険契約を継続します。

(3) (1)の規定による告知については、継続契約の普通保険約款およびこれに付帯される特約における告知義務に関する規定を適用します。ただし、保険証券等記載の被保険者の職業または職務に変更があった場合にはその事実を当会社に告げなかつたときは、当会社は、普通保険約款第4章傷害条項第12条（保険料の取扱い・告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）(4)の規定に準じ、普通保険約款第2章傷害条項の規定により支払われる保険金を削減して支払います。

(4) 保険契約者が、普通保険約款第4章基本条項第4条（保険契約者の住所変更）の規定による通知をしなかつた場合において、当会社が(1)に定めるこの保険契約の申込書等（注）を当会社の知った最終の住所または通知先に送付したときは、通常到達するために必要とする期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

(注) 申込書等 保険契約申込書等、保険契約の締結のために必要なものとして当会社が定める書類をいいます。

第10条（家族特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合は、前条(3)の規定中「保険証券等記載の被保険者の職業または職務」とあるのは「家族特約第1条（用語の定義）に規定する本人の職業または職務」と読み替えて適用します。

被保険者の職業または職務」とあるのは「家族特約第1条（用語の定義）に規定する本人の職業または職務」と読み替えて適用します。

第11条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合は、第9条（継続契約の告知義務）(3)の規定で「保険証券等記載の被保険者の職業または職務」とあるのは「家族特約（夫婦用）第1条（用語の定義）に規定する本人の職業または職務」と読み替えて適用します。

第12条（家族特約（配偶者対象用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者対象用）が付帯された場合は、第9条（継続契約の告知義務）(3)の規定で「保険証券等記載の被保険者の職業または職務」とあるのは「家族特約（配偶者対象用）第1条（用語の定義）に規定する本人の職業または職務」と読み替えて適用します。

第13条（交通事故傷害のみ補償特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に交通事故傷害のみ補償特約が付帯された場合は、第9条（継続契約の告知義務）(3)ただし書きの規定は適用しません。

78. 保険料確定特約（建設業者団体傷害総合保険特約用）

第1条（建設業者団体傷害総合保険特約の読み替え）

当会社は、この特約により、建設業者団体傷害総合保険特約第3条（暫定保険料）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第3条（保険料）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に保険料（注）を当会社に支払わなければなりません。
- (2) 普通保険約款第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料（注）領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の保険料（注）に適用するものとします。
- (3) (1)の保険料（注）とは、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度または過去1年間の実績に基づいて、当会社の定める方法により算出した被保険者数および職種別級により算出したものをいいます。

（注）保険料

保険証券記載の保険料をいいます。

第2条（建設業者団体傷害総合保険特約の適用除外）

当会社は、この特約により、建設業者団体傷害総合保険特約第6条（保険料の精算）の規定を適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および普通保険約款に付帯される他の特約の規定を準用します。

79. 保険料確定特約（被保険者人数の通知に関する特約用）

第1条（被保険者人数の通知に関する特約の読み替え）

当会社は、この特約により、被保険者人数の通知に関する特約第2条（暫定保険料）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第2条（保険料）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に保険料（注）を当会社に支払わなければなりません。
- (2) 普通保険約款第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定およびその他の特約に定める保険料（注）領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の保険料（注）に適用するものとします。
- (3) (1)の保険料（注）とは、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度または過去1年間の被保険者数（注2）、その他の当会社の定める事項に基づいて、当会社の定める方法により算出したものをいいます。

（注）保険料

保険証券記載の保険料をいいます。

（注）被保険者数

初年度契約の場合は、被保険者となるべき者の人数をいいます。

第2条（被保険者人数の通知に関する特約の適用除外）

当会社は、この特約により、被保険者人数の通知に関する特約第3条（通知）および第4条（保険料の精算）の規定を適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および普通保険約款に付帯される他の特約の規定を準用します。

80. 保険料確定特約（包括契約に関する特約用）

第1条（包括契約に関する特約の読み替え）

当会社は、この特約により、包括契約に関する特約第2条（暫定保険料）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第2条（保険料）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結とともに、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度または過去1年間の被保険者数（注1）、その他の当会社の定める事項に基づき当会社が算出した、保険料（注2）を当会社に支払わなければなりません。
- (2) 普通保険約款第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料（注2）領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の保険料（注2）に適用するものとします。
- (3) 最近の会計年度または過去1年間の被保険者数
初年度契約の場合は、被保険者となるべき者の人数をいいます。

（注）保険料

保険証券記載の保険料をいいます。

第2条（包括契約に関する特約の適用除外）

当会社は、この特約により、包括契約に関する特約第4条（通知）および第5条（確定保険料）の規定を適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および普通

保険約款に付帯される他の特約の規定を準用します。

81. 保険料確定特約（役職員包括団体傷害保険特約用）

第1条（役職員包括団体傷害保険特約の読み替え）

当会社は、この特約により、役職員包括団体傷害保険特約第3条（暫定保険料）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第3条（保険料）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に保険料（注）を当会社に支払わなければなりません。
- (2) 普通保険約款第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料（注）領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の保険料（注）に適用するものとします。
- (3) (1)の保険料（注）とは、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度または過去1年間の実績に基づいて、当会社の定める方法により算出した被保険者数および職種別級により算出したものをいいます。

（注）保険料

保険証券記載の保険料をいいます。

第2条（役職員包括団体傷害保険特約の適用除外）

当会社は、この特約により、役職員包括団体傷害保険特約第6条（保険料の精算）の規定を適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および普通保険約款に付帯される他の特約の規定を準用します。

82. 役職員包括団体傷害保険特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第6条（保険料の精算）(1)の規定による通知に基づき、当会社の定めた方法で算出された保険料をいいます。
暫定保険料	当会社の定める方法により被保険者数および職種別級に基づいて算出した保険証券記載の暫定保険料をいいます。

第2条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、保険契約者（注）の構成員のうち、保険証券またはそれに付帯される明細書に記載の者とします。

（注）保険契約者

事業者団体である場合は、その構成団体をいいます。

第3条（暫定保険料）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。
- (2) 普通保険約款第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第4条（書類の備付け）

保険契約者は、常に保険料を算出するために必要な書類を備え、当会社がその閲覧を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第5条（保険金額および入院保険金日額等）

保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額は、同一職名等の各被保険者について同一とし、1被保険者について保険証券記載の金額とします。

第6条（保険料の精算）

- (1) 保険契約者は、保険契約終了後、遅滞なく、確定保険料を算出するために、当会社の定める事項について通知（注）しなければなりません。
- (2) 当会社は、確定保険料と既に領収した暫定保険料に過不足がある場合は、その差額を精算します。
- (3) (1)の規定による通知に脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額とみなし、保険金を削減して支払います。

各被保険者の保険金額
保険証券記載の被保険者1名
額、入院保険金日額、
通院保険金日額、介護
= 金額、通院保険金日額、介
護保険金年額および被害
事故補償保険金額

実際に行われた通知に基づいて、当会社
が算出した確定保険料

脱漏がなかったもののとして、当会社が算
出した確定保険料

- (4) (1)の規定による通知に脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(3)の規定に基づいて保険金が支払われている場合を除きます。
- (5) (3)の規定は、当会社が(3)の通知の故意または重大な過失による脱漏があることを知った時から(3)の規定により保険金を支払う旨の保険契約者に対する通知をしないで1ヶ月を経過した場合または保険期間終了後から5年を経過した場合は適用しません。

（注）通知

確定保険料を算出するために必要な書類等の提出を含みます。

第7条（保険金の請求）

被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第4章基本条項第20条（保険金の請求）(2)に規定する書類のほか、事故が発生した時に、この保険契約の被保険者であったことを証明する書類を提出しなければなりません。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

83. クレジットカードによる保険料支払に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	カード会社との間で締結した会員規約等をいいます。
カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。

第2条（クレジットカードによる保険料支払）

- (1) 保険契約者は、クレジットカードにより、この保険契約の保険料（注）を支払うこととします。
(2) (1)にいう保険契約者は、会員規約等に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた者にかぎります。

(注) 保険料

異動時の追加保険料を含みます。以下この特約において同様とします。

第3条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）

- (1) 保険契約者から、この保険契約の申込時または異動承認請求時に保険料のクレジットカードによる支払の申出があった場合は、当会社は、カード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であることを確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時（注）以後、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(2) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

① 当会社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いつくレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかる保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。

② 会員規約等に定める手続が行わない場合

(注) 承認した時

保険証券記載の保険期間の開始前に承認した場合は保険期間の開始した時とします。

第4条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

- (1) 当会社は、前条(2)の①の保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかる保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約に請求できないものとします。

(2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅延なくその保険料を支払ったときは、前条(1)の規定を適用します。

(3) 保険契約者が(2)の保険料の支払を怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。ただし、この場合の保険料は、保険契約の申込時に支払う保険料にかぎるものとし、異動承認請求時の保険料の支払を怠った場合は、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を適用します。

(4) (3)の解除は保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第5条（保険料の返還）

普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、前条(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当会社へ払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いつくレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかる保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

84. 初回保険料の口座振替に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	保険料をいい、この保険契約に保険料分割払特約が適用されている場合は第1回分割保険料をいいます。
初回保険料払込期日	提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

第2条（特約の適用）

- (1) この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用されます。
(2) この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。
① 保険契約締結の時に、指定口座が、提携金融機関に設定されていること。
② この保険契約の締結および保険契約者が当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の初日の属する月の前月末日までになされていること。

第3条（初回保険料の払込み）

- (1) 初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
(2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
(3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

第4条（初回保険料払込み前の事故）

- (1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合は、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まれなければなりません。
(2) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料を払い込んだ場合は、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
(3) 保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料の払込みを怠った場合において、その払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末」とあるのを「初回保険料払込期日の属する月の翌々月の25日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。
(4) (2)の規定により、被保険者が、初回保険料払込み前の事故について保険金の支払を受ける場合は、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当会社に払い込まれなければなりません。

第5条（解除・初回保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料の払込みがない場合は、この保険契約を解除することができます。
(2) 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。

第6条（自動継続契約への不適用）

この特約が付帯された契約が、保険契約の継続に関する特約の規定により継続される場合は、継続された保険契約については、この特約を適用しません。

85. 保険料支払に関する特約

第1条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むものとします。

第2条（保険料領収前の事故）

当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込まない場合において、次の①または②のいずれかに該当するときは、保険金を支払いません。

① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中にこの保険契約で定める保険金支払事由が被保険者に発生していたとき

② この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中にこの保険契約で定める保険金支払事由が被保険者に発生していたとき

第3条（保険料不払の場合の保険契約の解除）

当会社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解約の効力）

前条の規定による解除の効力は、保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

86. 保険料分割払特約（一般団体用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数に分割した金額をいいます。

第2条（保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。

(2) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まれなければなりません。ただし、当会社が承認した場合は、保険契約者は、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むことができます。

第3条（第1回分割保険料領収前の事故）

当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条(2)の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合において、次の①または②のいずれかに該当するときは、保険金を支払いません。

① この保険契約の保険期間の開始時から、第1回分割保険料を領収した時までの期間中にこの保険契約で定める保険金支払事由が被保険者に発生していたとき

② この保険契約の保険期間の開始時から、第1回分割保険料を領収した時までの期間中にこの保険契約で定める保険金支払事由が被保険者に発生していたとき

第4条（第2回分割保険料不払の場合の特則）

当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条(2)の規定に従い第2回分割保険料を払い込まない場合において、次の①または②のいずれかに該当するときは、保険金を支払いません。
① 第1回分割保険料の払込期日までに払い込まれなければなりません。ただし、当会社が承認した場合は、保険契約者は、第1回分割保険料を領収した時までの期間中にこの保険契約で定める保険金支払事由が被保険者に発生したとき

② 第1回分割保険料の払込期日までに払い込まれなければなりません。ただし、当会社が承認した場合は、保険契約者は、第1回分割保険料を領収した時までの期間中にこの保険契約で定める保険金支払事由が被保険者に発生したとき

(2) (1)の規定が適用される場合であっても、第3回以降の分割保険料の払込期日は変更しません。

第5条（分割保険料不払の場合の免責）

(1) 保険契約者が第2回以降の分割保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込みを怠った場合において、当会社は、次の①または②に該当するときは、保険金を支払いません。

① この分割保険料の払込期日の翌日以降に、この保険契約で定める保険金支払事由が被保険者に発生したとき
② この分割保険料の払込期日の翌日以降に、この保険契約で定める保険金支払事由が被保険者に発生したとき

(2) 保険契約者が第1回の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」とあるのを「翌々月の25日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第6条（死亡保険金支払時の未払分割保険料の払込み）

普通保険約款第2章傷害条項およびこの保険契約に適用される他の特約の規定に従い支払われる死亡保険金について、当会社が1被保険者についてその保険金額を支払うべき傷害が生じた場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払分割保険料（注）の全額を一時に払い込まなければなりません。

（注）未払分割保険料

年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第7条（分割保険料不払の場合の解除）

（1）当会社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 当会社が保険契約を解除できる場合	ア. 払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合 イ. 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
② 解除の効力が生じる時	ア. ①のア.による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日 イ. ①のイ.による解除の場合は、次回払込期日

（2）当会社は、（1）の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。

第8条（保険料の取扱い）

次の①から⑥までのいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合は、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに次の①から⑥までの保険料を返還または請求します。

事由	保険料の返還または請求方法
① 普通保険約款第4章基本条項第2条（告知義務） (1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるとき	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
② 職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、保険料率を変更する必要があるとき	変更前料率（注2）と変更後料率（注3）との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
③ 普通保険約款第4章基本条項第6条（保険契約の失効）の規定により保険契約が失効となった場合	未経過期間に対応する保険料と未払分割保険料（注4）との差額を返還または請求します。ただし、普通保険約款第2章傷害条項第4条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合は、当会社はその保険金が支払われるべき被保険者に係る保険料は返還しません。
④ 次のア.からキ.までのいずれかの規定により、この保険契約が解除となった場合 ア. 普通保険約款第4章基本条項第2条（告知義務）(2) イ. 同条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）(5) ウ. 同条項第8条（保険契約者による保険契約の解除） エ. 同条項第9条（重大事由による解除）(1) オ. 同条項第9条(2) カ. 同条項第10条（被保険者による保険契約の解除請求）(2) キ. 同条項第10条(3)	未経過期間に対応する保険料と未払分割保険料（注4）との差額を返還または請求します。
⑤ 前条(1)の規定により、この保険契約が解除となった場合	既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。
⑥ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき	変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

（注1）職業または職務の変更の事実

普通保険約款第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)の変更の事実をいいます。

（注2）変更前料率

変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注3）変更後料率

変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

（注4）未払分割保険料

年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第9条（返還保険料の取扱い）

（1）当会社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険契約の分割保険料が口座振替の方法により払い込まれているときは、当会社は、返還保険料の全額を一括して、当会社の定める日に、指定口座（注）への振込みによって保険料を返還することができるものとします。

（2）（1）の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がなされている場合は適用しません。

（注）指定口座

保険契約者の指定する口座をいいます。

第10条（家族特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合は、第6条（死亡保険金支払時の未払分割保険料の払込み）の規定中「1被保険者について」を「1家族全員について」、「その保険金が支払われるべき被保険者」を「その保険金が支払われるべきその家族」と読み替えて適用します。

第11条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合は、第6条（死亡保険金支払時の未払分割保険料の払込み）の規定中「1被保険者について」を「1夫婦全員について」、「その保険金が支払われるべき被保険者」を「その保険金が支払われるべきその夫婦」と読み替えて適用します。

第12条（家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合は、第6条（死亡保険金支払時の未払分割保険料の払込み）の規定中「1被保険者について」を「1家族全員について」、「その保険金が支払われるべき被保険者」を「その保険金が支払われるべきその家族」と読み替えて適用します。

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

8. 保険料分割払特約（一般用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	口座振替の方法で払い込む場合は、提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいい、口座振替以外の方法で払い込む場合は、契約締結の際に指定した期日をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額をいいます。

第2条（保険料の払込み）

- （1）保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
（2）保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第3条（第1回分割保険料領収時の事故）

当会社は、保険期間が始まつた後であっても、保険契約者が前条(2)の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合において、次の①または②のいずれかに該当するときは、保険金を支払いません。

- ① この保険契約の保険期間の開始時から、第1回分割保険料を領収した時までの期間中にこの保険契約で定める保険金支払事由が被保険者に発生していたとき
② この保険契約の保険期間の開始時から、第1回分割保険料を領収した時までの期間中にこの保険契約で定める保険金支払事由が被保険者に生じていたとき

第4条（保険料の払込み方法に関する特則）

- （1）保険契約者は、第2回以降の分割保険料を口座振替の方法により払い込むことができます。この場合は、保険契約締結の際に、次の①および②に定める条件をいはずれも満たさなければなりません。
① 指定口座が提携金融機関に設定されていること。
② 当会社に損害保険料口座振替依頼書の提出等がなされていること。

- （2）払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
（3）保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

第5条（第2回分割保険料不払の場合の特則）

- （1）保険契約者が第2回以降の分割保険料を前条(1)に定める口座振替によって払い込む場合で、第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行はれなかったことによる場合においては、第2回分割保険料の払込みの属する月の翌月の応当日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行はれなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
（2）（1）の規定が適用される場合であっても、第3回以降の分割保険料の払込期日は変更しません。

第6条（分割保険料不払の場合の免責）

- （1）保険契約者が第2回以降の分割保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込みを怠った場合において、当会社は、次の①または②に該当するときは、保険金を支払いません。
① その分割保険料の払込期日の翌日以降に、この保険契約で定める保険金支払事由の原因が被保険者に発生していたとき
② その分割保険料の払込期日の翌日以降に、この保険契約で定める保険金支払事由が被保険者に生じていたとき

- （2）保険契約者が(1)の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第7条（第2回以降分割保険料領収事故の特則）

保険契約者が、事故発生日前に到來した払込期日に払い込むべき第2回以降の分割保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者、保険金を受け取るべき者は保険金請求権者が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が既に到來した払込期日に払い込むべき分割保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。

第8条（死亡保険金支払時の未払分割保険料の払込み）

普通保険約款第2章傷害条項およびこの保険契約に適用される他の特約の規定に従い支払われる死亡保険金について、当会社が1被保険者についてその保険金額を支払うべき傷害が生じた場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払分割保険料（注）の全額を一時に払い込まなければなりません。

(注) 未払分割保険料

年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第9条 (分割保険料不払の場合の解除)

(1) 当会社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 当会社が保険契約を解除できる場合	ア. 払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合 イ. 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
② 解除の効力が生じる時	ア. ①のア. による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日 イ. ①のイ. による解除の場合は、次回払込期日

(2) 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約に対する書面により解除の通知を行います。

第10条 (保険料の取扱い)

次の①から⑥までのいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合は、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに次の①から⑥までの保険料を返還または請求します。

事由	保険料の返還または請求方法
① 普通保険約款第4章基本条項第2条（告知義務） (1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるとき	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
② 職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、保険料率を変更する必要があるとき	変更前料率（注2）と変更後料率（注3）との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
③ 普通保険約款第4章基本条項第6条（保険契約の失効）の規定により保険契約が失効となった場合	未経過期間に対応する保険料と未払分割保険料（注4）との差額を返還または請求します。ただし、普通保険約款第2章傷害条項第4条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合は、当会社はその保険金が支払われるべき被保険者に係る保険料は返還しません。
④ 次のア. からキ. までのいずれかの規定により、この保険契約が解除となった場合 ア. 普通保険約款第4章基本条項第2条（告知義務）(2) 1. 同条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）(5) ウ. 同条項第8条（保険契約による保険契約の解除） エ. 同条項第9条（重大事由による解除）(1) オ. 同条項第9条(2) カ. 同条項第10条（被保険者による保険契約の解除請求）(2) キ. 同条項第10条(3)	未経過期間に対応する保険料と未払分割保険料（注4）との差額を返還または請求します。
⑤ 前条(1)の規定により、この保険契約が解除となった場合	既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。
⑥ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき	変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(注1) 職業または職務の変更の事実

普通保険約款第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)の変更の事をいいます。

(注2) 変更前料率

変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) 変更後料率

変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注4) 未払分割保険料

年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第11条 (返還保険料の取扱い)

(1) 当会社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険契約の分割保険料が口座振替の方法により払い込まれているときは、当会社は、返還保険料の全額を一括して、当会社の定める日に指定口座への振込みによって保険料を返還することができるものとします。

(2) (1)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がなされている場合は適用しません。

第12条 (家族特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合は、第8条（死亡保険金支払時の未払分割保険料の払込み）の規定中「1被保険者について」を「1家族全員について」、「その保険金が支払われるべき被保険者」を「その保険金が支払われるべきその家族」と読み替えて適用します。

第13条 (家族特約(夫婦用)が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に家族特約(夫婦用)が付帯された場合は、第8条（死亡保険金支払時の未払分割保険料の払込み）の規定中「1被保険者について」を「1夫婦全員について」、「その保険金が支払われるべき被保険者」を「その保険金が支払われるべきその夫婦」と読み替えて適用します。

す。

第14条 (家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合は、第8条（死亡保険金支払時の未払分割保険料の払込み）の規定中「1被保険者について」を「1家族全員について」、「その保険金が支払われるべき被保険者」を「その保険金が支払われるべきその家族」と読み替えて適用します。

第15条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

88. 1割以内異動不積算特約

1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、この特約により、保険期間の中途で被保険者が増加した場合において、その増加が保険期間の始期における被保険者の数1割以内であるときは、普通保険約款第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定にかかわらず、保険料を請求することなく増加された被保険者が被った傷害または損害に対しても、保険金を支払います。

2条 (保険金額および入院保険金額等)

保険金額、入院保険金額、通院保険金額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額は、すべて被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

3条 (被保険者の増加)

- 1条（保険金を支払う場合）に規定する割合を超える被保険者の増加があった場合は、保険契約者は、遅滞なく、当会社に通知しなければなりません。
- 保険契約者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかった場合は、前条の規定にかかわらず、当会社は、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金額、通院保険金額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額とみなし、保険金を削減して支払います。

$$\text{各被保険者の保険金額} \times \frac{\text{保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額}}{\text{保険金額} + \text{通院保険金額}} = \frac{\text{通院保険金額} \times \text{介護保険金年額}}{\text{介護保険金年額} + \text{および被害事故補償保険金額}} \times 1.1 \times \frac{\text{保険期間の始期における被保険者数}}{\text{増員数}}$$

(3) (2)の規定は、当会社が、(1)の通知が故意もしくは重大な過失により遅滞なく行われなかつたことを知った時から(2)の規定により保険金を支払う旨の保険契約者に対する通知をしないで1ヶ月を経過した場合または第1条（保険金を支払う場合）に規定する割合を超える被保険者の増加があった時から5年を経過した場合は適用しません。

- (4) (1)の規定による通知があった場合は、当会社は、第1条（保険金を支払う場合）に規定する割合を超える部分に相当する被保険者のにつき未経過期間に対し月割（注1）により計算した保険料を請求します。
- 保険契約者が故意または重大な過失によって、(4)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注2）は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (6) (4)の規定による追加保険料を請求する場合において、(5)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金額、通院保険金額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額とみなし、保険金を削減して支払います。

$$\text{各被保険者の保険金額} \times \frac{\text{保険証券記載の被保険者1名あたりの保険金額}}{\text{保険金額} + \text{通院保険金額}} = \frac{\text{通院保険金額} \times \text{介護保険金年額}}{\text{介護保険金年額} + \text{および被害事故補償保険金額}} \times 1.1 \times \frac{\text{保険期間の始期における被保険者数}}{\text{増員数}}$$

(注1) 月割

1か月に満たない期間は1か月とします。

(注2) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が保険契約者に対する追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。

4条 (保険金額および入院保険金額等が職名等別に定められている場合の取扱い)

保険金額、入院保険金額、通院保険金額、介護保険金年額および被害事故補償保険金額が職名等別に定められている場合は、第1条から前条までの規定については職名等ごとに適用するものとします。

5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

89. 企業等の災害補償規定等特約

1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
遺族補償額	災害補償規定等に規定する遺族補償に充てられる金額をいいます。
企業等	保険契約者または保険契約者以外で被保険者と雇用関係等一定の関係にある企業等をいいます。
災害補償規定等	企業等が従業員等の業務中および業務外の災害等に対し、遺族補償を行ふ旨を定めた規定をいいます。
受給者	災害補償規定等の受給者をいいます。

第2条（死亡保険金の支払）

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款または付帯された他の特約の規定にかかわらず、企業等を死亡保険金受取人とします。
- (2) (1)において当会社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款または付帯された他の特約の規定に従います。ただし、次の①から③までに掲げる金額（注1）を限度とします。
- ① 保険金の請求書類が次条①の場合
　　遺族補償額の範囲内で、受給者が了知している保険金の請求額
 - ② 保険金の請求書類が次条②の場合
　　受給者が企業等から受領した金銭の額
 - ③ 保険金の請求書類が次条③の場合
　　企業等が受給者へ支払った金銭の額
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、企業等が次条①から③までに掲げる書類を提出できない場合は、当会社は被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (4) (3)において当会社が支払うべき死亡保険金の額は、普通保険約款または付帯された他の特約の規定に従います。ただし、遺族補償額（注2）を限度とします。
- (注1) 次の①から③までに掲げる金額
　　災害補償規定等に対して保険金を支払う他の保険契約等があり、同一の事故に対して、既に保険または共済金が支払われている場合は、他の保険契約等によって支払われた金額を控除した残額とします。
- (注2) 遺族補償額
　　災害補償規定等に対して保険金を支払う他の保険契約等があり、同一の事故に対して、既に保険または共済金が支払われている場合は、他の保険契約等によって支払われた金額を控除した残額とします。

第3条（保険金の請求）

企業等が死亡保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款または付帯された他の特約に定められた書類のほか、次の①から③までに掲げる書類のいずれかを提出しなければなりません。

- ① 受給者が保険金の請求内容について了知していることを証する書類
- ② 受給者が企業等から金銭を受領したことを証する書類
- ③ 企業等が受給者に金銭を支払ったことを証する書類

第4条（保険料の返還）

第2条（死亡保険金の支払）(2)のただし書または同条(4)のただし書により死亡保険金の支払額を減額する場合は、既に払い込まれた保険料のうち、その減額分に対応する保険料を保険契約者に返還します。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款または付帯された他の特約の規定を準用します。

90. 共同保険に関する特約

第1条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社（注）による共同保険契約であって、引受保険会社（注）は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受け割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

（注）引受保険会社

保険証券記載の保険会社をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際してこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の①から⑩までに掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の賛成の設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までに掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に對して行われたものとみなします。

91. 死亡保険金支払に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
企業等	保険契約者または保険契約者以外で被保険者と雇用関係等一定の関係にある企業等をいいます。

災害補償規定等

企業等が従業員等の業務中および業務外の災害等に対し、遺族補償を行う旨を定めた規定をいいます。
なお、保険金額が被保険者である従業員等に対する弔慰金、退職金等の支払に充当される額を超過する場合は、その超過額が企業等の費用等に充当されることが規定されたものとします。

第2条（災害補償規定等の備え付け）

当会社は、この特約により、普通保険約款または付帯された他の特約の規定にかかわらず、企業等を死亡保険金受取人と定める場合は、企業等は災害補償規定等を備え、当会社がその提出を求めたときは、いつでもこれに応じなければなりません。

第3条（保険金の支払）

- ① 企業等が死亡保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款または付帯された他の特約に定められた書類のほか、次の①から③までに掲げる書類のいずれかを提出しなければなりません。
　　① 受給者が保険金の請求内容について了知していることを証する書類
　　② 受給者が企業等から金銭を受領したことを証する書類
　　③ 企業等が受給者に金銭を支払ったことを証する書類
- ② 企業等は、やむを得ず死亡保険金受領後に①の②または③の書類を提出する場合は、死亡保険金を受領した日からその日を含めて30日以内または当会社が書面で承認した猶予期間内に当会社に提出しなければなりません。
- ③ 当会社は、(2)で規定する書類が期日までに提出されなかった場合は、企業等に支払われた死亡保険金の返還を求めることができるものとします。なお、死亡保険金が当会社に返還された場合は、当会社は既に払い込まれた保険料のうち、その返還分に応する保険料を保険契約者に返還します。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款または付帯された他の特約の規定を準用します。

92. 訴訟の提起に関する特約

訴訟の当事者となる保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、日本国外の国籍を有し、かつ、日本国外に居住する者がある場合または日本国外に主たる事務所を有する法人もしくは団体である場合は、普通保険約款第4章基本条項第30条（訴訟の提起）の規定にかかわらず、日本国外の裁判所に訴訟を提起することができます。

93. 通信販売に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
契約意思の表示	保険契約申込みの意思を表示することをいいます。
通知書	保険料、保険料払込期限、保険料の払込方法等を記載したものをおこないます。
電子データメッセージ	保険料、保険料払込期限、保険料の払込方法等を明示したものをおこないます。
保険申込者	当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者をいいます。
保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当会社に払い込むべき金銭で、保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。

第2条（この特約の付帯条件）

この特約は、保険申込者が次条に定める方法により保険契約の申込みを行なう場合に付帯されます。

第3条（保険契約の申込みおよび引受け）

保険申込者は、下表「保険契約の申込み」の①から③までのいずれかに該当する方法により保険契約の申込みを行い、当会社は、下表「保険契約の引受け」の方法により引受けを行なうものとします。

保険契約の申込み	保険契約の引受け
① 保険申込者が保険契約申込書に所要の事項を記載し、当会社に送付するものとします。	当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行なうものについては、通知書を保険契約者に送付するものとします。
② 保険申込者が電話、情報処理機器等の通信手段（注）を媒介として、当会社に対し契約意思の表示をするものとします。 （注）通信手段　インターネットを除きます。	当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行なうものについては、通知書および保険契約申込書を保険契約者に送付するものとします。この場合、保険契約者は保険契約申込書に所要の事項を記載し、所定の期間内に当会社へ返送しなければなりません。
③ 保険申込者がインターネットを媒介として、インターネット上に明示された契約情報に基づき、当会社に対し契約意思の表示をするものとします。	当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行なうものについては、電子データメッセージを保険契約者に送信するものとします。

第4条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、次の①から③までのいずれかに定める通知に従い、保険料を払い込まなければなりません。
　　① 前条①の方法により保険契約の申込みを行う場合は、同条①に定める通知書による通知
　　② 前条②の方法により保険契約の申込みを行う場合は、同条②に定める通知書による通知
　　③ 前条③の方法により保険契約の申込みを行う場合は、同条③に定める電子データメッセージによる通知
- (2) (1)の場合、この保険契約に付帯される他の特約に定める「保険契約の締結と同時に保険料を払い込む」旨の規定を適用しません。

第5条（当会社による保険契約の解除）

- (1) 当会社は、第3条（保険契約の申込みおよび引受け）②の保険契約申込書が所定の期間内に当会社に

返送されない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) 当会社は、前条(1)の通知に記載された保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面または電子メールによる通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (1)および(2)の解除は、保険契約の引受けを行った日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条 (この特約による当会社への通知方法)

保険契約者または被保険者が、訂正の申出または契約条件変更の申出を行う場合は、書面または電話、情報処理機器等の通信手段によって行うものとします。

第7条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の表の告知事項の規定中「保険契約申込書の記載事項」とあるのは「保険契約の申込みを行った際に申し出る事項」と読み替えて適用します。

第8条 (継続契約との関係)

保険契約の継続に関する特約または保険契約の継続に関する特約（年払契約用）により、この保険契約が継続された場合は、第3条（保険契約の申込みおよび引受け）、第4条（保険料の払込方法）および第5条（当会社による保険契約の解除）の規定は適用しません。

第9条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款または付帯された他の特約の規定を準用します。

94. 法人契約特約

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第5条（後遺障害保険金の支払）から第7条（通院保険金の支払）までの規定にかかわらず、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に基づいて支払われる後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金についても死亡保険金受取人に支払います。

(2) この特約においては、普通保険約款第4章基本条項第25条（死亡保険金受取人の変更）(9)の規定は適用しません。

(3) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

— × —

— × —

お客さま総合窓口

●損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・サービスセンターへお取次ぎさせていただく場合がございます。

【窓口：(株)損害保険ジャパン】
フリーダイヤル  0120-888-089

<受付時間> 平日：午前9時～午後8時
土日祝日：午前9時～午後5時
(12月31日～1月3日は休業)

<インターネットホームページアドレス> <http://www.sompo-japan.co.jp>

そんぽADRセンター

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】



0570-022808

<通話料有料>

PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

<受付時間> 平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）
<インターネットホームページアドレス> <http://www.sonpo.or.jp/>